

目 次

〔特別寄稿〕

自分自身の研究を回顧する……………	上野 俊彦……………	1
–ソ連・ロシアの政治改革に関する研究を中心に–	UENO Toshihiko	
Looking Back on My Studies: Focusing on the Studies on Political Reform in the Soviet Union and the Russian Federation		
上野俊彦教授 年譜		

上野俊彦先生を送る……………	安達 祐子……………	37
A Word of Farewell for Prof. Toshihiko Ueno	ADACHI Yuko	

〔小特集〕

「一帯一路」と世界秩序……………	阿部 純一……………	39
“Belt and Road Initiative” and World Order	ABE Junichi 六鹿 茂夫 MUTSUSHIKA Shigeo 兵頭 慎治 HYODO Shinji	

〔論文〕

非対称な立場の脆弱性を抱えたアクター間の交渉……………	伊藤 愛……………	75
–イラン核合意の成立過程の分析から–	ITO Ai	
Negotiations between Asymmetric Positioned, Vulnerable Actors: Analyzing the Iran Nuclear Deal		

個人支配体制の定義に関する一試論……………	大澤 傑……………	85
–体制変動に注目して–	OSAWA Suguru	
An Essay on Personal Rule Definition: From the Aspect of Regime Change		

FTA/EPA とデータプライバシー……………	須田 祐子……………	95
–TPP 協定と TTIP 協定の事例–	SUDA Yuko	
FTA/EPA and Data Privacy: the Cases of TPP and TTIP Agreements		

駐米大使胡適 – 知識人の対米外交 (1938 年-1942 年) –……………	劉 紅……………	103
Ambassador Hu Shih: An Intellectual’s Diplomacy toward the United States (1938-1942)	LIU Hong	

〔書評〕

上野千鶴子、蘭信三、平井和子編『戦争と性暴力の比較史へ向けて』岩波書店、2018 年、344 頁……………	権 香淑……………	119
Book Review: Ueno Chizuko, Araragi Shinzo, and Hiraki Kazuko eds. (2018), Toward a Comparative History of Sexual Violence and War, Tokyo: Iwanami Shoten	KWON Hyangsuk	

『コスモポリス』投稿規定……………		125
-------------------	--	-----

執筆者紹介

編集後記

[特別寄稿]

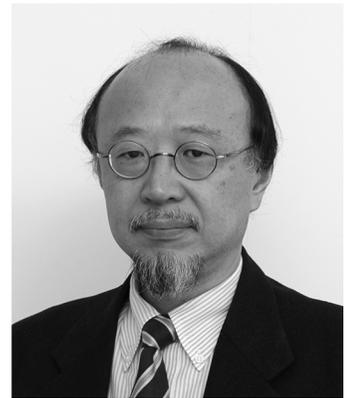
自分自身の研究を回顧する －ソ連・ロシアの政治改革に関する研究を中心に－

Looking Back on My Studies: Focusing on the Studies on Political Reform in the
Soviet Union and the Russian Federation

上野 俊彦

はじめに

筆者の研究は、1986年4月1日付で防衛庁防衛研究所に採用され、職業としての研究を行うようになって以降¹⁾、基本的には、ソ連・ロシアの現状分析が中心であった。というのは、1986年4月1日から1992年3月31日までの防衛庁防衛研究所在任中²⁾ および1992年4月1日から2000年3月31日までの財団法人日本国際問題研究所在任中の併せて14年間、筆者は、政府の外交・安全保障政策の策定に資するため、もっぱら同時代のソ連・ロシアの国内政治情勢の分析をおこなうことを求められたからである。



もっとも、2000年4月1日付で上智大学外国語学部ロシア語学科および大学院外国語学研究科（のちグローバル・スタディーズ研究科）国際関係論専攻に教授として着任して以降は、基本的には研究テーマの設定は自由であり、他方で、ロシア語専門教育、ならびにロシア・ソ連の歴史、政治、法律、ロシア・ソ連を中心とする国際関係史等について幅広く教育を行うことが求められることになり、研究の幅は多少広がったと言えるかも知れない。

しかし、大学教員となってからも、政府省庁や政府関係諸機関が組織する種々の研

1) 筆者が研究を職業としたのは、1986年4月1日付で防衛庁教官・防衛庁防衛研究所第二研究部第二研究室助手に採用されたのが最初である。ちなみに、防衛研究所がソ連研究者を採用したのは久しぶりのことだったようだ。少なくとも、筆者が防衛研究所に着任したとき、文官のソ連研究者は、筆者より20歳年長の宮内邦子氏、および10歳年長の松井弘明氏（のち聖学院大学教授、大東文化大学教授などを歴任）の2人しかいなかった。この前任の2人と筆者の、防衛研究所着任時の年齢は同じではないであろうから、必ずしも10年に1人の採用というわけではない。とはいえ、こういう年齢分布でソ連研究者を採用してきた防衛研究所が、1986年4月1日付で、同時に2人（のち鈴鹿大学教授となる中野潤三氏および筆者）もソ連の政治・外交の研究者を採用したことは、非常に興味深い。このことは、おそらく、1985年3月にゴルバチョフがソ連共産党書記長に就任し、ソ連国内およびソ連を巡る国際情勢が大きく動き始めたことと関係しているのかも知れない。

2) この間、1990年3月から1992年2月までの2年間、筆者は、外務省在外公館専門調査員として在ソ連（1992年1月1日以降は在ロシア）日本大使館政務班に勤務している。なお、筆者は、防衛庁防衛研究所に在籍したまま、在ソ連大使館に専門調査員として派遣された。これは、少なくとも現在行われている公募・試験採用による外務省在外公館専門調査員とは採用および派遣の方法がまったく異なる。当時の日ソ関係等を考えてみると、この筆者の在ソ連日本大使館への派遣の方法は極めて興味深い。なお、防衛庁の研究職・教育職から在ロシア日本大使館に派遣された専門調査員が筆者のあと3人続いた。うち2人は、筆者と同様、防衛研究所の研究者であり、他の1人は防衛大学の教官であった。

究プロジェクトに参加する機会も多く、また研究者としてスタートしてからの最初の14年間、政府系研究機関に所属していたときに蓄積された経験をその後の研究に活かすことになり、筆者の研究は、依然として、ロシアの現状分析を中心とするものとなった。

ところで、この「現状分析」とはいかなるものか。筆者は、かつて、この「現状分析」について、「現状分析とは、個々の政治事象を、歴史的な文脈の中でとらえ直し、その政治事象を客観的に評価しうる材料を提示し、分析していくことである」、「筆者は、この現状分析を、主たる仕事としてきた。その場合、主として政治事象の背景にある政治の制度的・構造的な側面に着目してきた。つまり、政治事象を、その事象の歴史的経緯やその背後にある状況の制度的分析を通じて、あるいは官報などの客観的資料に依拠して、実証的・客観的に分析しようと試みてきた。そのため、多くの時間を、官報や議事録を読むことに費やし、他方で、選挙結果の数量的分析、世論調査や人口統計などの数字にこだわってきた」と述べたことがある³⁾。

それゆえ、筆者の論文（そのほとんどは「現状分析」である）を時系列的に回顧してみることは、おのずとスターリン批判後のソ連・ロシアの政治史の回顧となると言えるかも知れない。そのことは、それなりに意義のあることだと信じて、この小論を書くことにした。しばし、お付き合い願えれば幸甚である。

1. 前史

ここで言う「前史」とは、筆者が職業としての研究を始める前の大学院生の時期に公刊した論文を指すとともに、ソ連政治史の時期区分に従って言えば、ゴルバチョフ（Михаил Сергеевич Горбачёв）がソ連共産党中央委員会書記長に就任する以前、すなわちソ連における政治改革の本格的な開始以前の時期をも指している。

筆者は、1980年4月に慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程に進学して以降、それまでのロシア革命前後のロシア・ソ連政治史研究⁴⁾から、第2次世界大戦後、とり

3) 拙著『ポスト共産主義ロシアの政治—エリツィンからプーチンへ—』（財団法人日本国際問題研究所、2001年6月）、iii頁。

4) 筆者の修士論文は、「ロシア革命における工場委員会運動について」（1980年1月、未公刊）と題し、スターリン死後から1960年代の初めにかけてソ連において新たに刊行され、ボリシェヴィキ中心史観およびスターリンの歪曲から一定程度自由であったと考えられるロシア革命に関する史資料等に基づき、工場委員会運動を中心にロシア革命の政治史を再検討したものである。この修士論文は、学部生時代に執筆した「ロシア革命におけるレーニンと労働者民主主義」『政治学研究』（慶應義塾大学法学部政治学科ゼミナール委員会編）第8号（1978年3月20日発行）を基礎にして、その延長線上に執筆されたものである。この学部生時代の論文において筆者が使用したロシア語の一次資料は1919年から1921年にかけて開催された第8回から第10回までのボリシェヴィキ党大会の議事録（*Восьмой съезд РКП(б). Протоколы.* М., 1959; *Девятый съезд РКП(б). Протоколы.* М., 1960; *Десятый съезд РКП(б). Стенографический отчёт.* М., 1963）であり、その意味では、ボリシェヴィキ史観を批判しつつも、ロシア語資料の範囲はボリシェヴィキ党の外には広がっていない。他方、修士論文の執筆に

わけ 1956 年のスターリン批判⁵⁾以降のソ連政治の研究に、研究対象を移していた。

この段階での筆者のソ連政治研究の方法は、主としてソ連の政治研究者自身によるソ連政治研究を分析するというものであった。筆者が参照したソ連の政治研究者の研究は、単行本のかたちで刊行される論文集や単著のほか、定期刊行物のソ連共産党中央機関紙・機関誌および大学・研究所紀要などに掲載されている論文や評論であった。筆者は、それらの研究を読んでいく作業を通じて、ソ連の政治研究者たちがスターリン批判後のソ連の国家体制およびソ連政治をどのように認識していたのかを探ろうとしたのである⁶⁾。筆者は、その研究を、1982 年 3 月に公刊した「ソ連における政治研究の発展」⁷⁾ および 1984 年 11 月から 12 月にかけて公刊した「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察」⁸⁾ にまとめた。以下、その概要を紹介する。

1.1. ソ連における政治研究の発展

拙稿「ソ連における政治研究の発展」において、筆者は、1960 年前後のソ連政治（国家）諸科学会成立の背景、独立した学問分野としての政治学の承認をめぐる論争、マルクス・レーニン主義と実証的経験的社会科学研究との緊張関係に焦点を当てつつ、ソ連における政治研究の発展と現状を明らかにしようとした。

ソ連における政治研究の発展をたどる中で興味深い議論を数多く発見したが、その後のソ連政治の展開を考える上では、1965 年 2 月のソ連政治（国家）諸科学会第 4 回年次総会における、「共産党の活動の徹底的な研究の必要性」、「社会主義のもとでの一党制と多党制の問題」、「国家権力の地方および中央の諸機関の選挙の・・・複数候補制、複数投票制、多数代表制についての問題」などについての議論は、非常に興味深

際しては、ボリシェヴィキ党以外の諸組織・諸機関の活動を分析するため、上記のボリシェヴィキ党大会の議事録に加えて、より広範囲の資料を収録している歴史資料集（*Великая Октябрьская социалистическая революция. Документы и материалы*. 10 том., М., 1957-63; *Национализация промышленности в СССР. Сборник документов и материалов 1917-1920*. М., 1954）を利用した。またボリシェヴィキ党大会の議事録についても、権力奪取以前の 1917 年 8 月（露暦では 7～8 月）に開催された第 6 回党大会の資料集（*Шестой съезд РСДРП(б). Протоколы*. М., 1958）を利用している。

5) スターリン批判は、一般に、ソ連共産党第 20 回大会開催中の 1956 年 2 月 25 日にフルシチョフ（Никита Сергеевич Хрущёв）・ソ連共産党中央委員会第一書記によって行われた秘密報告「個人崇拜とその結果について」によって始まったとされている。

6) 当時のソ連には、公的には、「政治学」（политическая наука）という学問分野（discipline）も、「政治学者」（политолог）も、存在していなかった。存在していたのは、「政治諸科学」（политические науки）であり、政治を研究対象とする法学者、哲学者、歴史学者、経済学者たちであった。なお、ソ連における独立した学問分野としての政治学の承認をめぐる論争それ自体は、以下で紹介する拙稿「ソ連における政治研究の発展」の主要な論点の一つである。

7) 拙稿「ソ連における政治研究の発展」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』（1982 年 3 月）、91-110 頁。

8) 拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（一）」『法学研究』（慶應義塾大学）第 57 巻第 11 号（1984 年 11 月）、41-80 頁；拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（二・完）」『法学研究』（慶應義塾大学）第 57 巻第 12 号（1984 年 12 月）、26-47 頁。

いものであった⁹⁾。

当時、西側では、一般に、ソ連には言論の自由がなく、現体制に少しでも批判的な、あるいは疑念を差し挟むような言論は厳しく制限されていると考えられていた。しかし、上記の議論を見る限り、だからといって現体制に対してまったく何も意見を差し挟むことができなかつたわけではないことがわかる。上記の議論に見るように、研究者のあいだでは、ソ連共産党それ自体の客観的実証的研究の必要性や選挙制度の研究の必要性が、すでに1960年代半ばの段階において議論されていたのである。

さらに、1960年代半ば以降、世論調査や数量分析などを含む実証的社会科学研究の実施の必要性が議論され始める。筆者は、1966年の科学アカデミー「国家と法」研究所における「実証的社会・法研究のためのラボラトリー」および「実証的社会研究の諸問題に関する研究会議」の設置、1967年4月にスプーミで開催された「社会研究の数量的方法に関する会議」などに着目したが¹⁰⁾、こうした社会科学研究のいわば「科学化」は、必然的に伝統的なマルクス・レーニン主義との理論的な緊張関係をもたらすこととなったものの、その後も、西側の政治学の諸概念とアプローチの研究が活発化し、西側政治学における政治システム論が導入されるなど、ソ連における政治研究は順調に発展し、1979年8月にモスクワで開催された国際政治学会第11回大会で一つの頂点を迎えた。

かくして、筆者は、「システム論の研究の深化の直接的な結果は、現在のソ連においては、マルクス・レーニン主義の理論的相対化、比重の低下と、比較分析、おそらくは東欧の革新的政治体制とのそれによる、ソ連の現存体制の改革への要請となって現れてくるように思われる」と結論づけた¹¹⁾。

1.2. 「発達した社会主義社会の政治システム」の概念

拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察」は、ブレジネフ期¹²⁾におけるソ連の政治研究者によって、自国の体制を認識するための基本的な分析枠組みとして広く用いられていた「発達した社会主義社会の政治システム」という概念の成立の経緯とその内容を、ソ連の政治研究者および政治指導者の著作を

9) 前掲拙稿「ソ連における政治研究の発展」97頁。

10) 同上、100頁。

11) 同上、106頁。

12) ここでは、「ブレジネフ期」を、ブレジネフがソ連共産党中央委員会第一書記(1966年4月8日から職名を書記長に変更)に就任した1964年10月14日から、彼がソ連共産党中央委員会書記長のまま死亡した1982年11月10日までの時期とする。

分析することによって明らかにしようとした論文である。

この「発達した社会主義社会の政治システム」という概念は、「発達した社会主義社会」と「政治システム」という2つの概念から構成されている。前者は1960年代以降、ソ連・東欧の社会主義国において成立した概念¹³⁾であり、後者は言うまでもなくイーストン (David Easton) によって提唱され¹⁴⁾、米国を中心とする「西側」の政治学において発展してきた政治学の概念である。

筆者は、拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察」において、ブレジネフ (Леонид Ильич Брежнев) ・ソ連共産党中央委員会書記長が、1977年の論文「共産主義への途上の歴史的道標」の中で、「発達した社会主義社会」の概念を、「発達した社会主義社会は、共産主義構成体の第一段階の範囲内で新しい体制が社会・経済的に成熟する合法的な段階である」、「(発達した社会主義社会において－筆者) 共産主義への漸進的な移行が始まる」、「成熟した社会主義の完成にともなって、この社会の共産主義社会への漸進的な成長転化も進められる」、「発達した社会主義社会の段階は、資本主義から共産主義への途上での比較的長期にわたる時期をなす」と定義していることを紹介したあと、「こうした発達した社会主義社会の段階の長期性と漸進性の強調は、その結果として、共産主義社会の実現は遠い将来のことであるということ」を暗黙のうちに示すことになる」と指摘した¹⁵⁾。

そして、筆者は、ソ連における経済的变化とそれともなう政治的变化について「発達した社会主義社会」の概念を用いて議論しているソ連の政治研究者の研究を検討したあと、「『発達した社会主義社会』の概念は、この社会の発展の漸進性と長期性、あるいは内部的あつれきをともなわない穏やかな変化が強調されるかぎりにおいては、保守的な性格を持っている」が、「ソ連社会がその経済的な発展とともに政治的な変化を見せつつあることに対する一定の認識をも含んでおり、・・・革新的な主張にその一定の基礎を与えている」と概括した¹⁶⁾。

13) ソ連において、「発達した社会主義社会」という用語を公の場で用いた最初期の例として、1965年9月14日にモスクワのクレムリンで開かれたソ連・チェコスロヴァキア友好会議におけるブレジネフ第一書記(当時)の「共産党の指導の下で、チェコスロヴァキア人民は、発達した社会主義社会を首尾よく作りあげ、それに続く共産主義への移行のための確固たる前提を作り始めている」という発言がある(前掲拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察(一)」46頁)。これ以降、ソ連では、「発達した社会主義(社会)」という用語がしばしば用いられるようになった。ブレジネフ自身が、自国ソ連についてこの用語を用いた最初期の例は、1967年11月3日の「大十月社会主義革命50周年記念」の「祝賀会」における「社会主義の偉大な勝利の五十年」と題した報告で、その中で彼は、「我が国に建設された発達した社会主義社会は、『各人はその能力に応じて働き、その労働に応じて受けとる』という原則が支配する社会である」と述べている(同上、47頁)。

14) Easton, David, *The Political System. An Inquiry into the State of Political Science*, New York: Knopf, 1953.

15) 前掲拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察(一)」51-52頁。

16) 同上、60-61頁。

筆者は、「発達した社会主義社会の政治システム」の概念について、とくに、それが1977年憲法（いわゆるブレジネフ憲法）にその基本的枠組みが提示されていることに着目した¹⁷⁾。実は、1977年憲法の草案作成過程にソ連の政治研究者が関与しており、それがこの概念がソ連憲法に採用された理由でもあるのだ。「発達した社会主義社会の政治システム」の概念がソ連憲法に導入されたことのもっとも重要な成果の一つは、ソ連共産党の役割と機能について、憲法に規定されたことである。すなわち、1977年憲法は、「ソ連共産党は、ソヴィエト社会の階級的かつ先導的な勢力、その政治システムおよび国家組織と社会団体の中核である」（第6条第1項）、「共産党は、社会の発展の基本的な展望およびソ連の内外政策の路線を定め、ソ連国民の偉大な創造的活動を指導し、共産主義の勝利のための闘争に計画的で科学的に根拠づけられた性格を与える」（第6条第2項）と規定したのである。

そして、筆者がとりわけ重要だと考えたのは、1977年6月4日に憲法草案が公表されてから10月7日に第9回ソ連最高ソヴィエト第7回臨時会期において憲法最終草案が採択されるまでのあいだの全国民討議の過程で憲法最終草案に追加挿入され、最終的に採択された第6条第3項の規定、すなわち「すべての党組織は、ソ連憲法の枠内で活動する」という規定であった¹⁸⁾。このソ連憲法第6条第3項の規定は、最も権威あるコメンタール¹⁹⁾によれば、「党組織が、第一に、国家機関を代行してはならないこと、第二に、憲法およびそれに基づいて採択された法律に違反してはならないこと、を意味している」のであり、従って、「社会主義的適法性は、完全に、共産党にも適用される」という²⁰⁾。この「社会主義的適法性」というのは、当時のソ連においては、「例外なくすべての国家機関、経済・社会団体、公務員、国民が、ソ連憲法、共和国および自治共和国憲法、ならびにそれらに基づく現行法令の要請に、正しく不断に従う義務」²¹⁾のことであると説明されていた。したがって、ブレジネフ憲法第6条第3項は、ソ連共産党に憲法および法令の遵守義務を求めたものと理解することができる。

共産党は、1936年憲法（いわゆるスターリン憲法）においては、わずかに団結権（第126条）およびソヴィエト代議員選挙の際の候補者指名権（第141条）に関連して言及されていたに過ぎず、共産党はあたかも憲法の外にある、つまり、憲法に規制されな

17) 前掲拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（二・完）」、27-32頁。

18) 同上、29頁。

19) *Конституция СССР. Политико-правовой комментарий*, М., 1982, с. 38.

20) 前掲拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（二・完）」、29頁。

21) *Краткий политический словарь. Издание шестое, дополненное*, М., 1989, с. 174.

い、いわば超法規的存在だった。ところが、ブレジネフ憲法では、ソ連共産党の役割や機能が規定され、とりわけ、第6条第3項の規定によって、ソ連共産党は、憲法によって規制される制度的枠組みに組み込まれたのである。

もちろん、「社会主義的適法性」の考え方は、「立憲主義」、すなわち、憲法は公権力の担い手の専横から国民の権利を守るためにある、という考え方とは、大きく異なり、憲法や法令の遵守義務を国家機関に対しても、国民に対しても、等しく求めており、さらに、そこに社会主義的という形容詞が付されていることから明らかなように、社会主義社会の維持・発展を目指すことが基本的人権よりも優先するとする考え方が存在している。

とはいえ、憲法の規制対象に共産党が組み込まれ、共産党に憲法および法令の遵守義務を求める考え方が成立したことは、立憲主義へと向かう大きな前進であり、その意味は非常に大きかったと言える。

筆者は、拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察」の最後の部分で、「発達した社会主義社会の政治システム」の概念は、「ソ連の政治研究の基本的枠組みとしてソ連において独自の意義をもってきた。その最も重要な意義は、政治システムを構成する政治的組織として、国家、社会団体、労働集団とならんで共産党を明確に位置づけたことによって、従来の政治研究においていわばタブーの領域にあった共産党の具体的研究に門戸を開いたことである」と指摘し²²⁾、最後に、「ソ連国内において、一定の批判的ないし現状改革的な見解が、公式の学術文献などに公然と表明されている」、「ソ連は、一枚岩の共産党がそのすみずみにまで影響力を浸透させ、少数の指導者が強力なリーダーシップを発揮し、全国民がその示す方向に一丸となって動いていくといった極めて単純な俗に言うところの『全体主義国家』ではない」と結論づけた²³⁾。

そして、筆者がこの論文を公刊した直後の1985年3月11日、ゴルバチョフがソ連共産党中央委員会書記長に就任し、ペレストロイカ（建て直し）²⁴⁾が始まった。

22) 前掲拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（二・完）」、46頁。

23) 同上、47頁。

24) 「ペレストロイカ」（перестройка）は「再建」「建て直し」という意味のロシア語であり、ゴルバチョフによる改革の代名詞となった。

2. ペレストロイカ期

2.1. ソ連共産党の改革

筆者が防衛庁防衛研究所に着任する1ヵ月ほど前の1986年2月25日から3月6日にかけて、モスクワでは、ゴルバチョフ書記長のもとで開かれた最初の党大会、すなわちソ連共産党第27回大会が開催されていた。米ソ冷戦下の当時、ソ連の動向は、国際政治において最重要のトピックスと言っても過言ではなく、ソ連共産党大会の開催ともなれば、ソ連指導部の演説、人事を含む党大会の決定事項などが、連日、各国の新聞の国際面で詳しく報じられたものである。

そうした中で、筆者は、15年ぶりに改正された党規約に注目した。「ソ連共産党規約は、党員の義務および権利、党の組織原則、党内活動の規範、党の実践活動の方法を規定する、ソ連共産党の党内活動の基本法である」²⁵⁾。その党の基本法、いわば党の憲法が15年ぶりに改正されたのである。

多くの専門家は、ゴルバチョフの動静に最も強い関心を持っていた。それは当然だが、とりわけ饒舌な政治家だったゴルバチョフの、次々と飛び出す興味深い発言を追いかけることだけでよいのか、それだけでソ連で始まった改革がどのようなものであるかということを知ることにはできるのか。もちろん、できない。本稿の「はじめに」で筆者が「現状分析」について説明するために拙著を引用したが、まさに「政治の制度的・構造的な側面に着目し」、「制度的分析を通じて」、「実証的・客観的に分析」するという作業が必要だと考え始めたのは、この頃からであった。

そして、その最初の作業として、筆者は、拙稿「新『ソビエト連邦共産党規約』－旧規約との異同とその意味－」²⁶⁾において、新旧規約の比較を行った。その際、筆者は、数多くの論点を指摘したが、とくに、①第3条において、党員が「いかなる党機関」をも批判することができる、ということが新たに規定されたことなどによって、党内民主化がはかられていること、②第12条において、ソ連法に違反した党員は国家と党に対して「二重の責任を負う」ことが新たに規定されたことなどによって、党員に対し規律厳守がより強く求められていること、③第42条において、新たに「社会主義的適法性」の「強化」が規定され、また第60条において党が「ソ連憲法の枠内で活動」することが規定されたこと、などに着目した。

25) *Большая советская энциклопедия*. 3-е изд., т. 27, М., 1977, с. 123.

26) 「新『ソビエト連邦共産党規約』－旧規約との異同とその意味－(上)」『国防』第35巻第12号(1986年12月)；「新『ソビエト連邦共産党規約』－旧規約との異同とその意味－(中)」『国防』第36巻第1号(1987年1月)；「新『ソビエト連邦共産党規約』－旧規約との異同とその意味－(下)」『国防』第36巻第2号(1987年2月)。

かくして、1986年のソ連共産党第27回党大会において採択された新党規約は、1977年のブレジネフ憲法の新規定を反映させつつ、党内民主化および党の憲法・法律への従属を規定し、結果的に見れば、党改革への第一歩となったのである。

その後、筆者は、同時代の一連の論文²⁷⁾によって、ソ連共産党の改革が、①地方党委員会書記の複数候補制・秘密投票選挙の実施、②党内被選出ポストの任期制の導入、③党委員会第一書記とソヴィエト議長の兼任、④党中央委員会機構の改革、という4点で進められ、最終的に1990年7月2日から13日にかけて開催されたソ連共産党第28回大会において、「党の連邦制化」、すなわちソ連共産党を中央集権的な組織から各連邦構成共和国党の連合組織へと改組することが決定され²⁸⁾、その党大会前後の時期に党員の離党や党の威信の低下が顕著となり、一挙にソ連共産党の解体へと向かったことを明らかにした²⁹⁾。

2.2. ソヴィエト（議会）の改革

筆者は、ソヴィエトの改革に関しても、同時並行的に研究を進め、一連の論文を執筆している³⁰⁾。以下、それらの論文に基づき、当時の筆者の研究の論点の概要を示す。

ゴルバチョフは、ソ連共産党第27回大会における「ソ連共産党中央委員会報告」全6章のうちの第3章を「社会のさらなる民主化、国民の社会主義的自治の深化」と題し、その第3章のほぼ3分の1を、ソヴィエト（議会）の活性化・民主化の問題にあて、「選挙の実践に必要な修正を加える」ことを指摘した³¹⁾。

さらに、翌1987年1月27・28日に開催されたソ連共産党中央委員会総会における「ペレストロイカと党の幹部政策についての報告」において、「労働集団および居住地の選挙人集会および選挙前集会において、通例、複数の候補者が検討されること、1つの選挙区から複数の代議員が選出されるような、より大きな選挙区で選挙が行われ

27) ①「ゴルバチョフ政治改革の現在－『エリツィン解任事件』と全連邦党協議会の問題を中心に－」『国防』第37巻第5号（1988年5月）、②「ゴルバチョフ政権下におけるソ連邦共産党の変化」『法学研究』第63巻第2号（1990年2月）、③「最近のソ連情勢－ソ連共産党中央の制度改革と人事の問題を中心に－」『年報防衛研究1989』第2号（1990年3月）、④「ソ連邦共産党第19回全連邦協議会以降の党の制度改革と指導部人事」『ソ連・東欧学会年報』第18号（1990年9月）。

28) 拙稿「ソ連邦共産党第28回大会をめぐる諸問題」『法学研究』第68巻第2号（1995年2月）を参照。

29) 拙稿「ソ連邦共産党解体過程の分析－統計と世論調査から－」『国際政治』第104号（1993年10月）を参照。

30) ①「ゴルバチョフ政権の政治改革－ソヴェート選挙における複数議席制選挙の問題を中心に－」『国防』第37巻第1号（1988年1月）、②「現代ソ連における党およびソヴェート制改革に関する若干の諸問題」『ソ連・東欧学会年報』第16号（1988年9月）、③「ソ連人民代議員選挙をめぐる諸問題－その制度的側面－（上）、（下）」『国防』第38巻第6号、第7号（1989年6月、1989年7月）、④「Electoral Reform and the 1st Congress of People's Deputies,」*Acta Slavica Iaponica*, Tomus VIII, 1990-3、⑤「ロシアの選挙制度」原暉之編集代表、木戸霧・皆川修吾編集責任『講座「スラブの世界」第5巻スラブの政治』（第6章）（弘文堂、1994年11月）、⑥「ロシアの選挙民主主義－ペレストロイカにおける競争選挙の導入－」皆川修吾編『移行期のロシア政治－政治改革の理念とその制度化過程－』（第9章）（溪水社、1999年2月）。

31) 前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義－ペレストロイカにおける競争選挙の導入－」、341-342頁。

ること」などの提案があることを明らかにし、「投票手続きから形式主義を排除する必要がある」と指摘した³²⁾。この提案は、要するに、①候補者指名権を、共産党や労働組合などだけでなく、「居住地の選挙人集会」すなわち組織に属さない一般国民にも与えること、②「1つの選挙区から複数の代議員が選出される」こと、すなわち選挙区をこれまでの小選挙区から大選挙区制へと変更することを提案するものであった。このゴルバチョフの提案を受けて採択された「ペレストロイカと党の幹部政策についての決定」は、「ソヴィエト代議員候補者指名と討議の実践から形式主義の要素を排除し、もっと多くの数の候補者に対する態度を表明し、選挙過程のすべての段階に効果的に参加する可能性を選挙人に与えることが重要である」と宣言した³³⁾。

かくして、1987年6月に実施された地方ソヴィエト³⁴⁾選挙で、一部地域の実験選挙区において大選挙区制に基づく競争選挙が実施された³⁵⁾。実験選挙区で選出された議員は全体の4%ほどに過ぎなかったが、従来どおりの小選挙区で実施された選挙も含めて、選挙結果には統計的誤差以上の意味のある変化をもたらした。過去2回の地方ソヴィエト選挙の結果と比べて、例えば、更新率すなわち新代議員の比率はかなり高くなっており、またとくに大選挙区では女性や30歳未満の青年は当選しにくくなることがわかる³⁶⁾。しかし、数字上の変化よりも、心理的な面での変化のほうがはるかに影響が大きかったことが報道からは伺える³⁷⁾。

大選挙区制に基づく競争選挙の実験は、選挙人にとってより好ましい、あるいはより有能な代議員を選出できるという点で、ゴルバチョフを始めとするペレストロイカを支持するソ連共産党およびソ連政府の指導部や政治改革を求めるソ連国内の学者やジャーナリストたちによって好意的に評価された。そして、1988年5月23日に開催されたソ連共産党中央委員会総会で採択された「第19回全連邦党協議会のためのソ連共産党中央委員会のテーゼ」は、「ソヴィエトの役割の決定的な向上の必要性を考慮に入

32) 同上、343頁。

33) 同上、343-344頁。

34) 地方ソヴィエトとは、連邦構成共和国および自治共和国の最高ソヴィエト（最高会議）の下位のソヴィエトの総称で、辺区、州、自治州、自治管区、地区、市、市内区、町、村の人民代議員ソヴィエトの総称である。

35) 選挙結果の概要については、前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義－ペレストロイカにおける競争選挙の導入－」、356-359頁を参照。なお、1987年6月21日を投票日とする地方ソヴィエト選挙では、ソ連全体で2,251,273の選挙区がつくられ、その1.3%にあたる23,141の実験選挙区で大選挙区制に基づく競争選挙が実施され（他の選挙区は従来どおりの小選挙区）、全国で選出された2,321,766人の代議員のうち、406%にあたる94,317人の代議員が大選挙区で選出されたが、小選挙区において選挙人の過半数票を獲得した候補者がいない、大選挙区において同数票の候補者がいるため当選人を確定できない、選挙が無効または不成立（理由は不明）などのため、欠員が小選挙区で555議席、大選挙区で133議席あった（*Правда*, 25 июня 1997, с. 1-2; *Правда*, 27 июня 1997, с. 4）。

36) 前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義－ペレストロイカにおける競争選挙の導入－」、357-358頁。

37) 同上、352-355頁。

れて、選挙制度の改革を実行しなければならない」³⁸⁾とし、また同年6月28日から7月1日にかけて開催されたソ連共産党第19回全連邦協議会の「ソヴィエト社会の民主化と政治システムの改革についての決議」は、「ソヴィエトの権威と影響力の復活は、現行の選挙制度の大幅な刷新を必要とする。……候補者の無制限の指名、広範で自由な候補者の審議、議席数を上回る数の候補者を記載する」³⁹⁾ことなどを唱えたのである。このほか、ゴルバチョフは、ソ連人民代議員大会を創設し、地域代表750代議員、民族代表750代議員に加えて、社会団体代表750代議員を選出すること、ソ連人民代議員大会が互選により400人ないし450人からなるソ連最高ソヴィエトを選出することを提案した⁴⁰⁾。

ソ連共産党第19回全連邦協議会の提案を受けて1988年11月29日から12月1日にかけて開催されたソ連最高ソヴィエト臨時会期における審議および修正を経て、最終日に、憲法改正とソ連人民代議員選挙法が採択された。憲法の改正条文は12月3日に、ソ連人民代議員選挙法は12月4日にそれぞれ公表された⁴¹⁾。改正のポイントは以下の通りである⁴²⁾。①人民代議員選挙は、小選挙区または大選挙区で行われ（実際には、1989年3月のソ連人民代議員選挙の選挙区は、従来どおり小選挙区のみで実施された）、選挙区選出の代議員のほか、代議員の3分の1は社会団体から選出される。②選挙区選出人民代議員の指名権は、従来の労働集団、社会団体、部隊ごとの軍人集会のほか、居住地の選挙人集会にも与えられる。③選挙区で当選するために必要な票数は選挙人の過半数ではなく投票参加者の過半数とする。いずれの候補者も過半数に達しなかった場合は上位2名による決選投票が行われる。④投票率50%未満の場合、選挙は不成立となる。

こうしてソ連において初めて複数候補による競争選挙となるソ連人民代議員選挙が1989年3月26日に実施された⁴³⁾。選挙結果は極めて興味深いものとなった⁴⁴⁾。まず、1984年のソ連最高ソヴィエト選挙のときには58.9%だった更新率が、88.1%に上昇した。つまり、大半の代議員が新人であり、再選された代議員は11.9%しかいなかったという

38) 同上、360頁。

39) 同上、361頁。

40) 同上。

41) 同上、363頁。

42) 同上、363-364頁。

43) とはいえ、1,500ある選挙区のうち、候補者が1人しか立候補しなかった選挙区が399(26.6%)あり、3人以上の候補者が立候補した選挙区は149(9.9%)しかなく、残りの952(63.5%)の選挙区は立候補者が2人であった(前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義－ベレストロイカにおける競争選挙の導入－」、367頁)。

44) 前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義－ベレストロイカにおける競争選挙の導入－」、367-377頁。

ことになる。また、当選者の社会的構成（職業、性別など）を改選前と比較すると、さらに興味深い事実が判明する。それは以下の通りである。①「党員・党員候補」の比率が71.4%から87.0%に上昇した。②「学術、大学、教育関係者」、「国民保健関係者」、「文化、芸術関係者」、「マスコミ関係者」の比率が9.3%から27.5%に上昇した。③「下級管理者」の比率が6.6%から25.3%に上昇した。④「高度専門技術者・知識人」の比率が6.0%から10.2%に上昇した。⑤「労働者、一般コルホーズ員、非専門家職員」の比率が45.9%から22.1%に低下した。⑥「党機関、労働組合、コムソモール（共産主義青年同盟）機関の勤務員」（いわゆる専従党員）の比率が17.9%から10.5%に低下した。

以上のことから、競争選挙の導入は、ソ連人民代議員における党機関勤務員の減少と、高度専門職・下級管理者・知識人・文化人の増加をもたらした。ペレストロイカの担い手は、まさにこの後者の人々であったのである。ちなみに、経歴から見て、党機関勤務員の代表がゴルバチョフであり、高度専門技術者の代表がエリツイン（Борис Николаевич Ельцин）であり、ゴルバチョフからエリツインへの最高指導者の交代は、その象徴的な出来事であったと言えなくもないであろう⁴⁵⁾。さらに、競争選挙の導入は、ソ連の人事制度であったノーメンクラトゥーラ制を崩壊させ、民族・地域の利益と連邦全体の利益との乖離をもたらし、最終的に多民族国家ソ連を束ねていた一枚岩の共産党を解体させ、結果的にソ連解体へと至る遠因となったのである。

2.3. ソ連共産党の解体からソ連国家の解体へ

1989年3月のソ連人民代議員選挙における競争選挙の導入は、結果的にソ連共産党の解体を導くことになったが、筆者は、この過程をソ連共産党に関する統計と党員の意識調査から分析した論文を執筆している⁴⁶⁾。

筆者は、まず党員数の1989年以降の党員数の顕著な減少を指摘した⁴⁷⁾。すなわち、党員数は、1989年1月1日から翌1990年1月1日までの1年間に259,605人減少した（対前年比マイナス1.3%）。この減少は1953年から1954年にかけて32,361人（同じくマイナス0.5%）の減少があって以来のことである。しかし、その後の1990年1月1日から1991年1月1日までの1年間の減少は致命的で、2,712,117人の減少となっている（同マイナス14.1%）。

45) ゴルバチョフの経歴については、『CIS [旧ソ連地域]』（自由国民社、1995年7月）の筆者執筆部分の203-207頁、エリツインの経歴については、同じく278-282頁を参照。

46) 前掲拙稿「ソ連邦共産党解体過程の分析－統計と世論調査から－」。

47) 同上、18頁。

1990年の党員数の減少について、時期ごとの離党者数を示すデータを見ると、1～6月が272,923人、7～9月が527,339人、10～12月が1,009,162人となっており、第28回党大会の開催された7月以降に離党者が急速に増大していることがわかる⁴⁸⁾。また、それらのデータから離党者の半数以上が労働者であることがわかり、また党員数の減少が特定の地域の減少ではなく普遍的な減少であることを示すデータもある。

ソ連共産党規約によれば、党員は、全員、いずれかの初級党組織に所属しており、日常の党活動はもちろん、入党・離党といった手続きも初級党組織を通じておこなわれる。したがって、初級党組織数は、党員数とともに、党勢を示す重要な指標の一つである。この初級党組織数は、1990年から1991年にかけて、アゼルバイジャン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン各共和国共産党を除く、ソ連の連邦構成共和国共産党で減少している⁴⁹⁾。初級党組織の減少は、たんなる党員数の減少ではなく、初級党組織そのものの解体を意味するので、重要な問題である。とくに、グルジア（現ジョージア）、ラトヴィア、リトアニア、モルドヴァ、エストニア各共和国共産党は、初級党組織数を二桁以上の比率で減少させており、このことは共和国の独立志向の強さと符合している。なかでも、リトアニアの5分の1以下への減少は驚異的である。しかし、より重要なのは、ソ連共産党の中核をなす、ロシア、ウクライナ、カザフスタン各共産党といった大党組織、とくにロシア共和国共産党において、初級党組織数が減少していることである。ロシア共和国共産党における初級党組織の減少は、共和国の独立志向の強まりということの反映ではなくて、ソ連共産党それ自体の弱体化を意味するからである。

筆者はまた、ソ連共産党に関するソ連共産党員の意識調査および世論調査に着目した⁵⁰⁾。党員に対する意識調査によると、離党理由の上位を、「党に対する不信感」や「党活動に参加することにメリットがない」といった理由が占めており、党の権威が低下していると感じている党員が多数を占めていることも明らかになっている⁵¹⁾。また、ソ連共産党への国民からの投書や口頭の申し入れも減少していることから、また一般国民に対する世論調査でも、軍や国家保安委員会（KGB）は「まったく信頼せず」よりも「全面的に信頼する」が多いが、ソ連共産党は1990年以降「まったく信頼せず」のほうが多く、しかもその数が増加していることから、一般国民のあいだでのソ連

48) 同上、19頁。

49) 同上、24頁。

50) 同上、21-32頁。

51) 同上、23頁。

共産党の権威の低下が顕著であることがわかる⁵²⁾。

そして、筆者は、複数候補制選挙によるソ連人民代議員大会、実質的な審議をおこなない立法機能を果たすようになったソ連最高ソヴィエト、大統領制の導入と大統領会議（安全保障会議）等の新しい国家機関の創設により、これまでソ連共産党中央委員会政治局が持っていた諸利益集団の利益の集約・調整機能と政策決定機能が低下するとともに、中央委員会機構の改編とノーメンクラトゥーラ制の廃止によるソ連共産党中央委員会書記局の人事管理および幹部の選抜・配置機能、情報収集機能が弱化したこと、こうした制度改変の結果生じた、ソ連共産党がこれまで果たしてきた諸機能の喪失と国家機関へのシフトという要因も、ソ連共産党の弱体化の大きな要因となった、と指摘した⁵³⁾。

さらに、1990年7月のソ連共産党第28回大会における「党の連邦制化」、具体的にはソ連共産党中央委員会政治局をソ連共産党最高幹部およびソ連大臣会議議長（首相）を含む重要閣僚によって構成される政策決定機関から、ソ連の各共和国共産党中央委員会第一書記の合議制機関に改組したことにより、ソ連共産党は、中央集権的な一枚岩の党であることをやめ、各共和国共産党の連合組織に変化してしまったことで、最終的にソ連共産党の解体へと至ったと結論づけた⁵⁴⁾。

3. ソ連解体後のロシアにおける連邦制をめぐる諸問題

3.1. ソ連解体からロシア連邦憲法制定までの連邦制をめぐる諸問題

筆者は、ロシアの連邦制あるいは中央・地方関係をめぐる諸問題について、一連の論文⁵⁵⁾を執筆している。ここでは、まず、1993年のロシア連邦憲法制定までの連邦制をめぐる諸問題について扱った論文「ロシアの『連邦制』－中央・地方関係の力学－」の内容を概観する。

52) 同上、27-31頁。

53) 同上、31頁。

54) 同上、32-33頁。

55) ①「ロシアの法制－中央と地方の権限分割」『ロシア連邦極東地域研究』（財団法人日本国際問題研究所平成4年度外務省委託研究報告書、1993年3月）、②「大統領選挙後のロシア内政－連邦構成主体首長選挙と政府改造－」『国際問題』第448号（1997年7月）、③「ロシアの『連邦制』－中央・地方関係の力学－」木村雅昭・廣岡正久編著『国家と民族を問いなおす』（第4章）（ミネルヴァ書房、1999年5月15日）、④「プーチンの統治スタイルと地方政策」『ロシアの内政－連邦制および中央・地方関係の諸問題－』（財団法人日本国際問題研究所平成12年度外務省委託研究報告書、2001年3月）、⑤「プーチン政権下の連邦制度改革と行政改革」『プーチン大統領の進める焦眉の制度改革（政治面）』（財団法人日本国際問題研究所平成15年度外務省委託研究報告書、2004年2月）、⑥「プーチン政権下における連邦制の改編」『季報国際情勢』第76号（2006年2月）、⑦「ロシアの内政改革に関する政策決定過程－立法過程を中心に－」『ロシア研究会報告書』（財団法人日本国際問題研究所、2009年3月）、⑧「ロシアにおける連邦制改革－プーチンからメドヴェージェフへ－」『スラブ・ユーラシア研究報告集 No. 2 体制転換研究の先端的議論』（北海道大学スラブ研究センター、2010年4月）、⑨「第二次プーチン政権下のロシア政治」溝端佐登史編著『ロシア近代化の政治経済学』（第3章）（文理閣、2013年4月）。

筆者は、この論文において、ソ連の解体から新生ロシアの国家形成の時期にかけての連邦制をめぐる以下の諸問題、すなわち、①ソ連の結成および拡大の歴史的経緯、②ソ連の1989年国勢調査による、ソ連における人口10万人以上の民族別人口およびロシア共和国における人口10万人以上の民族別人口、ならびに各民族構成体（連邦構成共和国、自治共和国、自治州）の民族構成、③ソ連末期の新連邦条約締結の経緯⁵⁶⁾、④ソ連末期のロシア共和国における連邦条約締結の経緯、⑤ロシア共和国およびソ連解体後のロシア連邦における新憲法の制定過程⁵⁷⁾、について分析している。

この論文を執筆したときの筆者の問題意識は、多民族の連邦制国家であったソ連邦が15の連邦構成共和国ごとに分裂・解体したのに対して、同じく多民族の連邦制国家であるロシア連邦がなぜ分裂・解体しなかったのか、ということであった。その問題を解明するために筆者は、ソ連を構成していた諸民族の民族構成と、ロシア連邦を構成する諸民族の民族構成との相違が、ソ連が分裂・解体し、ロシア連邦が分裂・解体しなかったことの原因ではないかと考えたために、ソ連およびロシアの民族統計を調査し、ロシア連邦憲法制定過程におけるロシア連邦内の共和国の権限をめぐる争点を明らかにしたのである。

かくして筆者は、この論文では、以下の3点、すなわち、①ソ連の解体、すなわちソ連の連邦構成共和国の独立は、カザフスタン以外の14の連邦構成共和国がいずれも名称民族が人口の過半数を占めていることから、民族組成の点からは、一定の合理性があったこと、②ロシア連邦の解体は、1989年の国勢調査時においてロシア共和国を構成する31民族構成体（16自治共和国、5自治州、10自治管区）のうち、名称民族が人口の過半数を占めるのは6民族構成体（4自治共和国、2自治管区）に過ぎなかったことから、民族組成の点から見て合理性がなく、その可能性は低かったこと、③ロシア連邦政府は、新憲法採択のための国民投票の投票率および絶対賛成票率（投票率に賛成票率を掛け合わせた値）が低い共和国⁵⁸⁾に対する譲歩として、連邦中央と共和国その他の連邦構成主体⁵⁹⁾とのあいだの権限区分条約を締結して、独立志向の強い共和国などに一定の譲歩をせざるを得なかったこと、を明らかにした。

56) 1991年8月19日のクーデター未遂事件の勃発により最終的には調印されなかった。

57) ソ連解体から2年後の1993年12月12日に国民投票により採択されたロシア連邦憲法の制定過程は、ソ連末期の1990年6月16日のロシア共和国最高会議憲法委員会の発足に始まる。

58) ソ連の解体時に、ロシア共和国、正式にはロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国は、ロシア連邦に国名を変更し、また内部の自治共和国および自治州（ユダヤ人自治州を除く）は、共和国となった。

59) ロシア連邦を構成する共和国、辺区、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区を総称して連邦構成主体と呼ぶ。

3.2. ロシア連邦憲法制定以降の連邦制をめぐる諸問題

ここでは、ロシア連邦憲法制定以降の連邦制をめぐる諸問題について扱った論文「ロシアにおける連邦制改革：プーチンからメドヴェージェフへ」の概要を紹介する。

筆者は、この論文の冒頭において、以下のことを指摘した⁶⁰⁾。

- ①1993年12月のロシア連邦憲法採択のための国民投票の実施後、投票率および絶対賛成票率の低かった独立志向の強い共和国に対して懐柔のために行われた政治的・経済的譲歩を伴う権限区分条約の締結が、「連邦憲法と連邦執行権力の権威の喪失ないし権力の空洞化」をもたらした。
- ②1995年12月の国家会議（下院）選挙でロシア連邦共産党が第1党となり、さらにその半年後の1996年6月の大統領選挙でエリツィンとジューガーノフ（Зюганов, Геннадий Андреевич）共産党議長とが接戦を演じるという情勢を背景に、政局の安定のため、エリツィン政権が、連邦会議（上院）の支持取り付け、すなわち上院メンバーである各連邦構成主体の執行機関の長（首長）と立法機関の長（議会議長）に譲歩する必要性が生じ、共和国以外の辺区・州などの連邦構成主体とのあいだでも権限区分条約が締結されるようになり、連邦執行権力の空洞化がさらに進んだ。
- ③1998年8月の金融危機がその空洞化に拍車をかけることになったこと、すなわち各連邦構成主体が、金融危機に際して域内住民の生活防衛のために商品流通の制限・流通への課税・域内通貨とも言えるクーポンの発行・価格統制などを実施したことにより、連邦政府の財政・金融政策の実施が困難となり、連邦構成主体の執行機関の長である首長が大きな経済的権限を持つに至った。
- ④したがって、この頃から、連邦の憲法・法律と、連邦構成主体の憲法（憲章）・法律とのあいだの不適合が目立つようになった。

筆者が指摘した以上のような連邦執行権力の「空洞化」は、1998年金融危機後に就任したプリマコフ（Евгений Максимович Примаков）政府議長によって歯止めがかけられることになった⁶¹⁾。すなわち、プリマコフ政府議長は、1999年1月26日、当時89⁶²⁾

60) 前掲拙稿「ロシアにおける連邦制改革－プーチンからメドヴェージェフへ」、23頁。

61) 同上、45頁。

62) ロシア連邦の連邦構成主体の数は、国民投票によりロシア連邦憲法が採択された1993年12月12日の段階では89であったが、2003年以降、ペルミ州とコミ・ペルミヤキヤ自治管区とが合併してペルミ辺区に（住民投票実施日2003.12.7/ 憲法的法律制定日2004.3.25/ 合併施行日2005.12.1）、クラスノヤルスク辺区とタイムイリア（ドルガノ・ネネツィヤ）自治管区とエヴェンキヤ自治管区とが合併してクラスノヤルスク辺区に（2005.4.17/ 2005.10.14/ 2007.1.1）、カムチャトカ州とコリヤーク自治管区が合併してカムチャトカ辺区に（2005.10.23/ 2006.7.12/ 2007.7.1）、イルクーツク州とウスチオルダ・プリヤーチヤ自治管区が合併してイルクーツク州に（2006.4.16/ 2006.12.30/ 2008.1.1）、チタ州とアガ・プリヤーチヤ自治管区が合併してザバイカリエ辺区に（2007.3.11/ 2007.7.21/ 2008.3.1）、それぞれ統合されたため、連邦構成主体の数は83に減少した。しかしその後、2014年3月21日付「クリミア共和国のロシア連邦への編入、ならびにクリミア共和国およびセヴァストポリ連邦的

あった連邦構成主体の首長を招集して「連邦関係の発展問題に関する全ロシア会議」を開催し、「連邦関係の改善と国家の強化がロシア連邦の課題である」とし、連邦構成主体首長の任命制を含む「垂直的な執行権力システム」の確立のための改革を提案したのである。この提案は、連邦構成主体首長の任命制の導入こそエリツィン大統領の反対によって実現できなかったが、連邦執行権力の「空洞化」の元凶であった権限区分条約については、1999年6月24日付「ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の連邦構成主体とのあいだの管轄事項および権限の区分の原則および手続きについてのロシア連邦法」第119号によって、その締結が制限されることとなり、また権限区分条約による管轄事項の再配分も禁止されることになったのである⁶³⁾。

さらに、2000年5月7日にプーチン（Владимир Владимирович Путин）が大統領に就任すると、中央集権制の強化という方向で連邦制改革が開始された。それは以下のようなものであった⁶⁴⁾。

- ①いくつかの連邦構成主体指導部に対して、連邦構成主体の法律を改正してロシア連邦憲法に合致させるよう求める一連の大統領令を発令した。
- ②2000年5月13日付大統領令第849号により、大統領全権代表を連邦構成主体ごとに置く方式を改め、全国を7つの連邦管区、すなわち、中央連邦管区（中心都市モスクワ）、北西連邦管区（サンクト・ペテルブルク）、南方連邦管区（ロストフ・ナ・ダヌー）、沿ヴォルガ連邦管区（ニジニ・ノヴゴロド）、ウラル連邦管区（エカチェリンブルク）、シベリア連邦管区（ノヴォシビルスク）、極東連邦管区（ハバロフスク）に分け、そこに大統領全権代表を置く制度を導入した。
- ③2000年8月5日付「連邦会議編成手続法」により、連邦会議（上院）のメンバーは各連邦構成主体の立法機関と執行機関から1人ずつ選出されることとなり、連邦構成主体の首長と立法機関議長が自動的に連邦会議（上院）メンバーとなるこれまでの仕組みが改められた。
- ④2004年12月11日付「『ロシア連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』および『ロシア連邦国民の選挙権および国民投票に参加する権利の基本的保障についてのロシア連邦法』の修正補足法」第159号により、連邦大統領によって提案された連邦構成主体首長

意義を有する市をロシア連邦の新しい連邦構成主体として設立することについての連邦の憲法的法律」第6号により、クリミア共和国およびセヴァストポリ市がロシア連邦に編入されたことにより85に増加した。

63) 前掲拙稿「ロシアにおける連邦制改革ープーチンからメドヴェージェフへ」、45頁。

64) 同上、6-12頁。

候補を当該連邦構成主体議会において承認する手続きの導入、すなわち連邦大統領による連邦構成主体首長任命制が導入された。ただし、この制度は、2005年12月31日付「『ロシア連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』第18条および『政党についてのロシア連邦法』修正法」第202号によって、連邦構成主体議会の第一党が連邦構成主体首長の候補者に相応しい人物を選定し、当該議会に対して、その人物を連邦構成主体首長の候補者として連邦大統領に提案することの承認を求めるという手続きが導入された。この結果、連邦構成主体首長候補者の提案は、まず当該議会第一党が提案し、それを当該議会が承認したのち、その候補者が大統領に提案され、大統領がそれを受けて、再び当該議会に首長候補者を提案するという制度に変更された。

かくして、1999年初頭の段階でプリマコフが提案した「垂直的な執行権力システム」の構築は、2004年12月の連邦構成主体首長の任命制の導入により、最終的な完成を見たのである。しかしながら、連邦構成主体首長の任命制については、与党「統一ロシア」が連邦議会国家会議（下院）で議席の過半数を安定的に維持できるようになっただけでなく、ほとんどの連邦構成主体議会でも過半数の議席を獲得できるようになり、与党「統一ロシア」を通じて、連邦中央の政策の地方での実施が担保されるに至ったことでその役割を終え、2012年5月2日付「『ロシア連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』および『ロシア連邦国民の選挙権および国民投票に参加する権利の基本的保障についてのロシア連邦法』の修正についての連邦法」第40号によって、連邦構成主体首長の公選制が復活されることになったのである⁶⁵⁾。

おわりに

この小論は、サブタイトルにあるとおり、ソ連・ロシアの政治改革に関する筆者の研究を概観したものである。こうしてあらためて、ソ連期から現在に至るまでの政治改革の歴史を概観してみると、やはりソ連期とその後とで、改革の主要なテーマが変化していることが分かる。ソ連期は、ソ連共産党とソヴィエトの多元主義化・競争選挙の導入（あえて「民主化」⁶⁶⁾とは言わない）、すなわち「普通の国」（あえて「民主

65) 前掲拙稿「第二次プーチン政権下のロシア政治」、81-82頁。

66) 筆者は、かつてロシア政治研究に際して「民主化」ないし「民主主義」といった概念を用いることに対して、その概念の多様性ゆえに、疑問を提示したことがある。拙稿「ロシア—『民主化』論と地域研究—」岸川毅・岩崎正洋編『アクセス地域研究Ⅰ—民主化の多様な姿—』（第4章）（日本経済評論社、2004年6月）を参照。

主義国」とは言わない)への移行といったことが政治改革の主要なテーマであったのに対して、ソ連解体後は、この小論ではあまり触れることができなかったが、多元主義化・競争選挙を当然の前提とする「普通の国」の憲法であるロシア連邦憲法が制定される際の連邦制のあり方が政治改革の主要なテーマであったことがわかる。「普通の国」の経験が浅く、しかも野党が国家会議（下院）第一党であるという状況下で政局の安定をはかるといった短期的政治目標の達成⁶⁷⁾のために連邦制を押し進めたところ、「行き過ぎた分権化」ないしは「疑似封建制化」とでも言うべき体制ができあがってしまい、連邦中央の政策が実施できなくなるという事態が生じたのがエリツィン政権期であり、さすがにそれではまずいということで、エリツィン政権末期に、ロシア連邦共産党を中心とする野党によって形成されたプリマコフを首班とする政府⁶⁸⁾が、「行き過ぎた分権化」を是正し、「垂直的な執行権力」の形成すなわち中央集権制の強化を進めることになったのは、すでに述べたとおりである。興味深いのは、2000年以降のプーチン大統領によって実施されていった連邦制に関連する改革は、この野党主導のプリマコフ首班の政府の政策をそのまま継承したものであるということである。

さらに、プーチン大統領は、そもそもエリツィン政権が連邦構成主体とその利益代表とも言うべき連邦会議（上院）に譲歩した原因が、与党が国家会議（下院）の第一党になることが一度もなかったという事実、すなわちエリツィン政権がつねに少数派の政権であったという事実に着目し、1999年12月の国家会議選挙⁶⁹⁾で共産党に次ぐ第二党となった「統一」党と、第三党となった「祖国—全ロシア」を合同させ、与党

67) 連邦執行権力と連邦議会との関係については、筆者は、以下の研究を発表している。①「エリツィン『過渡期』政権の『制度化過程』」『海外事情』第40巻第10号（1992年10月）、②「大統領と議会—ロシア内政・1992年の回顧と展望」『ロシア政治システムの転換と外交に対するインパクト』（財団法人日本国際問題研究所平成4年度外務省委託研究報告書、1993年3月）、③「ロシアの法制—中央と地方の権限分割」『ロシア連邦極東地域研究』（財団法人日本国際問題研究所平成4年度外務省委託研究報告書、1993年3月）、④「エリツィン『過渡期』政権の政治システム—ロシア政治研究の新しい視角の模索—」『ソ連・東欧学会年報』第21号（1993年6月）、⑤「大統領府と議会」『スラブ研究センター研究報告シリーズNo.47 エリツィン政権下の政治システム』（1993年6月）、⑥「ロシア大統領と議会の政治権力の制度化をめぐる対立」『国際問題』第399号（1993年6月）、⑦「エリツィン政権の機能と構造」『エリツィン大統領のロシア—その評価と展望—』（財団法人日本国際問題研究所平成6年度外務省委託研究報告書、1995年3月）、⑧「1998年3月政変をめぐる諸問題」『海外事情』第46巻第9号（1998年9月）、⑨「エリツィン政権下の執行権力と立法権力の関係—1997年秋から1998年夏までの政局を中心に—」『旧ソ連の地域別研究（ロシア内政を中心に）』（財団法人日本国際問題研究所平成10年度外務省委託研究報告書、1998年11月）、⑩前掲拙著『ポスト共産主義ロシアの政治—エリツィンからプーチンへ—』第2、4、7章。

68) プリマコフは、エリツィン大統領の推薦ではなく、当時の国家会議（下院）第一党のロシア連邦共産党とリベラル系野党の「ヤーブラコ」の推薦により（形式的には大統領が下院に推薦する形式にはなっている）、政府議長になった人物であり、その際、ロシア連邦共産党は工業担当と農業担当の二人の政府副議長を、「ヤーブラコ」は財務大臣を入閣させている。したがって、プリマコフを首班とする政府は、エリツィン大統領の下で成立した唯一の野党を基盤とする政府である。この経緯の詳細は、前掲拙稿「エリツィン政権下の執行権力と立法権力の関係—1997年秋から1998年夏までの政局を中心に—」および前掲拙著『ポスト共産主義ロシアの政治—エリツィンからプーチンへ—』第7章を参照。

69) 1999年国家会議議員選挙については、以下の拙稿を参照。①「1999年国家会議選挙法の概要と1999年12月国家会議選挙結果」『ロシアの内政動向（1999年議会選挙と2000年大統領選挙への展望）』（財団法人日本国際問題研究所平成11年度外務省委託研究報告書、2000年3月）、②「1999年国家会議議員選挙」『ロシア研究』第30号（2000年4月）、③前掲拙著『ポスト共産主義ロシアの政治—エリツィンからプーチンへ—』第5章。

「統一ロシア」を創設した。すなわち、ソ連解体後のロシア連邦で、初めて与党が第一党になったのは2000年、プーチン大統領就任の年だったのである。このことにより、プーチン大統領は、安定した政局を維持しつつ、自身の政策を推進することが可能となったのである。

かくして、プーチン政権下で推し進められた連邦制の改革、筆者はこれを取りあえず中央集権制の強化と考えているが、この改革の中心は、連邦構成主体首長が連邦政府の政策を受け入れ、当該連邦構成主体で着実に実施していく体制を作り上げることであった。この問題は、「普通の国」であれば、連邦構成主体レベルの政治に与党のチャンネルを通じて影響力を行使していくという方法によって行われるのであるが、ソ連末期の1990年に複数政党制が導入されて10数年しか経っておらず、しかもエリツィン政権下の国家会議で与党がつねに少数派であったために、与党が連邦構成主体レベルの政治に影響力を持つことはほとんどなかったこと、また2000年に多数派として立ち上がったばかりの歴史の浅い与党「統一ロシア」では、まだ「普通の国」の与党のようにはできなかったこと、これらの理由によりプーチン大統領は、直接に大統領が連邦構成主体首長に影響力を行使できる制度を構築し、最終的に2004年12月には連邦構成主体首長の公選制を廃止したと考えられる。

しかし、その間、徐々に与党「統一ロシア」の政党としての組織形成が進み、2005年12月からは、それまでの大統領による事実上の任命制であった連邦構成主体首長の選任を、連邦構成主体議会第一党が事実上選任の主導権を持つ任命制に変更することが可能になった。この背景には、もちろん、そのときすでに多くの連邦構成主体議会で「統一ロシア」が第一党になっていたという事情が存在している。

そしてさらに、「統一ロシア」の組織形成が進み、多くの連邦構成主体議会で安定的に「統一ロシア」が第一党であり続けることが可能となった段階、すなわち2012年の段階で、連邦構成主体首長の公選制が復活したのである。

こうして、プーチン政権下の連邦制改革は、一段落したと考えられる。今後は、プーチン政権下で進められてきたものの、この小論では扱わなかったそのほかの改革、とくに政党法⁷⁰⁾、大統領選挙法、国家会議議員選挙法⁷¹⁾、連邦会議編成方法などの改

70) 政党法については、筆者は、「ロシアの『政党法』と政党制—プーチン政権下における一党優位体制の制度的背景—」横手慎二・上野俊彦編『ロシアの市民意識と政治』（第1章）（慶應義塾大学出版会、2008年1月）を発表している。

71) 大統領選挙法・国家会議（下院）議員選挙法およびそれらの選挙結果の分析については、筆者は、以下の研究を発表している。①「ロシア新議会選挙をめぐる諸問題」『ロシア研究』第18号（1994年4月）、②前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義—ベレストロイカにおける競争選挙の導入—」、③「1995年12月国家会議議員選挙までの経緯」『1995年ロシア連邦国家院選挙の研究』（財団法人日本国際問題研究所平成7年度外務省委託研究報告書、1996年3月）、④「1995年12月国家会議議員選

正が、さらに新たな展開を見せることになると考えられる。また、2004年から2005年にかけての「カラー革命」、2013年以降のウクライナ政変⁷²⁾に対する国内的な対応として、外国の内政干渉によって国内政局が不安定化することに対する強い警戒心を背景に、インターネットを含むメディアや政治活動を行う市民団体などに対する法規制の強化が進められてきているが⁷³⁾、そうした法制度の下で、いかに自発的な市民活動を発展させ、あるいは立憲主義を実現していくのが、今後の主要な問題となってくるであろう。

前述のプーチン政権下で進められた中央集権制の強化や連邦構成主体首長公選制の廃止などの政策は、国内的に見れば合理的な政策であったと考えられるし、メディアや政治活動団体に対する規制や、無届けデモや集会に対する罰則なども、日本における同様の法規制に比べてとくに厳しいわけではないように思えるが、それにもかかわらず、これらを「プーチンの強権政治」、「民主化の逆行」、「言論弾圧」として批判する論調は、冷戦下でソ連政治研究を始めた筆者としては、「世間は相も変わらず」としか言いようがないが、だからこそ、ロシア政治研究は、なお一層の実証性が必要な研究分野であると言えよう。筆者のこれまでの研究が、実証的なロシア政治研究の発展に多少なりとも貢献できたとすればうれしいのだが。

挙』『ロシア研究』第22号(1996年4月)、⑤「1996年ロシア大統領選挙」『大統領選後のロシア政局の行方』(北海道大学スラブ研究センター「スラブ・ユーラシアの変動」領域研究報告輯第15号、1996年9月)、⑥「ロシアの1995年国家会議選挙と1996年大統領選挙の結果の分析」『ロシア・東欧学会年報』第25号(1997年4月)、⑦「大統領選挙後のロシア内政ー連邦構成主体首長選挙と政府改造ー」『国際問題』第448号(1997年7月)、⑧「ロシアの地方議会選挙の動向」『季報国際情勢』(社団法人国際情勢研究会)第71号(1999年3月)、⑨前掲拙稿「1999年国家会議選挙法の概要と1999年12月国家会議選挙結果」、⑩前掲拙稿「1999年国家会議議員選挙」、⑪前掲拙著『ポスト共産主義ロシアの政治ーエリツィンからプーチンへー』第5章、⑫「ロシアの内政動向ー2003年12月国家会議選挙と2004年3月大統領選挙を中心にー」『国際問題』第531号(2004年6月)、⑬「プーチン政権下の内政改革の現状と展望ー地方選挙と世論の動向をふまえてー」『国際情勢紀要』(社団法人国際情勢研究会)第77号(2007年2月)、⑭「下院選から大統領教書、そして改革へ?ー2011年12月下院選に対する『不正のない選挙のために』運動の意味とその影響ー」『ロシアにおけるエネルギー・環境・近代化』(財団法人日本国際問題研究所、2012年3月)、⑮「ロシア連邦の下院選挙制度」『日本選挙学会年報 選挙研究』31-1(2015年7月)。

72) ウクライナ政変については、筆者は、「ウクライナ問題を考える視点」『ユーラシア研究』No. 51(2014年11月)を発表している。

73) 非政府団体・非営利団体の規制、集会・示威行進の規制、メディア規制に関連する法制度については、筆者は、①「2005年12月のいわゆる『NGO関連法』修正法』の制定過程について」『ロシアの政策決定ー諸勢力と過程』(財団法人日本国際問題研究所、2010年3月)、②「第2次プーチン政権の『民主化度・非民主化度』」『ロシアの政治システムの変容と外交政策への影響』(財団法人日本国際問題研究所、2013年3月)を発表している。

上野俊彦教授 年譜

生年月日：1953年7月8日

学歴

- 1973年3月 東京都立国立高等学校卒業
- 1974年4月 慶應義塾大学法学部政治学科入学
- 1978年4月 慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻修士課程入学
- 1980年3月 慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻修士課程修了
- 1980年4月 慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程入学
- 1983年3月 慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程単位取得・満期退学

職歴

- 1986年4月 防衛庁防衛研究所助手
- 1990年7月 防衛庁防衛研究所所員
- 1992年4月 財団法人日本国際問題研究所研究員
- 1993年4月 財団法人日本国際問題研究所主任研究員
- 2000年4月 上智大学外国語学部教授（～2019年3月）
- 2003年4月 上智大学外国語学部ロシア語学科長（～2007年3月）
- 2009年4月 上智大学外国語学部長（～2011年3月）
- 2010年4月 上智学院評議員（～2012年3月）
- 2014年4月 上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻主任（～2015年3月）

その他の職歴（兼務）

- 財団法人日本国際問題研究所研究会委員（1987-6～1988-3、1988-5～1989-3）
- 慶應義塾大学法学部非常勤講師（1989-4～1990-3、2016-4～2017-3）
- 在ソ連日本国大使館専門調査員（1990-3～1992-2）
- 上智大学外国語学部非常勤講師（1993-4～2000-3）
- 東京都立大学法学部非常勤講師（1993-4～1993-9、1994-10～1995-3、1995-10～1996-3、1996-10～1997-3、1997-10～1998-3、1998-10～1999-9、2000-4～2000-9、2001-10～2002-3、2002-10～2003-3、2003-10～2004-3、2004-10～2005-3）

社団法人国際情勢研究会非常勤研究員（1997-9～1998-3、1999-4～2000-3、2001-4～2008-3）
九州大学大学院法学研究科客員教授（1999-4～2000-3）
西南学院大学法学部非常勤講師（1999-4～2000-3）
慶應義塾大学通信教育部非常勤講師（1999-9～1999-12）
財団法人日本国際問題研究所客員研究員（2000-4～2003-8）
大学評価・学位授与機構学位審査会臨時専門委員（2000-6～2001-3、2001-5～2002-3）
首都大学東京都市教養学部非常勤講師（2005-10～2006-3）
東京大学法学部非常勤講師（2006-4～2007-3、2013-4～2014-3）

学会および社会活動

北海道大学スラブ研究センター共同研究員（1992-10～2017-3）
ロシア・東欧学会理事（1997-10～2016-6）
ロシア・東欧学会事務局長（2000-10～2003-10）
ロシア・東欧学会代表理事（2009-10～2015-10）
ロシア・東欧学会会計監事（2018-10～）
財団法人世界平和研究所「新たな日露関係の構築に関する調査研究」プロジェクト委員
（2000-8～2001-2）
内閣府独立行政法人評価委員会委員（2005-6～2015-3）
内閣府独立行政法人評価委員会委員長（2013-8～2015-3）
日本学術会議連携会員（2011-10～2017-9）
外務省派遣ロシア連邦議会国家会議（下院）選挙国際選挙監視員（1995-12、1999-12、
2007-12、2011-12）
外務省派遣ロシア連邦大統領選挙国際選挙監視員（1996-6、2008-3、2012-3）
外務省派遣ウクライナ大統領選挙国際選挙監視員（2004-12）
外務省派遣ベラルーシ大統領選挙国際選挙監視員（2015-10）

受賞歴

2008年5月5日 ロシア連邦中央選挙委員会よりギレンコ（N. M. Girenko）記念メダル授
与

単著（専門分野に関するもの）

1. 『ポスト共産主義ロシアの政治ーエリツィンからプーチンへー』財団法人日本国際問題

研究所、2001-6

単著（報告書）

1. 『過渡期におけるエリツイン政権の構造』（財）日本国際問題研究所平成4年度外務省委託研究報告書、1993-3
2. 『エリツイン政権下におけるロシア政治の構造と変動』（財）日本国際問題研究所平成5年度外務省委託研究報告書、1994-3
3. 『ロシアの内政動向－下院選挙後のロシア情勢と大統領選挙に向けて－』（財）日本国際問題研究所平成7年度外務省委託研究報告書、1996-3
4. 『1996年ロシア連邦大統領選挙とロシア内政動向の研究』（財）日本国際問題研究所平成8年度外務省委託研究報告書、1996-9

編著・共著（分担執筆）

1. 『講座「スラブの世界」第5巻スラブの政治』原暉之編集代表、木戸翳・皆川修吾編集責任、弘文堂、1994-11（第6章「ロシアの選挙制度」）
2. 『CIS [旧ソ連地域]』コーディネーター：横手慎二、自由国民社、1995-7（第II章1「ソ連政治の史的展開」、2「ソ連の政治制度－ソビエトと共産党の機能と構造－」、第III章2「ゴルバチョフの政治改革」、第IV章1「ロシアの政治改革」）
3. 『移行期のロシア政治－政治改革の理念とその制度化過程－』皆川修吾編、溪水社、1999-2（第9章「ロシアの選挙民主主義－ペレストロイカにおける競争選挙の導入－」）
4. 『国家と民族を問いなおす』木村雅昭・廣岡正久編著、ミネルヴァ書房、1999-5（第4章「ロシアの『連邦制』－中央・地方関係の政治力学－」）
5. 『[新版] エリア・スタディ入門－地域研究の学び方－』加藤普章編、昭和堂、2000-6（第2章「ソ連・ロシア」）
6. 『アクセス地域研究Ⅰ－民主化の多様な姿－』岸川毅・岩崎正洋編、日本経済評論社、2004-6（第4章「ロシア－『民主化』論と地域研究－」）
7. 『ロシアの市民意識と政治』横手慎二・上野俊彦編、慶應義塾大学出版会、2008-1（第1章「ロシアの『政党法』と政党制－プーチン政権下における一党優位体制の制度的背景－」）
8. 『慶應義塾創立150年記念法学部論文集 慶應の政治学 地域研究』慶應義塾大学出版会、2008-12（「プーチン政権下の政治改革」）

9. 『外国研究の現状と未来』吉田研作編、上智大学出版、2010-3（第2部2「ロシア現代政治入門」）
10. 『ロシア近代化の政治経済学』溝端佐登史編著、文理閣、2013-4（第3章「第二次プーチン政権下のロシア政治」）

論文

1. 「ロシア革命におけるレーニンと労働者民主主義」『政治学研究』（慶應義塾大学法学部）第8号、1978-3
2. 「ロシア革命における工場委員会運動について」（修士論文）、未公刊、1980-1
3. 「ソ連における政治研究の発展」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第16号、1982-3
4. 「ソ連における政治研究の現状 — 政治システム概念の導入をめぐって —」『ソ連・東欧学会年報』第11号、1983-9
5. 「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論の成立とその内容」『ソ連・東欧学会年報』第12号、1984-9
6. 「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（一）、（二・完）」『法学研究』（慶應義塾大学）第57巻第11号、第12号、1984-11、1984-12
7. 「ソ連における『国家管理理論』と行政改革」『ソ連・東欧学会年報』第14号、1986-9
8. 「新『ソビエト連邦共産党規約』－旧規約との異同とその意味－（上）、（中）、（下）」『国防』第35巻第12号、第36巻第1号、第2号、1986-12、1987-1、1987-2
9. 「ゴルバチョフ政権の政治改革－ソヴェート選挙における複数議席制選挙の問題を中心に－」『国防』第37巻第1号、1988-1
10. 「ゴルバチョフ政治改革の現在－『エリツィン解任事件』と全連邦党協議会の問題を中心に－」『国防』第37巻第5号、1988-5
11. 「現代ソ連における党およびソヴェート制改革に関する若干の諸問題」『ソ連・東欧学会年報』第16号、1988-9
12. 「ソ連人民代議員選挙をめぐる諸問題－その制度的側面－（上）、（下）」『国防』第38巻第6号、第7号、1989-6、1989-7
13. 「ゴルバチョフ政権下におけるソ連共産党の変化」『法学研究』第63巻第2号、1990-2
14. 「最近のソ連情勢－ソ連共産党中央の制度改革と人事の問題を中心に－」『年報防衛研究1989』第2号、1990-3

15. "Electoral Reform and the 1st Congress of People's Deputies," *Acta Slavica Iaponica*, Tomus VIII, 1990-3
16. 「ソ連邦共産党第19回全連邦協議会以降の党の制度改革と指導部人事」『ソ連・東欧学会年報』第18号、1990-9
17. 「『八月政変』後のロシアの政治機構」『ソ連研究』第14号、1992-3
18. 「エリツィン『過渡期』政権の『制度化過程』」『海外事情』第40巻第10号、1992-10
19. 「大統領と議会－ロシア内政・1992年の回顧と展望」『ロシア政治システムの転換と外交に対するインパクト』（財団法人日本国際問題研究所平成4年度外務省委託研究報告書）1993-3
20. 「ロシアの法制－中央と地方の権限分割」『ロシア連邦極東地域研究』（財団法人日本国際問題研究所平成4年度外務省委託研究報告書）1993-3
21. 「エリツィン『過渡期』政権の政治システム－ロシア政治研究の新しい視角の模索－」『ソ連・東欧学会年報』第21号、1993-6
22. 「大統領府と議会」『スラブ研究センター研究報告シリーズNo. 47 エリツィン政権下の政治システム』1993-6
23. 「ロシア大統領と議会の政治権力の制度化をめぐる対立」『国際問題』第399号、1993-6
24. 「ソ連邦共産党解体過程の分析－統計と世論調査から－」『国際政治』第104号、1993-10
25. 「ロシア新議会選挙をめぐる諸問題」『ロシア研究』第18号、1994-4
26. "The Process of Dissolution of the Communist Party of the Soviet Union: A Statistical Analysis," *The Korean Journal of Defense Analysis*, Vol. VI, No. 1, Summer 1994.
27. 「ソ連邦共産党第28回大会をめぐる諸問題」『法学研究』第68巻第2号、1995-2
28. 「エリツィン政権の機能と構造」『エリツィン大統領のロシア－その評価と展望－』（財団法人日本国際問題研究所平成6年度外務省委託研究報告書）1995-3
29. 「1995年12月国家会議議員選挙までの経緯」『1995年ロシア連邦国家院選挙の研究』（財団法人日本国際問題研究所平成7年度外務省委託研究報告書）1996-3
30. 「1995年12月国家会議議員選挙」『ロシア研究』第22号、1996-4
31. 「1996年ロシア大統領選挙」『大統領選後のロシア政局の行方』（北海道大学スラブ研究センター「スラブ・ユーラシアの変動」領域研究報告輯第15号）1996-9
32. 「ロシアの1995年国家会議選挙と1996年大統領選挙の結果の分析」『ロシア・東欧学会年報』第25号、1997-4
33. 「大統領選挙後のロシア内政－連邦構成主体首長選挙と政府改造－」『国際問題』第448

号、1997-7

34. 「1998年3月政変をめぐる諸問題」『海外事情』第46巻第9号、1998-9
35. 「エリツィン政権下の執行権力と立法権力の関係－1997年秋から1998年夏までの政局を中心に－」『旧ソ連の地域別研究（ロシア内政を中心に）』（財団法人日本国際問題研究所平成10年度外務省委託研究報告書）1998-11
36. 「ロシアの地方議会選挙の動向」『季報国際情勢』（社団法人国際情勢研究会）第71号、1999-3
37. 「1999年国家会議選挙法の概要と1999年12月国家会議選挙結果」『ロシアの内政動向（1999年議会選挙と2000年大統領選挙への展望）』（財団法人日本国際問題研究所平成11年度外務省委託研究報告書）2000-2
38. 「1999年国家会議議員選挙」『ロシア研究』第30号、2000-4
39. 「プーチン政権下のロシア国内政治」『国際問題』第485号、2000-8
40. 「プーチンの統治スタイルと地方政策」『ロシアの内政－連邦制および中央・地方関係の諸問題－』（財団法人日本国際問題研究所平成12年度外務省委託研究報告書）2001-3
41. 「プーチン政権の特質とロシアの将来」『季報国際情勢』（社団法人国際情勢研究会）第72号、2001-7
42. 「プーチン政権とロシア国内情勢」『ロシア・東欧学会年報』第29号、2001-10
43. 「プーチン政権の人事研究」『プーチン政権下のロシアの内政動向－プーチン政権2年目の総括－』（財団法人日本国際問題研究所平成13年度外務省委託研究報告書）2002-2
44. 「プーチン政権の対チェチニア政策」『季報国際情勢』（社団法人国際情勢研究会）第73号、2002-12
45. 「プーチン政権下の連邦制度改革と行政改革」『プーチン大統領の進める焦眉の制度改革（政治面）』（財団法人日本国際問題研究所平成15年度外務省委託研究報告書）2004-2
46. 「ロシアの内政動向－2003年12月国家会議選挙と2004年3月大統領選挙を中心に－」『国際問題』第531号、2004-6
47. 「プーチン政権下における連邦制の改編」『季報国際情勢』（社団法人国際情勢研究会）第76号、2006-2
48. 「プーチン政権下の内政改革の現状と展望－地方選挙と世論の動向をふまえて－」『国際情勢紀要』（社団法人国際情勢研究会）第77号、2007-2
49. 「プーチン政権下におけるロシアの政党制の展開」『国際情勢紀要』（社団法人国際情勢研究会）第78号、2007-2

勢研究会) 第78号、2008-2

50. 「プーチン政権下の政治改革とメドヴェージェフ大統領」『ロシア・ユーラシア経済－研究と資料－』(ユーラシア研究所) 第911号、2008-6
51. 「ロシアの内政改革に関する政策決定過程－立法過程を中心に－」『ロシア研究会報告書』(財団法人日本国際問題研究所) 2009-3
52. 「メドヴェージェフ大統領の政治改革－2008年度教書演説における政治改革提案をめぐって」『国際問題』 第580号、2009-4
53. 「2005年12月のいわゆる『「NGO関連法」修正法』の制定過程について」『ロシアの政策決定－諸勢力と過程』(財団法人日本国際問題研究所) 2010-3
54. 「ロシアにおける連邦制改革－プーチンからメドヴェージェフへ」『スラブ・ユーラシア研究報告集 No. 2 体制転換研究の先端的議論』(北海道大学スラブ研究センター) 2010-4
55. 「下院選から大統領教書、そして改革へ?－2011年12月下院選に対する『不正のない選挙のために』運動の意味とその影響－」『ロシアにおけるエネルギー・環境・近代化』(財団法人日本国際問題研究所) 2012-3
56. 「第2次プーチン政権の『民主化度・非民主化度』」『ロシアの政治システムの変容と外交政策への影響』(財団法人日本国際問題研究所) 2013-3
57. 「ウクライナ問題を考える視点」『ユーラシア研究』 No. 51、2014-11
58. 「ロシア連邦の下院選挙制度」『日本選挙学会年報 選挙研究』 31-1、2015-7
59. 「プーチン体制と日露関係の行方」『ロシアNIS調査月報』 第60巻第7号、2015-7

学会発表

1. 「ソ連における政治研究の現状－政治システム概念の導入をめぐって－」ソ連・東欧学会第11回大会 (於：北海道大学)、1982-9-10
2. 「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論の成立とその内容」ソ連・東欧学会第12回大会 (於：徳山大学)、1983-9-10
3. 「ソ連の行政学について」日本国際政治学会、1984年度秋期研究大会ソ連東欧分科会 (於：日本大学法学部)、1984-10-27
4. 「ソ連における『国家管理理論』と行政改革」ソ連・東欧学会第14回大会 (於：南山大学)、1985-9-6
5. 「現代ソ連における党およびソヴェート制改革に関する若干の諸問題」ソ連・東欧学

会第16回大会（於：広島大学）、1987-10-4

6. 「ソ連・東欧における改革と変動ー政治・権力構造：党中央の改革と人民代議員選挙ー」ソ連・東欧学会第18回大会（於：神戸大学）、1989-10-1
7. 「ロシア・東欧ー今後の展望：内政：エリツィン過渡期政権の『制度化過程』」ソ連・東欧学会第21回大会（於：東京大学）、1992-10-2
8. 「ロシア下院議員・大統領選挙の結果分析」ロシア・東欧学会第25回大会（於：新潟大学）、1996-10-5
9. 「プーチン政権とロシア国内情勢」ロシア・東欧学会第29回大会（於：神奈川大学）、2000-10-21

評論・その他

1. 「ペレストロイカって知ってるかい？」『読書のいずみ』第34号、1988-3
2. 「ソ連の政治と数字」『三田評論』第900号、1989-2
3. 「ソ連における最高政治指導者の交代」『三田評論』第907号、1989-10
4. 「モスクワに暮らして」『たちばな』1991-8-20
5. 「エリツィン政権はぜい弱ではないー批判は多いが見当たらないライバルー」『世界週報』1992-4-7
6. 「旧ソ連諸国家ーその現状、将来および適切な政策についての考察ー」『Ditchley News』第32号、1993-1
7. 「大統領と議会 力関係が焦点」『日本経済新聞』1993-3-22夕刊
8. 「新ロシア」『信濃毎日新聞』1993-6-16朝刊
9. 「議会は民主化を阻止できない」『週刊東洋経済』1993-6-19
10. 「エリツィン転換期政権の1年ー回顧と展望」『上智大学ロシア研究シリーズ（5）日露・日ソ関係の200年』1993-7
11. 「大統領 強硬姿勢は続かず」『日本経済新聞』1993-9-22夕刊
12. 「新体制の『建設者』になりうるか。旧体制の『破壊者』エリツィン」『週刊東洋経済』1993-10-23
13. 「エリツィン派はロシア新議会を制するか」『世界週報』1993-11-16
14. 「ロシア経済の底力」『信濃毎日新聞』1993-11-25朝刊
15. 「CIS」『地歴と地図資料』1994-1
16. 「日ロ関係」『1994年百科年鑑』（平凡社）1994-4

17. 「ロシア自民党の力を西側は過大評価－新データで分析する国民投票・新議会選挙結果」『世界週報』1994-5-10～17
18. 「日ロ関係」『1995年百科年鑑』（平凡社）1995-4
19. 「エリツィン」、「ソ連行政区画 [ソ連解体後]」、「[ソ連行政区画] 図－旧ソ連邦構成国の現在の行政区画」『世界民族問題事典』（平凡社）1995-9
20. 「日ロ関係」『1996年百科年鑑』（平凡社）1996-4
21. 「エリツィン大統領再選 後継者選び難航で共産党政権復活も」『東京新聞』1996-7-5朝刊
22. 「第2期ロシア連邦・連邦議会国家会議選挙を監視して」『スラブ・ユーラシアの変動：その社会・政治的諸局面 平成7年度冬期研究報告会報告集』（北海道大学スラブ研究センター）1996-7
23. 「ロシア連邦大統領選挙を監視して」『JIIAニューズレター』No. 72、1996-7
24. 「ロシア大統領選挙に勝利したエリツィン：後継者育成が第2期の最大課題」『週刊東洋経済』1996-8-3
25. 「エリツィンはこうして勝利した－データで見るロシア大統領選挙－」『世界週報』1996-8-20～27
26. 「1996年ロシア大統領選挙」『ユーラシア研究』第13号、1996-10
27. 「大統領選挙後のロシア内政」『国際資源』1997-2
28. 「インターネット分科会」『ロシア・東欧学会年報』第25号、1997-4
29. 「日ロ関係」『1997年百科年鑑』（平凡社）1997-4
30. 「議会選挙」、「議会の機構と党派」『情報総覧 現代のロシア』大空社、1998-1
31. 「適任見当たらず後継選び難航も」『日本経済新聞』1998-3-24朝刊
32. 「日ロ関係」『1998年百科年鑑』（平凡社）、1998-4
33. 「エリツィン訪日と日露関係」『グローバル・ヴィジョン』1998-4
34. 「政府総辞職の背景」『グローバル・ヴィジョン』1998-5
35. 「川奈・日露首脳会談の成果」『グローバル・ヴィジョン』1998-6
36. 「キリエンコ新政府は前途多難」『グローバル・ヴィジョン』1998-7
37. 「ロシア新政府のプロフィール」『JIIAニューズレター』No. 84、1998-7
38. 「ロシア新政府の危機克服プログラム」『グローバル・ヴィジョン』1998-8
39. 「炭鉱労働者はなぜ鉄道を止めるのか」『グローバル・ヴィジョン』1998-9

40. 「キリエンコ政府からプリマコフ政府へ」『グローバル・ヴィジョン』1998-10
41. 「ロシア情勢のあいまいさ」『グローバル・ヴィジョン』1998-11
42. 「小渕総理のモスクワ訪問」『グローバル・ヴィジョン』1998-12
43. 「ユマーシェフ大統領府長官の解任」『グローバル・ヴィジョン』1999-1～2
44. 「アギンスキー・ブリヤーチア」、「アジャーリア」、「アディゲア」、「アブハジア」、「アルタイ（ロシア連邦）」、「イングーシェチア」、「ウスチ・オルディンスキー・ブリヤーチア」、「ウラジカフカス」、「エベンキ（ロシアの地名）」、「エリツィン」、「沿海地方」、「カバルディノ・バルカリア」、「カラチャエボ・チェルケシア」、「カルムイキア」、「北オセチア」、「クラスノダール」、「クラスノヤルスク」、「グユムリ」、「コリヤーク（ロシアの地名）」、「サハ（ロシアの地名）」、「ザポロージェ」、「シベリア」、「ジュガーノフ」、「スタブロポリ」、「スレドネコリムスク」、「タイミル」、「ダゲスタン」、「チェチェン」、「チェルノムイルジン」、「チュコト」、「トウイバ」、「トゥバ」、「ドウジンカ」、「ドニエプロペトロフスク」、「ナゴルノ・カラバフ」、「ナゴルノ・カラバフ戦争」、「ナヒチェバン」、「ハカシア」、「ハバロフスク」、「ハンティ・マンシ」、「ハンティ・マンシイスク」、「バトゥーミ」、「ブリヤーチア」、「マリウポリ」、「南オセチア」、「モルドバ共和国」、「ヤブリンスキー」、「ヤマロ・ネネツ」、「ユダヤ人自治州」、「ルハンスク」、「ロストフ・ナ・ドヌー」『小学館ニッポニカ百科事典CD-ROM版』1999-1
45. 「ウソも百編言えばホントになる？ロシア報道」『グローバル・ヴィジョン』1999-3
46. 「共産党攻勢に危機感」『東京新聞』1999-5-13朝刊
47. 「マスコミ戦略、西の常識超える　ロシア下院選」『朝日新聞』1999-12-21朝刊
48. 「Who is Putin?」『JIIAニューズレター』No. 94、2000-3
49. 「旧ソ連圏の紛争」樺山紘一編『新・社会人の基礎知識』（新書館）2000-4
50. 「サミット直前に意味」『日本経済新聞』2000-6-10朝刊
51. 「プーチン政権の特質とロシアの将来」『外交フォーラム』2000-12
52. 「プーチンの人事政策」『JIIAニューズレター』No. 114、2002-1
53. 「エリツィン」、「プーチン」『新訂増補版　世界民族問題事典』（平凡社）、2002-11
54. 「議会制度」、「行政区分：現代ロシア」、「政治警察：現代ロシア」、「選挙」、「プーチン」、「ヤブリンスキー」、「連邦保安庁」、「現代人名：ガイダル」、「国名：ロシア連邦：政治」、「国名：ロシア連邦：2003年12月の下院選暫定結果」『[新版] ロシアを知る事典』（平凡社）、2004-1

55. 「プーチン政権下のロシア内政：成果と課題」財団法人世界経済情報サービス（ワイズ）研究報告書『アジアの安全保障と日本』2005-3
56. 「プーチン高支持とその背景 『民主化後退』の真相」『The Daily NNA』2006-1-3
57. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2006～2007年版』（ダイヤモンド社）2006-6
58. 「当面は国家安定の要に ロシア下院選、与党圧勝」『朝日新聞』2007-12-4朝刊
59. 「どうなるロシア政局 事実上のプーチン体制継続か」『The Daily NNA』2008-1-7
60. 「機能するか2人体制」『毎日新聞』2008-1-11朝刊
61. 「大統領選後のロシアの新体制－メドヴェージェフ・プーチン・タンデム－」『外交フォーラム』2008-2
62. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2008～2009年版』（ダイヤモンド社）2008-6
63. 「ロシア 内政」平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障2008-2009』（朝雲新聞社）2008-7
64. 「グルジア紛争 情勢と展望は 対日政策 ロシア軟化も」『日本経済新聞』2008-8-23朝刊
65. 「ロシアの議会選挙と大統領選挙を視察して」『ソフィア』（上智大学）第57巻第3号、2009-3
66. 「ロシア・東欧の歴史と社会」『ヨーロッパ研究のすすめ』（上智大学外国語学部）、2009-4
67. 「ロシア 内政」平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障2009-2010』（朝雲新聞社）2009-7
68. 「ロシア 内政」平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障2010-2011』（朝雲新聞社）2010-7
69. 「ロシア 内政」平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障2011-2012』（朝雲新聞社）2011-8
70. 「与党敗北の背景 公正ロシアの躍進に注目」『毎日新聞』2011-12-13朝刊
71. 「ソ連崩壊20年 強権で復活、光と影」『毎日新聞』2011-12-19朝刊
72. 「7日『北方領土の日』 経済交流で関係強化」『北海道新聞』2012-2-5朝刊
73. 「露大統領選 国民は安定を望んだ」『毎日新聞』2012-3-6朝刊
74. 「プーチン復帰後のロシア 石油依存脱却が焦点 領土問題では軟化せず」『日本経

済新聞』2012-4-29朝刊

75. 「領土、短期解決は困難」『北海道新聞』2012-5-8朝刊
76. 「プーチン新政権の課題」『日本経済新聞』2012-6-10朝刊
77. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2012～2013年版』（ダイヤモンド社）2012-6
78. 「ロシア 内政」西原正（監修）平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2012-2013 進む対中包囲網、交代する指導者たち』（朝雲新聞社）2012-7
79. 「北方問題交渉の行方 四島返還こだわるべきか」『上智新聞』2012-10-1
80. 「日ロ次官級協議 極東開発 譲歩導いて」『北海道新聞』2013-8-21朝刊
81. 「ロシア 内政」西原正（監修）平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2013-2014 混迷の日米中韓 緊迫の尖閣、南シナ海』（朝雲新聞社）2013-8
82. 「『落とし所』焦点に」『北海道新聞』2014-2-9朝刊
83. 「ウクライナ新政府発足 新政権 難しいかじ取り 歴史的な背景 対立の遠因」『沖縄タイムス』ほか（『共同通信』配信）2014-2-28朝刊
84. 「プーチン氏、妥協探る道も」『朝日新聞』2014-3-8朝刊
85. 「どう見る プーチン大統領演説 既成事実固める狙い」『毎日新聞』2014-3-20朝刊
86. 「日ロ関係 停滞余儀なく」『北海道新聞』2014-3-20朝刊
87. 「クリミア編入はいったいなぜ起きたのか」『Men's non-no』（集英社）2014-5
88. 「プーチン氏発言 真意は 制裁と領土は別 強調」『北海道新聞』2014-6-2朝刊
89. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2014～2015年版』（ダイヤモンド社）2014-6
90. 「ロシア 内政」西原正（監修）平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2014-2015 再起する日本 緊張高まる東、南シナ海』（朝雲新聞社）2014-7
91. 「クリミア半島 歴史の旅」『青淵』（公益財団法人渋沢栄一記念財団）第785号、2014-8
92. 「プーチン氏 本音どこに」『毎日新聞』2014-9-19夕刊
93. 「リレー・エッセイ『私にとっての外国』3『ロシア』『ソフィア』（上智大学）第61巻第3号、2014-12
94. 「ウクライナ危機によせて」『ロシア・東欧研究』（ロシア・東欧学会年報第43号）2014
95. 「双方の強硬派 どう抑える」『読賣新聞』2015-2-13朝刊
96. 「平和条約交渉 今が有利」『北海道新聞』2015-3-17朝刊

97. 「ロシア 内政」西原正（監修）平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2015-2016 対立深まる南シナ海 進む日米越比協力』（朝雲新聞社）2015-7
98. 「『北方領土』または南クリルにおける国境線画定の問題によせて」『SPUTNIK』2015-9-28
99. 「慎重な駆け引き必要」『北海道新聞』2016-5-8朝刊
100. 「日露首脳会談を高く評価する3つの理由とは」『SPUTNIK』2016-5-12
101. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2016～2017年版』（ダイヤモンド社）2016-6
102. 「ロシア 内政」西原正（監修）平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2016-2017 探るアジアのパワーバランス 連携進める日米豪印』（朝雲新聞社）2016-7
103. 「ロシア 内政」西原正（監修）平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2017-2018 高まる北朝鮮の脅威 透明欠く米中関係』（朝雲新聞社）2017-7
104. 「正教世界とロシア」、「皇太子ニコライの来日」、「国際関係の中のロシア」上智大学外国語学部ロシア語学科編『上智大学外国語学部シリーズ 地域研究のすすめ ロシア・ユーラシア編 2018年』（上智大学外国語学部）2018-3
105. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2018～2019年版』（ダイヤモンド社）2018-6

文献紹介

1. 「ベ・ペ・クラシヴィーリ『ペレストロイカの諸様相』（『ソヴェート国家と法』1987年第12号、3～12頁）」『新防衛論集』第16巻第1号、1988-6
2. 「思い出の三冊、私の書棚から」『窓』1997-3
3. 「今を読み解く プーチン新政権の課題 資源依存の経済構造」『日本経済新聞』2012-6-10朝刊

書評

1. 「皆川修吾著『ロシア連邦議会－制度化の検証：1994-2001－』（溪水社、2002年、191ページ）」『ロシア・東欧学会年報「ロシア・東欧研究」』第31号、2003-10
2. 「小森田秋夫編『現代ロシア法』（東京大学出版会、2003年、344+ixページ）」『ロシアユーラシア経済調査資料』No. 861、2004-3
3. 「塩川伸明著『冷戦終焉20年－何が、どのようにして終わったのか』（勁草書房、2010年、iii+246+viiiページ）」『国際政治』第167号、2012-1

4. 「横手慎二編著『ロシアの政治と外交』（放送大学教育振興会、2015年、228頁）」『ロシア・東欧研究』ロシア・東欧学会年報第44号（2015年版）、2016-3
5. 「油本真理著『現代ロシアの政治変容と地方－「与党の不在」から圧倒的一党優位へ－』（東京大学出版会、2015年2月、ix + 290頁 + 35頁）」『東北アジア研究』第20号、2016-3

翻訳と資料紹介

1. 「『非常事態法体制に関するソ連邦の法律』と『他民族法』について（上）、（下）」『国防』第39巻第8号、第10号、1990-8、1990-10

翻訳

1. セルゲイ・マルコフ「大統領の栄光と苦難：ポスト・ Kommunismus時代のリーダー」『季刊クオ ソ連・東欧はどこへ』1993年春季号（通巻第7号）
2. 「ロシア連邦共産党復活大会：ロシア各紙より」『季刊クオ ソ連・東欧はどこへ』1993年春季号（通巻第7号）
3. ウェンディ・スレーター「新しい役割を模索するロシア正教会」『季刊クオ ソ連・東欧はどこへ』1993年秋季号（通巻第9号）
4. ウラジミール・バラノフスキー「ロシアとその近隣諸国：紛争の進展と解決の努力」『SIPRI年鑑1995／上』（メイナード出版）1996-1

共訳

1. 「ロシア連邦法律リスト」『ロシア研究別冊1』1993-10
2. 「ロシア連邦法律リスト」『ロシア研究別冊2』1994-6
3. 「ロシア連邦大統領令リスト」『ロシア研究別冊2』1994-6
4. 「ロシア連邦法律リスト」『ロシア研究別冊3』1995-4
5. 「ロシア連邦大統領令リスト」『ロシア研究別冊3』1995-4
6. 「ロシア連邦法律リスト」『ロシア研究別冊4』1995-11
7. 「ロシア連邦大統領令リスト」『ロシア研究別冊4』1995-11
8. アレクサンドル・コズローフ「ロシアにおける国家権力構造の連邦制原理」『ロシア研究』第24号、1997-4
9. 「ロシア連邦法律リスト」『ロシア研究別冊5』1997-4
10. 「ロシア連邦大統領令リスト」『ロシア研究別冊5』1997-4
11. 秋野豊「ロシアの南方政策－中央アジアの十字路におけるロシア、ウズベキスタン、

中国」(原文英語)『ロシア研究』第28号、1999-4

座談会

1. 「新『二月革命』に再生かける」『中國新聞』ほか(『共同通信』配信)1990-2-9朝刊
2. 「総選挙後のロシア情勢を読む」『月刊社会党』通巻第464号、1994-3
3. 「権力の空白が混乱をもたらす－国家機構崩壊の瀬戸際に立つロシア」『外交フォーラム』通巻第66号、1994-3
4. 「転換期の10年－回顧と展望」『ロシア研究』第20号、1995-4
5. 「エリツィン氏再選」『西日本新聞』、『信濃毎日新聞』ほか(『共同通信』配信)1996-7-5朝刊
6. 「ロシアの今－政治、経済、社会」『ソフィア』(上智大学)第57巻第3号、2009-3

シンポジウム・国際会議(報告を行なったもの)

1. 「ロシア政治改革の推移と展望」韓蘇問題研究所第2回韓日国際シンポジウム基調報告(於：韓国外交安保研究院)、1992-11-13
2. 「北東アジアの国際情勢」第8回日本国際問題研究所・韓国外交安保研究院共催日韓国際問題シンポジウム(於：韓国慶州現代ホテル)、1993-7-20～22
3. 「1993年12月12日新議会選挙後のロシア政治」第9回日本国際問題研究所・韓国外交安保研究院共催日韓国際問題シンポジウム(於：日本国際問題研究所)、1994-7-20～21
4. 「エリツィン“過渡期”政権の機能と構造」上智大学外国語学部ロシア語学科ハルピン学院顕彰基金主催シンポジウム(於：上智大学)1995-3-11

上野俊彦先生を送る

安達 祐子

上野俊彦先生は、1974年に慶應義塾大学法学部政治学科に入学され、1980年に慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻修士課程を修了、1983年3月に同博士課程単位取得・満期退学された。その後、防衛庁防衛研究所と財団法人日本国際問題研究所を経て、2000年4月に上智大学外国語学部ロシア語学科教授に就任され、18年にわたり本学で教鞭をとられた。学部においては、外国語学部ロシア語学科長（2003年～2007年）、外国語学部長（2009年～2011年）、大学院においては、グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻主任（2014年～2015年）を歴任された。

私が上野先生に初めてお会いしたのは、先生が財団法人国際問題研究所にてロシア研究部門の主任研究員をされている時であった。当時、国際問題研究所では「旧ソ連地域人名データ」として、人事データベースを作成するプロジェクトがあった。本学ロシア語学科出身の卒業生数人が、大学院生を中心に、ロシアの新聞とにらめっこしながら、アルバイトとしてデータベース作成のお手伝いをした。私はちょうどその頃、学部を卒業しロシアに留学して帰国した後、アメリカの修士課程に進む準備をしているところであり、楽しく人名データ作成の仕事をさせていただいた。しかも、ソ連崩壊後に民主化・市場経済化をすすめるロシアについて、上野先生のお話を直接伺えるという良い機会に恵まれた。同時に、「研究を仕事にする」ということがイメージできるようになった。その十数年後に、先生と同僚としてご一緒することになるとは想像もしていなかった。

上野先生のお人柄から、先生を慕っている教え子たちは多いとおもう。先生がロシア語学科で教鞭をとりはじめられる前に私はロシア語学科を既に卒業してしまっていたので、厳密にはいわゆる「教え子」ではない。とはいえ、2007年にロシア語学科の専任として仕事をすることになってからというもの、上野先生には多くのことを教えていただいた。想像以上に大変な教育と研究との両立についてのみならず、アドミ業務をこなすうえでも、上野先生には的確なアドバイスを様々な場面でいただいた。

2009年から2011年の2年間は、上野先生は外国語学部長として、特にお忙しくされていたことを思い出す。上野先生が学部長のときに召集された学部将来構想検討委員会

では、文字通り学部の将来構想について、熱のこもった議論を長時間にわたって繰り返し広げていたのがつい昨日の日のことである。学内では必然的に日々の学務や授業についての話題が多くなったが、これからはロシア政治に関する動向について、もっと上野先生のご見解を伺うチャンスがあれば、とおもう。

先生が本学教授に着任されてから18年。この場をお借りして、学部、学科、そして大学院における教育への長きにわたる御貢献に対して、心より感謝の気持ちをお伝えしたい。上野先生、どうもありがとうございました。

[小特集]

「一帯一路」と世界秩序

本稿は、2018年11月13日に、上智大学国際関係研究所で開催されたワークショップの記録である。ワークショップは、上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻と上智大学国際関係研究所の共催で行われた¹⁾。以下の内容は、第1部：研究報告、第2部：ワークショップからなる。

【報告者紹介（発言順）】

阿部純一（霞山会常任理事・研究主幹）

1978年、上智大学大学院国際関係論専攻博士前期課程修了。1979年～1981年シカゴ大学、1985年～1986年北京大学留学。1982年霞山会入職、2017年から現職。専門は中国の軍事・外交、東アジア安全保障。主著に『中国軍の本当の実力』（ビジネス社）、『中国と東アジアの安全保障』（明德出版）など。

六鹿茂夫（霞山会事務局長・主席研究員、静岡県立大学名誉教授）

1978年、上智大学大学院国際関係論専攻博士前期課程修了。ルーマニア・ブカレスト大学大学院法学研究科留学、同大学院で博士号取得。上智大学国際関係研究所助手などを経て静岡県立大学大学院国際関係学研究科教授。ロンドン経済政治学院（LSE）欧州研究所客員研究員（2000年7月～2001年3月）。北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター共同研究員兼務。専門は広域ヨーロッパ国際政治。主編著に『黒海地域の国際関係』（名古屋大学出版会）など。

兵頭慎治（防衛省防衛研究所地域研究部長）

1994年、上智大学大学院国際関係論専攻博士前期課程修了。防衛省防衛研究所入所、この間外務省在ロシア日本大使館、内閣官房で勤務、英国王立統合国防安全保障問題研究所客員研究員、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター共同研究員、青山学院大学、国際基督教大学、上智大学外国語学部などで兼任講師。

1) 司会は、納家政嗣（上智大学国際関係研究所・所員）が務めた。

《第1部：研究報告》

【司会】 冷戦終結から30年を経て、国際政治の局面が大きく転換しています。冷戦の名残りのように漠然と米中、東西という軸で考えるところがありました。この1、2年、軸が米中関係に移ったことがはっきりしたと思います。この軸は、今日の主題である中国の「一帯一路」構想と、他方の日米が中心の「インド太平洋」戦略、あるいは構想の間の競争、対峙として展開されています。

「一帯一路」構想（One Belt, One Road, or Belt and Road Initiative: B R I）は、中国が2013年以降唱えていたものですが、今お話したような構図において今後の国際政治の方向を左右する重要な焦点になっています。この構想についてはいろいろな見方があります。一つの伝統的な見方は、この構想を地政学的な視点から中国のユーラシアでの勢力圏形成とするものです。中にはマッキンダー的なユーラシア地政学と、マハンの海洋地政学を合わせた大構想だ、と言う人もいます。ユーラシアにおいてはインフラ投資、権益の獲得、貿易拡大を通じて、また海洋においては東シナ海から南シナ海の領域拡大、更にチャオピユー（ミャンマー）、チッタゴン（バングラデシュ）、ハンバントタ（スリランカ）、グアダル（パキスタン）、モルディブ、ピレウス（ギリシャ）、アフリカではジブチ、モンバサ（ケニア）と寄港地を増やして影響力の浸透をはかっていると言う、強い脅威感を伴った見方です。しかし他方には、この構想は中国の雑多な個別二国間合意の寄せ集めで、例えばFTAや関税同盟といった統合された経済圏ではないし、政治圏とも言えず、必ずしも大きな脅威とは言えないという見方があります。この見方では、中国の透明性を欠く経済的進出はいずれ現地からの抵抗、障害に直面し、容易には発展しないということになります。ほかにも様々な見方がありますが、間もなくGDPで米国を追い抜く中国経済の急拡大、中華民族の復興を強調するナショナリズムと重なるせいか、恐ろしいイメージはありますが、実態がよく分かりません。今後の国際秩序の方向性を探るためにも、そして日本の今後の国際的役割を考えるためにも、この構想を詳細に検討してみる必要があるだろうと考え、このワークショップを計画しました。詰めた議論をするために参加人数を制限しました。本日は、それぞれ中国、ヨーロッパ、ロシアを専門とされる3名の研究者をお招きし、ご報告を伺った上で、討論します。

それでは、最初に阿部先生からお願いします。

【阿部（以下、敬称略）】霞山会の阿部です。今日私がお話いたしますテーマは、「中国の戦略・安全保障から見た『一帯一路』」です。

2012年秋、第18回中国共産党大会で習近平政権が成立しました。それから一年と経たない2013年9月にカザフスタンを訪れた習近平は、首都アスタナにあるナザルバエフ大学で「シルクロード経済ベルト」構想の演説を行い、翌10月に今度はインドネシアを訪問してインドネシア国会で演説し、「21世紀海上シルクロード」の構想を明らかにしました。ここに習近平の主導する「一帯一路」という構想が世に問われることになりました。

それから5年が経ちますが、振り返って考えると、これは習近平が新たに打ち出した中国の総合的な国際協力・発展戦略という気宇壮大なグランドデザインであると同時に、これまで中国が中央アジアや東南アジアなど、中国と隣接する地域を中心に形成してきた、多国間の協力枠組みや経済協力関係を背景にしているという意味において、従来の中国の対外協力活動の総仕上げ的なグランドデザインということもできると思います。いずれにしても、「一帯一路」は2017年10月の第19回党大会で改正された党規約に盛り込まれていますから、中国の将来を賭けたナショナル・プロジェクトという位置づけになります。

ただし、対外構想としての「一帯一路」を打ち出した背景には、習近平政権になる前の時代、つまり胡錦涛政権の時に起きた2008年のリーマンショックへの対応策であった2年間4兆元の大規模景気刺激策の副作用がありました。習近平政権の時代に入ってから、中国経済もそれまでの高度成長時代が終わり、低成長の時代に入り、その経済環境の変化を習近平は「新常态」と呼びました。まさに中国経済の転換の時期に習近平時代が始まったわけですが、そこには経済政策を巡る葛藤が潜んでいたのです。

経済問題に深く立ち入るつもりはありませんが、この時期の中国は経済の構造改革を大胆に進め、産業の高度化を進展させることが今後の発展持続には必要だと認識されていました。しかし、その過程で従来の工業企業の整理に伴う失業者の増加など、大きな痛みを伴うことを覚悟しなければならない上に、過渡期における経済成長率の低下も避けられないと見られていたのです。

しかし、習近平政権が選択したのは、対外経済協力を拡大することで問題解決を先送りしつつ成長を維持しようとするものでした。習近平は2010年の数値を基礎に「2020年までにGDPを倍増させる」と言っていたので、「新常态」とはいえ一定の経済成長

を持続していかなければならないという国内的な事情がありました。その国内事情の中には、景気刺激策の副作用によって生じた「2つの過剰」という問題がありました。一つは、鉄鋼やセメントなどの国内需要を遥かに超える過剰な生産能力を、一体どうすればいいかという問題です。そして、もう一つが過剰な外貨準備です。中国経済を支えてきたのが主に投資と貿易であり、とくに輸出から生じる貿易黒字がどん蓄積され、外貨準備高が膨らみました。外貨準備の運用では米国債を買うのが常套手段ですが、アメリカの10年国債で運用すると利回りは年間2.5%程度にしかならない。それよりも効率のいい外貨の運用法として、対外直接投資としてのインフラ投資を中国としては構想したのです。

このような国内事情、すなわちこの二つの過剰要素を解決するために、インフラ投資を対外的に活用し、そうすることによって中国の影響力を世界に拡大していくという、内政上、外交上の両方の狙いが、この「一帯一路」に含まれていると考えることができます。

ただ、その根源をたどっていくと、どうしても中国の発展の基礎となるべき、エネルギー安全保障の問題に行き着くのではないかと私は思っています。

1992年から中国は石油純輸入国となりました。中国は大慶油田など、国内でそれなりに石油資源を持っていますが、国内の石油生産だけでは経済成長の需要に追いつかず、どんどん輸入が増えました。そして、国内生産よりも、輸入がより多くなったのが1992年です。現在に至っては、中国は世界最大の石油輸入国になっています。

中国は、決して石油を浪費してきたわけではなく、今でも中国のエネルギー消費の中で一番大きいのは石炭です。まだ6割を超えるエネルギーは、石炭に由来するものだと評価されています。ご承知のように、中国の大気汚染に代表される環境問題の多くは、石炭に起因するということで、発電や暖房その他のエネルギー源を、石炭から石油や天然ガスに切り替えようと、近年になり力を入れ始めました。その効果は徐々に始まっており、最近ではこれまでのようなPM2.5に代表される大気汚染の報道は減ってきており、それなりに改善が見られているようです。その意味で言えば、中国における石油の需要は、今後も活発に増えていくことが予想されます。

その中国は、輸入する石油資源を主に中東やアフリカの産油国に依存しており、原油をインド洋、南シナ海を経由して、中国本土に運んでいます。

中国にとって、この石油輸送ルートを安全に確保するうえでの一番の懸念材料は、

もし米中関係が悪化し、アメリカ海軍がマラッカ海峡を封鎖するような事態にならないかということです。可能性としてはそれほど高くありませんが、台湾問題や、中国が軍事化を進めている南シナ海を巡る対立など、米中の政治体制、社会的価値観が相違することから生じる摩擦を考えれば、皆無ともいえないということに起因する中国にとっての脅威感があると思います。

そうした中国の懸念もあり、現在、「一帯一路」構想の中に含まれているプロジェクトには、中国西部の新疆ウイグル自治区とパキスタンをパイプラインでつなげ、ペルシャ湾の入口に当たるグワダールから中国本土まで原油を運ぶルート、そしてもう一つはミャンマーからパイプラインで雲南省に原油を運ぶという二つのルートが構想されており、マラッカ海峡を迂回して中国本土に石油を輸送することが考えられています。こうしたプロジェクトは、エネルギー安全保障の観点で言えばかなり以前から構想されていたものであり、それが今日では、中国の「一帯一路」構想の中で位置づけられているのです。

中国の「一帯一路」はもちろん経済的側面から解説されることが多いわけですが、実はそこに中国の軍事的野心が潜んでいるのではないかと、というのが今日の私の論点であります。「一帯一路」構想が進展していけば、中国の経済的影響圏が広がることとなります。その権益を保護するバックボーンとして、当然ながら中国は軍事的にも拡大する経済圏に関与することが想定されるからです。

そうした観点で言えば、現状から見るかぎり軍事化は「一路（21世紀海上シルクロード）優先」ということができます。「一帯一路」構想が提起される以前から、インド洋における中国の海軍力の進出構想は、「istring・オブ・パールズ（真珠の首飾り）」と言われていました。この表現は、2004年に米国防総省の内部研究を元にした「Energy Futures in Asia」というレポートが出ましたが、その中で初めて使われたとされています。これが現在では周知されたためもあって、普通に使われるようになってきました。要するに、中国がインド洋におけるシーレーン確保のための、海軍力展開の足がかりをつくろうとしたものが、「真珠の首飾り」作戦・戦略と呼ばれたわけです。

しかし、2004年ごろの状況では、「真珠の首飾り」といっても、実際にわれわれの耳に届いていた具体的な情報は、ミャンマーのアンダマン海に面したココ島に、中国海軍が通信基地をつくっているという話でした。これは『Asia Times』から出たニュースでしたが、その後をフォローする情報はありませんでした。そのため、実態について

はよくわかりませんでした。最近の情報では、どうやらミャンマー軍の通信基地に中国海軍が技術供与をしたという話のようです。中国海軍が海外基地として、ココ島に通信施設をつくったわけではなさそうだという話でした。

中国がインド洋に関して軍事的な関与を現実に開始したのは最近の話です。それは、中国にとってはじめての海外基地となるジブチ基地の開設です。2017年8月にその基地のオープニングセレモニーを行った後、同年11月には現地沿岸で中国海軍が軍事演習を行っています。同基地には海軍陸戦隊も配置されており、水陸両用作戦が可能な態勢をとっていることから、中国のアフリカにおける権益を守るための橋頭堡という位置付けと考えられます。

ジブチはスエズ運河につながる紅海の入り口に位置し、戦略的な要衝です。ジブチという国は、この戦略的なロケーションを売りにして、各国に基地を貸しています。アメリカも基地を置き、ドローンの基地まで置いています。フランスも、日本の自衛隊も基地を置いています。要するに、ジブチは基地経済に依存しているわけです。

中国がジブチに軍事基地を建設した背景は、ご承知のようにソマリア海賊への対策として、中国が海軍を派遣するようになったことです。2008年12月から、中国は海軍艦船をソマリア海域に送るようになりましたが、基本は戦闘艦2隻と補給艦1隻で艦隊を形成し、大体、3カ月～4カ月クールで入れ替えます。それから既に10年近く経っているので、中国海軍のほとんどの主要艦船は、この作戦に従事したことがあるだろうと思います。

つまり中国は、このソマリア海賊対策に参加することにより、遠洋航海技術をはじめ、長期的なスパンで海軍の作戦遂行能力を高めました。また、恐らくこの中国艦隊には、かなりの頻度で潜水艦も随行していたと思われます。2000年代に入ってから、パキスタンやスリランカに中国の潜水艦が寄港している事実が、そのことを証明していると考えられます。

2017年12月に、インド海軍参謀長が「中国海軍艦艇はインド洋に常時、8隻を展開させており、その中には原潜・通常型潜水艦も含まれる」という発言をしました。嘘を言う立場の人ではないので、これは確度の高い情報に裏付けられた発言でしょう。そういう意味では、インド洋における中国海軍のプレゼンスは、一定のレベルでインドに相当なプレッシャーをかけていると評価できると思います。

ただし、中国の海上シルクロードという観点で言えば、インド洋に関しては、「真珠

の首飾り」と言われるほどには急速に軍事化が進んでいるわけではなく、ようやくジブチに海外拠点ができただけです。インド洋にそれなりの海軍のプレゼンスを展開しているようですが、米国海軍のディエゴガルシア基地に匹敵するような中国海軍の拠点は、まだできていません。

中国は手を拱いていたわけではなく、布石は打ってきたものの、それが中々うまくいっていないというのが実情と言えそうです。例えば、スリランカのハンバントタ港への建設投資があります。おそらく中国にはこの港を中国海軍艦船の補給基地として利用したいという下心があったのでしょう。スリランカ政府は資金難から中国に対する債務返済に困り、ハンバントタ港の港湾運用権を11億ドルで99年間中国企業に貸し出すという決定を2017年8月にしています。そこまでは、穿った見方をすれば中国の思惑通りだったかもしれません。しかし、スリランカ政府はこの決定に当たり、インドを刺激したくないことから「中国海軍による軍事利用は認めない」と中国側に通知しています。中国としては思惑が外れた格好であり、現在、ハンバントタ港は商業港として、特に自動車の陸揚げ基地になっているようです。

それから、パキスタンのグワダール港も、ペルシャ湾の入り口に位置することから中国の軍事利用が想定されていましたが、現在のところ完全に商業港となっており、中国語の看板だらけのマーケット、要するにチャイナタウンができあがっています。

このように、中国の軍事拠点としてはジブチだけで、「真珠の首飾り」と言うほどにはインド洋における中国の軍事化は進んでいないということが現状での評価となります。

ただし、ご承知のように、南シナ海については急速な軍事化が進んでいます。中国は2012年以降、南シナ海南沙諸島に七つの人工島を造成しましたが、そのうちスービ礁、ミスチーフ礁、ファイアリークロス礁の環礁には、3,000メートル級の滑走路が建設されました。これは大型航空機が離発着できる長さです。

西沙諸島にある永興島の滑走路も、3,000メートル級のもので、これが中国が最初に南シナ海の島嶼につくった3,000メートル級の滑走路です。

中国は、南シナ海でこれだけの人工島をつくっていますが、定住人口があるのは永興島だけです。中国は、行政単位として南沙諸島、西沙諸島、中沙諸島の三つの「沙」を取り、「三沙市」をつくりましたが、三沙市の市役所（人民政府）は、この永興島に置かれています。南沙諸島で建設された人工島で滑走路のない残りの四つの島には、

レーダーサイトが設置されています。

中国は、これらの島々に防空ミサイル、対艦ミサイルなどの配備を始めていますが、戦闘機等の航空機の常駐はまだ始めていません。永興島は航空機の定期便が飛んでおり、常駐が確認されていますが、南沙諸島ではまだ確認されていません。周辺諸国への配慮もあるかと思いますが、塩害対策などいろいろな運用上の問題点がまだ解決されずに残っているのではないかと見ています。

中国は、このように南シナ海では国際的非難を顧みることなく強引な形で軍事化を強行していますが、海上シルクロードと関係する陸上プロジェクトでは逆風が吹き始めています。2018年5月にマレーシアでマハティール首相が返り咲き、結果として、前政権が中国と進めてきた高速鉄道建設がキャンセルになったことを皮切りに、中国の「一帯一路」に国際的な批判が寄せられる状況になってきました。先ほど申し上げた、ハンバントタ港の99年間の租借も、国際的な批判を浴びています。

また、2018年9月23日にモルディブで政権交代がありました。2014年に習近平がモルディブを訪問し、島と島をつなぐ橋や空港を建設するという、約10億ドル規模のインフラ建設の約束をしました。そのため、モルディブのヤミーン大統領は対中傾斜を進め、同時に、インドとの関係が悪化していきました。そのヤミーン政権が今回の選挙で敗れ、新たな野党連合のソリ大統領は、脱中国を進めることになりました。インドの真南、インド洋の中心にあるモルディブが、中国にとって思うようになかなくなっています。中国は南シナ海の軍事化を進めていますが、インド洋も含めて逆風にさらされているのが現状です。

結論に入りますが、中国が「一帯一路」構想を打ち出した背景として、当時のオバマ政権が2012年に「アジア太平洋リバランス」と言い始めたことが、一つのきっかけではないかという議論があります。実際、中国の中で、「太平洋でアメリカと衝突するよりも、西に進んだ方が得策だ」という議論があったようです。しかし、現実を考えれば明らかのように、インフラ投資で中国の影響力を拡大するのは陸上なので、「一帯一路」が中国から見て西に進出する以外になかったことも事実です。ただ、同時に南シナ海の名沙諸島の環礁で埋め立てをし、人工島を造成したことにより、結局、中国は、米国の海上覇権にチャレンジする形になりました。それが「航行の自由」を標榜する米国を本気にさせたのです。

米国が覇権国家たる由縁は、世界の海洋を支配する海軍力にあります。その米国に

対し、中国は南シナ海を中国の「内海」として聖域化することで米海軍の接近を拒否しようとしていることから、米国は「航行の自由」で本気にならざるを得ないわけです。まさに、中国は米国の「虎の尾」を踏むことになってしまったと言えます。

日本と米国はともに「自由で開かれたインド太平洋」を主唱しています。これも中国の「一帯一路」、特に海上シルクロードに対し、日本と米国、オーストラリア、インドの4カ国が協力することによって、軍事的に対抗するだけでなく、インフラ投資も同時並行的に行うことで、中国の影響力だけが一方的に強くないようにしようという構想です。

「自由で開かれたインド太平洋」という言葉自体も、中国の海上シルクロードそのものがユーラシアの内陸部と海洋との接点となる沿海地域、つまりニコラス・スパイクマンの用語で、地政学的に一番重要な人口を多数抱え、産業基盤があり、資源もそれなりにある地域としての「リムランド」の支配を強めようとする中国の影響力拡大を何とか防ごうと打ち出された政策です。そういう意味で言えば、米国や日本が今後インド太平洋地域へのコミットメントを強めていく中で、中国の「一帯一路」の将来は紆余曲折を余儀なくされるのではないかというのが、私の結論です。

【司会】 どうもありがとうございました。とくに軍事的側面、海上シルクロードの動きについて大変示唆に富むお話をいただきました。続いて、六鹿先生にご報告をお願いします。先生は、日本では数少ない東・中欧、バルカンの国際関係の専門家ですが、この夏、このテーマでヨーロッパに調査に行かれました。今日は「ヨーロッパから見た一帯一路」という、よそでは余り耳にしない貴重なご報告をいただきます。よろしくをお願いします

【六鹿】 先に本日の骨子を述べますと、習近平氏が2013年の秋に「一帯一路」を打ち出した当初、欧州は「一帯一路」を楽観的かつ前向きに受け止めました。ところが、中国当局に対していろいろと質問をしても的確な回答が得られなかったばかりか、「一帯一路」の現実がわかってくると、欧州は「一帯一路」戦略を次第に批判的かつリアリスティックに見るようになっていきました。欧州は多様性に富んでおり、対中政策に関しても各国まちまちで、イギリス、ドイツ、フランス、中・東欧諸国では全く異なりますが、それにもかかわらず、EUは今年に入って三つの対中政策を打ち出しました。それほどまでにEUと中国の関係は緊張をはらんだものとなり、2016年と2017年

のEU=中国サミットは共同声明が出せないほどでした。ところが、今年（2018）7月のEU=中国サミットは3年ぶりに共同声明を出すことができました。それは、米中貿易戦争故に中国がEUに歩み寄ったからですが、それではこのような中国の態度の変化に対して、EUはどう対処していくのでしょうか。

以上の流れに沿って報告しますが、この夏3週間掛けて欧州の中国専門家をインタビューしてきましたので、本日はその成果を取り入れながら話したいと思います。

まず、EUの対外政策をつかさどる欧州対外行動局（EEAS）や欧州委員会で「一帯一路」についてのEUの見方を尋ねますと、「EUは複雑な魔物のような機構なので、『一帯一路』に関する公式な見解はないけれども、我々EEASや欧州委員会は明瞭な考えを持っている」と前置きしたうえで、「欧米が寄与できない地域の発展に中国が貢献できればそれは素晴らしいことであり、アジアから欧州にかけての地域が発展すれば、『一帯一路』は素晴らしい構想ということになる」との答えが返ってきました。

このような楽観論の背景の一つに、2008年から2009年にかけてのリーマンショック以降も8%台の経済成長を続ける、中国経済への強い期待が欧州にはありました。二つ目に、「中国を世界経済政治秩序に統合していけば、中国がやがて国際ルールを受け入れ、責任ある大国に成長していけよう」との収斂論がありました。また、三つ目の要因として、2015年3月に、イギリスが率先してアジアインフラ投資銀行（AIIB）への参加を決め、欧州諸国がそれに続いたように、欧州諸国は、日本やアメリカとは違って、AIIBひいては「一帯一路」を政治的ではなく経済的に見ていたことがあげられます。

このような楽観論を背景に打ち出されたのが、2015年のEUと中国のサミットにおける共同声明で、同声明は「EUの投資計画と中国の『一帯一路』との協力を模索していく」姿勢を明記しました。そして、EUと中国は、「連携プラットフォーム（Connectivity Platform）」と中国の「一帯一路」との協力の可能性について協議を続けました。また、「一帯一路」の基金である「ユーラシア基金」と「欧州投資銀行（EIB）」が合意文書に調印し、双方は投資面での協力について交渉を開始しました。

ところが、当初欧州諸国が抱いた中国楽観論は、次第に現実主義的な見方に変わっていきました。その発端は、「一帯一路」といっても、中国側が具体的なプロジェクトを提示せず、概念も明確にしないので、EU側が「具体的なプロジェクトは何か」、「誰が資金を払うのか」、「どうやってプロジェクトを遂行するのか」、「政治的な目的は何

か]、「経済的な目的は何か」などいろいろな質問をしたところ、中国から明瞭な回答がなかったため、欧州の中国専門家を先頭に「一帯一路」について様々な議論が沸き起こったことにあります。日本においても、中国は「一帯一路」を介して、過剰生産など国内問題を外に輸出しようとしているのではないかと、中国の世界戦略を実現するための戦略ではないか、といった議論が起こったことは周知のとおりです。

EUがとりわけ神経質になったのは、「中国製造2025」戦略です。中国が同戦略に則って、「一帯一路」を通じて世界中に投資をして先端技術を有する企業を買収し、それによってハイテクを入手して、2025年までに技術立国になろうとしているのではないかと、との懸念が欧州に広がっていったのです。

もう一つ、E E A Sと欧州委員会とのインタビューの中で彼らが強調したのが、公共調達（Public Procurement）の問題です。国際基準では、プロジェクトへの参加企業を決定する過程では、透明性、公開性、平等性が保証されねばなりません。中国の「一帯一路」に関連したプロジェクトでは、不透明、非公開、不平等なプロセスにおいて中国企業ばかりが選出され、欧州の企業が排除されてきたと彼らは主張するので

す。

彼らが問題視するもう一点は、中国の投資が地域発展に貢献するどころか、中国企業による事業の独占につながり、現地の国が借金まみれになることです。ある欧州委員会の中国担当者は、かかる事態に鑑み、EUのパートナー国であるベトナム、カンボジア、マレーシア、スリランカ等の国々に対し、中国と不都合な契約をしないよう助言してきたと言います。この発言を受けて私が、「EUは中国を競争相手と見ているのですか」と尋ねると、協力関係はある意味で競争関係でもありますから、との率直な返事が返ってきました。中国独自のやり方と国際基準を重んじるEUとの間には、構造上の対立が横たわっているように見えます。

このようにしてEUと中国の対立が増幅されていく中で、EUは加盟諸国間の相違を乗り越えて、中国の「一帯一路」政策に対する三つの対抗策を打ち出しました。その一つは、「一帯一路」関連プロジェクトに対する査察メカニズムの発動です。ブダペストとベオグラード間の高速鉄道プロジェクトに関する入札が不透明な状況下で行われ、中国企業の受注が決まったため、欧州委員会による査察が入ったのです。ハンガリー人専門家の話によれば、このような欧州委員会による査察を受けて、ハンガリー議会が2017年春に公共入札に関する法律を改正し、同法に則って再入札が行われて、

請負業者が決定されたとのことでした。

二つ目は、「EU投資スクリーニング法」の採択に向けた動きです。2016年にドイツのロボットメーカーのクーカ（KUKA）が中国国有企業に買収されなかったため、ドイツ政府が阻止に乗り出したのですが、当時のドイツ法の下では旨く介入できませんでした。そこで、ドイツはその後国内法を改正して、国家安全保障上重要な企業に関する定義を明確に定め、EU加盟諸国以外の外国企業が国家安全保障上重要なドイツ企業の買収に乗り出した場合、ドイツ国家が介入できる態勢を整えたのです。

そして、このような動きはEU全体に広がっていきました。2017年2月のドイツ、フランス、イタリアによる欧州委員会宛共同書簡を受けて、欧州委員会が同年9月に投資スクリーニング草案を作成し、それが欧州議会における議論に付されたのです。その草案の骨子は以下の3点に集約されます。一つは、EU加盟諸国は、情報を共有するために、外国企業による投資関連情報を欧州委員会に提出する義務を負うことです。二つ目は、欧州委員会は、その情報に基づいて、外国企業が公共の秩序および安全保障上重要な技術に対して行う投資を審査し、加盟国に助言を行うことです。ただし、3つめとして、その助言に拘束力はなく、最終判断は加盟国に委ねられることです。ここから、EU投資スクリーニング法草案は、国家主権を維持したい勢力と、国家主権を欧州委員会に委譲すべきであると主張する勢力の妥協の産物であることがわかります。

EUの三つ目の対中政策は、欧州とアジアの連携戦略です。同政策は、欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会委員会などの諸機関が今年（2018年）9月に出した共同声明「欧州とアジアの連携：EU戦略のためのブロック構築（Connecting Europe and Asia: Building Blocks for an EU Strategy）」のなかで打ち出されました。この声明が出された背景には、EUの「連携プラットフォーム」と中国の「一帯一路」の協力に関する協議が進展しなかったことに対する不満や、東南アジアを重視するEUの姿勢に加え、「一帯一路」を含む中国外交を国際基準に近づけようとするEUの政策目標があったと思えます。EU関係者によれば、同政策は中国を敵視したものではないとのことですが、EUのこの新戦略が中国の「一帯一路」戦略と補完的な関係になっていくのか、それとも競合関係へと向かうかは、今後のEUと中国の関係を見ていくうえで一つの重要なメルクマールかと思えます。

「一帯一路」政策をめぐる中国と欧州の関係を見ていくうえで無視できないのが、「16+1」枠組みです。これは、バルト、中・東欧、バルカンの16カ国と中国の首脳が

2012年にワルシャワに集った際に創設された協議枠組みで、中国はこの枠組みを、「一帯一路」を推進していくための一つの重要な手段と考えているようです。ところが、ドイツやフランス、欧州委員会、E E A Sなどは、「16+1」を中国が欧州を分断するための戦略と見なして警戒してきました。

これに対し、16か国は、当初「16+1」に多大なる期待を寄せていました。同諸国は、西欧諸国との経済格差を解消したいとの願望を抱いていましたし、2008年の経済危機を受けて西欧諸国が資本を同地域から引きあげたため、中国の投資や貿易などを介して経済発展を遂げようと考えていたからです。ところが、その期待は次第に冷めていきました。それは、中国が資金を拠出すると何度も宣言したにもかかわらず、実際にはほとんどプロジェクトは作成されず、投資も「ヴィシエグラード4」を構成する、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの中欧諸国に偏ってきたからです。また、EUが借款ではなく助成金を出したのに対し、中国はEUよりも高利でローンを貸し付けたため、16か国の中国に対する不満が募っていったのです。

このような状況において、今年（2018年）7月に北京でEUと中国のサミットが開かれ、およそ三年ぶりに共同声明が出されました。これに関しては、中国とEU双方が譲歩したと論評する人もいますが、中国がより多く譲歩したように見えます。中国は、同サミットに先駆けて行われたドイツ＝中国政府間会議においても譲歩し、それまで拒み続けてきた劉曉波氏の妻の出国を認めただけか、ドイツ車への関税引き下げにも同意しました。また、中国の李克強総理は、「16+1」サミットがソフィアで開催される前にベルリンに立ち寄りました。中国はドイツが「16+1」に否定的であることを熟知していたので、ドイツの意向を伺ってから「16+1」会合に出席することにしたのでしょう。実際、中国は、ソフィア・サミットで、ドイツを加えた「16+1+1」構想を提案したと言われますし、それまで毎年開催されていた「16+1」首脳会議を2年に1度の開催にするよう提案したとも伝えられます。ワルシャワ大学戦略研究所長の元大使によれば、これは、中国が中・東欧に対する伝統的なドイツの勢力圏を認めた証左とのこと。また、これまで「16+1」会議のアジェンダは中国が一方的に決めてきましたが、ソフィア・サミットで中国首脳は、相互主義原則に則って会議を進めるべきであるとの16か国の主張にも理解を示したと言われます。先ほど、阿部先生の報告の中で、中国はいろいろな地域で「一帯一路」政策に失敗してきたとの指摘がありましたが、アフリカ、中東、中・東欧諸国から様々な不満をぶつけられた中国が、「一帯

一路」戦略の進め方を見直そうとしているのかもしれませんが。

それでは、最後に、このような中国の変化に対して、EUはどのように対応していくのでしょうか。一つは、自由で開放的な国際秩序を維持していくという点では、中国との協力は可能かと思われれます。ただし、ここでは、中国が内と外で二枚舌を使っていることが問題となるでしょう。それゆえ、二つ目として、米中貿易戦争によって中国の立場が弱体化している今を好機ととらえ、相互主義に則って国内市場を開放すること、国際的な基準を順守すること、中国がこれまで渋ってきた投資協定交渉や貿易協定交渉を加速させることを、EUは中国に迫っていくでしょう。

そして、三つ目は、中国との協力の限界です。欧州訪問の際にトランプ大統領が放った発言によって大西洋同盟の亀裂はさらに深まりましたが、だからといってEUが中国をアメリカに代わる世界的なリーダーと見ているわけではありません。インタビューした欧州の中国専門家も、例外なく、中国と共同で法やルールに則った国際秩序を形成できると考えることは極めてナイーブな見方であると断言しました。したがって、EUは、米国、日本、その他の友好諸国と協力しながら、中国に対しては是々非々で対処していくものと推量されます。日本とEUは今年（2018年）7月に戦略的パートナーシップ協定（SPA）および経済連携協定（EPA）を締結しましたが、長期にわたる交渉に終止符が打たれたのは、トランプ政権のTPP離脱政策と英国のEU離脱（Brexit）への憂慮故のことでした。日本とEUは、自由で開かれた国際秩序の維持という点でも一致していますので、対中政策に関しても十分協議をしていくことが肝要でしょう。

【司会】 どうもありがとうございました。ヨーロッパと言っても中国への対応は一体ではなく、とくにEU先進国の対中国警戒心と、冷戦後にEUに加盟した、ないし今後の加盟を期待する諸国の対中国対応が複雑に分化している状況がよく分かりました。続いて、ロシアの安全保障研究の第一人者である兵頭先生をお願いします。ユーラシアの地政学的状況を考える上でロシアは最も重要なアクターのはずですが、なぜかこの「一带一路」の議論では余り取り上げられません。ロシアのこの構想に対する関心がどのようなものか、お伺いしたいところです。

【兵頭】 今日の私の話は、「ロシアから見た『一带一路』」です。ロシアの公式な立場は「中国の『一带一路』に協力する」ということですが、ロシアの真意を深読みするこ

とが重要です。ロシア研究の難しさは、表面的なロシアの公的見解と実際の対外行動から、ロシアのパーセプションをいかに深読みするかということです。私は、それを「プーチン大統領の妄想分析」と呼んでいます。プーチンが、中国の「一帯一路」を本音ではどう見ているのかについて、探してみたいと思います。

その前に、中国を見る視点として、プーチンの世界観を確認しなければいけません。「中ロ対欧米」の二項対立の図式に、ロシアも乗っているというのが、現象面での指摘だと思います。しかし、本当にプーチン自身が、「反米親中」でよしとしているかといえば、私は違うと思います。プーチンの世界観は、冷戦時代の二極構造に続き、その後のアメリカの一極構造はトランプ政権になって完全に終わったというものです。そして、「到来した多極世界の中で、ロシアも一つの極にならなければいけない」というのが、プーチンの基本的な国家戦略となっています。ただ、ロシアが多極世界という場合は、アメリカ、ヨーロッパ（NATO）、中国、インド、ロシアの5つを指します。これは、ロシアの客観的な世界観というよりも、希望的観測も含まれた主観的なパーセプションだとお考えください。多極の中でもずばぬけた力をもっていたアメリカが徐々に内向きになり、衰退を始め、代わりに中国が台頭しています。よくいわれる「米国から中国へのパワーシフト」は起きていると、ロシアも認識しています。ロシアにとって米中の二極構造は困るため、ロシアも極として残りたいという気持ちがあります。しかし、多極の中で、ロシアが今後、台頭する中国に対して、どのようなポジショニングをとるのかというのは、非常に悩ましい問題なのです。

2018年3月の大統領選挙でプーチンが再選されましたが、2024年まで続く今期が最後の任期となります。最後のプーチン政権の課題は、何でしょうか。実は、プーチンは、既に店じまいを始めています。今までは、「プーチン・プラン」と呼ばれる国家戦略を掲げながら大統領選挙を戦っていましたが、今回の選挙ではそのような国家戦略は提示されませんでした。自らの権力維持をどう図るかが重要となっており、プーチン自身もかなり内向きになっています。これまで、プーチンはロシア国内でナショナリズムを鼓舞しながら、自らの権力を固めるという手法を繰り返してきました。具体的には、ウクライナやシリアに介入をしながら、対外強硬路線を進めて強いリーダーシップを発揮してきたのです。軍事的な核戦力の重視というのも、決して軍事の話だけではなく、政治的に「核戦力の強化」といわざるを得ない内政上の状況があります。

さらに、プーチン政権最後の外交課題は、行き過ぎた「反米親中路線」の修正だと

思います。プーチンからすれば、クリミア併合などのウクライナ危機、ロシア・ゲート問題などにより、米ロ関係の悪化が決定的となっています。米ロ関係が悪くなればなるほど、ロシアは必要以上に中国への依存を高めなければいけないのです。しかし、現状の「反米親中」は行き過ぎており、少し軌道修正を図りたいというのがプーチンの本音だと思います。できれば米ロ関係も改善させ、中国依存も低下させたいのです。多極世界において米国から中国にパワーシフトが進む中で、ロシアが中国のジュニア・パートナーに成り下がることを、プーチンは「よし」とはしていないのです。

こうしたロシアの世界観から、ロシアは中国の「一带一路」をどのようにみているのでしょうか。先ほど阿部先生の説明にもありましたが、中国は純粋な広域経済圏構想であると説明しています。この「一带一路」を構成しているのは、「陸のシルクロード」と「海のシルクロード」、そして最近中国が指摘する「氷のシルクロード」の三つです。この中でロシアが一番引っかかるのが、最後の「氷のシルクロード」です。

「陸のシルクロード」は、中国から中央アジア、モスクワを通っていくものです。これは、2013年に、習近平国家主席がカザフスタンで初めて対外的に公言しました。その際、ロシアでは「『一带一路』とは何だろう」という警戒感がかなりみられました。なぜなら、ロシアは中央アジアを自分たちの影響圏（縄張り）と思っているからです。そこに、習近平自ら、「国家的意図を持ってロシアの影響圏に入ります」と宣言すること自体、ロシアを刺激することになります。ただ、その後は、「陸のシルクロード」に関していえば、ロシアの警戒感は低減しています。経済や社会のインフラ整備を中国がおこなうこと自体、ロシアが反対する理由はなく、むしろロシアも協力する姿勢を示しています。そこで、2015年に中露両首脳が、ロシアが主導するユーラシア経済連合と「一带一路」を連携させることに合意しています。今のロシアからすると、そういう約束をしたにもかかわらず、中国側の具体的なプロジェクトの提案が少なく、肩すかしを食らった思いでしょう。先ほど、「海のシルクロード」に関して軍事的な話がありましたが、陸の方は、そこまでの軍事的な動きはみられません。ですから、ロシアからすると、今のところは「陸のシルクロード」は許容範囲と言えます。

「海のシルクロード」に関しては、地理的にロシアからは縁遠いので、あまり関係はなく、遠目で見えていました。南シナ海、東シナ海、インド太平洋への中国の海洋進出の動きは注視していますが、それでも「自分に関わる問題だ」という感覚はありませんでした。ただ、「氷のシルクロード」となると、話は違います。ご案内の通り、2018

年1月に中国が公表した『北極政策白書』の中で、「氷のシルクロード」が初めて「一帯一路」の一部であると関連づけられました。それ以前も、有識者レベルでは『「一帯一路」には北極海航路も含まれる』という議論がありましたが、中国政府が正式に言及するようになったため、北極海を自らの影響圏と見なすロシアは敏感に反応しました。

ロシアの中でも、「一帯一路」は本当に純粋な経済の話なのか、それとも「中国主導の新たな国際秩序づくり」であるのかという議論があります。それを見極めた上で、ロシアとして、これを受け入れていくのかという問題が突きつけられているのです。「海のシルクロード」には、経済を超えた軍事的な部分があるとロシアも認識しています。ロシアが中国の「一帯一路」をとらえるときに、ロシアの影響圏に、「一帯一路」がどの程度、抵触するのかが問題となります。中央アジアと北極海は、いずれもロシアは自らの影響圏とみなしています。

私の最近の研究結果からすると、バルト3国は既にNATOに加盟しているので除外されますが、中央アジアを含む旧ソ連地域はいまだに自らの影響圏と見なしています。かつてのソ連のように、できればこの地域でロシアの影響力を維持したい、最悪でも外国の軍事的影響力は排除したいと考えているのです。ロシアがNATO拡大に反対するために、隣国のジョージアと戦争したり、ウクライナからクリミア半島を併合したりするのはそのためです。

最近では北極海や北極海航路で北極海へつながるオホーツク海も、自分の影響圏だと見始めています。「海のシルクロード」には軍事的な要素があるとロシアも感じているのであれば、同じアナロジーとして、「氷のシルクロード」にも軍事的な含意があるのではないかと疑心暗鬼となり、「海のシルクロードは人ごとではなく、明日は我が身だ」ということで、自分の問題としてロシアは見始めています。最近、ロシアの有識者から、「中国の海洋進出の真意をどう見えていますか」という質問をよく受けます。やはり、ロシアも気にしているのだと思います。

ロシア沿岸ルートの北極海航路を通じて、今、中国が一番、北極に進出しています。日本海から宗谷海峡を通じてオホーツク海に入り、千島列島を横切ってベーリング海に北上して、北極海に進出しています。実は、民間の船のみならず、人民解放軍の船も既に北方に展開しています。砕氷船「雪竜」は、ウクライナから輸入した中国の極地探査船ですが、2012年に北極海の探査でアイスランドのレイキャビックまで往復し

ました。往路は、日本海から宗谷海峡、オホーツク海、そして太平洋、ベーリング海を抜けて、ロシアの沿岸ルートを通りましたが、帰路は砕氷船なので、氷を砕きながら北極点直上のルートを通りました。中国が本格的に北極に進出し始めたロシアは感じたと思います。

ロシアの軍人などから「第一列島線が日本列島まで続いているが、ここから北はどこまで続いているのか」と尋ねられることがあります。千島列島からカムチャッカ半島まで続いているのであれば、日本海からオホーツク海までは、第一列島線の内側となり、中国の軍艦が自由に展開したい海域となります。「海のシルクロード」に関しては、海洋進出という中国の軍事戦略と関係があるとの見方がありますが、中国が関心を寄せる北極海への進出に関しても、そのような軍事的意図があるのではないかとロシアは疑っているように思えます。

実際に、既にロシアは、北極において軍事プレゼンスの強化を行っています。ロシアの軍人に、「今ロシアが軍事的に注目している地域はどこか」と尋ねると、真っ先に「北極」と答えます。二番目がウクライナから併合した「クリミア半島」で、三番目がロシア軍が展開している「シリアなどの中東」です。北極が最優先であるというのは驚きです。ロシア軍は、北極専属の新しい部隊を編成したり、軍事パレードで北極仕様の白い装甲車を展示しています。ロシア国内に四つの軍の統合作戦司令部（ヘッドクォーター）がありましたが、ついに北極専属の5番目のヘッドクォーターも創設されました。北極を軍事的に重視していなければ、このような動きはありません。

さらに、北極評議会（AC）を中心に、「北極をめぐる国際関係」が展開されており、日本、インド、韓国、シンガポールなどがACのオブザーバーになっています。北極をめぐる新たな国際関係の中で、ロシアは自らが最大のステークホルダーだと思っているので、北極における自らの影響力をしっかりと固めようとしています。地球温暖化で北極の氷が溶け、さまざまな国が資源開発や北極海航路を利用するようになったときに、ロシアの影響力をしっかりと確保しておくために、軍事的なプレゼンスを高めているのです。

ロシア側はあまり言及しませんが、一番、北極に進出しているのは中国です。2012年に、人民解放軍の船が初めて津軽海峡を通りましたが、その3年後には宗谷海峡まで北上し、アメリカ領海内のアラスカ沖まで進出しています。ロシアからすれば、中国海軍が北極海に進出するのは時間の問題と考えているでしょう。ロシアは軍事プレ

ゼンスの強化を、どこの国を念頭に置いてやっているのかということ、表向きは対立する「米国」と言いますが、実際には「中国」もあるのです。

千島列島と北方領土で、ロシア軍が駐留しているのは択捉島と国後島しかありませんが、この中間地点の小さい松輪島と、その北の幌筈（パラムシル）島に地对艦ミサイルを配備し、新たな海軍拠点を設置する動きがあります。これは、両島の間には北極海航路が通っているからです。実際に、この航路を通過してオホーツク海から太平洋に進出している軍の船は、アメリカではなく、中国なのです。ロシアからすれば、北極海航路、すなわち「氷のシルクロード」が中国の「一帯一路」であると公言されると、ロシアをかなり刺激することになると思います。

最後に、「一帯一路」とは直接関係ないかもしれませんが、米中口の戦略関係を考えるうえで重要な中距離核戦力全廃条約（INF条約）の問題について触れたいと思います。これは結構、深刻な問題です。2018年10月20日にボルトン大統領補佐官がモスクワに来て、プーチン大統領に対して、米国がINF条約から離脱することを表明しました。深刻なテーマにもかかわらず、二人はにこやかに談笑しました。ボルトンは、長年の自らの持論がようやく実現し、プーチンも、アメリカとの間で新たな交渉アジェンダができたということで、二人とも喜んでいるのです。米露の二国のみが中距離核を全廃するというINF条約の不平等性については、中国の核戦力増強を念頭に置いて、ロシアの方が早くから指摘しています。プーチン自身は2007年に言及し、他の政府高官も繰り返し表明してきました。

実は、中国の核戦力をロシアが問題にするという意味において、ロシアにとって、この問題は極めて政治的にセンシティブであり、中露の政治的関係を考慮した場合、ロシアの安全保障政策に中国要因があるとは言いにくいのです。ですから、アメリカの側から問題提起してくれたことは、内心でプーチンはありがたいと思っているのです。INF条約の削減対象は地上配備型の中距離核なので、アメリカにとっては、この条約の軍事的な価値はそれほどありません。他方、ユーラシア大陸国家のロシアにとっては、隣国中国の核戦力の増強に対応するためには、地上配備型の中距離核を軍事的に保有する必要があります。米国政府によると、ロシアは既に、同条約に違反して中距離核を保有しています。

この条約の失効により、「中口対欧米」という従来の政治的な構図が崩れる可能性があります。なぜなら、米ロ双方が中国の核戦略に関して対話することになれば、何ら

かの軍事的な利害共有が生まれる可能性があり、米中関係と中露関係が本質的に変化することもありえます。さらに、ロシアが中距離核を日本に近い極東に配備した場合、日本もすっぽりとその射程に入ってしまうので、日露関係にも影響を及ぼします。トランプ大統領も「INFとIMFの区別がようやくできるようになった」という指摘がありますが、INF条約離脱の事の重大さがわかっているのでしょうか。

今のところ、ロシアは政治的に中国に寄り添い、「一帯一路」に関しても協力を表明しています。しかし、核問題をめぐって米露関係や中露関係が本質的に変化していく可能性もあるので、その点については十分に今後の成り行きを見守る必要があります。

【司会】 ありがとうございます。ユーラシアでは経済的には「一帯一路」構想に協調できるけれども、戦略的競争は続き、とくに北極海をめぐっては角逐の兆しもあることがよく分かります。中国の北極向け航路は、北方領土周辺を通過するため、これは日本の安全保障問題にも影響する状況です。以上で3人のご報告を終わります。

《第2部：ワークショップ》

【司会】 前半のご報告は3人とも非常に明快で、改めて要約する必要はないと思います。本日は研究、実務の双方から多数の専門家がお見えになっていますので、敢えて論点整理をせずに皆様からの自由な質問、コメントに従って議論を展開していきたいと思っています。どなたからでも結構です、どうぞ挙手をお願いします。

【質問者1】 六鹿先生に、二つ、質問をしたいと思います。一つは、先生が欧州委員会や欧州対外行動局（E E A S）の方々にインタビューをされたということですが、どのような部局の方々にインタビューをされたのか、お伺いしたいと思います。私が思い浮かべたのは主に二つ、一つは通商総局（DG for Trade）で、これは、中国と投資協定を締結・実行しているので、中国に対して譲歩しないというスタンスです。他方、連携プラットフォーム、運輸総局（DG for Mobility and Transport）は中国に逆のイメージを持っており、EUと中国の連結性をどのように高めていくかという、ポジティブなニュアンスで対応しているのではないかと理解しております。つまり部局によって、対応が違うのではないのでしょうか？

もう一つは、先生がおっしゃった「16+1」に関してです。EUは、おそらく中国が中・東欧諸国に近づいていることを少し警戒していると思います。中国の中・東欧諸

国への接近は、EUの中・東欧諸国への態度に、あるいはモンテネグロなど西バルカン諸国のEU加盟交渉にどのように影響を与えるでしょうか。またはEUは、中・東欧諸国に対してどのように連帯感を確立しようとしているのでしょうか。

【質問者2】 1点、兵頭先生に質問がございます。対北方政策についてですが、地球温暖化の影響で、北極海航路の航行ができる期間が長くなっています。2013年に、ロシアが「北極政策の基礎」と呼ばれる政策を打ち出し、「北極海沿岸地域、および北極海航路に対してのプレゼンスを、これまでどおりに維持しよう」という動きを見せてきた中で、中国が海洋進出を進め、現在、中国はロシアの頭の上を通過するというか、頭を押さえつけているように感じられる動きをしていると思います。

これまでの中ロ関係は「離婚なき便宜上の結婚」とも表されるような微妙な関係にありましたが、ロシアはかなり脅威を感じているだろうと思います。そういう脅威感があったからこそ、ロシアは軍改革、作戦戦略コマンドの北方艦隊への付与（北部統合戦略司令部創設）、大規模な軍の再編を行い、中国の進出に備えているのだろうと思います。ロシアは現在、安全保障政策の中で、中東やジョージア、ウクライナなどでのハイブリッド戦略、北朝鮮に視線を向けていますが、中長期的に見た場合、ゆっくりと軍事的プレゼンスを北方に移行していくことになるのでしょうか。

2点目は、ロシアも、自分たちの頭の上を中国が通過することを防ぐために、北極海沿岸への入り口である北方領土や千島列島沿岸地域に軍を置いています。現在、北方領土沿岸地域にミサイルや航空機等を派遣しているのは、中国の侵入を入り口で防ぐという方針かと思いますが、これは日本にとどのような含意をもつのでしょうか。

【質問者3】 今日「一帯一路」という観点から、安全保障や、ヨーロッパとの関係、ロシアの観点など、いろいろとお話をいただき、非常に勉強になりました。今の議論を通じて、司会者が一番最初に言われたことと似ているのですが、世界秩序ということを見ると、まるでバランス・オブ・パワーの時代に戻ったかのように、ロシア、中国、ヨーロッパ諸国のかたまり、アメリカ、そしてインドも入るかも知れませんが、これらの主要国が相互に仲良くなったり、悪くなったりしているというイメージが強く印象づけられました。その一つのきっかけが、「一帯一路」だったような感じがします。こういう国際政治状況の変化についてコメント等をいただければと思います。

【司会】 それでは質問の順に六鹿先生から応答をお願いします。

【六鹿】確かに、欧州委員会には中国を扱う部局が多く存在します。投資や貿易を扱う部局を含めもっと多くの部局を訪問したかったのですが、旅程上時間の制約があり、お会いできたのは国際協力開発部、東アジア・東南アジア・太平洋地域発展調整ユニットの方のみでした。

次に、ご質問に関しては、EUの対中政策に一貫性を持たせるために部局の代表者が集って協議・調整しているのですが、イシュー毎に各部局が中国のカウンターパートと交渉するわけですから、ご指摘のように、部局間で対応の違いが生じることはごく自然なことと思えます。

もう一つのご質問であるバルカンに関しましては、報告時間の関係で省略した点をご指摘くださいませありがとうございます。ドイツや欧州委員会などは、中国のバルカン進出にとっても神経質になっています。報告の中で「16+1」について触れましたが、16カ国のうち11カ国はEU加盟諸国で、残りの5カ国は旧ユーゴスラヴィアとアルバニアからなる西バルカン諸国でして、まだEUに加盟していません。前者のEU加盟諸国は対中外交においてもEU法やさまざまな規則に拘束されますが、後者の西バルカン諸国はEU未加盟なため、EUの諸規則に拘束されることなく自由に対中関係を進めることができますから、中国のバルカン進出に拍車がかかるのです。他方、EU加盟を国家目標に据える西バルカン諸国は、この中国カードを利用して、EUとの加盟交渉を有利に進めることができます。たとえば、EUが経済支援や投資を拠出しないなら、中国に接近するといった具合です。

このようなことから、ドイツ外相が、EUは単一の対中政策を構築すべきであると発言するなど、ドイツおよびEU諸機関と中国はバルカンをめぐって火花を散らすのですが、バルカンは歴史的にロシアの伝統的な南下政策の対象地域でもありました。したがって、アジアから欧州へと向かう中国の「一帯一路」政策と、ロシアの南下政策は、バルカンで衝突してもおかしくないのです。ところが、欧州において欧米とロシアが新冷戦を開始し、米中関係も新冷戦に突入したため、現時点では中露は対立の回避に努めているのです。

他方、西バルカンと中国の関係強化は、EUにとって二つの難題を突き付けます。一つは、EUの対西バルカン政策である安定化連合プロセス（Stabilization and Association Process：SAP）が機能麻痺しかねないことです。EUは1999年からこのSAPを介して、EU加盟切符をえさに、西バルカン諸国に対して民主化や市場経済

化、さらにはコソヴォ紛争などの地域紛争の解決を迫ってきました。ところが、中国が無条件で投資やローンを提供し始めれば、EUが西バルカン諸国に課してきたこれらのコンディショナリティーが効果を発揮しなくなる可能性があります。

EUにとってのもう一つの難題は、西バルカンが中国の「トロイの馬」になりはしないかという懸念です。中国経済が将来のEU加盟候補国である西バルカンに浸透し、同諸国の対中経済依存度が高まれば、同諸国がEUに加盟した暁には、EU内で中国の駒として行動するのではないか、中国は既にその戦略に着手しているのではないかと、EUの政治経済エリートは憂慮するのです。

そこで、2005年からモンテネグロおよびセルビアと加盟交渉を開始していたEUは、2018年2月に両国のEU加盟目標を2025年に設定するとともに、マケドニアおよびアルバニアとの加盟交渉を2019年6月に開始する準備に着手するなど、刺激策を強化し始めたのです。

【兵頭】「北方にロシアの安全保障上の関心がシフトするか」ということです。まず、アジアを重視するというロシアの東方シフトは、主に経済、外交面で指摘されていますが、軍事的にも東方シフトが始まりつつあるように思います。

2018年9月に、ロシア軍は1981年以来37年ぶりに極東地域を中心にヴォストーク演習という、30万人規模の大規模な軍事演習を中国の人民解放軍と行いました。中国との合同演習は一部分でしかありませんが、こうした動きを見ると、ロシアは、ヨーロッパ、中央アジア方面のみならず、東方の極東においても軍事力整備を始めていると思います。

ロシアはNATOを政治的に批判をしますが、ロシアに向けた拡大の動きは止まっており、NATOの存在はそれほどロシアにとって大きな脅威ではなくなっています。さらに、英国のEU離脱をはじめ、ヨーロッパの地盤沈下は内部で進んでおり、さらにNATOの盟主であるトランプ大統領自身がNATOを揺さぶっています。今後、ロシアは、むしろ極東や東アジアの方が中国や朝鮮半島といった潜在的な問題を抱えているので、安全保障上、東の方を見始めているのではないかと思います。

北極に関しては、軍事的には今まで何の配備も行っていませんでした。冷戦時代は氷で閉ざされており、安全保障上、軍事的な意味はなく、米国にミサイルを撃つときの飛翔ルートでしかありませんでした。しかし、北極海の氷が解け始めれば、将来的に軍事展開が可能になるので、軍事力を配備しなくては行けないと考えているようで

す。ロシアの安全保障上のプライオリティーは、北の方向というよりも、東の方向に移ってきている気がします。そうなれば、ロシアからすれば、中国の存在が気にならないはずはありません。

ロシアが東方シフトを進めれば、政治的には日本を重視せざるを得なくなります。ロシアは「中国一辺倒のアジア外交は駄目だ」と思っているのです。日本やインド、ベトナムなど他のアジア諸国との関係を維持する必要があります。特に、日本との間で平和条約を結び、中国との間で外交的なバランスをとろうとしていると思われます。日本重視の姿勢は単なるジェスチャーであるとの指摘もありますが、中国へのソフトバランシングの観点から日本を重視する姿勢は変わらないと思います。日本に対する意味合いは、日露関係だけを切り取ってみない方がいいということです。ロシアも、中国との地政学的なバランスの観点から、日本との関係を考えています。

先ほどのヴォストーク演習について少し付け加えると、プーチン大統領による肝いりの「東方経済フォーラム」という国際会議に、結局、朝鮮半島の南北首脳が参加せず、来訪したのは習近平国家主席と安倍首相だけでした。「中ロ連携、対日牽制が行き過ぎた」と思ったのか、今回のヴォストーク演習では、北方領土を含むクリル列島は対象から除外されました。37年ぶりの大規模演習でありながら、ロシア軍が駐留する北方領土ではやらないという判断をして、その旨、日本に対してもきちんと伝えてきたのです。日本との一定の関係を政治的に維持したいと考えているためでしょう。ロシアが日本に対してこうした配慮を軍事の分野で行ったのは、今回が初めてです。そのあたりからも、ロシアは日本のことを、「対中」という観点から見ていることがわかります。われわれも、中国を意識した上で日露関係を見た方がいいでしょう。

また、先ほどの千島列島の松輪島と幌筵（パラムシル）島への地对艦ミサイルの配備も、中国が利用する北極海航路と関係しています。そうだとすると、北方領土問題にかかわるロシアの対外牽制的な動きは、100%日本に向けられたものと受け止める必要はなく、ある程度、中国に対する部分もあると理解すべきです。どこまでが対中国ファクターで、どこからが対日本なのかということを見極めて、ロシアの動きを観察した方がいいと思います。

【阿部】 いただいたご質問は、「国際秩序と『一带一路』の関係」だと思います。

習近平政権は、「二つの百年」を強調しています。最初の百年は、2021年の中国共産党成立100年で、2021年までに小康社会（ややゆとりのある社会）を実現するというこ

とが、最初の百年の目標です。

次の目標は、2049年の建国百年です。中国の習近平政権が建国百年に掲げている目標は、「世界に冠たる強国になる」ということです。国内的にも、対外的影響力の点においても、世界でトップクラスの国になると言っています。すなわち、2049年までに米国に追いつき追い越し、中国が世界の冠たる大国になると言っているのです。それを実現することによって、彼らが「中国主導の世界秩序」を形成しようと構想していると考えていいと思います。

「一帯一路」の構成部分でもあるのが、アジア信頼醸成措置会議です。2014年5月に上海でこの会議が開催され、そのときに習近平が「アジア新安全保障観」を主張しました。これは、「アジアのことはアジアの人々が行い、アジアの問題はアジアの人々が処理し、アジアの安全はアジアの人々が守る」という内容です。この「アジア」を「中国」に置き換えると、中国の意図するところを読み取ることができると思います。

ただ、この表現は、どこか懐かしい響きがあります。私の所属する霞山会の創立者、近衛篤磨が日清戦争勝利後に雑誌『太陽』に、「東洋は、東洋の東洋である」と言い、「東洋の問題は、東洋の人々が解決するべきだ」と言いました。

主張は同じことなのです。日清戦争後の日本で勃興したアジア主義を、改めて習近平が言っているのです。非常に面白い観点だと思います。日本は日清戦争に勝ち、その後、日露戦争にも勝ち、行け行けドンドンで、最終的には太平洋戦争で負けました。そのプロセスの中では、「八紘一宇」や「大東亜共栄圏」など、日本が中心になった地域秩序や国際秩序を構想してきた経緯があります。

中国は南沙諸島で人工島の造成をしましたが、あの七つの島は、1987年にベトナムとの海戦を経て手に入れた環礁です。それまで、中国は「南シナ海は歴史的に中国のものである」ことを主張する中華民国時代に作られた国際法の裏付けのない「九段線」を堅持してきましたが、南シナ海の本島では実効支配をしていませんでした。その実効支配によろやくたどり着いたときに、鄧小平時代の中国が「国際政治経済新秩序」という言葉を使い始めました。その中身は、「欧米中心の既存の国際秩序に取って代わるものだ」という言い方しかしていませんでした。それが、2014年には、「アジア新安全保障観」という形でその意欲が表出されたのです。

結局、「一帯一路」の完成形というのは、恐らく、中国がユーラシア大陸で絶対的な影響圏を構築し、2049年に米国を抜いて中国が世界に冠たる超大国になることであり、

習近平にとっての中国の夢が完成したことになるのでしょうか。そういう意識の中で中国は国際秩序を、自己を中心とした一つのものとして構想しているといえると思います。

ただし、例えば、米国の一極支配のときの特徴は「デモクラティック・ピース」で、「民主主義、市場経済の世界をどんどん拡大することにより、世界の平和は保たれる」という考え方でした。

習近平の「一带一路」は、必ずしも中国の強権的な権威主義体制による発展モデルを、他の国に強要するものではありませんが、「中国が力を貸すので、発展しませんか。その代わり、ただではありません」。そして気が付いたら「債務の罠」にはまり、中国の言うことを聞かなければならない国になっている可能性もあります。そういう形での秩序づくりなのです。中国の「一带一路」には、そのような特色があるのではないかと思います。

【司会】 時間が許す限り、引き続きご質問を受けます。どうぞお願いします。

【質問者4】 単純な質問ですが、阿部先生をお願いします。中国は南太平洋諸国に外交攻勢をかけているように見えますが、「一带一路」の中で南太平洋という地域をどのように位置付ければよいのでしょうか。簡単にコメントいただければと思います。

【質問者5】 質問は、中国の「一带一路」の運営についてです。中国が対外投資をすると、普通に考えれば、人民元を他の外国通貨に替えて投資することになるので、当然、売られる人民元は下がると思います。しかし、他方で中国政府は今、人民元が下がることを望ましくないと思っています。アメリカとの貿易摩擦の中、為替操作として叩かれるだけでなく、世界の国際通貨としての信用度を高めるために人民元を上げるような動きを見せているからです。実際に、中国政府は資本の流出を止めるような措置を講じています。何となく、左でやっていることと、右でやっていることが、随分、違うような感じがします。「一带一路」を実現しようとするなら、中国の基本的な経済力が非常に強くなり、あと5年、10年たって例えば「中国製造2025」のような計画が結実し、中国の実体的な力、そして人民元ももっと強くなってからでないと、経済的な辻褄がなかなか合わないような気がします。どのようにお考えでしょうか。

【質問者6】 私はアメリカの対外介入政策や20世紀初頭の西半球の国際秩序を扱っている

のですが、中国が今やっていることが、昔アメリカのやったことに似ていると感じ、大変興味深くお話を伺いました。先ほど阿部先生はコメントで、「日本が、かつて大東亜共栄圏をつくろうとしたことが、まるで繰り返されるような感じがする」と言われました。今、中国人は過去の歴史を、どのように認識しているのでしょうか。中国には昔、政権内権力闘争や軍閥勢力との内戦に近い状態にあった中華民国の段祺瑞政権が日本からの西原借款を受け入れたことが内戦激化、国内分裂につながり、「被害を受けた」という認識があるように思います。しかし、今中国が「一帯一路」でやっていることは、昔自分がやられたことを、他の国にやっているようにも見えます。最近、中国が日本の過去についてあまりうるさく言わなくなってきたという印象があります。安倍首相が、靖国神社に行かなくなったこともあるかもしれませんが、少し気になるのは、中国がこれまで問題視してきた日本の歴史と似たようなことを自分たちがしているという認識をもっているのかな、という点です。中国人は歴史をどのように認識し、それを今、これからの行動にどう投影しようとしているのでしょうか。ご見解を伺えればと思います。

【質問者7】 六鹿先生をお願いします。陸上の「一帯一路」といいますが、大きな経済は中国とEUで、それを繋ぐベルトというのが基本構造だと思います。EUは中国の最大の貿易相手ですが、近年、EUの先進国は中国の人権、環境、法の支配など貿易の実行、慣行に懐疑的で、とくに技術獲得を目指すM&Aに非常に警戒的です。したがって中国の投資を積極的に受け入れているのは、ヨーロッパといっても東欧・バルカンの「16+1」という関係です。これはある意味で自然な流れだったのかもしれませんが。というのも冷戦後、欧州先進国は「資本の自由化だ」と積極的にこの地域にも資本を流したわけですが、リーマン・ショックが来ると一斉に資本を引き上げ、その後ユーロ危機が来ると今度は「財政規律だ」といって、ギリシャやバルカン諸国に引き締めを要求した。いじめのような扱いです。中国が東欧・バルカン地域に進出した時、現地はそういう状況で、中国がそこを狙って進出したとも言えるし、東欧・バルカン諸国が様々な資産売却してでも資本が欲しいということで中国を呼び込んだとも言えます。質問はこの後のことです。中国が「16+1」地域の中国より安い人件費で商品を生産し、EUに売りこんでゆくというやり方もあります。あるいは、「16+1」地域に徐々に地歩を築いて、その後EU先進国にも影響力を浸透させようとするのかもしれませんが。どういう見通しが考えられるか、教えて下さい。

【質問者8】 兵頭先生にお尋ねします。氷上のシルクロードは、商業的にはだんだん意味がなくなるのではないのでしょうか。陸上のユーラシア・ランドブリッジができて、そこから鉄道、道路があちこちへつながると、時間的にも距離が短縮されるし、コストも安くなると思われまます。そういうときにわざわざ砕氷船を使って北極を通ることにどのくらい意味があるか、疑問を感じます。ロシアは「戦略的に大事だ」と思っていると言うことでしたが、アメリカや中国は必ずしも競って北極を取り合う戦略問題と考えているのかどうか。中国の「氷上のシルクロード」が引き起こす戦略的問題についてもう少し教えて下さい。

もう一つ、アメリカが廃棄を表明した I N F 条約が、米ロと中国の関係にもつ含意についてお伺いします。アメリカとロシアは、I N F に関して対中国の共通利益を見いだす可能性があるということになるのでしょうか。やり方はいろいろあると思えますが、例えば技術的にそういうことが可能かどうか別にしてアメリカとロシアが「お互いに対する I N F は制限するけれども、第三国（中国）向けの I N F は制限しない」というような合意をひねり出せば、アメリカもロシアも対中国交渉カードを手にとります。中国に今は軍備管理交渉に乗り出す準備はないでしょうからかなり将来の話ですが、当面は米ロ対中国という構図が潜在していて、将来は3国が何らかの核戦略をめぐる枠組みの模索に至る可能性があるのかどうか。I N F についてロシアがどのような狙いで動こうとするか、お考えをお聞かせ下さい。

【司会】 それでは阿部先生、六鹿先生、兵頭先生の順でご発言をお願いします。

【阿部】 まず、最初の質問、「一带一路」の中に南太平洋が含まれている理由と、それをどう見ればいいのかということです。恐らく、いろいろな狙いがあると思います。一つは、南太平洋にはまだ台湾と国交を結んでいる国々が6つほどあり、当然、それを引き離す狙いがあると思います。それから、第二列島線の行き着く先はパプアニューギニアですが、「そこを超えて、さらにその先に進出したい」という意欲も、当然あると思います。最近、中国は「南太平洋ルートを延ばしていくと、南米国にたどり着く」と言っているので、「南米ルートにつなげたい」という意欲もあるかと思えます。短期的には、台湾との国交を持つ国々を、台湾から引き離すことが、一番当面の目標ではないかという気がします。

それから、人民元のご質問です。「一带一路」のプロジェクトの中で建設されている

インフラを見ると、例えば、ラオスにおける高速鉄道建設、頓挫しましたがマレーシアの高速鉄道計画、インドネシアの鉄道計画もそうですが、絡んでいるのは全部、中国の国有企業です。要するに、そのプロジェクトのお金は、中国政府が中国の国有企業に人民元で払うというスキームなので、外貨の問題にはなりません。人民元安になる要素もありません。

ただ問題は、例えば、A I I Bは、投資案件の中で「採算が取れる案件か、どうか」というフィジビリティ・スタディさえ、単独ではなかなかできません。スタッフが、ろくにいないのです。結局、アジア開発銀行の案件に乗るような形でやるしかありません。その場合、中国政府はA I I Bに30%の出資をしていますが、相乗りの形での協調融資案件では、中国の発言力は相対的に落ちてしまいます。そこで人民元がどのような扱いを受けるかということは、中国にとっても心配の種が若干あるだろうと思います。

あとは、例えば、安倍総理が中国を訪問し、「一帯一路」という言葉を使わずに、「第三国におけるインフラ建設投資については、協力する用意がある」と言いました。そのような形で、もし日本企業が中国主導の案件に参画することになると、やはり人民元での支払いよりもドルで払って欲しいという話になれば、中国の外貨流出につながるようになります。

今まで「一帯一路」は、かなり中国ペースでした。六鹿先生のお話を聞くと、不透明なやり方でやってきたことにより、人民元の流出は免れてきました。しかし、今後、透明性を高めていけばいくほど、人民元の脆弱性や、国際性を欠く性格が表に出て来る可能性はあると思います。

中国の歴史認識ですが、特に鄧小平以降の外交に見られた特徴から言えば、10年前に亡くなられた慶應義塾大学の小島朋之先生が、「失地回復のナショナリズム」という言い方をしていました。要するに、1997年の香港返還、1999年のマカオ返還、そして「南シナ海においても、中国は被害者だ」という意識を持ちうるメンタリティーです。とりわけ南沙諸島について言えば、中国が弱かったときに、沿岸国が勝手に「自分たちのものだ」と中国から取り上げたものなので、中国には取り返す権利があるということなのです。ですから、中国の歴史観は、1840年のアヘン戦争以降、虐げられてきた歴史を、今、ようやく国力が復興したことに伴い、これまでの失われてきたものを取り返す外交を展開してきたのです。

今、南シナ海については、人工島までつくり、常設仲裁裁判所の判決を「紙くずだ」と言い捨て、「自分がルールメーカーだ」という立場を取っているのです、これから先は過去に拘泥する「失地回復のナショナリズム」は通用しなくなると思います。

もちろん、すべてそうなるわけではありません。例えば、尖閣諸島も「日本に取られた」と思っています。恐らく、台湾についても、「もともとは、中国のものだ」という意識があるので、「これも、取り返すべきものである」と考えています。

これまでのメンタリティーが全くなくなるわけではありませんが、そういったものを除くと、これから先は、例えば、清朝以前もそうですが、新疆ウイグルに出て行ったときや、チベットに出て行ったときのような「もともと中国のもの」という論理を、これからも彼らが主張できるかということ、非常に難しいと思います。つまり、もう過去の歴史の経験で、自分の行動を正当化することはできなくなります。これから先、中国は、新たな対外行動の論理を構築しなければなりません。

「一帯一路」は、周辺諸国との間で経済的な連携性を築き上げることにより、「その築き上げる実力を中国が提供した」ということで、中国の影響力を周辺諸国に拡大していこうとしています。それを、マハティールは「新植民地主義」と言っています。そのような新たな帝国主義国家としての中国について、われわれとしては警戒して見ていかなければなりません。

【六鹿】 中国の「16+1」戦略について現段階で明確な見通しがあるわけではありませんが、中国がこの地域に浸透した理由や動機を考察することは、それを考えるうえで参考になるでしょう。ご指摘のとおり、2008年から2009年の経済危機において、ギリシャや中・東欧諸国が中国の経済力を必要としましたので、これを好機ととらえた中国がこの地域へ浸透し始めたと考えられます。実際、中国の中・東欧地域への投資や貿易量は、2008年から2009年あたりから急激に伸びています。

さらに、これに拍車をかけたのが、2011年末にオバマ政権が打ち出したリバランス政策です。同政策によって、アメリカの外交・安全保障の軸が欧州および中東からアジアへと移り、バルト海から黒海へと至る地域に「力の真空」が生まれたため、ロシアのみならず中国までもがこの「力の真空」を埋めに入ったのです。

この地域は西欧、とりわけドイツとロシアの狭間に位置しており、歴史的に諸大国間の権力闘争の場となってきました。「もう一つのヨーロッパ」などと言われ、日本のみならず欧米でさえ関心を払ってこなかった地域ですが、第1次世界大戦、第2次世界大

戦、冷戦はすべて、この地域をめぐる諸大国間の権力闘争が災いして起きましたし、冷戦の終焉も1989年の東欧革命によってもたらされました。このように、諸大国にとってこの地域は地政学上きわめて重要な地域でして、戦間期はポーランド、チェコスロバキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィアがソ連邦に対する防疫線の役割を担われ、冷戦後はチェコスロバキアとユーゴスラヴィアの二連邦の解体を受けて、ポーランドとルーマニアが同地域における安全保障の要となっています。「ポスト・アメリカ時代における世界のリーダー」を自称する中国が、このような地政学上、戦略上重要な地域への浸透を試みたとしても不思議ではありません。

とはいいいましても、中国のこの地域への浸透の目的は、諸大国間の権力闘争への参入というより、経済的な意味合いの方が強いでしょう。国内過剰生産のはけ口を求めて、また経済発展に不可欠な先端技術の獲得を狙って、中国が欧州への経済進出をめざすことは自然な成り行きでして、その過程において中国が目をつけたのが中・東欧地域だったのです。中国人民会議外交委員長Fu Ying氏の2016年7月の発言にあるように、「最善の行政環境を提供する中・東欧諸国は一帯一路のハブになることができる」と中国指導部が認識しているからです。より具体的には、中国はこの地域を西欧市場への玄関口と見なしているでしょうし、中国と西欧を陸路と海路でつなぐ重要なハブと考えています。中国からヨーロッパに向かう鉄道の場合はポーランドを通過してドイツに至るルート、海路の場合はギリシャのピレウス港から高速列車でマケドニア、セルビア、ハンガリーを通過して西欧へと向かうルートなどが有力視されています。

このようにして、中国はポーランド政府に働きかけて2012年に「16+1」枠組みを創設し、翌年秋に「一帯一路」戦略を打ち出すと、「16+1」を「一帯一路」戦略実現のための重要な手段の一つに位置付けたのです。

また、社会主義時代のレガシー（遺産）も忘れてはなりません。ご存じのとおり、中国は中ソ論争との関連において、対ソ自主外交を展開するルーマニア、非同盟路線を行くユーゴスラヴィア、ソ連と袂を分かったアルバニアなどを筆頭に、東欧社会主義諸国との関係強化にも余念ありませんでした。このような冷戦時代の遺産が、今日の中国と中・東欧諸国との関係強化に少なからぬ影響を及ぼしているものと思われます。1980年代にハンガリーに移住した中国系ディアスポラが、中国の政治経済エリートに対してハンガリーの素晴らしさをアピールし、中国企業の経済進出を促したと言われますが、これなどは冷戦時代の遺産の一つと言えましょう。

【兵頭】二つのご質問をいただきました、一つが北極海の経済性です。これに関しては、大陸棚の延長を国連に主張して北極海の天然資源を保有し、外国船が北極海航路を利用するには国連海洋法条約を盾にしてロシアの砕氷船のエスコート義務を課すなど、ロシアが北極の権益を自ら囲い込もうとしています。それ以外の国が本当に経済的に北極海に入ろうとしているのかというと、アメリカも含めて、目立った動きはありません。ですから、アメリカにも、北極圏に関する大戦略は見られないのです。

ロシアに次いで北極に最も進出しているのが中国だとすれば、中国もどこまで経済的な採算性を考えているのでしょうか。現在のところ、北極海航路は夏季の5カ月ぐらいしか利用できず、通年航行はまだ先の話です。コストも高いことから、日本の企業も「ビジネスにはならない」と思っています。

しかし、中国が北極海航路に関心を寄せていることは、「経済以外にも何かあるのではないか」と、ロシアは妄想を膨らませているのです。中国軍事を専門とする研究者の中には、「軍事的な動機もあるのではないか」という指摘があります。先ほど第一列島線の話がありましたが、中国の海洋進出には軍事的意図があるという見方です。北極海まで原子力潜水艦が展開できるようになれば、中国の対米核抑止力は格段に向上します。北極海への中国の軍事進出はかなり先の話になるでしょうが、そういう発想が中国側に全くないとは言い切れないでしょう。そのことを、ロシアも十分に認識していると思います。

そして、米国による I N F 条約からの離脱問題です。これは、当面、政治的にロシアを利することになります。この問題を進める場合、米国はロシアと交渉せざるを得なくなり、ロシアの対米交渉力が上がります。「ポスト I N F 条約をどうするのか」という交渉を、米露首脳会談で繰り返すことになるからです。これにより、ロシアの対中交渉力も上がります。つまり、中国の核戦力に関して米ロが話し合うようになると、中国も困るので、中国はなるべくロシアを味方に引きつけようとしています。その際に、ロシアが、新たな対中外交カードを手にするようになります。それでも、ロシアは、I N F 条約に代わる多国間条約ができるとは、思っていないでしょう。

そうすると、中長期的な軍事的観点から見ると、中距離核の保有を制限する米ロ間の軍備管理レジームが単に消滅するだけになります。中長期的には、ロシアも大手を振って中距離核持つことができますが、アメリカも持つことができるようになります。米露が中距離核を持つようになったからといって、中国の核戦力増強を封じ込めるこ

とにはならないでしょう。むしろ、米口中の間に軍拡競争が始まるリスクもあります。ボルトン大統領補佐官の持論からすれば、2021年に期限が切れる新戦略兵器削減条約（新START条約）の延長もしないでしょう。

そうなれば、米露間の核のパリティー（対等性）が崩れ、中距離核に加えて、戦略核に関しても米露間の縛りがなくなります。今のロシアには軍拡競争を行う経済力がないため、米露間の核軍縮レジームが消滅することは結構、きついと思います。ですから、短期的にはロシアを政治的に利するのですが、中長期的にはロシアを軍事的な苦境に追い込む恐れがあります。これは、結構、深刻な問題なのですが、トランプ大統領はそこまで認識していないように見えます。米国が万国郵便条約から離脱するのは、わけが違います。

【質問者9】 1点だけ、兵頭先生に教えていただければと思います。ヨーロッパのあるロシアの軍事力の専門家と話した際に、「中央アジアにおいては、ユーラシア経済連合と『一帯一路』の関係はさて置き、従来、軍事的な影響力はロシア、経済的な影響力は中国、という中国とロシア棲み分けが一般的であった。しかし、最近、中国は軍事面でもロシアを刺激しないようにしながらも、じわじわと二国間で軍事的な協力関係を進めており、ロシアはかなり神経質になっている」という話がありました。今まで中央アジアは、軍事面ではロシアだけを見ていればよかったのですが、軍事面での関心が中国にも向き始めているのではないのでしょうか。「では、そのようなテーマを扱った論文を読みたい」と尋ねると、「そのような論文はない」と言われたのですが、実際はどうか、ロシアの軍関係者とお付き合いのある兵頭先生に、ぜひ教えていただきたいと思います。

【兵頭】 中国の軍事力をロシアがどうみるかという問題は、政治的にかなりセンシティブなので、ロシア側もはっきりとは言いません。先ほど、ヴォストーク演習に人民解放軍を連れてきたという話をしました。これは、政治的には中口の軍事的連携をアピールして、日米を牽制していると解説されています。

実際には、INF条約に違反しているとアメリカが批判する「イスカデルM」というミサイルを、中露合同演習の際にロシア軍が中口国境から発射しています。これが、もし2,000キロメートルの射程をもてば北京まで届くのですが、ロシアは「INF条約には違反しておらず、射程は500キロメートル以下」と説明しています。このあた

りからも、中国を軍事的に牽制する動きを、ロシア軍は中国に対して軍事的に見せているのです。単に、中露両軍がお互い仲良く軍事協力を行っているという感じではありません。

中国に対するロシアの不信の根幹は、中央アジアや北極、オホーツク海といったロシアの影響圏に侵入することでも、通常戦力の近代化でもなく、最終的には中国の核戦力の増強だと思います。経済的には、ロシアのGDPは中国の6分の1ですし、中口間の軍事的な格差もだんだん縮小しており、最後に残された中国に対するロシアの優位性は核しかありません。核の優位性がなくなれば、ロシアは中国の軍門に下ることになるでしょう。

そういう意味からすると、ロシアは中国の核戦力の増強を気にしており、INF条約に違反しているとアメリカから批判されても中距離核を持つようとしているのです。中距離核に関しては、アメリカとの間ではお互いを縛るレジームがあった方がいいが、中国の核戦力の増強を踏まえるとINF条約が無くなってロシアも中距離核を持った方がよいのです。ロシアは、両者のジレンマに陥っています。

【司会】時間が過ぎておりますのでこの辺で終了にしたいと思います。まとめる必要はないのですが、モデレータとしてお聴きして印象に残った点をいくつか指摘させていただきたいと思います。第一に、「一带一路」は中国の世界支配戦略のように言われることがあり、実態が分からないだけに恐ろしいイメージの膨らむところがありました。しかし今日のワークショップで、それほど細部が練り上げられ統合された戦略ではないことが分かった気がします。今後も中国が成長し影響力を拡大してゆくことは間違いのないのですが、しかし現在の中国の進出の仕方では多くの国で行き詰まりにあい破綻する面も出て来そうです。そういうところでは結局、西側主要国がこれまでに蓄積してきた開発支援のノウハウを生かすことも必要になります。そうすると欧州諸国が加盟するA I I Bのように、必ずしも中国の影響力が突出する、排他的な影響圏を想定する必要はないのではないのでしょうか。

第二に、「一带一路」は米中対立の文脈で語られることが多いと思います。中国は鄧小平以来の韜光養晦（とうこうようかい）路線を捨て、アメリカは中国に対する戦略的関与（engagement）政策を放棄して対立しているというわけです。ただこの話はそんなに単純ではないということも教えられた気がします。今日はロシアの視点から中口の微妙な棲み分けのお話がありましたが、少し広げるとユーラシアには多くのミド

ルパワー、インド、トルコ、イラン、サウジアラビア、イスラエルなどがひしめいています。米国の影響力が後退し中国が進出するとなるとそれぞれ独自の戦略的行動を起こすでしょうし、ここほど人種、民族、宗教が複雑に入り組んだ地域ありません。「一帯一路」を考える時、大国同士が最初から核心的利益をかけて正面から戦うということは歴史的にあまりない、むしろ多くはローカルな紛争が何年も続いてだんだん煮詰まってゆく事例が多いことを思い出した方がよいと思いました。アフガン、クリミア、サラエボ、シリアなど、いずれも歴史の曲がり角を画した地名です。

最後に先ほど質問者がバランス・オブ・パワーの時代に戻ったようだという認識を示されました。確かにそういう面がありますが、他方この対抗構図はサプライ・チェーンを伴う深い経済関係と背中合わせになっている点で新しい状況であると思います。こういう状況では日本の役割が次第に大きくなることを考えておかなくてはならないと思いました。「一帯一路」が、中国のこの構想と米日などのインド太平洋戦略の相互作用のきっかけになったというお話も出ましたが、これはまさに相互作用でどちらがどちらを最初に刺激したということが言えない形で展開してきたように見えます。最初は、スマトラ沖地震・津波（2004年）の時の米豪印日の救難協力の枠組み（クアッド協力）を踏まえた安倍首相のインド太平洋概念（2007年）から始まりました。そこから直接発展したわけではありませんが、2016年のアフリカ開発会議（T I C A D）で安倍首相は、二つの大洋に加えて二つの大陸を政策対象とすることを明らかにし、その後日本外務省がアジア太平洋戦略と言い始めました。米国もこの概念を2017年の「国家安全保障戦略」に取り入れ、太平洋軍をインド太平洋軍に改変しました。ただこの間オバマ政権がピヴォット、リバランスを言い出したのは2011年、中国が「一帯一路」を唱えたのは2013年でした。日米が脅威を感じ、中国も被包囲感強めたのですが、どっちが先かはよく分かりません。いずれにしてもこうして「一帯一路」とアジア太平洋戦略の対抗構図が明確になってきましたが、これは力で相手の抑制を迫るという勢力均衡の面と、他面の深い経済関係、貿易・投資などのルール形成をめぐる対立、そして途上国へインフラ投資の競争が絡み合った実に複合的な関係です。日本は、安全保障では多次元統合防衛力として拒否能力を高める方向を打ち出し、同時に「一帯一路」については第三国で「国際スタンダードに基づく協力」を打ち出しました。米国もこの方向に向いており、軍事的には対抗措置をとりながら2018年11月のアジア太平洋協力会議（A P E C）ではペンス副大統領がアジア太平洋での600億ドルのインフラ投資

を打ち出しました。こうして日本は、T P P 11や日欧E P Aの発効もあり、今後の国際秩序の形成ではかなり大きな役割を担うことになると思います。そのために何が必要か、この辺りを大いに注目していきたいと思いました。

以上です。本日はどうもありがとうございました。

[論文]

非対称な立場の脆弱性を抱えたアクター間の交渉 －イラン核合意の成立過程の分析から－

Negotiations between Asymmetric Positioned, Vulnerable Actors: Analyzing the Iran Nuclear Deal

伊藤 愛 ITO Ai

日本放送協会
(Japan Broadcasting Corporation)

The purpose of this article is to clarify how asymmetric positioned, vulnerable actors concluded the international deal by analyzing political situations in which these actors were put over time. For this article, the Iran Nuclear Deal, which was sealed in July 2015 between Iran and so-called P5+1 (the U.S., U.K., France, Russia, China, and Germany) is examined. Despite political history and rivalry which have grown over time between Iran and P5+1, they both made enormous compromises on the deal and their attitude had softened as they reached the agreement.

This article particularly focuses on the fact that both Iran and P5+1 have become vulnerable because of their domestic politics, and tried to take an advantage of their weakness to gain an edge for the negotiation while both were left with no choices but to compromise for the deal.

キーワード：核開発国、外交、中東政治、イラン、アメリカ

1. はじめに

2015年7月14日、ウィーンにてイラン・イスラーム共和国とP5+1（米英仏露中+独）の間で、イランの核問題をめぐって包括的共同作業計画（Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA）が締結された¹⁾。イラン革命以降のイランと欧米諸国の歴史的経緯を鑑みると、米国を中心のアクターとするP5+1とイランの間で2015年に核合意が締結されたことは、世界中に驚きをもって迎えられた。核合意では、イランは核開発能力の著しい制約が課せられることに²⁾、P5+1はイランの核開発に対して科していた経済制裁を解除することに合意した³⁾。敵対していたアクター間での合意成立という事実に加えて、たとえ秘密裏に核開発を行っても核兵器1発を製造するために1年を要する量の核の平和活動をイランに認めるなど、国際社会側のこれまでにない規模の譲歩が見られた締結内容も多くの人を驚かせた。

P5+1とイランの核交渉は、当初「核不拡散」という規範的正統性を持つ国際社会と、それに反して核開発

をし、糾弾されるイランという「非対称な交渉」であった。ここでいう非対称とは、パワーの非対称性ではなく、「核不拡散の規範維持」という正統性を盾にならず者に迫る多国と追及される一国という、検事と被告のような立場の非対称性を指す。しかし、交渉の過程を注意深く観察すると、国際社会側は必ずしもこの交渉を「ならず者を正す」というようなアプローチを一貫して取ったわけではなく、次第にイラン側も交渉姿勢を軟化させるようになった。このような変化はなぜ生じ、どのように合意に至ったのであろうか。本論では、イランとP5+1、とりわけ米国の交渉過程を軸に分析を進める。

先行研究

既存の研究では、イラン側の交渉参加・成立への動機として米国や国連から科されていた経済・金融制裁によりイラン経済が混乱したことや⁴⁾、イランにウラン濃縮の権利が認められたこと⁵⁾、ロウハーニー政権の誕生、核合意を締結しても国内のイスラーム体制の維持が可能であると判断されたことがあげられている⁶⁾。しかしこうした指摘は、核交渉に消極的だったイランが

1) 『日本経済新聞』2015年7月15日朝刊。

2) 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター (2017) 28頁

https://www.jaea.go.jp/04/isnc/archive/nptrend/nptrend_01-06.pdf (最終閲覧2017年7月28日)。

3) 同上、28頁。

4) Solomon (2016) p.205.

5) 貫井 (2014) 2頁。

6) 坂梨 (2014b) 25頁。

交渉の舞台に上がるようになった根本的な変化を説明するには、断片的な分析と言える。

そもそもイランが核開発を始めた理由は、イラン革命後に米国と敵対関係になったことや、イラン・イラク戦争でイランに対して化学兵器が使用されたにもかかわらず国際社会が無反応だったことがきっかけであり、国の存続・体制維持のためである。加えて、中東の大国でありながらイスラーム教の少数派であるシーア派のペルシャ人国家であり、周辺はスンニ派のアラブ人国家に囲まれており、敵対するイスラエルは事実上の核兵器保有国である。つまり、イランは敵対勢力に囲まれた安全保障環境にいる。したがって、既存研究で指摘されているような、国際社会に経済的に追い詰められたことやロウハーニー政権の誕生などだけではイランが核開発に手を染めた根本にある安全保障環境は変わらないため、合意に至った説明としては不十分である。

他方、P5+1、特に米国側の核合意に至った動機は、2011年ごろから顕在化したテロ組織 ISIL、シリア紛争の長期化、イエメンやリビアでの内戦などの中東情勢の変化を受けて、米国内でイラン核合意を許容する意見が増加したことや⁷⁾、オバマ大統領が G.W.ブッシュ政権の政策とは一線を画してプラグマティックな外交を追求したこと⁸⁾、などがあげられている。P5+1 の中でも西側とは異なる立場をとりがちな中国も、核合意成立後の経済的利益を見込んだため合意には前向きで、ロシアも経済制裁を受けて孤立を深め中国に経済的に依存していたので、中国と同様合意には前向きであった⁹⁾。しかしながら、以上の指摘は、核不拡散という正統性を持ちイランを追及していた P5+1 の交渉姿勢の変化については断片的な説明ができて、なぜイランに軍事利用の可能性につながるところまで核開発を認めるといふ相当な譲歩をしたのかについて十分な議論であるとはいえない。

本論では、イランのイスラーム体制、P5+1 の核不拡散体制の持つ「脆弱性」に着目し、より根本的なレベルで何が交渉の姿勢に変化をもたらし合意締結へと導いたのか分析するという点で、既存の研究とは異なる視点を提示する。

仮説

以上の問題提起、先行研究に対して本論では「イランと P5+1 に代表される国際社会の双方が、イスラーム体制と核不拡散体制それぞれに脆弱性を抱えており、その弱みゆえに追い込まれていった結果、妥協せざるをえなくなった」という仮説を立てる。

具体的には、イランの場合、イスラーム体制に根本的な脆弱性（体制の正統性をめぐって一致した考えがなく、体制への支持にばらつきがあること）があり、それがアフマディーネジャード大統領（2005～2013）の失政と結びついて、体制が存続の危機に追い込まれたことがあげられる。P5+1 側に代表される国際社会側も、核不拡散の規範維持に努めるが、交渉も武力行使も効果的ではなく、不拡散を強制する手段が手詰まりの状態にあり、追い込まれていったのではないかと考える。

上記の仮説を踏まえて、弱みを抱えたアクターがイラン核合意のような非対称の交渉をいかに行っていたのか、交渉を進めていく中で、双方はどのように妥協せざるをえないところまで追い込まれていったのかを分析する。

2. 核不拡散体制について

イランは 1968 年より核不拡散条約（Treaty on the non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT）に加盟している。NPT は、1968 年 7 月 1 日に署名開放、1970 年 3 月 5 日に発効し、核不拡散、核軍縮促進、そして原子力の平和利用の推進を目的とした国際条約である¹⁰⁾。NPT がなぜイランの核開発をそもそも阻止できなかったのか、各時代におけるその役割を本章で振り返りたい。

2.2 核不拡散体制の冷戦中・冷戦後の変化

2.2.1 冷戦期

冷戦期は、米国とソ連の二極構造が核不拡散体制を構築し、維持していた。冷戦後米ソは急速に核開発を進め、核戦争の一手手前まで緊張は高まったが、核兵器の恐ろしさから、核不拡散のため協力する体制が生まれた。その代表例が NPT であり、米ソそれぞれの陣営に属する国々に NPT への加盟を促した。米ソの核の傘に守られることで陣営内の国々は安全が保障されていた。陣営内で核開発を試みる国があれば、米ソは圧力をかけ、安全を保障することで核開発放棄を決意させた。

7) 貫井 (2016) 92 頁。

8) 立山 (2014) 19 頁。

9) Baev (2015)

<https://www.brookings.edu/blog/order-from-chaos/2015/07/21/the-china-factor-in-russian-support-for-the-iran-deal/> (最終閲覧 2017 年 10 月 10 日)。

10) 外務省 (2016)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S51-0403.pdf> (最終閲覧 2017 年 12 月 15 日)。

2.2.2 冷戦後

1989年に冷戦が終わると、米国が核不拡散体制維持を主導することとなった。単極となった米国は「民主主義」などの理念を掲げ、相容れない政治体制を持つ国には執拗に変革を迫った。旧ソ連陣営の国々多くは独裁国家や権威主義国家と米国には国内体制や理念に大きな隔たりがあり、ソ連がいない状況下では、米国は自らの体制の存続を脅かす存在であった。以前のようにソ連に頼ることができなくなった権威主義国家たちは、自衛する術を探り、核開発を試みるようになった。こうした国々は核拡散懸念国の第三世代とも分類され¹¹⁾、具体的にはイラク、イラン、北朝鮮、リビアなどを指す。特に北朝鮮、イラン、イラクは2002年の一般教書でブッシュ大統領に「悪の枢軸国」と名指しされ、国際社会から「ならず者国家」としてやり玉に挙げられることとなった。

その後間もなく勃発した湾岸戦争、イラク査察で浮かび上がったWMD開発疑惑、2001年の米国同時多発テロなどを経て、米国は、必要であれば軍事的対抗措置をとることも視野に入れた核不拡散の制度強化を行うようになった。

3. イランの政教一致体制と核開発

3.1 反政府運動からイスラーム体制の確立へ

イランは、1979年の革命でイラン国民の利益に資することのない政策ばかりを断行するパーレヴィー国王を追放し、イラン・イスラーム共和国となった。イスラーム体制とは、「ヴェラーヤテ・ファギーフ」を支配原理とする体制で、これはイスラーム法学者による統治を指す。この統治を一国にまで広げることを訴えていたのが、イラン革命の指導者であるルッホラー・ホメイニー師である¹²⁾。

3.2 最高指導者ハーメネイ師とイスラーム体制が抱える脆弱性

イランのイスラーム体制を理解する上で次に重要なのは、最高指導者の存在である。体制の支配原理であるヴェラーヤテ・ファギーフは法学者による統治を指すと上述したが、最高指導者はその一人である。最高

指導者はイスラーム体制によってその立場を保証されており、大統領よりも高位にあるとされ、権能として司法、立法、メディア、軍事など国の重要機関の責任を負うことが規定されている¹³⁾。だが、このような強大な権力は初代最高指導者であるホメイニー師が1989年に亡くなってから、現在まで最高指導者を務めるアリー・ハーメネイ師によって強化されてきた。

ハーメネイ師は先代のホメイニー師のようなカリスマ性や宗教的権威を欠いているとしばしば指摘されてきた。その欠如を補うように、1989年に彼は憲法の改正に乗り出した。しかし、いくら権力の強化によって自らの正統性を確保しても、カリスマ性や宗教的権威が得られるわけではなかった。そこでハーメネイ師は支持基盤を固めるため、保守派の中でも強硬派の勢力に傾斜するようになった¹⁴⁾。その後から現在にかけて、保守派による改革派の排除や保守内の分裂など、派閥間の争いが激しくなるが、ハーメネイ師は国内の派閥間のバランスにうまく乗ることでイスラーム体制の維持に努めてきた。最高指導者は、体制内に盤石な支持基盤を欠き、様々な勢力のバランスに乗ることでしか体制を維持できないことが、イラン・イスラーム体制の脆弱性となっている。

3.3 イランの核開発動機

イランの核開発の動機には、開発により国家威信を高めることで体制の正統性を確保することと、核の抑止効果という2つの理由があると考えられる。

イランにとって核開発に進む転換点となったのは、1979年のイラン革命と1980年から8年間続いたイラン・イラク戦争であったと考えられる。隣国イラクが化学兵器を使用し残虐な攻撃が続くなか、国際社会はイラクに化学兵器の使用をやめさせるといったしるべき行動を即座にとらなかつた。この経験から、「自分の身は自分で守らなければならない」との意識がイランに芽生えた。

核の抑止効果は、米国やイスラエルからの攻撃を防ぐ狙いがあると考えられる。冷戦後に単極となった米国は核開発疑惑国であったイラクへの軍事介入を行った。圧倒的な軍事力によりほんの数ヶ月でイラクが制圧される様をイランは目の当たりにした。また、イランと敵対するイスラエルも過去にイラクのオシラク原

11) 第三世代とは政教一致体制を持ち、その体制維持のために核開発を行う動機としている北朝鮮、イラン、イラク、リビア、シリア、スーダンなどの国々であると述べられている。第一世代はNPTを奨励した先進国、第二世代は南ア、アルゼンチン、韓国、台湾などの地域大国や紛争を継続的に抱えている国々である。納家(2012)56頁。

12) 坂梨(2012)「権威主義体制存続のメカニズムとイラン『アラブの春』の激動の中で」国際問題研究所編『中東政治変動の研究－「アラブの春」の現状と課題－』101頁。

13) Tschentscher
http://www.servat.unibe.ch/icl/ir00000_html (最終閲覧2017年11月1日)。

14) 貫井(2013)「イラン内政の現状分析と課題－ロウハーニー新政権の成立を軸に－」日本国際問題研究所編『グローバル戦略課題としての中東－2030年の見通しと対応－』25頁。

子炉（1981年）やシリアの原子炉（2007年）と思われる施設を空爆しており、米国やイスラエルなどの国々から攻撃を受けないようにするために核開発を行ったのではないかと考えられる。

4. 交渉過程と分析

4.1 核交渉の変遷－イラン

4.1.1 ハータミー政権（1997年8月－2005年8月）

これまで反欧米のスタンスを貫いてきたイランだが、交渉に応じたのは国際情勢が背景にあるとみられる。2002年は、アメリカ同時多発テロの翌年で、ブッシュ政権では、テロを契機に『国家安全保障戦略（NSS）』において先制攻撃を含む防衛政策を明らかにした。さらに2003年には、米国はイランの隣国イラクを WMD 開発の疑惑から先制攻撃し、サダム・フセイン政権を崩壊させた。自国の隣り合わせで核開発を理由とする軍事攻撃と体制転換を目の当たりにし、自国も「悪の枢軸国」として名指しされたイランが、「次は自分が同じ目に遭うかもしれない」と思うのは、想像に難くない。米国によるイラク攻撃が、イランが交渉によって解決を試みた理由の一つであると考えられる¹⁵⁾。

イラン側からは、核問題を担当する当時のロウハニー国家安全保障最高評議会事務局局長が交渉の責任者となり、2003年10月にイランとEU3の間でテヘラン合意が締結された。合意内容は、イランがIAEAへの完全協力に同意を明記した追加議定書の署名・批准と信頼醸成のため自主的にウラン濃縮、再処理活動を停止すること、EU3はこれに対して経済的援助をすることであった¹⁶⁾。しかし後に改革派の政権と保守派が多数議席を占める国会が対立し、外交を進めることが非常に困難になり、交渉が決裂する末路を辿ることとなる。ハータミー大統領はこのような向かい風の中、思うような政策を展開できず、次期大統領には革命防衛隊出身の前テヘラン市長であるアフマディーネジャード氏が当選した。

4.1.2 アフマディーネジャード政権（2005年8月～2013年8月）

アフマディーネジャード政権では、4年間の任期中に5つもの安保理による制裁決議（決議1696号、1737

号、1747号、1803号、1835号）が科された¹⁷⁾。すべての決議で濃縮関連及び再処理活動の停止が求められ、決議内容は核開発関連人物や団体への資産凍結や渡航制限、イランへの武器輸出禁止などを軸に置いていた。回数を重ねるごとに、資産凍結の対象人物を追加するなど、これらの軸内容をより特定し厳格化していった。

一方で、この間国際社会とイランによる核交渉は続けられたが、進展はなかった。これには、アフマディーネジャード政権の特徴である彼の国内支持基盤の弱さが関係している。政権に関わる人物は聖職者がつくことが主流であるイランで、2005年に大統領に当選したアフマディーネジャードは革命防衛隊出身のテヘラン市前市長であった。ベテランの政治家たちを対抗馬に持った彼は、ポピュリスト的な聞こえのよい政策を打ち出すことでどうにか票を得ようとした。支持基盤の弱いアフマディーネジャードは、その基盤を地方や貧困層、自身の出身でもあり核開発にも深く関与しているイスラーム革命防衛隊に求めた。

しかし、そのアフマディーネジャード大統領の強気な態度は、国際社会側にも原因があったと言えるだろう。交渉開始当初、EU3はあくまでもNPTの枠組み内での解決を試み、イランに核の平和利用の権利は認めていた。しかし、米国は一向にこれを認めようとしなかった。P5+1としての政策方針は、イランに核の平和利用や核燃料サイクル計画を一切認めず、核開発を諦めるならば経済的な見返りを与えるが米側の提案を受け入れない場合は国連の安保理に付託するという、EU3の方針に比べて格段と強硬な内容へと変わった。

NPTで保証されているウラン濃縮の権利を禁じる交渉内容を、イランは当然拒否し、事態は国連安保理決議の場へと持ち越される。イランは、一連の対応を不服に感じて態度を硬化させ、2006年2月にはウラン濃縮を再開した。その後も安保理決議の履行を求め追加の安保理決議が採択されるが、イランは不履行を続けた。決議の内容を厳しくし、交渉の場にイランを引き出してもP5+1はイランに濃縮関連活動の停止を、イランは制裁の先行解除を求める一点張りで、交渉は平行線を辿るばかりであった。この当時はイランも米国側もそれぞれの主張を相手に受け入れさせ、妥協する姿勢を見せようとはしなかった。イランは核開発の加速、国際社会側は制裁を強化することで相手の妥協を引き出そうとしていたのではないかと考えられる。

国際社会との緊張が高まりつつあるなか迎えたアフ

15) 駒野 (2014) 『変貌するイラン-イスラーム共和国体制の思想と核疑惑問題』明石書店、161頁、173頁。

16) 木村 (2006) 「中東における核拡散問題」金沢工業大学国際関係学研究所編『核兵器と国際関係』内外出版、28頁。

17) 制裁決議のみならず警告及び確認決議も含む。決議1696号 (2006年7月31日)、決議1737号 (2006年12月23日)、決議1747号 (2007年3月24日)、決議1803号 (2008年3月3日)、決議1835号 (2008年9月27日) 発令。

マディーネジャード政権二期目は、2009年8月、波乱の幕開けとなった。同年6月に二期目の再選を果たしたものの、投票結果の信ぴょう性が疑われていた。大統領選挙結果の不正疑惑からイラン国内では大規模な暴動やデモが起り、体制はこれをイスラーム革命防衛隊の傘下にある民兵組織バシージによって武力を行使して鎮静したものの、国民の不満は膨らむばかりであった。

イランの核問題をめぐる交渉では、安保理ではなく、米国やEUが独自に経済・金融制裁を科す回数が圧倒的に増加した。米国とEUは独自にイランの主要産業である原油や天然ガス、自動車などのセクターを狙って非常に厳しい制裁を科した。EUは2012年7月よりイラン産の原油を全面禁輸し、さらに原油のタンカー保険の適用も禁じた。米国の制裁はより厳格で、貿易の決済に米ドルや全通貨の使用を著しく制限するものであり、世界中の金融機関や政府に「米国かイランどちらを選ぶか」という選択を実質的に迫るものであった。米国は自国の金融市場の大きさや基軸通貨である米ドルの影響力を全面的に活用してイランを国際経済・金融市場から徹底的に締め出した。このような制裁を科されてイランは当然追い詰められ、経済は大打撃を受けた。

それに伴い、イラン国民の不満は高まる一方であった¹⁸⁾。2011年11月にIAEAより、イランが軍事利用を目的に核開発を進めてきた可能性を示唆されると米国やEUは追加制裁を科し、それに反発したイラン国民が英国大使館を襲撃したり¹⁹⁾、2012年10月には経済制裁により通貨であるリアルが暴落したことに抗議する目的で国民が警察と衝突する事件も発生したりした²⁰⁾。そのような状況下でもアフマディーネジャード政権は強硬派の支持を得るために核開発を継続した。核開発はみるみるうちに進展していき、理論上は核兵器を作れる段階にまで技術を発達させていた²¹⁾。

交渉が前進しない中で、いくら制裁を厳格化しても、イランが核武装国家へと近づいていくのはP5+1にとっても避けたい現実であった。P5+1は経済制裁でイランを国際金融から締め上げる一方で、イランを孤立させることは核開発を加速させ、八方ふさがりとなっていた。しかし、ここで妥協するのも武力でイランをねじ伏せるのもP5+1、特に米国にとって政治的・人的なコストが大きく、現実的ではなかった。

アフマディーネジャード政権二期目は、P5+1もイランも制裁強化や核開発加速といった政策で強気に出る

ものの、双方がそのスタンスゆえに妥協も交渉放棄もできず追い詰められていった時期であった。

4.2 核交渉の変遷－P5+1

イラン側が国内政治により交渉が進まない現実があった一方でP5+1側も核開発疑惑国に対するアプローチが手詰まりに陥っていた。その要因には、武力行使に伴う「政治的・経済的コスト」の問題が挙げられる。

ブッシュ政権はイラクのWMD疑惑を理由に先制攻撃に踏み切り、圧倒的な軍事力で戦争自体は数ヶ月で終了したものの、戦争によるサダム・フセイン政権転覆はイラクに大きな混乱をもたらした。その後イラクを復興するため米国は関与を続けたが、イラクにおける反米感情の高まり、イスラーム教のシーア派とスンニ派の対立深化、ISILの誕生などイラクの再建は骨の折れる苦労だった。イラク戦争は米国史上最も長い戦争となり、多くの犠牲者を出した。戦争自体のコストに加え、復興にかかった政治的・経済的コストは計り知れないほど大きかった。イラク戦争（Operation Iraq Freedom, 2003年3月19日-2010年8月19日）で亡くなった米国兵士は4424名にのぼり²²⁾、費用面でも戦争開始当初は約510億ドル、ピーク時には約1440億ドル（2008年）と莫大な負担であった²³⁾。政治的にも、イラク戦争開戦当初は72%と非常に高い支持率を得ていたが、その後支持率は下降し、5年後の2008年には38%の支持、54%の不支持であった²⁴⁾。したがって、財政的にも政治的にも負担があまりにも大きいため、対イラン軍事攻撃など中東への新たな軍事的な関与は選択肢になりえなかった。

上記のコスト問題に加え、核開発が進展するにつれ、危機感を強めたイスラエルの行動もP5+1を追い詰めた。米政府内ではイスラエルはイランを軍事攻撃するのではないかとの懸念がかねてより存在していた。イスラエルは2010年には国民にガスマスクを配布し、2012年にはイランを軍事攻撃するシナリオやリスクも検討していると報じられた²⁵⁾。イラクのオシラク原子炉（1981年）やシリアの原子炉（2007年）と思われる施設を実際に空爆した過去もあり、イスラエルの場合は軍事攻撃がブラフではなく、現実になりかねない可能性があった。

22) Fischer (2015)

<https://fas.org/sgp/crs/natsec/RS22452.pdf> (最終閲覧 2017年10月26日) p.4.

23) Belasco (2014)

<https://fas.org/sgp/crs/natsec/RL33110.pdf> (最終閲覧 2017年10月26日) p.20.

24) Pew Research Center (2008)

<http://www.pewresearch.org/2008/03/19/public-attitudes-toward-the-war-in-iraq-20032008/> (最終閲覧 2017年10月26日).

25) 『日本経済新聞』2012年2月3日夕刊。

18) 『日本経済新聞』2015年5月4日朝刊。

19) 『日本経済新聞』2011年11月30日朝刊。

20) 『日本経済新聞』2012年10月4日朝刊。

21) 『日本経済新聞』2013年2月22日夕刊。

イスラエルが軍事攻撃に踏み切れば、相手は大国イランであり、戦争が長期化することや米国も報復攻撃を受ける可能性は大いにある²⁶⁾。したがって、時間が経つにつれてこれ以上イランの核開発が加速しないようにイランとの核合意を成立させる必要性が明確になってきた。

2002年の交渉開始時にはコスト的にも、政治的にも余裕のあったP5+1だったが、時間が経つにつれ、上記のような状況に追い込まれていき、交渉による解決が現実的なアプローチへと変化していった。

4.3 追い込まれたアクターたちの交渉姿勢の変化

4.3.1 2013年8月のロウハーニー政権の登場と交渉の変化

これまで10年以上に渡って協議されていた核問題は、ロウハーニー大統領が就任してからわずか2年足らずで最終合意に至った。ここまでスピーディーに合意が進んだ背景には、経済制裁で国民が追い詰められ、イスラーム体制の維持が危機に陥っていたイラン内政が指摘できる。2009年の大統領選挙後の国内の大規模な混乱から、武力鎮圧、最高指導者によるアフマディーネジャードの大統領当選結果擁護発言²⁷⁾、経済の悪化などで国民の体制不信は高まっていた。緑の運動（Green Movement）と呼ばれる選挙後の騒乱には、近年類を見ない規模である数百万人が参加した²⁸⁾。大規模な人数がデモや抗議を行い、路上では抗議者と治安部隊が衝突し、最高指導者のポスターが燃やされるなど²⁹⁾、憤慨した抗議者達は暴徒化した。さらに、2015年5月に行われた世論調査では、経済不況の原因を核開発による対イラン経済制裁だと答える人が26%いたのに対し、イラン国内の経済政策や腐敗によるものだと答える人は64%だった³⁰⁾。これらの数値は、制裁後

特にイラン国民の体制に対する不信感を表しているものである。

これにより存続の危機を感じた体制側は、2013年の選挙で正統性を回復するために「公平性」を重視した選挙実施に務めた。それにより体制の正統性が回復したことや、国家の安全保障に長らく携わり、信頼も厚いロウハーニー師が大統領に就いたことも最高指導者が核交渉を前に進める土台として重要であったとの指摘もある³¹⁾。

ロウハーニー政権下での交渉でもう一つ重要なのは、P5+1側もこれまで否定し続けてきたイランのウラン濃縮の権利を認めた点である。この権利はイランが元来求めてきた権利であり、NPTに加盟しているイランに当然保証される権利である。しかし、米国のブッシュ政権は、秘密裡に核関連施設を建設していたイランに不信感を抱き、これを認めなかった。

しかし、そうこうしている間にイランが理論上核兵器製造可能な段階まで核開発を進めてしまい、P5+1は交渉を止めることも、軍事攻撃で開発を無理やり辞めさせることもできない状況に陥ってしまった。ロウハーニー大統領が就任してから3ヶ月の2013年11月24日に成立した暫定合意では、P5+1側がこれまでイランに全く認めてこなかったウランの濃縮が5%まで認められ、段階的に経済制裁の一部を解除することにも同意した。イラン側も、これまで行ってきた20%のウラン高濃縮を停止し、核活動の内容を明らかにするためIAEAの査察にも協力するなど、妥協する姿勢を見せた。暫定合意は、これまで双方が貫いてきた、何も妥協しない一方で自分の主張を相手に飲み込ませようとする交渉姿勢から、大きく方向転換を図ったターニングポイントであった。アフマディーネジャードの時代と比較すると、双方の交渉姿勢に前向きな変化が表れていることが非常に明確である。

4.3.2 交渉姿勢変化へ起因した要因

交渉姿勢が前向きになった大きな要因は、まずイラン側の交渉団の人选が考えられる。過去にEU3とテヘラン合意、パリ合意を締結させたロウハーニー師が大統領に就任し、交渉団のトップに米国で学士・博士号を取得し国連大使も務めたザリフ氏を起用した。両者とも米国や英国での留学経験があり西洋の考え方に親しい一方で、国の安全保障や外交に長らく携わってきた人物であるため体制への忠誠心も強い。不安定なイスラーム体制では、各勢力のバランスが崩れるとイランの体制や国家の運営自体もまともにならなくなるため、体制を維持しつつも核合意を前に進めることを最

26) 実際に、2008年にイスラエルは米国にイランへの軍事攻撃の際に軍事的な援助を米国に打診しているが、断られている。“U.S. rebuffs Israeli request for arms geared toward Iran strike”, Haaretz 2008年8月13日。
<http://www.uruknet.info/?p=m46390> (最終閲覧 2017年12月10日)

27) 松永 (2010) 「イランの国内情勢：平穏さの裏にあるテンション」国際問題研究所編『国際問題』第596号、7頁。

28) 椿原 (2015) 「トランスナショナルな社会運動における共感 = 代理の政治：ロサンゼルス在住イラン人の抗議運動の事例から」京都大学人文科学研究所人文国際研究センター編『コンタクト・ゾーン = Contact zone』第7号、84頁。

29) 同上、84頁。

30) Mohseni (2015)

<https://drum.lib.umd.edu/bitstream/handle/1903/19736/Iranian%20Public%20Opinion%20on%20the%20Nuclear%20Negotiations.pdf?sequence=1> (最終閲覧 2017年12月15日) p.22.

31) 坂梨、前掲 (注6)、25-26頁。

高指導者が目指していることの表れであるとも言える。

4.3.3 米国の方針

自身が抱える弱みにより追い込まれ交渉姿勢に変化が生じたのは、イランだけではなく。ブッシュ政権の次にはオバマ大統領が当選し、2012年からの二期目にはジョン・ケリー上院議員が国務長官として登場したが、この2人の役割が合意成立に不可欠であったと言っても過言ではない。

ブッシュ政権下では、「ならず者国家」には軍事力を行使して体制転換 (regime change) することが推進され、アフガニスタンやイラクで実施された。だが、オバマ大統領は武力行使ではなく対話で核問題解決を試みることを公約にも掲げた³²⁾。これは、ブッシュ政権の方針が中東をさらに不安定にし、米国内でも厭戦機運が高まったこともあり、政策方針の転換が必要だと認識していたためである。さらにオバマ大統領は、就任して間もなくハーメネイ最高指導者に書簡を2通送り、米国は体制転換をするつもりはなく、核問題解決に向けて建設的に協議したい意向を伝えた³³⁾。さらに2009年3月にはイラン暦の新年に合わせて祝福のビデオレターを送った。ここでオバマ大統領が終始強調していたのは、イランと対等な立場で「相互尊重 (mutual respect)」に基づいて交渉を行う意思を明確に示したことである。1980年の国交断絶以来、二国がたどってきた関係を振り返ると、異例の出来事であった。

さらに、P5+1内のオバマ大統領の舞台回しが重要であった。P5+1では、交渉を進めたい米英独中露と、イランの敵対国家であるイスラエルと経済利権が大きいフランスは足並みが揃わない場面もあった。フランスの強硬な主張が交渉を行き詰まらせることもあり、オバマ大統領がフランスのオランド大統領に電話し、交渉に参加しているファビウス外相と交渉チームに交渉決裂を回避させるためフランスを制する場面もあった³⁴⁾。

ケリー国務長官もオバマ大統領を支えるキーパーソンであった。ケリー国務長官はオバマ政権二期目から国務長官として交渉に参加したが、まだ上院外交委員会の委員長であった2011年から単独でオマーンに向かい、イラン体制内部と接触を試みる³⁵⁾など、核問題の外交的解決に意欲を示していた。自らも従軍経験があり、身を以て戦争の悲惨さを知るケリー国務長官だからこそ、外交で解決することに非常にこだわっていた。特にケリー氏は、イラン側の協議団と外交上だけでなく

くより深い関係を築こうとしていた。

オバマ大統領とケリー国務長官が合意締結に向けて交渉姿勢を変化させていた一方で、米国の議会内では対イラン強硬派がオバマたちを牽制しようとしていた。例えば、米国内のイスラエル利益団体 AIPAC から支援を受けていた共和党・イリノイ州選出のマーク・カーク上院議員や民主党でニュージャージー州選出のロバート・メネンデズ上院議員は制裁法案を通過させようと躍起になっていた³⁶⁾。

さらに、2014年の中間選挙で、民主党は大敗し野党の共和党が上下両院で多数派となり、オバマ政権の二期目に対イラン強硬派の議員による政権への向かい風は一層強まった。2015年1月に、第114米国連邦議会が招集され、上院院内総務にミッチ・マコーネル議員、下院議長にジョン・ペイナー議員、上院軍事委員長にジョン・マケイン議員、外交委員長にボブ・コーカー議員など、オバマ大統領に批判的な共和党の重鎮が主要なポストに就くことになった³⁷⁾。こうした中、2015年3月9日にはアーカンソー州選出の共和党議員であるトム・コットン上院議員を筆頭に、47名の上院議員が連名でイランの最高指導者宛てに手紙を出すという事態も発生した³⁸⁾。こうした対イラン強硬派の動きはイランとの緊張を高め、交渉が決裂するリスクをオバマ大統領に認識させた。当然この行動にはイランも眉をひそめたが、ケリー国務長官の説明でイランも落ち着き、交渉を継続することで落ち着いた³⁹⁾。

オバマ大統領とケリー国務長官の外交の特徴は、米イラン関係を検事と被告のような構図ではなく、外交の基本姿勢である相互尊重、対等な立場として交渉を進めたことにある。オバマ大統領とケリー国務長官の外交により、これまでにならぬほど米国とイランが対等な立場で建設的に交渉を行った。

36) Solomon, op. cit p.199.

37) 『日本経済新聞』2015年1月7日朝刊。

38) “G.O.P. Senators’ Letter to Iran About Nuclear Deal Angers White House”, New York Times 2015年3月9日 <https://www.nytimes.com/2015/03/10/world/asia/white-house-faults-gop-senators-letter-to-irans-leaders.html> (最終閲覧2017年12月11日)。

39) Solomon, op. cit p.271.

32) Solomon, op. cit p.172.

33) Solomon, op. cit p.170.

34) Solomon, op. cit p.273.

35) Solomon, op. cit p.265.

4.4 交渉妥結

表1 最終合意概要 (2015年7月14日成立)

イラン側に求められること	P5+1に求められること
<ul style="list-style-type: none"> ・遠心分離機を約1万9千基から6104基まで削減(そのうち稼働は5060基) ・新型の遠心分離機を使わず旧型のIR-1型の運用 ・ウラン濃縮は3.67%まで、濃縮活動はナタンツの濃縮施設に限定(15年間) ・合意締結時点で保有する低濃縮ウランを3.67%計算で300kgまで減らす(15年間) ・フォルドウでは濃縮活動を15年間停止し遠心分離機・関連資材の約3分の2撤去 ・アラクの重水炉は兵器級プルトニウムの生産をせず、研究とアイソトープ生産用に再設計 ・使用済みの核燃料を国外搬出 ・研究開発への制約 ・IAEA追加議定書への批准及び推進 ・PMDの解決の為IAEAへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・イランが合意内容を履行しているとIAEAが結論づけた場合、それと同時に米とEUはイランに科している核関連の制裁は停止・解除 ・イランが合意内容を履行しているとIAEAが結論づけた場合、それと現時にこれまでの対イラン国連安保理決議は全て解除 ・しかしイランが合意を遵守していないと判断された場合は、再び制裁を科す(スナップバック条項)

出所：核不拡散・核セキュリティ総合支援センター
(2017)『イラン核問題』をもとに筆者作成

ロウハーニー政権が誕生してからわずか3ヶ月で成立した暫定合意は、最終的な合意の大枠を決めるものであった。イランは核開発の制限に取り組み、米国側は経済制裁を解除するという双方が継続的に求めてきた内容を限定的に合意した。半年間という期限を設けて暫定合意を履行し、その間最終合意に向けた交渉も継続することで双方は一致した⁴⁰⁾。双方の間で交渉妥結に向けてなかなか合意ができなかった事項は、イランにどこまで核開発を認めるか、合意履行の期間、経済制裁解除の範囲やタイミングなどであった。

当初米国側は、暫定合意を締結した後でもイランに

核開発を容認することに慎重になっていた。しかし、イラン側から譲歩を引き出すために米国側も譲歩する必要があると判断した⁴¹⁾。そのため、イランに核兵器を製造しようとしても最低でも一年を要する規模のウラン濃縮能力の維持を認めることに同意した。これにより、イランは6000基近い遠心分離機の保有を認められた。核の平和利用の権利維持にこだわっていたイランからすれば、この点で妥協を引き出すことができたのは重要な点であったと言えよう。

他方で、イランも交渉が失敗すればイスラーム体制への信頼回復に失敗し、再び経済制裁を受ける可能性があったので妥協する必要があった。例えば、米国側が段階的な経済制裁の停止・解除を主張し、IAEAへの査察協力などイラン側に求められている合意内容の履行を確認するまでは制裁の解除は認めない姿勢に対し、イランは結局「合意履行」の意義を、開始日ではなく、完了日とすることで譲歩した⁴²⁾。互いに譲歩を引き出すための妥協が重ねられ、双方のアクターによる舞台回しがあって、交渉はついに2015年7月に妥結された。

5. おわりに

本論では、イランの核合意について、イランだけでなく米国を中心とするP5+1側の体制も追い込まれていったことを提示し、非対称な立場の脆弱性を抱えたアクター間の交渉がどのように、そしてなぜ成立するのか分析を通じて明らかにした。既存の研究では、経済制裁や政権交代などが合意締結に結びついたという近視眼的な分析が多かったが、本論では、双方の体制がおかれたこれまでの経緯や状況、核合意の交渉の過程を注意深く観察し分析を進める中で、双方の体制が根本的な脆弱性を抱えており、それゆえに追い詰められて交渉の態度に変化が生じた結論づける。

他方で、イラン核合意から得られる教訓は、正負二面あると言える。正の面では、核疑惑国の第三世代である、核開発が国家の生存に直結している国とも交渉によって核問題を解決した前例ができたことである。疑惑国にとって、核開発を諦めることは体制の維持や国家の生存が脅かされるため、それには応じない姿勢を見せてきた。しかし、核開発を制限しても体制が維持出来る(イランの場合は体制を維持するため合意を締結した側面が大いにある)事例ができたことは、手詰まりにあった核不拡散体制にとって、大きな成功である。しかし、この事例がイランに限定されかねない

41) Solomon, op. cit p.271.

42) 『日本経済新聞』2015年7月5日朝刊。

40) 『日本経済新聞』2013年11月25日朝刊。

点に留意すべきである。イランは原油を世界中に輸出し、他国との経済的な関わりが深く、また限定的ではあるが民主主義を取り入れている。つまり、政治・経済的に孤立すると体制の正統性も損なわれる。したがって、今回の一連の徹底的な経済制裁と相互尊重を基にした継続的な交渉という組み合わせで交渉を進めることは効果的であった。しかし、北朝鮮のように完全に孤立しても体制の維持を優先し、民意も極端に反映されない国家であると、今回のアプローチが適用できるかは大きな疑問符がつく。

イラン核合意の負の側面は、イランに相当譲歩した今回の合意内容が、今後の交渉の前例になりうることである。核合意では、イランに核兵器を作るのに一年のブレイクアウトタイムを必要とする設定で遠心分離機や備蓄可能な低濃縮ウランの量などを取り決め、軍事利用に近いところまで核活動を行うことを認めた。他のNPT加盟国は、IAEAと保障措置協定を締結し、国内の核施設での活動をIAEAに報告し、それを基にIAEAが査察を行う仕組みとなっている。つまり、イランのようにブレイクアウトタイムを設けて、核開発活動の許容範囲を定めていない。さらに、合意内容は一定期間を過ぎれば、遠心分離機の増設など、イランに核開発を拡大することを許容する余地も残している。イランの例で核爆弾一個を製造するために「一年」という明確な時間を必要とする基準で合意内容を決めたことは、今回の事例を軸に今後疑惑国との交渉に臨むことになる可能性を生んだ。これは、核の不拡散を担保する機関としてNPTの信頼を損なうことにもつながりかねない。また、このような軍事利用に近いところまで核の平和利用を認めることは、誠実にNPT条約を履行している他の加盟国にとっても不公平であり、かえってイラン合意内容と同等のレベルまでの核開発の許容を求める訴えも今後出てくる可能性も否定できない。

終わりに、本論では国際政治上での出来事が核合意成立に与えた影響については明らかにできなかった。P5+1は米国が中心アクターとなっているが、EU3や中露の役割の比重も当然重要である。P5+1内の政治も含めた研究が今後なされると、より深い分析・考察が提示できるようになると考える。

参考文献

【日本語文献】

- 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(2017)『イラン核問題』、24-33頁
https://www.jaea.go.jp/04/isn/archive/nptrend/nptrend_01-06.pdf (アクセス:2017年7月28日)
 外務省(2016)「核兵器の不拡散に関する条約」

- <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/BS-51-0403.pdf> (アクセス:2017年12月15日)
 木村修三(2006)「中東における核拡散問題」金沢工業大学国際関係学研究所編『核兵器と国際関係』内外出版、13-42頁
 駒野欽一(2014)『変貌するイラン-イスラーム共和国体制の思想と核疑惑問題』明石書店
 坂梨祥(2012)「権威主義体制存続のメカニズムとイランー『アラブの春』の激動の中でー」国際問題研究所編『中東政治変動の研究ー「アラブの春」の現状と課題ー』99-109頁
 ー(2013)「『イラン核開発問題』の諸相ーその解決は可能か」SYNODOS
<http://synodos.jp/international/6004/2> (アクセス:2017年7月21日)
 ー(2014a)「中東情勢分析 イラン核協議の行方:交渉4ヶ月延長の含意」中東協力センター編『中東協力センターニュース』第39巻第3号、52-57頁、
 ー(2014b)「イランの第11期大統領選挙ー「公正な選挙」実施の試みと核交渉への影響ー」国際問題研究所編『国際問題』629号、17-28頁
 立山良司(2014)「オバマ政権の「中東離れ」と増大する域内の不安」国際問題研究所編『国際問題』630号、16-25頁
 椿原敦子(2015)「トランスナショナルな社会運動における共感 = 代理の政治:ロサンゼルス在住イラン人の抗議運動の事例から」京都大学人文科学研究所人文学国際研究センター編『コンタクト・ゾーン = Contact zone』第7号、83-108頁
 中村直貴(2007)「イランの核開発問題ー米国の中東政策との関わりを中心にー」
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2007pdf/20070302045.pdf (アクセス:2017年12月5日)
 納家政嗣(2012)「軍縮問題と冷戦後のガバナンス・システム」『国際法外交雑誌』第111巻、第3号、43-65頁
 貫井万里(2013)「イラン内政の現状分析と課題ーロウハーニー新政権の成立を軸にー」日本国際問題研究所編『グローバル戦略課題としての中東ー2030年の見通しと対応ー』17-34頁
 ー(2014)「イラン・アメリカ関係ーイラン核交渉の最終合意に向けた展望」日本国際問題研究所編『グローバル戦略課題としての中東ー2030年の見通しと対応ー』14頁
 ー(2016)「核合意のイラン内政と国際関係への影響」国際問題研究所編『平成27年度外務省・外交・安全保障調査研究事業「安全保障政策のリアリティ・チ

エック―新安保法制・ガイドラインと朝鮮半島・中東事情」報告書]

松永泰行 (2010) 「イランの国内情勢：平穏さの裏にあるテンション」国際問題研究所編『国際問題』第 596 号、3-10 頁

【英文文献】

Belasco, Amy. (2014) *“The Cost of Iraq, Afghanistan, and Other Global War on Terror Operations Since 9/11”*. CRS Report No. RL33110. Washington DC. Congressional Research Service. Retrieved from <https://fas.org/sgp/crs/natsec/RL33110.pdf> (accessed on Oct 26th, 2017)

Benn, Aluf. (2008) “U.S. rebuffs Israeli request for arms geared toward Iran strike,” *Haaretz*.

Bush, George. (2002) State of the Union Address, Washington, DC: White House, January 29th, 2002. Retrieved from <https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2002/01/20020129-11.html> (accessed on Dec 28th, 2017)

Bush, George. (2002) *National Security Strategy*. Washington, DC: White House, 2002. Retrieved from <https://www.state.gov/documents/organization/63562.pdf> (accessed on Oct 31st, 2017)

Fischer, Hannah. (2015) *A Guide to U.S. Military Casualty Statistics: Operation Freedom’s Sentinel, Operation Inherent Resolve, Operation New Dawn, Operation Iraqi Freedom, and Operation Enduring Freedom*. CRS Report No. RS22452. Washington DC. Congressional Research Service. Retrieved from <https://fas.org/sgp/crs/natsec/RS22452.pdf> (accessed on Oct. 26th, 2017)

Iranian Constitution, translated in A. Tschentscher (ed.), *International Constitutional Law*. Retrieved from <http://www.servat.unibe.ch/icl/ir00000.html> (accessed on Nov 1st, 2017)

Mohseni, Gallapher & Ramsay. (2015) “Iranian Public Opinion on the Nuclear Negotiations: A Public Opinion Study”. *Center for International and Security Studies at Maryland and the University of Tehran Center for Public*. Opinion research. pp.1-20 Retrieved from <https://drum.lib.umd.edu/bitstream/handle/1903/19736/Iranian%20Public%20Opinion%20on%20the%20Nuclear%20Negotiations.pdf?sequence=1> (accessed on Dec 15th, 2017)

Solomon, Jay. (2016) *Iran Wars: Spy Games, Bank*

Battles, and the Secret Deals That Reshaped the Middle East. New York: Random House.

Pew Research Center. (2008) *Public Attitudes Toward the War in Iraq: 2003-2008*. Washington DC. Retrieved from <http://www.pewresearch.org/2008/03/19/public-attitudes-toward-the-war-in-iraq-20032008/> (accessed on Oct 26th, 2017)

[論文]

個人支配体制の定義に関する一試論 －体制変動に注目して－

An Essay on Personal Rule Definition: From the Aspect of Regime Change

大澤 傑 OSAWA Suguru

防衛大学校

(National Defense Academy of Japan)

The purpose of this article is to redefine personal rule from the aspect of regime change. Few previous studies have paid attention to mutual exclusiveness of categorized political regimes. Therefore, timings of regime changes could hardly have been explained. Although those fuzzy categories can be considered as the static political life, they have a disadvantage that cannot analyze political regime dynamism. Personal rule has a characteristic of concentrated political power to the dictator's personal network. Thus, preceding studies tend to be focused on the dictator's personalities as the regime character. However, we should set a clear criterion from structural aspect to explain regime changes. This article reviews the prior research and their problems to redefine the personal rule from regime change perspective. It is expected that it can suggest the new viewpoint of personal rule to analyze regime changes and contribute to future research.

キーワード：個人支配体制、政治体制、体制変動、スルタン支配型体制、家産制

はじめに

本稿では、いまだ論争の中にある個人支配体制の定義に関する一試論を提示する。「体制」とは、規範的な行動ルールや、組織のあり方の総体、という意味で使用される(粕谷 2014: 88)。その中で、政治体制とは、政治権力が社会内で広範な服従を確保し、安定した支配を持続するときそれを形作る制度や政治組織の総体のことであり(山口 1989: 5)、要約すれば特定の政治領域内における統治ルールや統治規範を指す。政治体制は、社会における政治生活を読み解くための概念として多くの論者によって類型化されており、その枠内で生じる政治現象をより詳細に分析することに貢献している(岸川 2002: 32)。

しかしながら、類型化された政治体制は非相互排他的であることに加え、判定基準が不明瞭なものがほとんどであり、論者によってその定義が異なることが一般的である(Svolik 2012: 29)。その結果、政治体制の定義には常に論争が伴い、既存の類型を他の比較研究者がそのまま援用することは難しいのが現状である。外池(1994: 163)は、概念の厳密な定義は必ずしも社会科学の生産性につながるとは限らず、その意味では、政治体制論は理論構成の厳密性ではなく、応用分野の可能性にその有効性が左右されるものであると主張している。確かに、政治体制の類型化は、当該地域をど

う読み解くかという有益な視点を提供する。しかしながら、体制変動論の視座から見れば明確な判定基準を確定しないまま政治体制を定義することは、政治体制が「いつ移行したのか」を明らかにできないというジレンマを抱え込んでしまうことにつながる¹⁾。すなわち、政治体制の判定基準を曖昧に設定してしまうと、当該政治体制の始点と終点を明示することができないのである。その結果、政治体制論の視点からは、国家内部における静態的な政治生活を分析することはできても、より動態的な国家の構造分析が困難であるという欠陥が表出する。

以上のような問題意識の中でも、個人支配体制は最も定義化が進んでいない政治体制であるといえよう(Chehabi and Linz 1998: 4)。先取的に言えば、個人支配体制とは、支配者個人によって統治が行われるがゆえに、支配者に権力が「集中」し、支配者による権力の「私的利用」が伴う体制である(大澤 2017: 62)。この体制はその特徴がゆえに、支配者の特性に焦点が投射されがちであり、その判定基準もあいまいである。しかしながら、仮に、支配者が個人支配化する選好を

1) 民主化のように、一定の判定基準が議論されてきたような研究分野においては、以降のタイミングを明示することは可能であるが、例えば権威主義体制から異なる権威主義体制への変動といった過程については、現状の枠組みでは分析することが難しい。

もっていたとしても、支配者に権力が過度に集中する体制が成立するためには、それを可能とする何らかの構造的特徴が潜んでいるはずである。個人支配体制の概念は定量分析のみならず地域研究においても盛んに利用されるが、論者によって定義が異なる結果、概念の共通認識がなされていない傾向がみられる。ゆえに、本稿では先行研究を概観したうえで、個人支配体制の射程を提示することによって、論者が明確な基準をもとに議論を交わすための視点を提供したい。

その際重要なことは、研究の目的によって政治体制の定義において重視する点が異なるということである。本稿では、体制変動論から見た政治体制論の欠陥を埋める一助となる視点の提供を目指す。

1. 先行研究

本節では、個人支配体制に関する先行研究を概観し、それらが抱える課題を抽出する。そのため、個人支配的特徴たる支配者への権力集中と権力の私的利用という性質をもつ概念として定義されている個人支配 (Personal rule)、家産制 (Patrimonialism)、新家産制 (Neo-Patrimonialism)、個人独裁 (Personal Dictatorship)、スルタン支配型体制 (Sultanism) を考察することにより、再定義への準備段階とする。

1. 1 個人支配体制の起源：政治過程論的定義

個人支配の概念の起源となる家産制は、伝統的なパトロン＝クライアント関係の類義語であり、支配者と被支配者の個人的関係における資源の交換によって成り立つ伝統的な支配制度を指す (ウェーバー 1970: 46-47; Roth 1968; Theobald 1982)。一般に低開発国を理解するために使用されるこの概念は、対象を説明するために都合よく解釈されている点が指摘されている (Theobald op. cit: 555)。これについて Pitcher, Moran and Johnston (2009) は家産制を国家が持つ権威の形態として捉え、政治体制として読みこむべきではないとし、Rudolph and Rudolph (1979) も、家産制はどのような官僚制にも見られ、効率的な行政のためには不可欠なものであることを指摘している。また、Chehabi and Linz (op. cit) は、政治体制の上位に位置する政治システムに近いものとして、家産制を権威の類型として捉えている²⁾。

2) 政治システムは政治体制としばしば混同されるが、政治システムが政治組織の役割や相互作用に着目した機能的かつ過程論的な概念であるのに対し、政治体制は政治の機能や過程を規定する構造的な概念である。つまり、政治体制は政治システムの低位概念であり、政治権力の配分方法を決定する政治制度に関する概念である (武田 2001: 11)。

このような家産制の概念を発展させたものが新家産制である。新家産制は家産的な国家権力の私的利用が合理的な官僚支配と併存するものであり、家産制が伝統性を重視するのに対し、伝統性を前提としない (Ibid: 6)。新家産制を用いて特定の地域の統治構造を読み解こうとする研究は豊富に存在する。例えば、Bratton and Van de Walle (1994) は、新家産制におけるエリート間での情報の不完備性を指摘するとともに、競争と参加を軸とし新家産制を類型化し、制度の影響を最も受けないものを個人独裁とした。彼らの研究からは新家産制を採る国家においても支配者の権力の裁量には程度の差があることが示唆される。

ここまで見てきた家産制の概念は、アフリカをはじめとし、法治と人治を巡る政治的抗争が続く地域的特性を理解するために用いられており、途上国研究とともに蓄積されてきたといっても過言ではない (Paller 2014)。例えば、アフリカ政治を研究した Jackson and Rosberg (1982) によれば、個人支配とは、制度、イデオロギー、公共政策、階級利潤よりも激しい権力闘争と強権な支配者が政治形態の基盤となる政治システムであるとし、個人支配における支配者は、国家＝社会間関係を私物化し、被支配者に恐怖を与え続けることで忠誠を維持するという。つまり、彼らは、個人支配を統治の仕組みたる政治体制としてではなく、国家を形成する政治制度の機能を補完、あるいは阻害する政治過程論的定義を行っているのである³⁾。Van den Bosch (2015) も、個人支配を軍事支配体制、一党支配体制、多党制のどの政治体制にも誕生し、個人の権限が突出している状況であるとしている。

ただし、家産制や新家産制といった概念は、支配者個人への権力の集中と私物化によって説明されるものの、明確にコンセンサスを得られているものではない。個人独裁という定義を用いて支配者のパーソナリティの比較研究を行った Decalo (1985) も、この概念に共通の定義がないことを指摘している。その結果、どのような状況であれば (新) 家産制や個人独裁であるかという判断は論者にゆだねられる。実際、Sell (2017) は家産制の概念そのものがウェーバーによって発表されてから変化してきていると主張している。

1. 2 政治体制論としての個人支配体制

政治体制論の視点から個人支配を捉えたものとしては、Linz (2000) が提唱したスルタン支配型体制が最も著名であろう。彼によれば、スルタン支配型体制は民主主義体制—権威主義体制—全体主義体制という政

3) そのため、ここでは体制という用語を除き、単に「個人支配」とする。

治体制の連続性の枠外に存在し、近代的な制度の役割を前提とせず、支配者が伝統に拘束されず恣意的な領域で意思決定を行う体制であるという。この体制では、支配者の個人的行政幹部が存在し、支配者の個人的な道具として行政や軍部が利用され、法の支配が存在せず、制度化の程度も低い。支配者は個人の裁量で権力を無制限に行行使し、官僚行政の規範や利害関係は支配者個人の独断により覆される。以上の点を考慮すれば、スルタン支配型体制とは支配者が個人的なつながりに基づいた人事政策を採る点や独断による政策決定を行っている点等、支配者個人の権力における裁量に注目した体制であるといえよう⁴⁾。

スルタン支配型体制は、その名称に包含される文化的なバイアスを批判されかねないといった懸念から個人支配体制と読み替えられている(増原 2010: 18)。増原は、個人支配体制の特徴として、組織ではなく個人に政府の意思決定の権限が集中していること、権力の継承がルール化されていないこと、被支配者の忠誠心は伝統でもカリスマでもなく物理的報酬で獲得されること、漸進的な形成過程を経ることが多いことを挙げている(同上: 23-24)。Roth (1968: 203) も同様に、私的な支配は忠誠と物理的報酬、すなわちアメとムチによる支配がなされるとしており、このような体制が新興諸国で築かれる背景には、当該諸国における社会的、文化的、政治的な不均質性が強すぎるため、強力な普遍主義の要素を持った統治が求められるからであるとしている。また、武田 (2001: 29-30) は、個人支配体制を、伝統やイデオロギーに基づくことがない点と、支配者の自由裁量が合法的な制度や規範と共存している点から、家産制やスルタン支配型体制との違いを挙げている。その上で、彼は個人支配体制を国家と体制の境界線があいまいで公的領域と私的領域が融合している体制であるとしている。他にも、個人独裁型権威主義体制という用語を用いた恒川 (2008: 26-27) は、この体制の典型にハイチのデュバリエ体制、パラグアイのストロエスネル体制、ニカラグアのソモサ体制などをあげ、その体制の特徴を、価値配分に関与する者が独裁者とその取り巻きで、価値配分先の範囲が狭く、独裁者が国家の家父長であるかのように振舞うことで大衆の忠誠を調達しようするとともに、反対派には非寛容であるとしている。以上を踏まえると、個人支配体制とは、支配者個人への広い裁量の付与と、それを可能とする支配者への権力の集中を兼ね備えた体制であると理解できる。

ただし、ここでも概念の構成要素がインフォーマル

なものがほとんどであるがゆえ、特定の事例を個人支配体制と見なすかどうかはあくまで論者の主観に留まらざるを得ない。

1. 3 近年の類型化論争における個人支配体制の位置づけ

ここまで見てきた通り、個人支配体制は家産制を起源とし、スルタン支配型体制によって定義されてきた。このような過程を経て、近年では独裁体制が当該国家にどのような政治経済的影響をもたらすか、独裁体制の持続性はどの程度か等について、体制の類型の違いからそれを読み解こうとする比較権威主義体制の視点による定量分析を用いた研究が盛んとなっている。ここでは、その中で独裁体制の下位類型に個人支配体制を定義しているものを確認する。これらの研究の特徴は、その研究目的ゆえに、ここまで見てきたような原初的な論争に踏み込むことなく、各論者の関心に合わせて個人支配体制を定義していることである。

その中でも、最も引用されることが多いのは Geddes (1999) である。彼女は、政治的権力へのアクセスと政策操作が個人、政党、軍部のどの部門で行われているか(すなわち、誰が統治しているか)に注目して、個人支配、一党支配、軍部支配の三種類に分類している。彼女が定義する個人支配体制とは、個人に権力が集中しており、権力行使が支配者により専制的に行われるため、政党や軍部からの制約を受けずに意思決定が行われる体制のことである⁵⁾。ゲデスによれば個人支配体制は現代においても多く存在し、その後には発表された Geddes, Wright and Franz (2012、以下 GWF) に基づけば、個人支配体制は一党支配体制に次いで多く、増加傾向にさえあるという。ゲデスの定義は、データセットが完備されていることもあり、定量的に個人支配体制を分析する際に引用されることが多い一方、様々な批判がなされている。

例えば Wahman, Teorell and Hadenius (2013) は、精緻な量的研究を行うためになされてきた権威主義体制の類型化論争について各論者の主張を分析し、その中で個人支配体制について言及しているのはゲデスのみであるとし、この研究の元となる Hadenius and Teorell (2007) では、個人支配体制はどの体制にも属

4) 尾尻 (2001) は「一指導者による覇権的で恣意的な支配」がスルタン支配型体制の本質であると述べている。

5) ゲデスによる個人支配体制を判定するための基準は、政府がリーダーのラバースタンプ機関か、高級機関にアクセスできるかどうかは支配者の一存に基づくか、軍部の階級制は破壊されているか、将校団は意思決定に提供を及ぼせないか、治安維持部門は私兵化しているか、など13項目に基づくが、どれも質的な項目であり、論者によって判断が分かれるものが多いと評価せざるを得ない。個人支配のコードについては、Geddes (2003: 227) を参照。

さない特異な体制であり、ゲデスの分類では個人の突出した状態を説明できず、時間の変化を捉えることができないとしている。ゲデスの定義のように多くの論者に引用されている概念であっても、個人支配体制を政治体制の一つとして位置づけることに懐疑的な意見が存在するのが現状である。これを受けてか、GWF (2018) による最新の研究では、権力掌握グループ (seizure group) に注目し、個人支配体制という定義に留保をつけている。彼女らは軍部と政党などの公的な組織によって権力が掌握された後に、権力を自身に集中させた支配者を個人支配者 (personalist) と呼んでいる。ただし、この研究では独裁体制の変動に注目し、政党と軍部が権力を掌握したのちに支配者が自身に権力を集中させる過程を描いているため、政治過程論的な議論と政治体制論的な議論が混在している。

1. 4 先行研究の課題と限界

ここまで、様々な論者による個人支配体制の定義を見てきたが、以上を総合すると以下の点が課題として挙げられよう。

第一に、個人支配体制の概念を国家統治形態の特徴としての政治過程論、あるいは統治ルールに一定の制度化がみられる政治体制論のどちらかで捉えるべきかは論者の分析の視角によって異なるということである。個人支配を政治過程として捉える論者は、個人支配的な人間関係が各制度の中核に存在することにより、フォーマルな制度の欠陥を補完したり、障害となったりする点等に注目している。たしかに、スルタン支配型体制を提唱したリンス自身が、あくまでスルタン支配型体制を理念系として捉え、しばしばスルタン支配型体制的傾向という用語を用いていたことに鑑みれば、そもそも個人支配体制を政治体制として厳格に定義することには困難が伴うのかもしれない (Chehabi and Linz op. cit: 9)。

第二に、個人支配体制を政治体制の一つとして捉えた研究においても、明確な基準を示していないため、比較可能性が低くなっているということである。政治体制は、当該国家の政治状況を読み解くうえでヒントを与えてくれる一種の物差しである。しかしながら、政治体制の定義にあいまいな基準を用いてしまうことによって同一地域を分析する研究者間でもその認識に齟齬が生まれてしまうのである。そして、このような手続きの非厳格性が、地域研究者と政治体制研究者の議論の障壁となっているのではないだろうか。

また、上記二点の課題は、体制の変動を分析する際には致命的な欠点となり得る。体制変動過程において重要なアクターは軍部や政党といった政治エリートである (シュミッター、オドンネル 1986; 藤原 1992;

武田前掲書)。これは、軍部が治安維持装置として支配者の体制を守護し、政党は社会に対する動員を請け負う装置であるからである (Lee 2006; 武田前掲書)。Van den Bosch (2015) は、Bueno de Mesquita et.al (2003) が構築した権力支持基盤理論 (Selectorate theory) を援用し、通常の支配者は、政治エリートの中でも側近集団を意味する盟友同盟と、盟友同盟に昇格する権利を持ち、その地位を保持することで公共財を享受できる選択権者からの制約を受けるが、個人支配における支配者はその制約が弱く、直接的な脅威に直面しないとしている。しかし、これでは個人支配体制において、支配者が在職中に体制内勢力によって打倒される事例を説明できない。五十嵐 (2002) も、フィリピンのマルコス体制をリンスの定義に基づきスルタン支配型体制として捉えているが、スルタン支配型体制においては市民社会と政治社会の自律性が存在しないという前提を踏襲しているため、マルコス体制が軍部と社会からの圧力によって崩壊した事象を説明するために、体制変動期におけるマルコス体制は多元性を許容したという点でスルタン支配型体制を緩めたとしている。しかしながら、実際のマルコス体制はスルタン支配型体制が持つネポティズムという側面についてはむしろ先鋭化させていた。他にも、Slater (2003) は個人支配を権威主義体制の中で単に個人が先鋭化した「状況」として捉えているが、その結果、個人支配的「状況」の始点と終点がいつ頃なのかは証明することができていない。

このように、個人支配を政治過程として捉え、政治体制の基準を不明瞭に設定することによる弊害は、個人支配的要素が体制変動期に影を潜めしてしまうことであり、それまでの個人支配的な統治方法が当該国家にどのような影響を与えており、それが体制変動をどのように (あるいはどの程度) 規定したのかを明らかにできないことである。そのため、政治過程としての個人支配は、特定の国家の短期的特徴を説明する際に有益ではあるが、体制変動のダイナミズムを長期的かつ構造的に分析することには適していないのである。個人支配を短期的特徴としてとらえてしまうと、移行期の際、当該国家がこれまで築いてきた統治構造が体制変動と無関係であることとなる。しかしながら、個人支配的な統治を行っていた支配者の多くが在職期間中にその座から追われ、体制末期にむしろ個人支配的傾向を強めていることを考慮すれば、個人支配体制における支配者が他の体制と比して体制の危機に直面しにくいという点は単に程度の問題であるとともに、個人支配体制の統治構造が体制変動に何らかの影響を与えている点も否定できないであろう。つまり、明確な基準を用いず、特徴として個人支配を捉えた研究では、

体制変動のタイミングを明示できないばかりでなく、個人支配によって形成された統治構造が体制変動にどのような影響を与えるかという問いに答えられないという問題を抱え込んでしまうのである。

2. 再定義への試論

前節で提起した先行研究の課題を克服し、単一の政治体制内における体制変動に関する各アクターのダイナミズムを読み解くため、本節では個人支配体制としての判定基準として制度の役割に注目する。

前節での議論を総合すると、個人支配体制の多くが政治体制としてみなせるかどうかの論争のさなかにあるため、それが政治体制ではなく一時的な政治過程として読み解かれることが多く、体制変動における説明が困難である点が課題であった。しかしながら、体制変動のタイミングを特定するためには、本質論的に個人支配体制の理念型を示すにとどまるだけでなく、現象学的に個人支配的な何らかの基準によって当該国家に定着しているものを個人支配体制と定義する必要がある⁶⁾。本稿では理念型と現実を接合しながら、体制変動を読み解くための実用的な判定基準を明示することにより、個人支配体制の体制的特徴を考察する物差しを提示したい。そこで本稿では、独裁体制の特徴である権力の集中がどこに起きているか、つまり権力の所在に注目することとする。これは、権力集中の場所によって体制維持の手段や体制が直面する課題が異なると考えられるからである。

図1 独裁体制の下位類型

独裁	権力の所在	下位類型
+	軍部	= 軍事支配体制
権力の集中 +	政党	= 一党支配体制
+	個人	= 個人支配体制

以上のような前提に基づき、本稿では上記図1のとおり、軍部に権力基盤を置き、軍事評議会等の決定に基づいて権力行使が行われる軍事支配体制、国内にネットワークを張り巡らせた政党の決定として権力行使が行われる一党支配体制、支配者が個人的なネットワークを駆使して権力行使を行う個人支配体制に分類し

た⁷⁾。軍事支配体制においては軍部、一党支配体制においては政党が権力基盤かつ権力行使経路であることは言うまでもないが、個人支配体制においては軍部や政党が統治機構として存在するものの、支配者がそこに配置した側近や親族によって形作られるネットワークが主要な権力基盤となる。個人支配体制は他の体制と比べて支配者が政党や軍部から制度的に自由な体制であるといえるが、権力を細部まで伝える経路が脆弱であるため、権力行使は「忠誠のための戦略(中山 2008)」であるクライエンテリズムに基づいた非公式なネットワークによって補完され(Linz op. cit; Ezrow and Franz op. cit: 21)、ネットワークの構成員の忠誠をつなぎとめるために、国家資源や海外援助の私的利用を強いられ、経済状況によって体制が拘束される体制である(Chehabi and Linz op. cit: 27)。つまり、個人支配体制とは、支配者への権力の集中の背景に支配者を頂点とした一元的なクライエンテリズムネットワークの体系化が存在する体制であると定義できる。Kamrava (1993)によれば、このような体制が忠誠をつなぎとめるために重要なのが人事システムであり、軍部や官僚機構において、クライエンテリズムに基づいた昇進が行われるという。そのため、支配者は軍部や政党の高度な制度化を拒み、結果として前近代的な体制が構築されるのである。

ここで、実在した体制について見てみよう。例えば、独裁者として名高い毛沢東やスターリンの統治ネットワークや権力行使の手続きは政党を通じて制度化されていた(Brooker 2000: 57)。そのため両者は本定義では一党支配体制に分類される。ビルマのネー・ウィンやタンシュエも独裁者として紹介されることが多いが、彼らの権力基盤は軍部にあり、意思決定は軍部の総意を体现していたため、軍事支配体制に分類できる(中西 2009; ロジャーズ 2011)。フィリピンのマルコス、インドネシアのスハルト、1998年憲法改正後の北朝鮮の金正日や金正恩は、政党や軍部という制度を利用しながらも両者に血縁や側近からなる非公式な統治ネットワークを張り巡らせることで専制的に権力行使を行っていたため、個人支配体制と分類する。このように、独裁体制は権力の所在によって、軍事支配体制、一党支配体制、個人支配体制に類型化できるのである。

本稿において支配者の権力の所在に基づいて類型化を試みた理由は、体制変動過程を分析する枠組みを創出するためである。どの体制に属する支配者も体制の生き残りを望むが、それが可能かどうかは体制を支え

6) Barber (1993) は、政治体制の定義について、体制を正統化するイデオロギーや目標などに見られる特性に注目し、理念系を導出する「本質論的定義」と、現実の政治体制に照応しながら、共通する客観的特性を抽出し、それを基準として定式化する「現象学的定義」を区別している。

7) この類型は、武田前掲書、ハイブリッド体制はあるものの、Geddes (1999)、GWF (2012)、Gandhi (2008)、Ezrow and Franz (2011)と同様である。

る制度やアクターに依存する。体制変動論から見た政治体制とは、支配者（又は支配集団）にとり、自らの政治的生き残りのための装置の集合体である。それゆえ、その定義は支配者の権力維持を直接的に規定するものから捉えられなければならない。そのときに有用なのが、体制のどこに権力が集中しているかということである。この再定義によって、これまで特異な体制とされ、体制の構造的特徴を適切に抽出することができなかったがゆえに支配者個人の特性によって説明されがちであった個人支配体制における意思決定のメカニズムをより客観的に分析することが可能となる。なお、先述の通り、軍事支配体制及び一党支配体制は権力の所在と権力基盤は同義であるが、個人支配体制の権力の所在は個人であり、それを可能とする権力基盤は個人的なネットワークであるとともに、それは軍部と政党という公的な制度内に張り巡らされている。それゆえ、それらの機能不全、すなわち支配者が構築するパトロン＝クライアントネットワークの機能不全は個人支配体制の崩壊を意味する。

それでは、ここで提示した個人支配体制はどのように判定できるのだろうか。本稿では「個人支配体制の制度化」を個人支配体制完成の基準と置き換えたい。個人支配的な政治体制にとり、政治的安定を確保するためには、いかにして個人的な服従を政府の諸制度への服従へと移し替えるかという「制度化」（ウェーバーの言うところの「日常化」）が不可欠である（ベンディックス 1975: 234）。しかしながら、インフォーマルな制度化（日常化）を分析者が読み解くことは困難である。ゆえに、本稿では、政治体制の判定基準を「支配者個人に権力を集中させる法制化がなされているか」という点に操作化する。これは同様に軍事支配体制の場合は軍部、一党支配体制の場合は政党、民主主義体制の場合は権力の分立が法的に明記されていることとなる。あくまで法制度に注目して個人支配体制を判定し、その背景を読み解くことによって、個人支配体制の範囲を過大評価せず、この体制がどのように容認されているのか、その権力の源泉は何なのか、この体制はどのように始まり、終わるのかといった点を考察することが可能となる。また、法制度の視点から、政治過程の政治体制化をとらえることによって、固定化された統治ルールのもとで行動するアクター間のダイナミズムを分析することができる（クラズナー 1988）。

表1は GWF のデータセット（Autocratic Regime Data）を用いて 1945 年以降から 2010 年までに存在した個人支配体制を本研究の定義に基づき類型化しなおしたものである。表1からもわかるとおり、個人支配体制はこれまでも多く存在し、現代においても無視できない政治体制である。なお、本稿では実態として個

人の権力が突出しているがゆえに、GWF のデータセットにおいて個人支配体制と類型化されていたとしても、それが何らかの制度的保障を受けていないのであれば、その事例は政治過程としての個人支配とし、対象からは外す一方、個人支配体制と何らかの体制とのハイブリッドであると判定されている事例でも支配者個人に権力が集中する法制化がなされていれば、個人支配体制とした。

本稿が GWF のデータセットの絞り込みを行う際に留意した点は、権力の「集中」と、それに対する「保障」が法制化されているかの二点である。前者は、憲法やその他の法制度によって国家元首への権力の集中がなされているか、後者は、選挙などの何らかの政治的手続きによって国家元首が失脚しないような制度設計を行っているかによって判定される。これらの両方を兼ね備えた体制は本稿が分析対象とする「制度化された」個人支配体制といえよう。各事例における個人支配体制の制度化の詳細は紙幅の都合上全てを示すことは出来ないが、フィリピンのマルコス体制やニカラグアのソモサ体制のように支配者への権力の集中を憲法に直接書き込むか、スペインのフランコ体制のように憲法以外の法制度（フランコの場合、1939 年の国家首長法によって自身への権力の集中、1946 年の国家継承法によって終身支配の制度化）によって支配者への権力の集中と保障を担保する事例（直接型）、インドネシアのスハルト体制やトルクメニスタンのニヤゾフ体制のように直接的に自身への権力の集中や保障を法制度に明記しないものの、複数の法制度を組み合わせることで支配者に権力を集中させる事例や、ザイールのモブツ体制やルワンダのハビヤリマナ体制、ソマリアのバーレ体制などといったアフリカの多くの事例のように憲法には政党による支配を規定しつつも、その政党は自らが作り上げたものにすぎず、その長を支配者が務めることによって、自身への権力の集中を保障する事例（間接型）、リベリアのドー体制やエジプトのムバラク体制のように憲法を停止することによって支配者に権力を集中させる事例（憲法停止型）、リビアのカダフィ体制やエリトリアのアフェウエルキ体制のように憲法自体が存在しない事例（無憲法型）の四つに大まかな類型が可能である。これらは個人支配体制の構築手法は異なるものの家族的類似性という意味で、全て個人支配体制であると判定できる（Collier and Mahon 1993）。

ただし、制度上は民主主義を採用し、厳密には権力が国家元首に集中していないが、恐怖や選挙の不正などによって個人支配体制を維持している体制もある。これらの体制はある意味で「究極の個人支配体制」といえるが、本研究では除外した。なぜならそれらの個人支配体制はあくまで政治過程の中で、アクター間の

表1 個人支配体制国家一覧

地域	国名	在職期間	支配者 ⁸⁾	判定
アフリカ	中央アフリカ	1965-1979	ボカッサ	直接
	ザイール	1965-1995	モブツ	間接
	エチオピア	1974-1991	メンギスツ	憲法停止
	リベリア	1981-1990	ドー	憲法停止
	マラウイ	1956-1994	バンダ	間接
	ルワンダ	1973-1994	ハビヤリマナ	間接
	ソマリア	1970-1991	バーレ	間接
	スーダン	1990-1996	バシール	間接
	スワジランド	1969-現在	ドミラニ※	間接
	エリトリア	1994-現在	アフエウエルキ	無憲法
西ヨーロッパ	ポルトガル	1927-1974	サラザール他	直接
	スペイン	1940-1976	フランコ	直接
中東	エジプト	1981-2011	ムバラク	憲法停止
	イラン	1957-1979	バフラヴィー2世	直接
	イラク	1980-2003	フセイン	間接
	リビア	1970-2011	カダフィ	無憲法
	シリア	2000-現在	アサド	直接
	オマーン	1742-現在	ブーサイド※	直接
	サウジアラビア	1928-現在	サウード※	直接
	アラブ首長国連邦	1972-現在	ナヒヤーン※	直接
東ヨーロッパ	ルーマニア	1946-1989	チャウシェスク	直接
中央アジア	トルクメニスタン	1991-2006	ニヤゾフ	間接
東南アジア	インドネシア	1950-1966	スカルノ	間接
		1967-1998	スハルト	
	ネパール	1847-1991 2003-2006	シャハ※	直接
	フィリピン	1965-1986	マルコス	直接
	南ベトナム	1955-1963	ジェム	直接
北東アジア	北朝鮮	1994-現在	金正日、金正恩	直接
ラテンアメリカ	キューバ	1953-1959	バチスタ	憲法停止
	ドミニカ共和国	1931-1962	トルヒーヨ	直接
	ハイチ	1958-1986	デュバリエ	憲法停止
	ホンジュラス	1934-1956	カリアス	直接
	ニカラグア	1937-1979	ソモサ	直接
	パナマ	1968-1982	トリホス	直接
		1982-1989	ノリエガ	
	パラグアイ	1954-1989	ストロエスネル	直接
ベネズエラ	2006-2013	チャベス	直接	

(出所) GWF によるデータセット (Autocratic Regime Data) をもとに筆者作成

対立と協調があった結果、制度化を経ない形で一時的に誕生したものであり、その意味で本稿が定義する制度化された個人支配体制とは言えないからである。たしかに、何の後ろ盾もなしに個人支配体制を構築することは不可能であるが、自身の手で私的ネットワークを築き、制度化によって個人支配体制を構築したものと、アクター間の権力闘争の生成物として統治に関わるアクターが一時的に特定の個人に権力を付与することによって構築されたものでは統治構造に違いがあ

る。いうまでもなく前者の方が、支配者が自ら築いたパトロン＝クライアントネットワークにより依存した体制であり、後者のほうがより支配者に権限を付与した政治アクターが属する統治機構に依存する体制なのである。その点において権力の所在は、前者は支配者の私的ネットワークであるといえるが、後者の場合は軍部や政党などの統治エリートの手にあると考えられ

8) ※は君主制。

る。また、後者を個人支配体制として本稿の分析対象に加えると、体制変動を厳密に読み解くことができなくなる。ゆえに、本稿では体制変動を読み解くためには、前者の制度化された個人支配体制にあえて分析対象を絞りこむことを提案する。ただし、後者の個人支配体制でも支配者が自身の側近を各統治機構に抜擢し、一定の割合でパトロン＝クライアントネットワークによって体制を安定化させる点は否定できないため、絞り込み後の体制変動分析の結果が部分的に援用できる可能性は高い。

本稿で定義した個人支配体制は、個人支配体制を政治体制として扱った主要な先行研究の事例を管見の限り包摂している⁹⁾。表1では、複数政党制による競争的な選挙が行われた結果、大統領に権力が集中するロシアのような体制は民主主義国家として排除している。なぜなら、このような体制は野党に対する活動制限がありながらも競争的な選挙が定期的に行われ、反対勢力が政権を獲得できるチャンスがあるとみられる点において、そもそも民主主義体制と類型化され、体制変動については民主主義そのものの制度や質の議論が重視されると考えられるからである。また、中央アジア

9) 以下(表2)が先行研究で例示された個人支配体制一覧である。この中で、コートジボワールとチュニジアは一党支配として類型化され、アンティグア・バーブーダ、グレナダ、赤道ギニアはGWFのデータセットに含まれていないため、表1には加えていない。また、本稿では個人支配体制を判定するために何らかの制度を求めると、軍部がクーデタによって権力を掌握したウガンダでは、軍事法規が憲法を優越する規定はあったがアミンに対する権力の集中が規定されていたわけではないため軍事支配体制としてGWFのデータセットにおいて個人支配体制とされていても除外することとした。イエメンはGWFのデータセットにおいてサーレハ体制が個人支配体制とされているが、この体制は議会を許容し、民主的な選挙を行っているという点において法制度上は民主主義体制として判定した。また、内戦中につき国家権力が分立しているような体制(いわゆる脆弱国家、破たん国家)は除外した。

表2 先行研究において提示されている個人支配体制一覧

Chehabi and Linz (1998)	ニカラグア(ソモサ)、パナマ(ノリエガ)、ドミニカ共和国(トルヒーヨ)、ハイチ(デュバリエ)、パラグアイ(ストロエスネル)、キューバ(バチスタ)、アンティグア・バーブーダ(バード)、グレナダ(ゲイリー)、フィリピン(マルコス)、ルーマニア(チャウシェスク)、イラン(パーレビ)、中央アフリカ(ボカッサ)、ザイール(モブツ)、赤道ギニア(マシアス・ンゲマ)、北朝鮮(金)
増原綾子 (2010)	上記の以外に、チュニジア(ブルギバ)、コートジボワール(ウフェ)、インドネシア(スハルト)、シリア(アサド)、イラク(フセイン)
Ezrow and Franz (2011)	上記の以外に、ソマリア(バーレ)、スペイン(フランコ)、ウガンダ(オボテ、アミン)、イエメン(サーレハ)

の多くは、大統領が強権的な統治を行っている点から個人支配的ではあるが、トルクメニスタンを除く事例は立法権を議会と分け合い、議会において反対派が一定の発言権を持つがゆえに制度的には権力が分立されていると考えられるため、個人支配体制の類型からは除外した。それらの国々は、そもそも市場経済化の発展によって多様な利益集団が存在するため国家権力が国家全域に及んでいないとされる(宇山 2004: 71)。それゆえ、本稿の判定基準に基づけば、旧ソ連圏の事例はトルクメニスタンを除いて明確に個人支配体制に類型化することは出来ない。ただし、これらの事例において支配者への権力の集中が可能である点は「強い国家と弱い社会」を引き継いだことであるが(同上: 74)、この事実は、一般的に「弱い国家と強い社会」を補完するために一元的パトロン＝クライアントネットワークを構築する個人支配体制とは異なる視点を提供している。本稿が定義する個人支配体制の亜種とも呼べるようなこれらの事例をいかに判定し、政治体制論の中で扱っていくかは今後の研究の課題であろう。

以上から、本稿における個人支配体制の再定義は、古典的類型が独裁体制という理念系に何らかの変数を追加することで個人支配体制を定義していることに對し、むしろ独裁体制を分割することによって個人支配体制を定義していることに特徴がある。これにより、独裁体制という概念を歪めることなく、むしろ概念の広がり期待できるのである(Collier and Mahon op. cit)。

おわりに

本稿では、個人支配体制の先行研究をレビューしたうえで、先行研究の限界と課題を提示し、個人支配体制を定義する上での判定基準を示した。

先行研究の課題は、政治過程論としての個人支配と政治体制論としての個人支配体制が混在しており、体制の判定基準があいまいであるということであった。そこで、本稿は個人支配体制の特徴である支配者個人への権力の集中と保障が公的に制度化されているかに注目し、制度化された個人支配体制を分析対象とし、体制の枠内におけるアクター間の体制変動に関するダイナミズムについて考察を進めていくための判定基準を提示した。

ただし、本稿の類型化はあくまで公的な制度から操作化を図ったものであり、制度的には他の統治機構に権力基盤を依存しながらも政治過程的に個人支配化している体制を分析結果の対象から完全に排除するものではない。これらの体制も多分に支配者の私的ネットワークによって体制が維持されていると考えられるた

め、本稿が提示した類型をもとにクライエントリズムの視点から体制変動を読み解いたとしても、その分析結果が一定の説明力を持つ可能性がある。しかしながら、そのような体制は他の統治機構にも権力基盤を持つがゆえに、パトロン＝クライアントネットワークの機能不全による体制崩壊過程への影響は、本稿が提示する制度化された個人支配体制と比して小さくなるであろう。

いささか挑戦的な試論であったが、本稿が個人支配体制について多くの研究者が同じ定義に基づいて議論を交わすための示唆となることを期待したい。

【参考文献】

日本語文献

- 五十嵐誠一 (2002) 「フィリピンとビルマの民主化比較考察—統合的アプローチを手がかりとして」『アジア研究』第48巻、第4号、52-72頁。
- ウェーバー・マックス (1970) 『支配の諸類型 (経済と社会)』世良晃志郎訳、創文社。
- 宇山智彦 (2004) 「政治制度と政治体制—大統領制と権威主義—」岩崎一郎、宇山智彦、小松久男編『現代中央アジア—変貌する政治・経済の深層』日本評論社、53-79頁。
- 大澤傑 (2017) 「民主化と政軍関係—個人支配体制に注目した理論の構築に向けて—」『防衛学研究』第57号、59-77頁。
- 尾尻希和 (2001) 「脱スルタン支配型体制：理念系と下位類型」『イベロアメリカ研究』第44号、3-17頁。
- 粕谷祐子 (2014) 『比較政治学』ミネルヴァ書房。
- 岸川毅 (2002) 「政治体制論」河野勝、岩崎正洋編『アクセス比較政治学』日本経済評論社、19-34頁。
- クラズナー・ステューヴン (1988) 「<主権国家>制度論的分析の試み」松本邦彦訳『レヴァイアサン』第3号、113-132頁。
- シュミッター・フィリップ、オドンネル・ギジェルモ (1986) 『民主化の比較政治学：権威主義支配以後の政治世界』真柄秀子、井戸正伸訳、未来社。
- 武田康裕 (2001) 『民主化の比較政治—東アジア諸国の体制変動過程—』ミネルヴァ書房。
- 恒川恵一 (2008) 『比較政治—中南米』放送大学教育振興会。
- 外池力 (1994) 「政治体制論とその応用に関する一考察」『政経論叢』第62号、153-180頁。
- 中西嘉宏 (2009) 『軍政ビルマの権力構造—ネー・ウィン体制下の国家と軍隊 1962-1988』京都大学学術出版会。
- 中山洋平 (2008) 「中央からの財政資源配分と地方政治構造の変容—二十世紀南フランスの事例—」河田潤

一編『汚職・腐敗・クライエントリズムの政治学』ミネルヴァ書房、235-269頁。

- 藤原帰一 (1992) 「『民主化』の政治経済学—東アジアにおける体制変動—」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会3 国際比較(2)』東京大学出版会、325-356頁。
- ベンディックス・R (1975) 「カリスマ的リーダーシップ」R・ベンディックス、G・ロート編『学問と党派性—マックス・ウェーバー論考』柳父園近訳、みすず書房、232-254頁。
- 増原綾子 (2010) 『スハルト体制のインドネシア—個人支配の変容と一九九八政変』東京大学出版会。
- 山口定 (1989) 『政治体制』東京大学出版会。
- ロジャーズ・ベネディクト (2011) 『ビルマの独裁者タンシュエー—知られざる軍事政権の全貌』秋元由紀訳、白水社。
- #### 外国語文献
- Barber, Benjamin (1993) "Conceptual Issues in the Comparative Study of Regime Change and Democratization," *Comparative Politics*, Vol. 26, No. 2, pp. 183-187.
- Bratton, Michael and Nicolas Van de Walle (1994) "Neopatrimonial Regimes and Political Transitions in Africa," *World Politics*, Vol. 46, No. 4, pp. 453-489.
- Brooker, Paul (2000) *Non-Democratic Regimes: Theory, Government and Politics*, New York: St. Martin's Press.
- Bueno de Mesquita, Bruce, Alastair Smith, Randolph Siverson and James Morrow (2003) *The Logic of Political Survival*, Cambridge: The MIT Press.
- Chehabi, Houchang and Juan Linz (1998) *Sultanic Regimes*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- Collier, David and James Mahon (1993) "Conceptual "Stretching" Revisited: Adapting Categories in Comparative Analysis," *The American Political Science Review*, Vol. 87, Issue, 4, pp. 845-855.
- Decalo, Samuel (1985) "African Personal Dictatorships," *The Journal of Modern African Studies*, Vol. 23, No. 2, pp. 209-237.
- Ezrow, Natasha and Erica Frantz (2011) *Dictators and Dictatorships: Understanding Authoritarian Regimes and their Leaders*, New York: Continuum.
- Gandhi, Jenifer (2008) *Political Institutions under Dictatorship*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Geddes, Barbara (1999) "What Do We Know About

- Democratization After Twenty Years?" *Annual Review of Political Science*, Vol. 2, pp. 115-144.
- (2003) *Paradigms and Sand Castles: Theory Building and Research Design in Comparative Politics*, Michigan: The University of Michigan Press.
- Geddes, Barbara, Joseph Wright and Erica Franz (2012) "New Data on Autocratic Regime," <http://www.personal.psu.edu/jgw12/blogs/josephwright/GWFAutocraticRegimes1.pdf>. (2018年9月30日最終アクセス)
- Geddes, Barbara, Joseph Wright and Erica Franz (2018) *How Dictatorships Work*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hadenius, Axcel and Jan Teorell (2007) "Pathways from Authoritarianism," *Journal of Democracy*, Vol. 18, No. 1, pp. 143-157.
- Jackson, Robert and Carl Rosberg (1982) *Personal Rule in Black Africa: Prince, Autocrat, Prophet, Tyrant*, Berkeley: University of California Press.
- Kamrava, Mehran (1993) *Politics and Society in the Third World*, New York: Routledge.
- Lee, Terence (2006) "The Cause of Military Insubordination: Explaining Military Organizational Behavior in China, Indonesia, the Philippines and Thailand," Doctoral Dissertation of University of Washington.
- Linz, Juan (2000) *Totalitarian and Authoritarian Regimes: With a Major New Introduction*, Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Roth, Gunter (1968) "Personal Rulership, Patrimonialism, and Empire-building in the New States," *World Politics*, Vol. 20, No. 2, pp. 194-206.
- Paller, Jeffrey (2014) "Informal Institutions and Personal Rule in Urban Ghana," *African Studies Review*, Vol. 57, No. 3, pp. 123-142.
- Pitcher, Anne, Mary Moran and Michael Johnston (2009) "Rethinking Patrimonialism and Neo Patrimonialism in Africa," *African Studies Review*, Vol. 52, No. 1, pp. 125-156.
- Rudolph, Lloyd and Susanne Rudolph (1979) "Authority and Power in Bureaucratic and Patrimonial Administration: A Revisionist Interpretation of Weber on Bureaucracy," *World Politics*, No. 16, pp. 195-227.
- Sell, Carlos (2017) "The Concepts of Patrimonialism in Max Weber: From the Domestic Model to the Organizational Model," *Sociol Antropol*, Vol. 7, No. 2, pp. 315-340.
- Slater, Dan (2003) "Iron Cage in an Iron Fist: Authoritarian Institutions and the Personalization of Power in Malaysia," *Comparative Politics*, Vol. 36, No. 1, pp. 81-101.
- Svolik, Milan (2012) *The Politics of Authoritarian Rule*, New York: Cambridge University Press.
- Theobald, Robin (1982) "Patrimonialism," *World Politics*, Vol. 34, No. 4, pp. 548-559.
- Van den Bosch, Joren (2015) "Personalism: A type or characteristic of authoritarian regime?" *Politologická revue*, No. 1, pp. 11-30.
- Wahman, Michael, Jan Teorell, and Axel Hadenius (2013) "Authoritarian regime types revisited: updated data in comparative perspective," *Comparative Politics*, Vol. 19, No. 1, pp. 19-34.
- 【ウェブサイト】**
 Autocratic Regime Data <http://sites.psu.edu/dictators/>

[論文]

FTA/EPA とデータプライバシー － TPP 協定と TTIP 協定の事例 －

FTA/EPA and Data Privacy: the Cases of TPP and TTIP Agreements

須田 祐子 SUDA Yuko

東京外国語大学
(Tokyo University of Foreign Studies)

Negotiations for FTAs/EPAs have become a new battleground for data privacy. While the TPP agreement places emphasis on cross-border data flows with a view to facilitate electronic commerce, the TTIP talks have excluded the issues that might have detrimental impact on data protection. This difference arose from the divergent preferences of the two global regulatory powers, namely, the United States and the EU, which have been competing to develop “rival standards” on data privacy. In sum, the cases of the TPP pact and the TTIP talks illustrate the tension between the use and protection of data in the digital economy.

キーワード：プライバシー、データ保護、FTA、TPP 協定、TTIP 協定

はじめに

自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）を締結する動きが活発になっている。その背景には、世界貿易機関（WTO）が主導するドーハ・ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の停滞があるが、FTA/EPA の大きな特徴は、より踏み込んだ自由化を追求していることであり、従来の多角的貿易交渉（ラウンド）では扱われなかった問題も取り上げられるようになっていく。国境を越えるデータ（越境データ）の問題もその一つである。

今日、経済のグローバル化とデジタル化に伴い、膨大な量のデータが国境を越えて流れ、利用されている。こうした越境データの利用はトランスナショナルな経済活動の不可欠な一部といっても過言ではない。したがって経済活動の観点からすれば、国境を越えるデータが自由に流通し、利用できることが望ましい。ところが越境データには個人データも含まれるため、プライバシー保護の観点からすれば、データの国境を越える移転は無制限ないし無規制でないことが望ましい。つまり越境データをめぐって二つの潜在的に相反する政策上の要請がある。

本稿は、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership, TPP）協定と大西洋横断貿易投資パートナーシップ（Transatlantic Trade and Investment Partnership, TTIP）協定の二つのメガ FTA の事例から越境データの流れの促進とデータプライバシー保護の軋轢について検討しようとするものである。TPP 協定と TTIP 協

定は、どちらもさまざまな「新しい問題」を扱っているが、データの流れとプライバシーの問題の扱いは非常に異なっている。すなわち TPP 協定は、電子商取引の自由化の一環として越境データの自由な流れを求めており、越境データ移転とプライバシーに関する規定を盛り込んだ最初の多国間貿易協定とされる一方、TTIP 協定の交渉では、越境データの流れを含め、プライバシー保護のための規制に影響を及ぼす問題は議題から外された。

以下では、まずデータの自由な流れとデータプライバシーの関係について概観する。次に、越境データとプライバシーの問題が TPP 協定に盛り込まれた経緯と TTIP 協定の交渉で取り上げられなかった経緯を明らかにする。最後に、TPP 協定と TTIP 協定の事例が今後の貿易自由化交渉に示唆するところを考察して論文の結びに代える。

1 データの自由な流れとデータプライバシー

情報やデータとの関連で、プライバシーとは「個人が自己に関する情報をコントロールできること」をいう¹⁾。例えば、名前や住所や電話番号といった個人に関する情報（個人情報）あるいはそうした情報を含むデ

1) 堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』岩波新書、1988年、27-29頁、新保史生『プライバシーの権利の生成と展開』成文堂、2000年、127-129頁。なおプライバシーは多面的な概念であり、データプライバシー（情報プライバシー）はプライバシーのひとつの側面であると考えられる。

ータ（個人データ）が当該個人（データ主体）の知らないところで収集されたり利用されたりすれば、プライバシーが侵害されたことになる。

データプライバシーの保護が情報化社会における重要な政策課題であることは（少なくとも民主主義を標榜する国々では）広く認識されており、個人情報を含むデータの利用は何らかの意味で規制（すなわち制限）されるのが一般的である²⁾。その一方、個人データを利用することから得られる利益があることもデータプライバシー政策の前提として広く受け入れられている³⁾。実際、個人データはさまざまな目的で利用されているのであり、個人データの利用を促進することは広く経済や社会の利益になると考えられる。したがってデータに関する政策は、個人データの保護と利用という二つの政策目標を同時に追求しなければならず、データプライバシーと個人データの利用とのバランスをどのようにとるのが課題となる⁴⁾。

この課題は、グローバルな文脈では、データプライバシーとデータの国境を越える流れとのバランスをどのようにとるのがかという問題に置き換えられる。プライバシーの観点からすれば、一定のレベルのデータプライバシーを確保するためには個人データの越境移転を規制する必要がある。プライバシーを保護するための規制は国によって異なるため、データの越境移転に何の制約もなければ、規制の厳しい（保護のレベルの高い）国から規制の緩い（保護のレベルの低い）国にデータを移転して処理するような事態が生じかねないからである。そこで例えば、欧州連合（EU）の個人データ保護指令（1995年採択）および一般データ保護規則（2016年採択）は、EU域内から第三国（EU構成国でない国）に個人データを移転できるのは原則として当該第三国が「十分なレベル」の個人データ保護を確

保している場合に限ることを規定している⁵⁾。

しかし個人データの越境移転の規制、特に国外移転や国外処理に関する規制は、国境を越えるデータの流れ、さらにはデータの流れに依存する活動——例えば国境を越える経済活動——を妨げる可能性がある。経済的利益の観点からすれば、データの移転はできるだけ自由であること、換言すれば、できるだけ規制されないことが望ましいのであり、プライバシーのための規制は——個人データの利用に一定の制約を課すという意味で⁶⁾——国境を越える取引の障害となり得る。

つまりデータプライバシーを保護するための規制は（見方によっては）トランスナショナルな経済活動の障害となり得る。越境取引は個人データの国境を越えた移転と利用が不可欠である場合も多いが、個人データの移転や利用がプライバシーの保護を理由に厳しく制限されれば取引自体が成り立たなくなるかもしれない⁷⁾。そこで近年、一部のFTA/EPA（例えばTPP協定）では、越境データの自由な流れを促進するために、データの越境移転を妨げるような規制——データプライバシーを理由にした規制を含む——を禁止する規定が設けられるようになった。だが、データプライバシーの観点からすれば、プライバシーを保護するための法律や規制の運用を制限するFTA/EPAは脅威である⁸⁾。

要するに、近年のFTA/EPAが目指すデータの自由な流れとデータプライバシーはディレンマの関係にある。データの自由な流れをあまりにも重視すれば、プライバシーが十分に保護されなくなる可能性があるが、逆に、プライバシーをあまりにも重視すれば、データの自由な流れが妨げられる可能性がある。以下で見ると、データプライバシーと越境データの問題をどのように扱うか（あるいは扱わないか）はFTA/EPAによって大きく異なり得る。

2) Joel R. Reidenberg, "Resolving Conflicting International Data Privacy Rules in Cyberspace," *Stanford Law Review*, Vol. 52 (May 2000), p. 1325. データプライバシー法のグローバルな拡散については Colin J. Bennett and Charles D. Raab, *The Governance of Privacy: Policy Instruments in Global Perspective*, Cambridge, MA and London: MIT Press, 2006, pp. 125-128; Graham Greenleaf, "Data Protection in a globalized network," in Ian Brown ed., *Research Handbook on Governance of the Internet*, Cheltenham: Edward Elgar, 2013, pp. 224-227 を参照せよ。

3) Charles D. Raab, "From Balancing to Steering: New Directions for Data Protection," in Colin J. Bennett and Rebecca Grant eds., *Visions of Privacy: Policy Choices for the Digital Age*, Toronto: University of Toronto Press, 1999, p. 68. See also Gregory Shaffer, "Globalization and Social Protection: The Impact of EU and International Rules in the Ratcheting up of U.S. Data Privacy Standards," *Yale Journal of International Law*, Vol. 25 (2000), pp. 17-19.

4) Bennett and Raab, *op. cit.*, p. 13.

5) データ保護指令と一般データ保護規則の第三国移転制限については、石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来——世界的潮流と日本の将来像』勁草書房、2017年、157-179頁を参照せよ。

6) Bennett and Raab, *op. cit.*, p. 117.

7) 個人データの利用はデジタル化した取引に限らない。一般企業においてもマーケティングや人事管理などのために個人データが広く利用されており、中でも多国籍化した企業は国境を越えて顧客や従業員のデータを移転し利用している。

8) Graham Greenleaf, "The TPP & Other Free Trade Agreements: Faustian Bargain for Privacy?" UNSW Law Research Paper No. 2016-08 (February 2016), p. 2.

2 TPP協定とデータプライバシー⁹⁾

2.1 メガFTAとしてのTPP協定

TPP 協定は、環太平洋地域の 11 カ国（署名当時は 12 カ国）が参加する「包括的でハイ・スタンダードな」FTA である¹⁰⁾。同協定は 2016 年 2 月、アメリカ、オーストラリア、カナダ、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、およびメキシコによって署名された。これらの国々の国内総生産（GDP）を合計すると世界全体の約 40 パーセントを占めることになり、TPP 協定は発効すれば世界最大規模の FTA になるはずであった。

2.2 電子商取引とプライバシー

TPP 協定は 30 章から構成され、幅広い分野の問題を扱っている。すなわち TPP 協定は、モノ、サービス、および農業分野の貿易自由化（関税および非関税障壁の撤廃）だけでなく、知的財産、投資、環境、労働など貿易に関連した「新しい問題」についてルールを確立ないし拡大することを目指している。そうした「新しい問題」の一つが電子商取引である。

TPP 協定第 14 章は「電子的手段による取引に影響を及ぼす措置」に適用されるルールを定めている。その基本にあるのは、電子商取引の「利用と発展に不必要な障壁」は避けられるべきという認識である（第 14.2 条 1 項）。

第 14 章の規定のうちデータプライバシーとの関連でとりわけ重要なのは「個人情報保護」（第 14.8 条）に関する規定と「電子的手段による情報の越境移転」（第 14.11 条）についての規定である。まず「個人情報保護」については、第 14 章は「締約国は、電子商取引のユーザーの個人情報の保護のための法的枠組みを採用ないし維持できる」（第 14.8 条 2 項）としている。つまり個人情報保護規制の必要性を認めているのであるが、それは「電子商取引に対する消費者の信頼を高める」（第 14.8 条 1 項）ためである。

一方、「電子的手段による情報の越境移転」について、第 14 章は「各締約国は、電子的手段による、個人情報を含む情報の越境移転を認めなければならない」（第 14.11 条 2 項）とし、国境を越える情報（個人情報を含

む）の移転の自由を確保するよう規定している。これは第 14 章の「中核的規定のひとつ」¹¹⁾ であるが、情報の越境移転全般についての規定は、コンピューティング設備（サーバーやストレージなど情報を処理したり保管したりする設備）の所在に関する規定によって補強される。すなわち事業者が国内で事業を行う条件として、国内にあるコンピューティング設備を利用すること、あるいは国内にコンピューティング設備を置くことを義務づけてはならないとし、国内でのデータの処理あるいは保管を義務づけること、すなわちデータのローカライゼーションを求める規制を禁止している（第 14.13 条 2 項）。

つまり TPP 協定は、消費者保護としてのプライバシー保護規制を認める一方、越境データの流れを妨げるような規制を実質的に禁止しているのである。アメリカ通商代表部（USTR）によれば、「TPP は、デジタル経済を促進するよう設計された最新の義務によって、越境データの流れの制限やデータのローカライゼーションの要求やその他のデジタル貿易に対する障壁と闘う」¹²⁾。

しかしデータプライバシーを擁護する立場からは、TPP 協定は政府が個人データの移転越境を「規制する権利」を奪うものであると批判されている¹³⁾。前述したように、個人情報を含むデータの越境移転を制限することは、国内の規制の及ばない国外への移転（「規制逃れ」）を防ぎ、一定のレベルのプライバシー保護を確保するために必要な（少なくとも許容される）措置である。こうした措置は、結果的に、データの処理あるいは保管のローカライゼーションを伴うことがあり得

11) 「TPP コメンタール第 13 回 第 14 章 電子商取引」（菅原淳一執筆）『貿易と関税』2018 年 3 月号、50 頁。

12) The Office of the United States Trade Representative (USTR), “Fact Sheet: Key Barriers to Digital Trade,” <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/fact-sheets/2016/march/fact-sheet-key-barriers-digital-trade> (2016 年 3 月 22 日アクセス) USTR によれば、データの処理や保管のローカライゼーションを求める規制、すなわち「ローカルな設備あるいはインフラストラクチャを利用してサービスを提供することを求める規制」は「貿易に対するローカライゼーションの障壁」の一つのタイプである。「貿易に対するローカライゼーションの障壁」とは、「他国からのモノ、サービス、ないし知的財産を犠牲にして、国内産業、サービス提供者、ないし知的財産を保護し、優遇し、ないし刺激するよう設計された措置」のことをいう。Office of the United States Trade Representative, “Localization Barriers to Trade,” <https://ustr.gov/trade-topics/localization-barriers> (2016 年 3 月 22 日アクセス)

13) 例えば、電子フロンティア財団 (EFF) は、TPP 協定はプライバシー保護が限られる中で個人データを送ることを奨励すると批判している。Electronic Frontier Foundation, “Trans-Pacific Partnership Agreement,” <https://www.eff.org/issues/tpp> (2017 年 7 月 3 日アクセス)

9) TPP 協定とデータプライバシーについては Yuko Suda, *The Politics of Data Transfer: Transatlantic Conflict and Cooperation over Data Privacy*, New York and London: Routledge, 2018, pp. 101-103 を参照せよ。

10) Ian F. Fergusson and Brock R. Williams, *The Trans-Pacific Partnership (TPP): Key Provisions and Issues for Congress*, Congressional Research Service Report, R44489, 2016, p. 1.

るが、プライバシー保護の観点からすれば、ローカライゼーションにも一定の合理性があり、「偽装された」データ・ローカライゼーション（プライバシー保護を名目にするが、他の目的のためのローカライゼーション）とは区別されるべきであろう¹⁴⁾。

2.3 アメリカ政府の交渉目標

TPP協定の電子商取引に関する規定は、越境データの流れを促進することに重点を置くが、これはアメリカ政府の交渉目標と合致しており、特にデータ・ローカライゼーションの禁止は「アメリカの強い意向が働いた影響とみられる」¹⁵⁾。アメリカは2014年には約4000億ドル相当のデジタル・サービスを輸出しており（これはアメリカのサービス輸出の半分以上を占める）、デジタル・サービスおよび電子商取引を促進するために国境を越えるデータの移動を円滑化しようとしていた¹⁶⁾。

アメリカが越境データの流れに強い関心を持っていたことは2015年の貿易促進権限（TPA）法からも明らかである。2015年のTPA法は、TPP交渉およびTTIP交渉に「ファスト・トラック」と呼ばれる手続きを適用することを可能にし、オバマ（Barack Obama）大統領（当時）がTPP協定を締結する法的根拠となった¹⁷⁾。同法によれば、モノとサービスのデジタル貿易と越境データの流れに関するアメリカの主要な交渉目標は、「[締約国] 政府が、モノとサービスのデジタル貿易を阻害する、ないし越境データの流れを制限する、ないしデータのローカルな保管ないし処理を義務づける貿易関連措置を実施しないよう確保すること」¹⁸⁾で

14) データのローカライゼーションの目的はプライバシー保護に限らない。例えば、ベトナムでは法執行の目的でインターネット・サービス事業者は国内にサーバーを設置することが法律で求められている。またプライバシー保護を理由にしたデータのローカライゼーション規制の中には、真の目的が検閲や国内産業の振興などプライバシー保護以外のものである規制もあるかもしれない。Anupam Chander and Uyên P. Lê, "Data Nationalism," *Emory Law Journal*, Vol. 64 (2015), pp. 682-713.

15) 宮下紘「貿易協定と越境データ移転規制—米欧の交渉からの教訓—」『比較法雑誌』第50巻第3号、2016年12月、190頁。

16) Fergusson and Williams, *op. cit.*, p. 65.

17) 貿易促進権限（TPA）法は、議会が「ファスト・トラック」の手続きで交渉する権限を大統領に対して与えるものであり、交渉目標と貿易協定のプライオリティを定める。「ファスト・トラック」では、議会は交渉の結果、合意された貿易協定に賛成または反対することはできるが、内容を修正することはできない。Office of the US Trade Representative, "Trade Promotion Authority," <https://ustr.gov/trade-topics/trade-promotion-authority> (2016年11月11日アクセス)

18) S.995 - Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015.

あった。

2.4 アメリカの産業の圧力

アメリカ政府が越境データの問題に強い関心を持つのは、アメリカのハイテク部門や金融部門の企業にとってデータを自由に移転できることがグローバルにビジネスを展開する上できわめて重要であり、「データのローカライゼーションを求める規制のようなルールはアメリカ企業のグローバルな競争力に重大なリスクとなっている」¹⁹⁾からである。

アメリカの産業界の立場は、全米外国貿易評議会（National Foreign Trade Council）が2011年11月に公表した「越境データの流れを促進する——経済界にとってのプライオリティ」と題する文書によく示されている。同文書は、シティ、グーグル、IBM、マスターカード、マイクロソフト、VISAといった企業、およびビジネス・ソフトウェア・アライアンス、サービス産業連合、ソフトウェア・情報産業協会、アメリカ国際ビジネス評議会といった団体が参加して作成されたが、データのローカライゼーションについて次のように述べている。

さまざまな国々が金融サービスの提供者にデータをオンショアで処理することを強要する、あるいはオンライン・サービスの提供者や他の企業にサーバーのような物理的インフラストラクチャを国内に置くことを求めたりする措置を導入あるいは制定している…[そうした]措置は差別的であると共に越境貿易の考えに反する。

[各国] 政府は、サービスの提供者にインフラストラクチャを国内に置く、またはローカルに活動するよう求める措置を禁止することにコミットすべきである²⁰⁾。

要するに、TPP協定では、電子商取引の自由化の一環として越境データの自由な流れが求められ、さらに領域内でのデータの処理や保管を義務づけるデータ・ローカライゼーションが禁止されているが、これは

19) The International Trade Administration (ITA), US Department of Commerce, "Digital Attaché Program Information," <https://www.export.gov/article?id=Digital-Attach%C3%A9-Program-Information> (2016年3月22日アクセス)

20) National Foreign Trade Council, "NFTC, U.S. Business Community Leaders Roll Out Effort to Modernize Global Trade Rules on Cross-border Data Flows," press release, November 3, 2011, <http://www.nftc.org/newsflash/newsflash.asp?Mode=View&id=236&articleid=3356&category=All> (2016年3月22日アクセス)

TPP 交渉を主導したアメリカの越境データに関する選好を反映すると考えられる。

2.5 APEC プライバシー・フレームワークとの整合性

またアメリカ以外の TPP 協定参加国も「越境データの自由な移転」を支持した（少なくとも反対しなかった）と考えられる。

2017年1月、アメリカのトランプ（Donald Trump）大統領が TPP 協定からの離脱を表明した後、残る 11カ国は CPTPP（Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership、いわゆる TPP11）協定として TPP 協定の存続を図り、2018年3月、新協定の署名にこぎつけた。TPP11 協定の締結にあたり、参加 11カ国は、アメリカの主張で盛り込まれた医療データの保護期間や著作権に関する項目を凍結することに合意したが、電子商取引に関する項目はそのまま持ち越された。これは TPP 協定の電子商取引のルールにアメリカ以外の参加国が（少なくとも積極的には）反対していなかったことを示唆する。

実は TPP 協定の参加国はすべてアジア太平洋経済協力（APEC）の参加エコノミーでもある。APEC は 2004年に「APEC プライバシー・フレームワーク」²¹⁾を公表しているが、この枠組みは「情報の流れに対する障害を避ける効果的なプライバシー保護の発展の重要性を認識して」（前書き）APEC 閣僚理事会によって承認された。「プライバシーとオンライン取引および情報ネットワークの安全性に対する消費者の信用と信頼の不足はメンバー経済が電子商取引の恩恵をすべて享受することを妨げる一つの要素である」（前文）というのである。つまりアメリカ以外の TPP 協定交渉参加国も、電子商取引の促進という文脈で、「消費者保護としてのプライバシー」という考え方を基本的に共有し、アメリカが提唱する「越境データの自由な移転」という政策を支持したと考えられる²²⁾。

21) APEC プライバシー・フレームワークは、危害の防止、通知、収集の制限、個人情報の利用、選択、個人情報の完全性、安全保護措置、アクセスと訂正、責任の 9つの原則を参加エコノミーが実施するよう求めている。

22) そもそも APEC でプライバシーの問題が論じられるようになったのは、オーストラリアが EU から「十分性」の認定を得られなかったことに端緒がある。APEC プライバシー・フレームワークは、「アジア太平洋地域にふさわしいプライバシー」を追求する試みであり、EU スタンダードとは一線を画する狙いが当初からあった。堀部政男「プライバシー・個人情報保護の国際的整合性」、堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』所収、商事法務、2010年、10-12頁。

3 TTIP 協定の交渉とデータプライバシー²³⁾

3.1 メガ FTA としての TTIP 協定

TTIP 協定はアメリカと EU のあいだの「ハイ・スタンダードで包括的な」FTA である。TTIP 協定に向けた交渉は 2013年7月に始まり、2016年10月までに合計 15回の会合が開かれた²⁴⁾。もとよりアメリカと EU はそれぞれ世界第一位と第二位の経済であり、TTIP 協定が締結されれば、世界全体の GDP の 40パーセント以上をカバーする巨大な自由貿易圏が出現するはずであった²⁵⁾。

また TTIP 協定はアメリカと EU というグローバルな「規制大国」（regulatory power）によって交渉されているという点でも注目される。これまでもアメリカと EU はそれぞれグローバルな規制（ルール）に多大な影響を与えてきたが、TTIP 交渉を通じた両者の合意はさまざまな分野におけるグローバル・スタンダード（世界標準）になる可能性があった²⁶⁾。

3.2 電子商取引についてのアメリカの交渉姿勢

TTIP 協定は 24章から構成される予定であり、伝統的な市場アクセスの問題、すなわちモノやサービスや農産物の関税および非関税障壁の除去だけでなく、規格や認証といった規制の問題、さらには知的財産、労働、環境、投資をはじめとする貿易関連のルールを扱う。このうちサービスの市場アクセスについては、金融や電気通信と並んで、電子商取引の問題も取り上げられている。

前述したように、デジタル取引と越境データの流れの促進は TTIP 協定（と TPP 協定）の交渉におけるアメリカの主要な目標のひとつであった。このことは 2015年 TPA 法だけでなく、EU との交渉を開始する旨を議会に通知したオバマ政権の書簡からも明らかである。書簡には電子商取引および通信技術サービスの交渉の目標も掲げられているが、その中には越境データ

23) TTIP 協定の交渉とデータプライバシーについては Suda, *op. cit.*, pp. 95-100 を参照せよ。

24) European Commission, *U.S.-EU Joint Report on TTIP Progress to Date*, 17 January 2017, p. 4, http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/january/tradoc_155242.pdf (2017年6月30日アクセス)

25) Shayerah Ilias Akhtar and Vivian C. Jones, *Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP) Negotiations*, Congressional Research Service (CRS) Report, R43387 (2014), p. 2.

26) アメリカと EU がその市場規模ゆえに「規制大国」であるという議論については Daniel W. Drezner, *All Politics is Global: Explaining International Regulatory Regime*, Princeton: Princeton University Press, 2007, pp. 35-36 を見よ。

の移動を促進するのに適切な規定を設けることも含まれていた²⁷⁾。これはデータ・ローカライゼーションのような越境データの流れを阻害するプライバシー規制の禁止や撤廃を求めることを意味する。実際、アメリカの産業界は、情報の越境移転を促進し、そのためにデータ・ローカライゼーション規制を禁止する規定をTTIP協定に盛り込むことを要望していた²⁸⁾。

こうした要望の背景として重要なのは、アメリカ国家安全保障局(NSA)が秘密裡に大量の情報を収集していたことが(交渉が正式に開始される直前の)2013年6月に明らかになり、それを受けてプライバシーについての懸念がEUで高まったことである²⁹⁾。つまりEUからアメリカに移転された個人データは、アメリカの諜報機関によって利用され、適切に保護されないとして、EUがデータ移転の制限、特にサーバーのローカルな設置を要求することをアメリカ企業は危惧したのである³⁰⁾。

3.3 データプライバシーについてのEUの交渉姿勢

EUはデータプライバシーに関わる問題をTTIP交渉で取り上げることに慎重であった。アメリカとの交渉に当たった欧州委員会は、「データ保護基準はTTIPの一部にならない」³¹⁾と明言し、EUのデータ保護法がTTIP協定によって覆されるのではないかと市民社会や消費者団体の懸念を払拭しようとした³²⁾。

27) Letter from Demetrios Marantis, Acting US Trade Representative, to John Boehner, Speaker, US House of Representatives, March 20, 2013, <https://ustr.gov/sites/default/files/03202013%20TTIP%20Notification%20Letter.PDF> (2016年11月11日アクセス)

28) アメリカ商工会議所が設立した「大西洋間貿易のためのビジネス連合」は、TTIP協定には「国境を超える情報の流れと、配達的手段にかかわらずデジタル製品およびサービスへのアクセスを促進し、またサービス提供者は、ローカルなサーバーや他のインフラストラクチャを使用しなければならない、あるいはローカルに事業所を設置しなければならないとする要求を禁止するコミットメントが含まれるべきである」と主張している。Business Coalition for Transatlantic Trade, Digital Trade, <http://www.transatlantictrade.org/issues/digital-trade/> (2017年3月29日アクセス)

29) いわゆるスノーデン事件については、土屋大洋『暴露の世紀—国家を揺るがすサイバーテロリズム』角川新書、2016年、41-43頁を参照せよ。

30) Akhtar and Jones, *op. cit.*, p. 18.

31) European Commission, “Fact sheet on services in TTIP,” http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_152999.2%20Services.pdf (2016年10月20日アクセス)

32) 例えば、ユーロピアン・デジタル・ライツ(EDRi)は、「貿易交渉はプライバシー保護措置について話し合うのに適切なフォーラムではなく、また新しい基準を確立する場でもない」として「データに関する規定はこの取引[TTIP]

TTIP交渉がEUのデータプライバシー保護に悪影響を与えないようにするという方針はEUのデータ保護機関が主張していたことでもあった。例えば、欧州データ保護監察官(EDPS)³³⁾は2014年2月に意見を公表し、「『越境データの流れ』、クラウドの標準および認証、データのセキュリティの要件のような、TTIP交渉で取り上げられるかもしれない問題が、個人データの保護にネガティブな影響を及ぼさないよう」確保することを欧州委員会に求めていた³⁴⁾。

また欧州議会もTTIP交渉がEUのデータプライバシー保護制度に影響を及ぼさないよう要望していた。2015年7月、欧州議会はTTIP交渉について欧州委員会に勧告する内容の決議を採択したが、その中で「データプライバシーに関するEUアキ[法体系]がデータの流れの自由化によって損なわれることのないよう確保すること」を求めていた³⁵⁾。

に含めるべきでない」と主張した。EDRi, *TTIP and Digital Rights: the Booklet*, June 8, 2015,

https://edri.org/files/TTIP_and_DigitalRights_booklet_WE_B.pdf (2016年12月2日アクセス) また欧州消費者機関(BEUC)は、ウェブサイトで「データの流れを含めることによって消費者のプライバシーと個人データ保護の基本的権利が弱められることを懸念する」と表明していた。Bureau Européen des Unions de Consommateurs (BEUC), “Data flows in TTIP,”

http://www.beuc.eu/publications/beuc-x-2015-073_factsheet_data_flows_in_ttip.pdf (2016年12月2日アクセス)

33) EDPSはEUレベルでデータ保護政策の履行をモニターする機関である。

34) European Data Protection Supervisor, “Opinion of the European Data Protection Supervisor on the Communication from the Commission to the European Parliament and the Council on ‘Rebuilding Trust in EU-US Data Flows’ and on the Communication from the Commission to the European Parliament and the Council on ‘the Functioning of the Safe Harbour from the Perspective of EU Citizens and Companies Established in the EU,’” February 20, 2014. またEU構成国のデータ保護機関の集まりである第29条作業部会は2014年11月に「第三国とのモノやサービスの貿易についての協定を含む、二国間あるいは国際的な協定によって、ヨーロッパの個人データ保護のレベルが全体的にも部分的にも侵食されるべきでない」とする声明を発表した。Article 29 Data Protection Working Party, “Joint Statement of the European Data Protection Authorities Assembled in the Article 29 Working Party,” WP 227, adopted on 26 November 2014.

35) European Parliament, “European Parliament resolution of 8 July 2015 containing the European Parliament’s recommendations to the European Commission on the negotiations for the Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP),” P8_TA(2015)0252, July 8, 2015. また欧州議会の決議は、個人データ保護のためのEUの法的枠組みをTTIP協定の例外とする分野横断的で独立した規定を設けるよう求め、さらに「アメリカの見境のない大規模なサーベイランス活動が完全に放棄されない限り、最終的なTTIP協定に対する欧州議会の同意は危惧される」とした。

このような EU の姿勢を理解する上で重要なのは、そもそも EU ではデータプライバシーは個人の基本的権利として保護されているということである。EU 基本権憲章第 8 条は「何人にも自己に関する個人データの保護の権利がある」と明確に規定している³⁶⁾。

EU にしてみれば基本的権利であるデータ保護を貿易自由化交渉で話し合うこと自体論外であった。司法担当のレディング (Viviane Reding) 欧州委員 (当時) によれば、「データ保護は、お役所仕事でも関税でもない。それは基本的権利であり、したがって交渉できない」³⁷⁾。

要するに、データ保護の問題は貿易自由化交渉とは別のトラックの交渉で話し合われるべきというのが欧州委員会と EU のデータ保護機関の基本的立場である³⁸⁾。米 EU 間の場合、別トラックの交渉とは、具体的には 2000 年に合意された「セーフハーバー・アレンジメント (Safe Harbour Arrangement)」や 2016 年に合意された「プライバシーシールド・フレームワーク (Privacy Shield Framework)」に関する交渉を指す。それらの交渉では一定レベルのデータ保護 (EU のいうデータの「十分なレベルの保護」) がデータの自由な流れ (EU からアメリカに個人データを「自由に」移転できること) の条件とされた³⁹⁾。別トラックの交渉の枠組みが

すでに存在し、成果を上げていたことが、EU の交渉姿勢の背景にあったと考えられる⁴⁰⁾。

3.4 GATS との整合性

プライバシー保護を貿易協定の例外とするのは EU に特異な考え方ではない。1995 年 1 月に発効した WTO のサービス貿易一般協定 (GATS) でもプライバシー保護は貿易自由化の例外とされている。すなわち GATS の第 14 条は「個人データの処理および伝播、個人の記録および会計の秘匿性の保護に関する個人のプライバシーの保護」に関連した法令や規制の遵守のために「必要な」措置を政府はとることができるとして、データ保護措置を制限しないことを明記している⁴¹⁾。実は EU 理事会から欧州委員会に与えられた交渉マンドートも GATS 第 14 条に言及していた⁴²⁾。

つまりデータプライバシー保護の基準や規制を貿易自由化交渉で取り上げないという EU の方針はグローバルな多国間協定であるところの WTO 協定と整合性がある。このことはデータプライバシーの分野で EU がグローバルな影響力を行使してきたという指摘を考え合わせると非常に興味深い⁴³⁾。

4 結びに代えて

TTP 協定と TTIP 協定は、巨大な規模の FTA であるために、またアメリカと (TTIP 協定の場合は) EU というグローバルな「規制大国」が参加するために、

シーシールドについては、石井、前掲書、288-353 頁、Suda, *op. cit.*, pp. 38-52 を参照せよ。

40) ただし EU が締結した FTA の中にはデータ保護を一般に求める規定を含むものもある。2011 年に発効した EU と韓国の FTA には、特に個人データの移転に関して、プライバシー保護のための適切な措置をとることを一般に求める規定 (第 7.43 条) が盛り込まれている。また 2017 年に暫定発効した EU とカナダの包括的経済貿易協定 (Comprehensive Economic and Trade Agreement, CETA) でも金融取引 (第 13 条) と電子商取引 (第 16 条) の文脈において個人情報の保護が一般に求められている。

41) General Agreement on Trade in Services (GATS) Article XIV(c)(ii)。ただしデータ保護措置は、国家を不当に差別したり、サービス貿易の偽装された制限であったりしてはならないとも規定されている。

42) Council of the European Union, *Directives for the negotiation on the Transatlantic Trade and Investment Partnership between the European Union and the United States of America*, 17 June, 17, 2013, point 17.

43) データプライバシー分野における EU の影響力については David Bach and Abraham L. Newman, “The European regulatory state and global public policy: micro-institutions, macro-influence,” *Journal of European Public Policy*, Vol. 14, Issue 6, (2007), pp. 833-836; Greenleaf, *op. cit.*, pp. 230-231 を見よ。

36) プライバシーの権利については欧州人権条約第 8 条にも規定がある。歴史的経験、特に個人データの濫用によってナチスによるユダヤ人迫害という大規模な人権侵害が助長された経験から、ヨーロッパではデータ保護が個人の基本的権利として位置づけられているとされる。Deborah Hurley and Viktor Mayer-Schonberger, “Information Policy and Governance”, in Joseph S. Nye and John D. Donahue eds., *Governance in a Globalizing World*, Washington D.C.: Brookings Institution Press, 2000, p. 335. ヨーロッパのプライバシー権の法文化については、宮下紘『プライバシー権の復権—自由と尊厳の衝突—』中央大学出版部、2015 年、103-107 頁を参照せよ。

37) Jeremy Fleming, “Reding warns data protection could derail US trade talks,” EurActive, October 30, 2013, <http://beta.euractiv.com/section/digital/news/reding-warns-data-protection-could-derail-us-trade-talks/> (2017 年 7 月 21 日アクセス)

38) 欧州委員会関係者へのインタビュー、2017 年 9 月 5 日; European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament and the Council: Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World,” COM(2017) 7 final, January 10, 2017, p. 9; EDPS 関係者へのインタビュー、2017 年 9 月 7 日。

39) セーフハーバー・アレンジメントの下では、プライバシー原則のセット (セーフハーバー原則) に従うことを誓約した団体 (企業を含む) は個人データの「十分なレベルの保護」を確保すると見なされ、EU のデータ保護法に抵触するおそれなく EU 域内から移転された個人データを受け取ることができる。同様に、プライバシーシールド・フレームワークの下では、プライバシーシールド原則に従うことを誓約した団体 (企業を含む) は個人データの「十分なレベルの保護」を確保すると見なされる。セーフハーバーとプライバ

その規定はグローバル・スタンダードになる可能性が多分にある。これは特に電子商取引のようなグローバルなルールがまだ確立されていない分野について言えるだろう。

翻ってみると、TPP 協定の電子商取引に関する規定は、越境データの自由な流れを重視し、これに関連して特定のデータプライバシー規制を排除した点で画期的である。従来のスタンダード、すなわち WTO 協定に明文化されたスタンダードによれば、プライバシー保護措置は貿易自由化の例外ではなかった。この意味で TPP 協定の電子商取引についてのルールは（もともとは）アメリカ主導で「競合スタンダード」(rival standard) を形成しようとする試みであったと言えよう⁴⁴⁾。

一方、TTIP 協定の交渉では EU の主張によりデータプライバシーに関わる問題は取り上げられていない。逆説的であるが、データプライバシーに関わる問題をアメリカとの貿易自由化交渉で取り上げないことによって、EU は「データ保護は基本的権利である」という理念とそれに基づくデータ保護体制を守ろうとしていると言えよう。FTA とは別の交渉トラックで「データ保護は個人の基本的権利である」という EU の価値を広めようとするのが EU の戦略である⁴⁵⁾。

TPP 協定と TTIP 協定の先行きは不透明である。TPP11 は 6 カ国の批准によって発効することになっているが、アメリカの離脱によって規模が大幅に縮小した協定が早期に批准され、発効するかどうかは予断を許さない。また TTIP 協定の交渉は、正式には打ち切られてはいないものの、中断されたままである。

しかし TPP 協定や TTIP 協定の交渉で提起された問題は今後、アメリカあるいは EU が参加する二国間あるいは複数国間の FTA/EPA 交渉で再び提起される可能性がある。その場合、FTA/EPA 交渉はアメリカと EU がそれぞれの規制政策を広める場、換言すれば、ルールづくりを争う場となり、TPP 協定と TTIP 協定は新たな協定のベースラインとして参照されることになるだろう。

* 本稿は平成 28 年度電気通信普及財団研究調査助成を得て実施した研究調査の成果の一部である。

44) 「競合スタンダード」については Drezner, *op. cit.*, pp. 78-81 を見よ。「規制大国」のあいだでは利害が一致しないが、「規制大国」とその他のアクターの間では利害の一致が見られるとき、「競合スタンダード」が形成されるという。

45) 例えば日 EU・EPA 交渉の場合、日本と EU は EPA 交渉と並行して個人データ保護の移転についての対話を重ね、2018 年 7 月に互いの個人データ保護制度が同等である、つまり相互に十分性を認定することで最終的に合意した。個人情報保護委員会「日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に係る最終合意」2018 年 7 月 17 日、https://www.ppc.go.jp/files/pdf/300717_houdou.pdf、2018 年 8 月 22 日アクセス。

[論文]

駐米大使胡適－知識人の対米外交（1938年-1942年）－

Ambassador Hu Shih: An Intellectual's Diplomacy toward
the United States (1938-1942)

劉 紅 LIU Hong

武蔵野大学
(Musashino University)

This paper analyzes Hu Shih's diplomatic activities toward the United States during the Second Sino-Japanese War. Hu Shih was known as a famous scholar in modern China and the U.S., and as China's ambassador to the U.S. during the war. He argued for peace negotiation at the beginning of the war, but changed to resistance. He traveled around western countries, giving speeches to try to get some support for China, finally serving as ambassador at a time when China-U.S. relations were of the utmost importance to China. This article is a re-evaluation of Hu Shih's diplomacy, which hitherto has not been highly regarded.

キーワード：胡適、日中戦争、駐米大使、借款貸与、中立法

はじめに

「いま日本に胡適¹⁾がほしい」と題する記事が2012年10月9日付けの産経新聞に掲載された。尖閣諸島の国有化をめぐる争いが白熱化した日中関係に関する記事だった。記事は、尖閣諸島問題における日本の立場を国際社会に理解してもらうために、日本はもっと対外発信をしなければならぬとして、日本の対外発信の不足を批判した。さらに、同記事は、「国際社会を魅了するスポークスパーソンの登用と派遣」が日本の急務だと指摘して、日本には日中戦争中の胡適のような人物が必要だと呼びかけた。

記事は、胡適の「日本切腹、中国介錯論」にも言及した。これは、日本の中国侵略は自殺行為であり、中国の抗戦がその自殺を手伝う役割をもっているという

胡適の有名な理論である²⁾。そして、胡適は、米ソを日中戦争に引き込むために中国の抗日戦は2、3年間負けて耐えようという見解をもって、1938年、蒋介石政権の駐米大使に起用され、米国参戦のため奔走した。「その後の歴史は胡適の見立てた通りとなった」という胡適の見解を高く評価した同記事の言葉が印象深い。

記事は、胡適が「『自由、民主、公正のために日本と戦う中国の抗戦には世界的意義がある』と中国の道義の優位性を強調し、抗日戦を単なる国益から国際益へと高める戦略にも長(た)けていた」と、胡適の宣伝力を高く評価している。

日本の新聞では高く評価された胡適は近代中国の代表的思想家として広く知られている。胡適は学者として学問の分野だけではなく、社会啓蒙、時事評論、政治などの分野でも当時の世論をリードした人物であった。したがって、胡適研究は近代中国を考察する上に欠かせないものと言っても過言ではない。また、駐米大使として対米外交の最前線に立って中国の立場を訴えた人物としても、胡適研究は近代日中関係を考察する上に重要な意義を持つだろう。

しかし、中国では戦後30年間胡適研究が空白状態となっていた。それは、1950年代以来、毛沢東の指揮下で胡適批判運動が全国規模で行われていたからである。この批判運動は、共産主義に反対して中国人民共

1) 1891年-1962年、近代中国の代表的な思想家、文豪であり、自由主義と実験主義の熱烈な信仰者と宣伝者としても知られている。1910年から1917年の間アメリカに留学して相次いでコーネル大学とコロンビア大学で勉強していた。コロンビア大学ではデューイに師事した。1917年、陳独秀主宰の雑誌「新青年」で「文学改良議」を発表して、中国では「文学革命」を起こし、ひいては「新文化運動」を起こしたのである。26歳の若さで北京大学の教授となり、一躍有名となった。その後一連の雑誌を創刊し、思想啓蒙と政府批判を繰り返した。1938年10月から1942年9月の間駐米大使として日中戦争期の対米外交を行っていた。戦後北京大学学長となり、1949年、共産主義の反対者として中国を離れ再び渡米した。1958年、台湾中央研究院院長に就任し、1962年、台湾で死去した。

2) 胡頌平『胡適之先生年譜長編初稿4』聯経出版社、1990年、1388頁。

和国が誕生した際、胡適が中国共産党の引き留めを拒否して渡米したことに起因している。

中国大陸の改革開放につれて、経済面だけではなく、学界でも政治的に緩和された結果、より客観的に胡適を再評価する試みが表れ、胡適研究は次第に多くなってきた。21世紀に入ってから胡適研究は、全盛期に入り、研究書、研究論文集、伝記、資料集など多彩に展開されている。

80年代に、胡適研究の代表者である耿雲志の『胡適研究論稿』(1985年)を皮切りに、同じく耿雲志の『胡適新論』(1996年)、沈衛威の『胡適の政論と近代中国』(1994年)、沈衛威の『文化・心・人格——認識胡適』(1991年)、榮劍華の『胡適与中国文化転型』(1997年)、聞継寧の『胡適之的哲学』(1999年)などの研究がある。これらは、いずれも新文化運動中の文学活動、学問研究および啓蒙教育における胡適の貢献を論じたものである。

近代中国における胡適思想とその意義と位置づけを論じた研究書の中では、周質平の『胡適与中国現代思潮』(2002年)、余英時の『重尋胡適歷程』(2004年)が代表的である。特に『重尋胡適歷程』は、胡適自由主義思想の形成と限界を分析したものであり、さらに新文化運動の性質の分析が鋭いものであった。欧陽哲生の『自由主義之累——胡適思想之現代闡釈』(1993年)は、胡適の早期思想、新文化運動中の思想理念、実験主義思想などを分析して、現代における胡適思想の意義を明らかにしている。また欧陽哲生編の『解析胡適』(2000年)は、胡適の学問や思想啓蒙における指導者的な存在を肯定的に評価したものである。唐徳剛の『胡適雜憶』(2005年)は、哲学、文学、歴史、政治などの角度から胡適を分析している。

胡適の同時代の学者や政治家とのかかわりや論争という角度からまとめられた研究書には、李友寧編の『胡適与民主人士』(1998年)、『胡適与国民党』(1998年)、『胡適与他的家族和家郷』(1999年)、沈寂編『胡適研究』(2000年)などがある。沈衛威の『胡適周囲』(2003年)は、胡適の日記、書簡などに基づいて、胡適が毛沢東、蒋介石ら著名人や自分の弟子たちに及ぼした影響が書かれた一冊である。

さらに、胡適の伝記が多く出版されていて、胡適研究がいかに重要視されているかを物語っている。これらには、白吉庵の『胡適伝』(1993年)、小田・季進の『胡適伝』(1999年)、劉篠紅の『嘗試者——胡適』(2000年)、胡明の『胡適伝論』(1996年)、李敖の『胡適評伝』(2001年)、羅志田の『再造文明之夢——胡適伝』(1995年)などがある。羅爾綱の『師門五年記：胡適瑣記』(2006年)は、胡適の弟子として、胡適の研究活動、政治活動、社交活動、生活など多方面にわたって語ったもの

である。楊沐喜の『胡適の海外生涯』(2000年)は、戦後、アメリカで過ごした胡適の晩年の生活を描いたものである。沈衛威の『百年家族——胡適』(2000年)は、20世紀初期、中国が近代化に向かう転換期に、胡適に代表される自由主義知識人らの苦悶、努力を描いている。アメリカ人学者 Jerome B. Grieder (中国名賈祖麟)の *Hu Shih and the Chinese Renaissance: Liberalism in the Chinese Revolution, 1917-1937*, (張振玉訳『胡適之評伝』南海出版、1992年)は、新文化運動前後の中国知識人の心理的変化や東西文化の衝突がもたらした葛藤を分析した学術性の高い伝記書である。周質平の『胡適与華蓮司——深情五十年』(1998年)は、伝記ではないが、胡適とアメリカ人女性の深い愛情を探り、胡適がこの女性から受けた思想的影響を強調して、胡適の人物像を充実させている。

戦時中の胡適の外交活動を中心に書かれたものには、莫高義の『書生大使——胡適出使美国研究』(2006年)がある。これは、外交官胡適の外交活動を研究する唯一の著書でもあり、戦時中米外交という視点から膨大な一次史料を使い、胡適の対米外交を詳述したものである。ほかに耿雲志の論文「胡適与抗戰」(『胡適評伝』1999年)は、胡適の対米外交の重要な活動、例えば借款貸与、中立法修正、日米妥協交渉阻止、講演などを論じている。莫の『書生大使——胡適出使美国』が胡適の外交活動をややプラス評価しているのと違って、「胡適与抗戰」は、胡適の外交活動について駐米大使の職務を果たしたが、成果が凡庸だと結論づけている。このように、中国大陸の研究では、胡適の外交活動をそれほど高く評価していないという現状が伺える。

こうして胡適研究や伝記物が相次いで世に問われた背景には、胡適研究の一次史料が絶えず出版されている事実がある。『胡適紅樓夢研究論述全編』(1988年)のような学術的なものもあれば、胡頌平の『胡適之先生年譜長編初稿』(全10巻、1990年)のような、三百万字も超える超大作の年譜もある。胡適の晩年の秘書であった胡頌平がまとめたこの年譜には、月毎に胡適の活動が記録されていて、重要な文章や活動、発言、講演内容がほぼすべて収録されている。例えば、第1巻のアメリカ留学前には、幼少時代、少年時代、青年時代の重要な出来事が詳細に書かれている。特に、上海で勉強していた時期に発表した文章も収められており、胡適の早期思想の研究に非常に価値がある。また満州事変以来の胡適の活動を収録した第4巻と第5巻には、その時期の発言、会談、講演、時論などが詳細に書かれている。さらに、年譜には索引も作られていて、大陸や台湾ないしは世界中の胡適研究者にとって貴重な研究史料である。

欧陽哲生編『胡適文集』（全12巻、1998年）には、早期から晩年までの胡適の文章を収められていて、その内容は、政治、時事評論、教育、社会改良、宗教、学術など多分野に及んでいる。第11巻の『胡適時論集』には日中関係に関する重要な文章が収集され、第12巻の『胡適講演集』には駐米大使期の主な講演が収められている。また曹伯言編『胡適日記全編』（全8巻、2001年）には、1910年から1962年までの胡適の日記が収集されていて、内容は学問、思想、外交など多岐にわたっている。日記は胡適研究だけでなく、近代中国を研究する貴重な史料でもある。

周谷編の『胡適、葉公超使美外交文件手稿』（2001年）には、胡適が駐米大使在任中に蒋介石ら国民政府高官と交わした電報が収集されている。胡頌平の『胡適之先生晩年談話録』（1984年）は、著者が、戦後アメリカに滞在した胡適との談話を整理したものであり、留学時代や新文化運動などへの回顧録である。梁錫華編の『胡適秘蔵書信選』（上・下、1990年）は、胡適が友人と交わした手紙である。周質平編の『胡適英文文存』（全3巻、1995年）は、1920年代から1960年代にかけて、胡適がアメリカの有名な刊行物に発表した重要な英文文章や講演を収集したものであり、延べ147編の文章が収められている。各巻は、それぞれ「中国文学与社会」、「中国哲学与思想史」、「民族危機与公共外交」というように内容によって編集されている。特に「民族与公共外交」には1912年から1944年の間に発表された講演や文章をはじめ、欧米諸国に中国抗戦の意義を宣伝した文章も多く収集されている。

上述した研究成果は、中国大陸、台湾、アメリカの三地域にわたる。21世紀に入り、中国大陸の政治的緩和につれて、学問における三地域の融合活動が多く見られるようになった。例えば、海外における胡適研究の代表的人物でもある余英時、周質平、唐徳剛と李又寧らは、アメリカで活躍している中国系学者である。海外中国系学者の著書が中国大陸で出版されるようになった。また、中国大陸の学者の著書も台湾で出版されるようになった。先述した沈衛威の『百年家族—胡適』はその一例である。

日本では、先述のように、新聞では胡適の外交活動が高く評価されているにも関わらず、胡適研究が非常に少ない。山口栄の『胡適思想の研究』（2000年）は、胡適の生涯を包括的に捉えた唯一の研究書であり、日本の胡適研究の手がかり的な存在である。野村浩一の『近代中国の政治文化』（2007年）は、1930年代の次第に緊張化した日中戦争の中で、胡適の主宰した新聞が蒋介石国民政府や世論にいかん影響を与えたかを分析したものである。中国近現代政治思想史を専門とする野村のほかの著書にも胡適に言及するところが少な

くなかった。例えば、『近代中国の思想世界—『新青年』の群像』（1990年）は、新文化運動中の胡適を分析したものである。他方、日本語に翻訳されたものとしては林毓生の『中国の思想的危機—陳独秀・胡適・魯迅』（1989年）がある。

胡適の対米外交についての研究には、佐藤一樹の「国民使節胡適の対米宣伝活動に関する工作—1937～1938—」（2006年）や猪野慧君などの論文がある。いずれも胡適の講演活動を分析し、講演の社会的効果や意義を論じたものである、特に猪野の「日中戦争期における駐米大使胡適の講演活動の研究」（2011年）は、日中戦争期の胡適のほぼすべての講演活動が時期、場所、タイトルごとにまとめられた参考すべき論文である。また、緒形康の「記憶は抵抗する—駐米大使胡適の抗日戦争」（2003年）は、歴史の表象という目線から胡適の対米外交と講演活動を高く評価していて、胡適の歴史的存在を強調している。佐藤一樹の「中国の対米工作と胡適大使（1938～1939）—対日軍需物資禁輸の活動を中心に」（2006年）は、胡適とアメリカの民間組織とのつながりという視角から胡適の対米宣伝活動を論じたものであり、論文が扱った時期においては対日制裁という中国の工作目的が達成できなかったと結論づけている。

このように、胡適研究は幅広く行われているが、胡適の外交活動を中心に書かれた研究書が非常に少ない。特に本稿が対象とする日中戦争という特定の時期に焦点を絞って書かれたものが、現時点では、莫高義『書生大使—胡適出使美国研究』の一冊のみである。莫高義は、駐米大使期の胡適の外交業績をそれまでの論文より高く評価しているが、イデオロギー上偏った分析をしていると言わざるを得ない。例えば、胡適の日中戦争前後の和平交渉主張を反共によるものだと批判している。このような認識は中国大陸の学者ならではの限界だろう。台湾とアメリカの学者はイデオロギーの違いによる偏見がないが、胡適の外交活動に関する研究書は全く見当たらない。胡適の学者というイメージが強いため、外交官としての側面が重要視されていないだけでなく、それほど評価されていないからであろう。また、日本での研究には、駐米大使期の胡適の活動全体を対象にした研究が全くない。

本稿は、以上のような空白を埋めるために、1938年から1942年までの間、駐米大使在任中の胡適の対米外交全体を対象にしている。日中戦争の勃発から太平洋戦争が起きるまでの胡適の対米外交研究は、日中戦争全体の研究にとって非常に重要なテーマだと考えているからである。

そこで、本稿では、「歴史は胡適の見立てた通り」とまで高く評価された胡適は、日中戦争中、どのような

政治見解を持っていたのか、なぜそのような見解を持っていたのか、それをいかに対米外交活動に反映させたのか、これら三つの問題の解明を試みる。それにより、日中戦争期における日米中関係を胡適という新しい視点から再解釈してみると同時に、戦時中における知識人の役割をなるべく客観的に分析し、胡適に対する再評価を試みる。また、本稿は先述した史料集の年譜、日記、胡適文集、書簡集などを依拠するところが多い。

1. 「和平交渉」から「和比戦難百倍」（「和は戦より百倍難なり」）へ

1.1 日中戦争初期における胡適の和平交渉主張

日中戦争が勃発した当初、胡適は対日和平交渉を主張していた。しかし、蒋介石は、中国共産党の勢力拡大を懸念して抗戦に消極的なものの、民衆の抗戦要求に応じて、抗戦へと政策決定しなければならなかった。そのような中、胡適の和平交渉主張は異色だった。彼を「売国賊」だと非難する声もあった。では、胡適の和平交渉主張はどんなものだったのだろうか、また、なぜ和平交渉を主張したのだろうか。

1937年7月7日夜、北京豊台に駐屯した日本軍と宋哲元の29路軍の衝突により、盧溝橋事件が勃発した。当初、事件は、中国軍の撤退、29路軍の責任者処分、抗日各種団体の取り締まりといった内容の停戦協定で決着がつけられた。しかし、まもなく、北京及び周辺の廊坊、天津、チャハル、張家口などが占領された。8月13日、上海の衝突も起き、日本軍は、中国軍の猛烈な抵抗により上海陥落まで三ヶ月も戦わざるを得なくなった。

このような情勢に対して、蒋介石は「日本は盧溝橋で挑発に出た。我々の準備が未完成の時に乗じて、我々を屈服させようというのだろうか。それとも宋哲元に難題をふっかけて、華北を独立させようというのだろうか。日本が挑発してきた以上、いまや応戦を決意すべきであろうか」と躊躇していた³⁾。しかし、重要都市の相次ぐ陥落により全国的に高まった抗日感情に迫られ、蒋介石は、現地で日本軍と交渉する宋哲元に「退いてはならない」との指示を出した⁴⁾。同時に、7月17日、蒋介石は「廬山会議」を開き、19日、「最後関頭」と題する講演を行い、『「最後の関頭」にまで至った場合は、全民族の生命をなげうってでも、国家の生存を求める。…（筆者中略）…我々は徹底的に犠牲を払わ

ねばならず、徹底的に抗戦しなければならない」と述べて、戦う決心を示した⁵⁾。中国共産党も、「共赴国難宣言」を国民党に提示し、第二次国共合作は成立したのである⁶⁾。

こうした国内情勢の中、胡適は事件当初から「最大の和平努力を試みるべき」だと考えていた⁷⁾。廬山会議に出席した際、胡適は、蒋介石と会談して戦争を避け、対日交渉を通じて最後の和平交渉に努めようと訴えた。その訴えぶりに蒋介石は感銘を受けた⁸⁾。

この時期、胡適は、和平交渉に積極的な汪兆銘グループと頻繁に接触していた。汪は、国民政府の軍事力に自信が持たず、勢力が次第に拡大していく共産党の存在をも憂慮していたため、対日作戦に消極的であり、早期妥協すべきとの見方を持っていた。当時、汪兆銘に代表される対日妥協派のメンバーらの集まりは「低調クラブ」と呼ばれていた⁹⁾。「低調」には、社会一般の主戦論調に対して「控えめに」という意味合いが含まれている。

胡適は、この「低調クラブ」に対日交渉の期待を寄せた。例えば、7月30日、胡適は、低調クラブの一員である高宗武と会談して、外交路線を断つてはならず、高宗武が責任をもって日中間の仲介役を担当するよう懇請し、中国の情勢が緊迫している中、和平交渉に責任感のある政治家が必要だとして、対日交渉の大任を担う人物まで提案した¹⁰⁾。高は、東京帝国大学法学部に留学した経験があり、「日本通」として知られていた。蒋介石も対日政策について時々高の意見を聞くほどであった¹¹⁾。31日、胡適は、蒋介石に会い、外交路線を断つてはいけないという考えを何度も語り、外交の任を高宗武に任せてよいと進言した。蔣は、胡適の意見を受け入れた¹²⁾。

蒋介石が胡適の和平交渉の意見を受け入れたのは、先述のように全国の抗日ムードに迫られて国内統一政策に優先順位を切り替えたものの、依然として共産党勢力の拡大に悩まされていて、対日戦争をできる限り回避したいと考えていたからである。後のトラウトマン調停や1939年の「桐工作」はこうした思惑の下で行われた和平交渉でもあった。

6) 今井駿他編『中国現代史』山川出版社、1990年4月、188頁。

7) 曹伯言編『胡適日記全編6』安徽教育出版社、2001年10月、702頁。

8) 胡頌平『胡適之先生年譜長編初稿5』聯経出版社、1990年11月、1599頁。

9) 前掲『胡適日記全編6』705頁。

10) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1610頁。

11) 周谷編『胡適、叶公超使美外交文件手稿』「高宗武笑談当年事」聯経出版社、2001年12月、25頁。

12) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1610頁。

3) 産経新聞社編『蒋介石秘録12』産経新聞社、1976年、21頁。

4) 同上、1976年、21頁。

ではなぜ胡適は和平交渉を主張したのか。8月6日の日記に綴られたように、胡適は、中国が国力不足の現状では、対日戦争をすれば、軍事的破滅の危険性があると分析していた。そのうえで胡適は、国家の安全を守る国民政府の軍隊が破滅すれば国は完全に崩壊してしまうと考えていた。したがって、胡適は、軍隊の破滅ないし亡国を回避する最善策が和平交渉であり、和平交渉の目的として、失地の回復、現存の国土の保全及び十年間の平和状態を図ることを挙げたのである¹³⁾。つまり、胡適は、中国の国力不足という事実を認め、感情に走らず理性を持った判断の下で、和平交渉という対策を案出したのであった。

1.2 「和は戦より百倍難なり」から「苦撑待变」へ

しかし、その後まもなく、事態の発展は和平交渉の可能性を打ち砕いた。1937年8月13日、「第二次上海事変」が起きた。この戦いは9路軍の必死の抵抗により3カ月も続いた。9路軍の士気に励まされ、全国的に抗戦気運が高まった。蒋介石は、「8・13事変は、全中国を戦場とした全面戦争の開始を告げたものである」と定義し、この第二次上海事変により、日中戦争は局地紛争から全面戦争へと転換したと宣言した¹⁴⁾。

日本軍は上海陥落後の10月杭州湾に、11月上海北西駅付近に上陸した。中国軍の戦線が崩れ始め、11月20日、国民政府は、重慶を戦時臨時首都として遷都した。12月13日、日本軍は南京を占領した。また、1937年11月、駐華ドイツ大使トラウトマンによる和平調停に対して、蒋介石は、日本側から提示された条件が過酷な内容であったため、受け入れる余地がないと応じた。このため、トラウトマンは調停を断念した¹⁵⁾。

重要な都市の陥落と9路軍の戦いぶりにより、胡適の考え方が大きく変わった。9月8日の日記では「私はこれから『和比戦難百倍』の見解を持つようになった」と綴った¹⁶⁾。同日、胡適は、汪兆銘と高宗武と会談して抗戦支持の態度を伝えた。彼は、中国の将来を悲観視してはいけないと述べ、「この一カ月の戦いは我々がこれまで心配しすぎたことを証明した。この事実を認めなければならない。一カ月の戦いは、少なくとも国際社会に対して、我々は戦うことができるという事実を示した。また、国内社会に対して、我々の戦闘意志が強いことを示した。これは大きな成果である。政策決定は慎重にしなければならないが、冒険する必要も

ある」と「戦」の意志を表した¹⁷⁾。こうして、胡適は和平交渉を捨て、「戦」の道を選んだ。中国抗戦の将来を見通した胡適の「和」も「戦」も悲観的なものではなかった。胡適の考えの変化も、和平交渉が不可能という現実問題に基づいたものであった。

そして、胡適は、「全面戦争をしなければならない事態になったら、失敗を恐れない。犠牲をも恐れない。三、四年持ち堪えれば、国際情勢に必ず変化が起きる。その時こそ我々が立ち直る機会である」と述べ、国際情勢の好転を待つために苦戦の覚悟をしなければならないと蒋介石に進言した¹⁸⁾。胡適は、日中間の軍事力の格差により、戦うならば必ず「苦戦」だと考えていた。彼は、中国の国力不足という事実に基づき、対日戦争をすれば必ず苦戦になると予想していたのである。

実際、満州事変以来、華北における中国軍の一連の敗退を目の当たりにした胡適は、和平交渉を主張しながら、交渉が不可能な場合を想定して、1935年にすでに「苦撑待变」こそ中国抗戦の道だと予想していた。それは当時の国民政府教育部長・王世傑への手紙の中で綴られていた。

胡適は、1935年6月20日付けの手紙では、「苦撑待变」の重要性を述べた。①まず、「塘沽停戦協定」における過大な譲歩を批判して、華北を失ってしまえば、資源と文化の中心地がすべて日本に占領されてしまい、軍備の増強、内政の改革ができなくなる。②また、日中関係の現状について、日本は東アジアで覇権を握り、中国も世界も日本を制裁できない状態である。これを事実として認めるべきである。③だが、中国はこの状況から脱出できないわけではない。なぜならば、近い将来太平洋地域では必ず大規模な世界大戦が起きるからである。太平洋における世界大戦が起きた時こそ中国が立ち直る時機であり、日本の覇権を消滅させる時機である。④そして、中国はこの二つの事実を前提にして政策決定すべきだと指摘した¹⁹⁾。つまり、胡適は第二次世界大戦あるいは太平洋戦争の勃発を予測していたのである。

6月27日付けの手紙では、胡適は、「太平洋戦争」の仮説を取り上げ、いかにして「近い将来」に太平洋での大戦を促成させるかは、今後の国策にしなければならないと強調した。そして、①中国にとって「苦戦」こそ、太平洋戦争を促成させる良策である。②理由は、中国における日本の侵略拡大が必ず欧米諸国の在華権益と衝突するから、抗戦を継続すればいずれ日本と欧米との間に衝突が起きて、ひいては太平洋戦争が起き

13) 前掲『胡適日記全編6』702頁。

14) 李青来「王世傑談胡適与政治」馮愛群編『胡適之先生記念集』台湾学生出版社、1973年9月、51頁。

15) 今井駿他編『中国現代史』山川出版社、1990年4月、190頁。

16) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』、1615頁。

17) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1614-1615頁。

18) 同上、1613頁。

19) 同上、1382-1383頁。

るからである。③したがって、国際社会が日中の戦いに関心を持ってくれるまで、中国は莫大な犠牲を払う決心をしなければならない。つまり、三、四年の混戦、苦戦、失地、壊滅を耐えなければならないと主張した。

胡適は、中国の苦戦の悲惨な状況を予想すると同時に、日本の損失も予想した。それは、①沿岸都市や港および長江下流地域は全部占領されると同時に、日本の海軍を大動員せざるを得なくなり、大きなダメージを受ける。最終的に中国に有利な状況をもたらす。②華北地域ないし周辺地域は占領されて壊滅してしまうが、日本の陸軍も大動員により、大きなダメージを受ける。③長江地域や天津、上海などは占領され、中国の財政が崩壊してしまうが、そのような状況になると、日本と在華利益のある欧米諸国との間で必ず衝突が起きる。こうして中国との長期戦の結果、日本の戦闘力が崩壊してしまうと同時に、欧米諸国との利害衝突も引き起こすのである。

また、胡適は、「中国は莫大な犠牲を払う」とは、戦わずにひたすら譲歩する犠牲ではなく、全力を挙げた苦戦による犠牲だと強調した。中国が犠牲を払ってこそはじめて日本の軍事的財政的崩壊をもたらすことができるからである。

胡適は、中国が苦戦した二、三年後の国際情勢を予想した。①日本の国民が大量な徴兵に苦しめられる。②軍事費の増大は日本の国民の重荷になり、日本国民は政府の財政危機を意識しはじめる。③満州の日本軍は中国各地に派遣され、ソ連は隙間を乗じてくる。④国際社会は中国を同情するようになる。⑤香港やフィリピンは危険にさらされるため、英米は危機感を持ち、艦隊を派遣してアジアにおける自国民と自国の利益を保護しなければならない。そうすると、太平洋地域で戦争が勃発する。その時こそ中国は危機から脱出する好機である。

手紙の中で、胡適は、「介錯論」も展開した。「介錯」とは、武士が切腹の際、自分で刀で腹を突き刺して死にきれない時に、そばに付き添う親友が武士の首を切って死を助けることである。一般的にその親友は「介錯人」と呼ばれている。胡適は、①日中関係を「日本切腹而中国介錯」と名付け、日本の侵略を自殺行為とたとえ、中国がその自殺行為に「介錯人」として打撃を与えれば、日本が敗北するであろう。②だが、中国は「介錯人」の役割を担う資格をまだ持っていない。言い換えれば、中国は侵略してきた日本、すなわち切腹しようとした日本の首を切るほどの国力をまだ持っていない。そのため、苦戦する覚悟をしなければならないと主張した。

しかし、胡適は、中国が他国の参戦を期待するような気持ちを持って苦戦してはいけないと戒める。自分

も敵もくたびれるまで戦ってからはじめて国際社会の参戦と援助を期待するのである。背水の陣を敷く覚悟を以て苦戦する以外、太平洋地域における世界大戦を早期に導く方法はない。つまり、自ら必死に戦ってからはじめて国際社会の真の同情と援助を獲得するのであると主張した²⁰⁾。

簡単に言えば、胡適の苦撑待変論とは、①日本の侵略行為は必ず英米諸国の在華あるいは在アジアの利益と衝突する、②このため、近い将来、米ソが参戦して日中戦争はやがて世界規模の大戦に発展するだろう、③世界規模の大戦が勃発する時こそ、中国にとって国際情勢が好転する時であり、中国が立ち直る時機である、④その時機が来るまで、中国は三、四年の敗戦、苦戦を覚悟して莫大な犠牲に耐えようというものであった。

明らかに、胡適が主張した「苦戦論」は、当時、社会一般が主張していた「主戦論」とは同質なものではなかった。胡適は社会一般の「主戦論」を次のように反対していた。「国家のために考えるなら、物事を容易に見てはいけない……この数年間、多くの人は主戦を簡単に口にしてきた。しかし、他人の意見を迎合しない発言こそ勇気が必要である。耳に逆らうことをいう、民衆が嫌いなことをいう、責任のある話をいうことこそ、勇気が必要だ」と、彼は感情的な「主戦」を責任感のない発言だと批判していたのである²¹⁾。

2. 駐米大使期の外交活動—「苦撑待変」への努力

2.1 借款貸与

1937年9月、和平交渉論から苦戦論へと変わった胡適は、蒋介石の依頼を受けて、中国の抗戦を宣伝する非公式使節として欧米遊説に向かった。それ以来、胡適の政治活動はすべて「苦撑待変」の方針のもとで展開された。いかにして近い将来の太平洋における大戦を実現させ、国際情勢を中国に有利に転換させるかは、胡適にとって中国の対米外交活動の最大の目標となった。そのため、後の胡適の対米外交活動は、明確な目的を持った具体的なものであった。

1938年7月20日、遊説中イギリスに滞在した胡適は、蒋介石から駐米大使任命の電報を受けた。任命を受け入れた胡適は、9月28日、アメリカに向かい、10月27日、ルーズベルト大統領に国書を奉呈して、正式に駐米大使の任に就いた。ルーズベルトは「胡大使の名は世界中に知られている。駐米大使に就任したことで、必ず米中間

20) 同上、1386-1388頁。

21) 梁錫華編『胡適秘蔵書信選』風雲時代出版社、1990年11月、113-114頁。

の理解は促進される。アメリカも中国に対して随時協力するつもりだ」と胡適の就任を歓迎した²²⁾。

胡適の大使就任は、中米両国の社会でも大きな反響を呼んだ。10月8日『大公報』は、胡適が「中米両国をよく知る人物として、中米両国の友好を促進する使命を果たすことを期待している」と評価した。アメリカの『New York Times』も、「胡適は熱狂者ではなく、言動一致の哲学者であるため、その外交はきっと誠実で公開的なものに違いない」と胡適を歓迎した²³⁾。

日本の『日本評論』は、胡適と対抗するには、日本は三人を派遣して大使の仕事に補佐しなければならないとして、文学に通じた鶴見祐輔、経済に精通した石井菊次郎と雄弁で英語が堪能な松岡洋介を推した²⁴⁾。結局、派遣されたのは石井だけだった。これらの出来事から胡適の国際的知名度と影響力が伺えるだろう。

蒋介石国民政府は、対米外交の重要性を十分に認識していた。蒋介石は胡適に四つの指示を下した。①アメリカの対華援助を促成すること、②アメリカの中立法案の修正を促すこと、③アメリカから財政的援助を獲得すること、④日本への軍需品販売をアメリカにやめさせること、である²⁵⁾。胡適は、赴任時に、中国によるアメリカの対日開戦の実現を最重要外交政策として位置づけ、それを達成するまで「苦撑待変」しなければならないと、抗戦を続ける必要性を蒋介石に訴えた²⁶⁾。

胡適は就任するとまず借款貸与に着手した。そもそも大使の更迭は、前任の王正廷の借款失敗が大きな原因だった。当時、対中援助に対して、アメリカ朝野では孤立主義の勢力が強く、反対意見が多かった。またアメリカの中立法の中にも、交戦国に借款しないという項目があり、中国の借款活動を非常に困難にしていた。胡適の補佐として金融専門家の陳光甫が派遣された。陳光甫は1909年アメリカ・ペンシルベニア大学経済学部で留学した経験があり、上海銀行を創立した著名な人物として、胡適の借款成功に大きな役割を果たした。

陳光甫は、中立法の規定を踏まえた借款計画を提案した。それは、中国政府が中国国内で桐油を買付け、復興商業会社を設立し、同時にアメリカでは輸出入銀行から借款して桐油を代理販売する世界貿易会社を設立するというものである。復興商業会社は桐油を購入して、世界貿易会社に売るが、世界貿易会社は、中

国銀行の保証で輸出入銀行から2500万ドルの借款をする。そうすると、建て前では借款は完全な商業活動であり、中立法に反するものではなくなる。アメリカはこれに同意した。しかし、同じ時期、広州と武漢が陥落したため、中国が最後まで戦えるか疑問を感じたので、アメリカは借款貸与を躊躇した²⁷⁾。

10月27日、胡適は、ルーズベルト大統領に国書を奉呈する際、中国の戦況を詳しく説明して、中国が抗戦し続ける強い意志を持っていると表明した。蒋介石も10月31日に「告全国軍民書」を発表して、長期抗戦の決心を国際社会に表明した。胡適は、ルーズベルトに、武漢の陥落が中国の「空間による時間の引き換え」だと説明して、広州、武漢の陥落後も、中国が引き続き抗戦すると表明し、「長期的闘争を堅持し、最後の勝利を勝ち取ることは中国政府の一貫した方針だ」と強調して、中国長期抗戦の決心への理解を求めた²⁸⁾。胡適は、また講演を行い「必要な時、中国は長期戦の心構えをしている」とアメリカ朝野に中国の強い意志を表明して理解を求めた²⁹⁾。

最後まで戦うという中国の抗戦への態度を確認したルーズベルトは、11月30日に借款を許可した。いわゆる「桐油借款協定」であった。協定の主な内容は、①アメリカ輸出入銀行が世界貿易会社に2500万ドルを借款して、農工業製品の購入に使用すること、②中国側が5年間アメリカに22万トンの桐油を売り、年単位で借款を返済することを中国銀行が保証することであった³⁰⁾。

蒋介石は、広州、武漢が陥落した時期の「桐油借款」について、少額だが中国の士気に一本の強心剤を注入したものであり、アメリカの中国援助への実質的一步だと高く評価した³¹⁾。また、蒋介石は、胡適の仕事ぶりを高く評価して「借款の成功は全国民に元気をつけた。今後抗戦の精神は必ず強くなる。民族の前途はそれにかかっている。君は国のために健康を大事にしない」と激励した³²⁾。

胡適から見れば、借款の成功はその「苦撑待変」の「変」の第一歩であった。「桐油借款」が実施されると、胡適は借款に協力したアメリカ政府の要人らに感謝の意を表した。彼は、借款が衰弱した心臓への強心剤であり、救命と体力維持の効果があると述べて、ルーズベルトと財務部長のモーゲンソー（Herny Morgenthau、

22) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』、1650頁。

23) 同上、1656頁。

24) 同上、1646頁。

25) 前掲『胡適日記全編7』1938年9月29日の日記による、176頁。

26) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1648-1649頁。

27) 同上、1649頁。

28) 同上、1652頁。

29) 同上、1652頁。

30) 同上、1649頁。

31) 同上、1650頁。

32) 中国社会科学院近代史研究所中華民国史組編『胡適任駐美大使期間往來電稿』中華書局、1978年3月、5頁。

1891-1967)に感謝し、極東部長のホーンベック(Stanley Kuhl Hoenbeck,1883-1966)に対しては、中国の抗戦は借款貸与によって継続できたと感謝した³³⁾。

1939年5月、蒋介石は第二次借款を胡適に指示した。5月29日、胡適は、ホーンベックに会い、武器と軍需品の購入禁止という借款の用途への制限を撤回するよう求めた上で、中国には武器や飛行機を購入するための第二次借款が必要だと訴えた。6月21日、胡適は、國務長官ハル(Cordell Hull,1871-1955)を訪ね、第二次借款を待ち焦がれていると伝えた。ハルは、財務省借款部主任のジョーンズ(Jesse Holman Jones, 1874-1956)と相談するよう提案すると同時に、外交にかかわる問題があればいつでも協力するとの態度を示した³⁴⁾。

一方、胡適は、第二次借款が困難な理由として、次の3つを蒋介石に示した。①大統領の緊急時財政権がまもなく期限切れとなり、ルーズベルトの権限が限られてしまうこと、②中立法には交戦国に借款貸与しないという項目が存在していること、③6月末に可決された中立法新案には商業借款の期限が90日間と定められていることである³⁵⁾。明らかに中立法は借款の大きな障害であった。

9月18日、胡適は、ルーズベルトを訪問し、中国がすでに桐油借款の一回目の返済をした上に、桐油も契約通りに運んできたことと報告して、華錫(雲南省産の錫)を抵当とする第二次借款を求めた。ルーズベルトは、求めに応じて、モーゲンソーに第二次借款に積極的な態度を取るよう指示した。9月26日、胡適はモーゲンソーを訪問して第二次借款貸与を早く実現したいと懇請し、これに対して、モーゲンソーはいつでも胡大使と相談したいと快く答えた³⁶⁾。

12月20日、貨幣を安定させるために、現金で借款を貸与してほしいとの中国政府の意向に対して、ルーズベルトは、現金での借款貸与は難しいが、華錫を抵当に入れるならできると提案して、モーゲンソーや借款貸与の責任者であるジョーンズと相談するようにと胡適に助言した³⁷⁾。

1940年1月13日、胡適は、ルーズベルトを訪問して、借款について迅速に決議するようにと華錫借款の早期実現を求めた³⁸⁾。1月24日、胡適と陳光甫は、ジョーンズに会い、中国の長期戦がアメリカの支援を得れば、

必ず最終的な勝利を獲得するとして、支援の重要性を強調した。そして、陳光甫は、桐油借款で契約した桐油をすでにアメリカに運んできたことの証明書と、アメリカで購入した2000万ドルに達する資材のリストをジョーンズに提出し、そのうえで、7500万ドルの借款を要求した³⁹⁾。2月1日、ジョーンズは、國務省の会議で中国の信用を称賛して、第二次借款貸与に同意させようとした。その結果、2月29日、華錫借款案が可決された。こうして、中国は、2000万ドルの借款を獲得したのである⁴⁰⁾。

3月9日、胡適は、國務長官ハルに会い、借款貸与に感謝の意を表した⁴¹⁾。4月、胡適は、陳光甫、モーゲンソーとともにルーズベルトと会見して感謝の気持ちを伝えた。会見は談笑の中で終わった⁴²⁾。蒋介石もルーズベルトに電報を送り、「新たな借款貸与により、中国政府と人民は物資的な支援を得て、精神的に新たな励ましを得た」と感謝の意を述べた⁴³⁾。こうして、二回目の借款貸与も成功裏に終わった。

6月、蒋介石は、中国政府の全権代表として宋子文をアメリカに派遣した。胡適は、宋子文と性格も考え方も異なるため、宋が渡米して以来、胡適は借款の件に関与しなくなった。胡適の大使在任中の借款総額をまとめてみると、1938年12月、2500万ドルの桐油借款、1940年3月、2000万ドルの華錫借款、1940年9月、2500万ドルのウォルフラム借款、1940年12月、1億ドルの借款、1942年2月、5億ドルの借款をそれぞれ獲得した。そのうち、胡適自身がまとめたのは最初の二つの借款であった⁴⁴⁾。

二件の借款は、金額こそ大きくなかったが、中国の士気を高めただけでなく、その後の借款貸与活動に有利な環境を作ったのである。また、当時アメリカ朝野では孤立主義が主流だった中、アメリカ政府は、借款の意志があることをはじめて明らかにしたのである。

当時、胡適は、アメリカが太平洋地域における権益を守るために、中国の壊滅を望んでおらず、最低限であるものの経済的支援をしてくれたと借款成功の要因を分析した⁴⁵⁾。実際、アメリカは、太平洋における日本の勢力拡大を懸念する一方、ヨーロッパの戦場に集中しているため、中国の抗戦の継続を望んでいた。し

33) 秦孝儀編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』第3編『戦時外交1』中国国民党中央委員会党史委員会、1981年9月、147-151頁。

34) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1671頁。

35) 同上、1671頁。

36) 同上、1680-1682頁。

37) 同上、1696頁。

38) 同上、1703頁。

39) 同上、1703頁。

40) 同上、1704頁。

41) 莫高義『書生大使—胡適出使美国研究』広東人民出版社、2006年5月、96頁。

42) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1705頁。

43) 前掲『胡適任駐美大使期間往来電稿』32頁。

44) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1692頁。

45) 同上、1648頁。

たがって、胡適の分析は的確なものだった。しかし、前任の王正廷の更迭の原因が借款失敗だと考えると、胡適とルーズベルト、ハル、ホーンベックらアメリカ政府の要人との信頼関係も借款成功の大きな要因だといえよう。特に親友ホーンベックとは、胡適は大使在任中、殆ど一、二日に一回という頻度で会っていた。胡適は、1938年からの三年間、ホーンベックがアメリカの対中国政策に大きな影響を与え、中国に最も貢献した人物だと評価した⁴⁶⁾。

王世傑は「胡適の前任はみなプロの外交家だったが、借款貸与はなかなか成功しなかった。胡適は就任後短期間で成功した。それは胡適あるいは陳光甫に特別な外交手腕があったからではなく、ルーズベルトが中国の抗戦の決心を理解したことに加え、胡適と陳光甫に対する信頼があったからである」と述べた⁴⁷⁾。借款貸与は国民政府の指示を受けた任務だったが、胡適は、中国「苦戦」の事実を十分に認識して、中国の対日戦争の継続に、米国からの借款の成功が必須だと分かり、大使に就任すると直ちに借款貸与に奔走したのである。

2.2 中立法修正への努力

借款貸与の妨げとなっていた中立法の修正に対する対米外交活動は、胡適のもう一つの使命であった。1935年8月31日に決議された中立法の主な内容は、交戦国への武器禁輸、借款貸与禁止及び大統領裁量権であった。中立法は、日中両国が宣戦しなかったため、日本への拘束力がないうえに、借款貸与禁止条項が物資的援助が必要な中国の抗戦には不利なものだった⁴⁸⁾。

欧州戦争におけるドイツの侵略が拡大するにつれて、アメリカは、中立法を強化するか緩和するかという選択に直面しなければならなくなった。1937年5月に決議された中立法には、「現金・自国船方式」(Cash and Carry)という条項が取り入れられていた。この条項は、2年間の期限が定められており、1939年5月まで有効であった。また、この条項は、交戦国への物資輸出を禁じないが、交戦国が物資を購入する際に、現金払いの上に、自国船あるいはアメリカ以外の船舶で輸送しなければならないという条件を課した。これは、購買力や運搬力がない中国に不利なだけでなく、経済力のある日本が、アメリカから輸入することを可能にし、一層侵略を助長する要因となった。

1937年10月5日、ルーズベルトは、有名な「隔離演説」をして、アメリカが被侵略国の抗戦を支援すべき

との意志を表明した。しかし、世論の多くは同調しなかった。実際、アメリカ議会では、ホーンベックら中国支援派の中立法無効提案に対して、戦争に巻き込まれるのを危惧する孤立主義派が強く反発した。ルーズベルトは、アメリカ政府の所有船による日中両国への軍事物資輸出を禁止するとともに、商業船による輸出を禁止しないという提案をしたが、これも運搬力のない中国にとって困難であった。1938年3月5日、蒋介石は、ルーズベルトに電報を送り、中立法の無差別性を批判した⁴⁹⁾。

このような情勢に対して、胡適は、侵略国と被侵略国を区別し、侵略国に対して制裁を課し、被侵略国を支援するという方向に中立法が修正されるように働きかけることを自分の使命にした⁵⁰⁾。1939年1月スペイン内戦が起きた際、ルーズベルトは武器禁輸条項の廃止を呼びかけた。1939年1月21日、胡適は、「現金・自国船方式」条項は修正されるだろうが、孤立主義の勢力が強いため油断できないと中国政府に報告した⁵¹⁾。1月27日、胡適は、スペインの内戦は中立法を修正させるには至らなかったが、アメリカ国民に中立法の議論の焦点がどこにあるか認識させたため、間接的に中国に有利だと楽観視していた⁵²⁾。彼は、中立法が厳しく修正されるより、棚上げされたほうがアメリカ孤立主義の緩和だと考えていた。

1939年3月15日、ドイツはチェコスロバキアを占領した。16日、ルーズベルトは、ドイツが他国に宣戦すれば、中立法が存在する限り、アメリカがドイツの交戦国を援助できず、ヒトラーに味方するとも同然だと指摘した。4月、イタリアはアルバニアを占領した。アメリカは、ルーズベルトの強い主張の下で、中立法の修正を検討し始めた⁵³⁾。

胡適は、中立法の修正に際して、中国に不利な条項が入らないように直ちに動き出し、頻繁にルーズベルトや國務省の要人に会い、中国の立場を訴えた。3月20日、上院議員のピットマン(Key Pittman, 1872-1940)が武器禁輸の廃止と2年を期限とする「現金・自国船方式」条項の復活を提案した。胡適は、ピットマン案が日中戦争に適用されれば、中国が現金払いの経済力も運搬力もないため、必ず被害を受けると分析して、

49) 中華民国外交研究会編『中日外交史料叢編4』「盧溝橋事変前後の中日外交関係」1966年、463頁。

50) 前掲『胡適任駐美大使期間往來電稿』外交部「致胡適電」、1938年10月1日による、1頁。

51) 同上、1939年1月21日の電報による、7-8頁。

52) 同上、胡適「致陳布雷電」1939年1月27日による、10-11頁。

53) 新川健三郎『ルーズベルト ニューディールと第二次世界大戦』清水書院、1988年11月、155頁。

46) 前掲『胡適日記全編7』398頁。

47) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1656頁。

48) 同上1669頁。

それに反対した⁵⁴⁾。

当時、胡適は、疲労のため持病の心臓病の再発で入院していたが、3月21日、退院して直ちに中国大使館で宴会を開き、上下両院の議員を含めた500人のアメリカの要人を招待した。中立法の修正にあたり、アメリカ各界に中国の抗戦を理解してもらうためであった。胡適は、ルーズベルトが孤立主義を打破しようとしているものの、孤立主義者が中立法を戦争反対の最後の砦にしようとしていることを見抜いて、中立法の修正が細部の問題ではなく根本的問題だと分析した⁵⁵⁾。つまり、胡適は、中立法については根本的な修正あるいは廃止が不可欠であり、孤立主義の立場を捨てさせなければ、アメリカを戦争に引き込むことが困難だと考えていたのである。

3月28日、胡適は、ピットマンに会い、①スペイン内戦が終結してヨーロッパで戦争がない現時点においては、ピットマン案の対象国が日中戦争だけであること、②そうすると、ヨーロッパで民主主義諸国がその利を受ける機会がないばかりではなく、極東で、世界平和のために一年半も戦ってきた中国がその害を蒙ることになってしまう、と批判した⁵⁶⁾。

それを聞いたピットマンは、二日後、ピットマン案を正式に宣戦した戦争だけに適用するように修正したと胡適に伝えた⁵⁷⁾。つまり、日中戦争は宣戦のない武力紛争であったため、ピットマン案は適用されないということである。後にピットマン案はアメリカ政府に重視され、その方針に沿って検討が行われた。

4月19日、胡適はルーズベルトと会談してさらに中立法の廃止を求めた。ルーズベルトは、中立法の廃止は困難だが、中国に同情的なピットマンが中立法の今後の修正案に中国に不利な条項を入れることはないだろうとの意見を述べた⁵⁸⁾。

さらに、ルーズベルトは、①世界的な大戦が起きれば、日本はロシアを警戒するだろう、②そうすると、中国の情勢が好転する、③世界大戦が起きなければ、欧米諸国は必ずアメリカの下で、政治や経済などの分野において協力して世界平和を図る、④そうなると、日本も国際社会の一員になろうとして欧米諸国に協力するだろう、⑤したがって、世界情勢がどの方向に行くにしても、中国は最後まで抗戦を続ければ必ず勝利すると語った⁵⁹⁾。ルーズベルトは、中国が最後まで抗戦す

ることを期待していたのである。胡適は、早速、抗戦継続がアメリカの中国支持の最大の条件であると中国政府に報告して、「苦撑待变」の重要性を改めて強調した⁶⁰⁾。

5月29日、國務長官のハルは、具体的な修正案を提示した。ハルは、アメリカが孤立主義に固執してはならず、大国としてその法令が自国だけではなく、他国にも大きな影響を与えていることを認識すべきであると中立法修正の重要性を述べた。修正案の内容は、①交戦国への武器禁輸項目の削除、②交戦国への輸出の運搬前の売買関係の完結、③交戦国への借款貸与禁止条項の継続などであった⁶¹⁾。

胡適は、借款貸与禁止条項の継続が中国の借款活動には依然として不利だが、第一次世界大戦中アメリカがヨーロッパ諸国に借款して戦争に引き込まれたため、この条項の削除は難しいだろうとの見解を示した⁶²⁾。しかし、武器禁輸廃止条項は孤立主義派に強く反対され、意見の一致を見ないまま、結局、中立法の修正は一時的に棚上げされたのである。

胡適はこれを世界情勢の好転だと捉えていた。なぜならば、中立法の棚上げは、それ以上に厳しく修正されずに済んだことを意味していると同時に、中立法修正の焦点は武器禁輸廃止であるため、ヨーロッパで全面的な戦争が起きれば、いずれも孤立主義派は納得して武器禁輸廃止に同意するだろう、と予想したからである⁶³⁾。その後、事態は胡適の予想通りに展開した。

1940年1月、日本の中国侵出に反発したアメリカは、日米通商航海条約を破棄した。これは多くの戦略物資をアメリカに依存していた日本にとって、大きな打撃であった。ヨーロッパでは、9月1日、ドイツがポーランドに侵入した。三週間後、ルーズベルトは、議会を開き武器禁輸を廃止するよう要請した⁶⁴⁾。9月25日ピットマン案が再び議論の対象となった。孤立主義派からも、武器禁輸を廃止しなければ英仏諸国を援助できずヒトラーを助けることになり、結果的に中立的立場の維持が不可能になるとの意見が出てきた。9月29日、ピットマン案は可決された。武器禁輸廃止は実現し新中立法は政府の意に沿った形で成立した⁶⁵⁾。

こうして、アメリカは、実質上孤立主義の立場を捨てたのである。中国にとって借款貸与に関する修正が

54) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1665頁。

55) 同上、1665頁。

56) 同上、1665-1666頁。

57) 同上、1666頁。

58) 前掲『中日外交史料叢編4』『盧溝橋事変前後の中日外交関係』452-453頁。

59) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1666頁。

60) 同上、1666頁。

61) 同上、1668-69頁。

62) 同上、1669頁。

63) 前掲『中日外交史料叢編6』1939年7月24日付け胡適により陳布雷宛ての電報による、211-212頁。

64) 前掲『ルーズベルト ニューディールと第二次世界大戦』158-159頁。

65) 同上、159頁。

見られなかったが、武器禁輸条項の廃止や日米通商航海条約の廃止は、国際情勢が国民政府と胡適が望む方向へ変化していることを意味しており、「苦撑待変」の実現はそう遠くないように見えてきた。

1941年3月11日、アメリカ議会は武器貸与法を可決した。それにより、アメリカは、レンタルあるいは借款供与の形で武器、軍需品、食糧を他国に提供することができる。武器貸与法は中立法の廃止を意味したので、胡適の「苦撑待変」はさらに現実味を帯びてきた。

中立法の修正をめぐる胡適の判断と行動は理性的で的確なものであった。彼は、歴史的な目をもって、第一次世界大戦中、ヨーロッパ諸国に借款したため不本意な戦争に巻き込まれたアメリカでは孤立主義の勢力が強いという現実を突き止め、根本的な修正が困難だと判断して、中国に不利な条項を入れないことを目標にして有効な働きをかけたのである。

2.3 日米妥協交渉の阻止

1941年4月頃、日米両国間で妥協交渉が検討され始めた。背景には、英仏の支援に忙殺されたアメリカが、太平洋方面では日本との衝突を避けようとしたことがある。日米交渉は、1941年4月から12月まで8ヶ月間続いた。結局破綻して太平洋戦争が起きたが、当時の中国にとっては、日米交渉の成否は中国の将来にかかわる死活的な問題であり、その動向に常に注意を払い、できる限りの働きかけをした。そこで、日米妥協交渉を阻止し、日米開戦を促すことは、胡適にとって最も重要な使命となった。

日米交渉はハルと日本駐米大使野村吉三郎（1877年-1964年）の間で始められた。5月23日、胡適は国民政府の指示を受け、ハルを訪ねた。ハルは、日米交渉の理由について欧州戦場では、アメリカはヨーロッパと大西洋の運輸ルートを確認しなければならないため、太平洋での防衛力不足の恐れがあると説明して、日本を枢軸国から離脱させれば、太平洋地域の平和が回復され、日中も停戦するだろうと述べたうえで、中国との事前相談を欠いたまま日米協定を結ばないと保証した⁶⁶⁾。これに対して、胡適は、アメリカが一部の戦艦を大西洋に派遣したが、太平洋でも海軍を十分に配置しているため、中国は見捨てられてはいないとの見解を抱いた⁶⁷⁾。

他方、日本は、アメリカとの交渉を行いながら、1941年7月下旬、南部仏印を攻撃し始めた。アメリカは、直ちに在米日本資産の凍結、対日石油輸出の全面禁止などの経済制裁措置を取った。これに対して近衛首相

は、ルーズベルトに首脳会談を申し入れ、局面打開を図った。ルーズベルトは時間稼ぎのため、近衛の申し入れに応じようとした⁶⁸⁾。

蒋介石は、この状況に懸念を抱き、日米交渉の動向に注意するよう胡適に命じた⁶⁹⁾。胡適は、①中国抗戦の継続がアメリカの援助を獲得する必要条件であると同時に、②アメリカの対日政策が中国および太平洋の情勢に左右されるのであり、③アメリカが自国の利益を守るためにも必ず中国援助を続けるとして、④「苦撑」の必要性を強調し、⑤太平洋地域で日本とアメリカの利益が衝突すれば、日米交渉が必ず行き詰まり、⑥「待変」の可能性が十分にありうると蒋介石に回答した⁷⁰⁾。その後の日米関係はまさに胡適の予言通りとなった。アメリカの事情や国際情勢に精通していたからこそ、胡適の洞察力は鋭かったのだろう。

つまり、胡適は、日米妥協交渉という中国に不利な事実に対して、次のように考えていた。アメリカが日本との妥協交渉に応じた根本的原因是、①欧州戦場に牽制されたことにあり、決して中国の抗戦を支持しないことを意味していない、②日米妥協交渉の事実に対して、中国は「苦撑」の対策を持ち続け苦戦を耐えながら「変」を待たなければならない、と考えていた。

日米交渉における最大の難点は、中国における日本駐留軍の撤退と三国同盟であった。9月25日、野村大使は日本政府対案をアメリカ側に提示した。この案では、中国の日本駐留軍は、「日支両国の安全の脅威となるべき共産主義的並びにその他の秩序擾乱運動防止及び治安維持のための日支協力のため」とし、撤兵は、「支那事変遂行のため、支那に派遣された前号以外の軍隊は事変解決に伴い撤退する」とした⁷¹⁾。

10月1日、胡適は、ハルと会見して、長沙の戦いや国共関係の改善などを話し、中国国内の状況の好転をアピールした。ハルは、アメリカの中国問題における態度は変わらず、中国問題が満足に解決するまで中国の抗戦を支持することを再び保証した⁷²⁾。10月18日、東条内閣が成立した。東郷外相は、野村大使の協力に來栖特派大使を派遣した。11月15日、來栖はワシントンに到着し、交渉に参加した。

11月22日、ハルは中、英、豪、蘭4ヶ国大使を招き、アメリカの暫定協定案を伝えた。これに対して、胡適

68) 藤村道生『日本現代史』山川出版社、1981年9月、224-225頁。

69) 前掲『蒋介石秘録12』762頁。

70) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1740-1741頁。

71) 加瀬俊一『日本外交史23』『日米交渉』鹿島平和研究所、1983年12月、218頁。

72) 前掲『書生大使—胡適出使美国研究』159-160頁を参照。

66) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1719-1720頁。

67) 同上、1720-1721頁。

は、暫定協定案が中国からの日本軍の撤兵に言及していないことを理由に、激しく反対した。胡適が、「暫定協定案が実施される間、どのようにして日本軍の中国侵攻を制限するのか」と詰問したのに対し、ハルはこの質問にはっきり答えられなかった⁷³⁾。

11月24日、ハルは再び4ヶ国の大使を招いて、修正した暫定協定の内容を説明した。①日米はともに太平洋地域で軍事的行動を取らない、②日本は南部仏印から撤兵する、③北部仏印に駐屯した日本軍は2万5千人を超えない、④在米日本資産の凍結を解除する、⑤日米貿易を一部回復する、民間用石油を一部日本に輸入する、が主な内容だった⁷⁴⁾。

これに対して、胡適はまた即座に反対して、日本軍の2万5千人駐留に激しく抗議した。これにより結果的に日本は軍事力を集中して中国のほかの地域を攻撃することになる。そうすると中国がさらに危険な状態に陥ってしまうからである。ハルは、アメリカの陸海軍には万が一の対日作戦に備える時間が必要であるとして、胡適を説得しようとした。胡適は北部仏印での日本駐留軍の人数を5000人以下に変更するよう求めた。ハルは中国との意見が一致するまで協定を結ばないと約束した⁷⁵⁾。

11月25日、胡適は、ハルに会い、再びアメリカの暫定案を批判した。ハルは胡適の激しい言葉遣いに感心した⁷⁶⁾。同日、胡適は、宋子文を帯同してルーズベルトを訪問して、45分間も協議した⁷⁷⁾。また、日米妥協交渉に反対するとの蒋介石の書簡が、宋子文からアメリカ陸軍長官スチムソン経由で議会に届けられた。この書簡は、「いかなる対日経済制裁の緩和も、中国の民心と士気を崩し、軍隊を崩壊させるものである。中国の抗戦が失敗すれば、きっと全世界に空前の災難をもたらすだろう」と中国の激しい抗議がこめられたものであった⁷⁸⁾。チャーチルは、蒋介石の電報を受け、「我々が心配しているのは中国だ。中国が崩壊すれば、我々はもっと危くなる」という内容の電報をルーズベルトに送った⁷⁹⁾。こうして、中国とイギリスの反対で、アメリカは対日暫定協定案を断念した。11月26日、ハルは、「米日間協定の基礎概略」を野村・来栖両大使に渡した。

それは、①米日両国は英、中、日、蘭、ソ連、米間の不可侵条約を締結する、②日本は、中国、仏印から

陸、海、空軍を撤退する、③米日両国は重慶を首都とする中華民国国民政府以外の政権を支持しないといった内容だった。それは日本には到底受け入れられない内容であったため、交渉は失敗に終わった。その結果、12月8日、日本は真珠湾を奇襲攻撃し、太平洋戦争が勃発した⁸⁰⁾。

当日、昼食中の胡適は、ルーズベルト本人から「胡大使、今、日本軍が真珠湾を攻撃したよ」との電話を受けた。それを聞いた胡適は、「これで国家と民族は安堵した。太平洋の情勢が変わった」と感激して、直ちに国民政府に電報を送った⁸¹⁾。胡適が待ちわびていた「苦撑待変」の時期が来たのである⁸²⁾。

胡適は、日米妥協交渉の阻止が日中戦争の解決策の「苦撑待変」の最も重要な一環だと十分に認識していた。そのため、彼は、日米妥協阻止活動に専念して、日本の中国駐留軍問題をめぐり中国の立場を強く訴え、妥協協定案の内容に反対し続けた。その結果、アメリカが胡適の抗議を受け入れ、日本に厳しい条件の協定案を提示したため、日米妥協交渉は失敗した。胡適が予言したとおり、世界大戦が起きたのである。

2.4 講演活動

講演活動は、胡適の対米外交の重要な一部であった。1937年9月から非公式使節として欧米遊説以来1942年9月大使退任までの5年間、胡適は400回以上も講演を行い、アメリカ東海岸から西海岸までさらにイギリスやカナダにも及んで行われた⁸³⁾。講演の目的は、アメリカ朝野に存在した濃厚な孤立主義雰囲気打破だった。そのため、講演内容は、中国抗戦の決心と国際的意義、日本の侵略の深刻さ、アメリカ参戦の意義を中心にしていた。

そもそも、胡適は講演の天才としてアメリカ留学時代からすでに頭角を現していた。その英語力といえば、1914年コーネル大学在学中、作文コンクールで一位を取り、非母国語の学生として史上初受賞したため、ニューヨークの新聞にも掲載されたほどだった⁸⁴⁾。また大使在任中、胡適は合計27個の名誉博士号をアメリカの各大学から授与されたことから、その講演の人気ぶりが想像できるだろう。駐米大使期の講演について、前述した「日中戦争における駐米大使胡適の講演活動の研究」という論文は詳しくまとめられているので、

73) 前掲『胡適年譜長編初稿5』1744頁。

74) 同上、1745頁。

75) 同上、1745頁。

76) 同上、1745頁。

77) 同上、1745頁。

78) 前掲『蒋介石秘録13』203頁。

79) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1745頁。

80) 前掲『日本現代史』233-234頁。

81) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1748頁。

82) 同上、1748頁。

83) 猪野慧君「日中戦争期における駐米大使胡適の講演活動の研究」『研究論集』北海道大学大学院文学研究科、第11号、2011年、169頁。

84) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿1』151-152頁。

ここでは簡単に触れ、胡適がいかにアメリカの世論に影響を与えたかを見てみる。

1937年10月1日、胡適は非公式使節としてアメリカを訪れた時、サンフランシスコ・コロムビアラジオ局で、全米に向けて行われた「危機の中の中国はアメリカに何を期待するか」(What China Expects of America in the Present Crisis)と題する講演では、彼は、まず中国は平和を愛するアメリカ人を戦争に引き込むつもりがないことを表明して、しかし、今日の日本の侵略行為は当時のドイツと同質のものであると指摘した。日中戦争が長期化になれば、アメリカはいずれ第一次世界大戦の時のように参戦せざるを得ないだろうと予想した。平和を愛し中立を保つことだけでは必ずしも戦争を避けられるとは限らないと述べた⁸⁵⁾。この講演で、胡適は、実質的にアメリカの孤立主義を批判して、アメリカがいずれ参戦する可能性があることを第一次世界大戦の前例を持ち出し、巧妙に闡明した。当時のラジオは現在のテレビと同じような影響力を持ち、ある意味でこの講演はアメリカ国民に心理的な暗示を与えたとみることができる。その後の数百回の講演は殆どこの講演の論調に基づいて行われたのである。

1937年11月13日、上海陥落の翌日、ニューヨーク外交政策協会(Foreign Policy Association)で「極東紛争の背後にある諸問題」(The Issues Behind the Far Eastern Conflict)と題する講演で、胡適は、①第一次世界大戦以来、世界は各国際条約の下で平和的な新秩序を形成した。しかし、この平和的世界新秩序は満州事変によって壊された、日本は国際連盟を脱退するまでしてすべての国際条約を破った。②中国と世界新秩序を破壊しようとする日本との戦いは、世界平和のための戦いである。③日本による破壊は、西洋諸国も含め世界的混乱を起こしている。日本は国際社会の敵であり、新世界秩序を破壊した張本人として責任を取るべきだと述べて、中国の抗戦に国際的な意義付けをした⁸⁶⁾。

この視点からの呼び掛けは非常に説得力のあるものであった。これによって、世界平和を壊そうとする日本を糾弾して、欧米諸国の警戒を引き起こし、最終的に各国がアジアにおける自国の利益と安全のために対日戦争に踏み切るよう促そうとした。

1938年12月4日、ニューヨークハーモニッククラブで行われた「日本の対中戦争」(Japan's war on China)と題する講演で、胡適は、アメリカの独立戦争を引用して、中国の抗戦とアメリカ独立戦争の共通性を強調した。つまり、胡適は、アメリカがフランスの援助を受けて勝利

を獲得したと同じように、中国の抗戦にとって欧米諸国の理解と支援が非常に重要だと説明した⁸⁷⁾。

1939年10月30日行われた「我々は戦い続ける」(We Are Still Fighting)と題する講演の中で、胡適は、日本の中国侵略が国際新秩序を破壊する行為だと指摘して、資源に乏しい日本がこの戦争で大きな損失をしつつも、日本の軍国主義者が懺悔しないかぎり、戦争が長びいていくことだろうと予想すると同時に、中国が戦い続けるとの意志を表明した⁸⁸⁾。同年11月23日、「偉大な同情心」(Great Compassion)では、中国の抗戦へのアメリカの支持を評価した。胡適は、アメリカの支持を「偉大な同情心」だと表現して、中国の抗戦が世界の民主、自由および公正を守るための抗戦であり、日本の勢力を牽制してヨーロッパの戦争を応援するものでもあるため、欧米諸国の同情を得るべきものだとして、中国の抗戦の国際的意義を再び強調した。そして、胡適は、世界平和のために戦っている中国が戦い続けなければ、必ず亡国になる、と各国の理解と支持を求めた⁸⁹⁾。

真珠湾奇襲攻撃後、1942年2月19日、胡適は「中国は戦争の同盟国として」(China as a Fighting Ally)と題する有名な講演を行った。中国は苦難に満ちた長期戦を経て、遂に転機を迎えた。つまり国際情勢は中国に有利な方向に転じた。中国はすでに孤独に闘っているのではなく、欧米諸国と肩を並べて共に戦う一員となっている。中国は必ず全力を挙げて戦う、と中国抗戦の決心を欧米諸国に伝えた⁹⁰⁾。「苦撑待变」が現実となり、胡適の安堵した心情を察することができる。

胡適は、アメリカに精通した人物として、対米外交の最大の難関がアメリカ社会に普遍的に存在していた根強い孤立主義だと見極めていた。彼は、講演の中で常に孤立主義の打破を意識して発言していた。

講演は、各界の反応を見れば効果的なものだったことがわかる。カナダの友人・徐宝謙が胡適宛ての手紙の中で、①胡適の講演によってカナダ国民が中国に同情するようになり、②各地で対日制裁を支持し、軍需品の日本禁輸が起きた、③また、海外の青年たちは皆帰国して抗戦に参加しようと奮起したと綴っており、地元の華僑の地位も講演の高評価により高められたという意外な効果もあった⁹¹⁾。胡適は独特な視点とすぐれた分析力をもって聴衆を魅了し、その予言が戦争の

85) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1617-1620頁。

86) 同上、1621-1624頁。

87) 欧陽哲生編『胡適文集12』『胡適演講集』北京大学出版社、1998年11月、739-744頁。

88) 同上、752-754頁。

89) 同上、758-760頁。

90) 同上、773-780頁。

91) 賈祖麟『胡適之評伝』張振玉訳、南海出版社、1992年3月、211頁。

展開の中でしばしば的中したと言ったアメリカ人もいた⁹²⁾。

日本政府も胡適の講演に深く注意を払っていた。1940年10月30日の『日本時報』(The Japan Times)では、胡適の講演がアメリカ人の反日感情を引き起こし、アメリカを戦争に導こうとしているものだとし、アメリカ政府に講演の取り締まりを要求したほどである⁹³⁾。

蒋介石は、胡適が講演を通じて中国の立場をアメリカ国民に訴えた、と高く評価した⁹⁴⁾。胡適は、アメリカの対日開戦を促すには、アメリカ国民に根差した孤立主義を打破しなければならないと考えていた。したがって、胡適にとって、対米外交の相手はアメリカ政府だけではなく、アメリカ国民でもあった。胡適はプロの外交官ではなかったからこそ、講演という学者ならではの外交手段を取ったと言えよう。胡適の講演は、中米両国政府間と民間の相互理解に無視できない役割を果たしたといえる。

おわりに

日中戦争期、胡適の主張は、和平交渉から、和は戦より百倍難なりへ、さらに「苦撑待变」へと、変化した。その主張の核心は中国の国力不足という事実を認め、理性をもって現状を分析して導き出された結果であった。そして、苦撑待变という最終的解決策の下で外交活動が展開されたのである。

借款貸与において、胡適は、中国の苦戦の事実を認識して、中国の抗戦が継続するには、米国の借款貸与が必須だと分かり、借款貸与に奔走して成功させたのである。

中立法の修正において、胡適は、その歴史的背景を探り、中立法修正の難点を突き止め、中国に不利な方向に修正させないことを方針にして、またルーズベルト、ホーンベックらの政策決定者の支持を得て、ピットマン案の修正に影響を及ぼし、効果を出すことができたのである。

日米妥協交渉阻止において、胡適は、苦撑待变の最も重要な局面だと考え、中国の日本駐留軍問題をめぐり、中国の立場を堅持して譲歩しなかった。結果、アメリカは胡適の抗議を受け入れ、日本に厳しい協定案を提示したため、日米妥協交渉が失敗に至ったのである。

講演活動において、胡適は、アメリカの参戦は孤立

主義の打破だと突き止め、講演は常にアメリカの世論に働きかけていた。各界の反応により、講演は世論の変化に効果的だと証明された。

もちろん、胡適の外交活動の成功は、アメリカ政府の要人、ホーンベック、ルーズベルト、ピットマンらとの親交も大きな要因であろう。蒋介石は「先生が外交官ではないが、中国を代表する著名な文化人である。国際的に極めて高い声望を持っている。胡適の活躍ぶりによって、中米関係は一段と緊密化となっている」と胡適の対米外交活動を高く評価した⁹⁵⁾。当初、蒋介石が胡適を駐米大使に任命したのも、アメリカ朝野における胡適の人望が重要な一因であった。

総じてみれば、胡適は、学者として、プロの外交官がなすべき対米外交活動を全うした。また彼は、外交官として、学者の講演の才能を生かしてアメリカの世論に働きかけた。本来単なる外交官ができない講演活動、また単なる知識人ができない外交活動は、見事に胡適の中で融合できたのである。それは、国際情勢を的確に認識して、またアメリカ社会を精通する胡適だからこそできたことであった。中国にとって、当時中国の死活にかかわる対米外交の大使任命に、胡適が最適の人選であり、胡適もその使命を果たしたといえよう。したがって、胡適の対米外交は高く評価すべきものだと結論できる。

本稿の最初に言及した記事は、胡適の対米外交の影響力は当時の日本社会にどれほど衝撃を与えたか、またそれが今日まで日本人の脳裏にいかにも深く刻まれているかを物語っている好例であろう。

参考文献

- 白吉庵『胡適伝』人民出版社、1993年12月。
 曹伯言編『胡適日記全編』(全8巻)安徽教育出版社、2001年10月。
 陳永祥『宋子文与美援外交 1931-1945』世界知識出版社、2004年5月。
 胡頌平編『胡適之先生晚年談話録』聯経出版社、1984年12月。
 胡頌平『胡適之先生年譜長編初稿』(全10巻)聯経出版社、1990年11月。
 胡明『胡適伝論』人民文学出版社、1996年6月。
 耿雲志『胡適研究論稿』四川人民出版社、1985年10月。
 耿雲志『胡適新論』湖南出版社、1996年5月。
 耿雲志編『胡適評伝』上海古籍出版社、1999年7月。
 梁錫華選注『胡適秘藏書信選』(上・下)風雲時代出版社、1990年11月。

92) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿5』1654頁。

93) 前掲『胡適日記全編7』417-418頁。

94) 前掲『蒋介石秘録12』24頁。

95) 前掲『蒋介石秘録13』32頁。

- 羅志田『再造文明之夢—胡適伝』四川人民出版社、1995年7月。
- 羅爾綱『師門五年記：胡適瑣記』三聯出版社、2006年12月。
- 李又寧編『胡適与国民党』紐約天外出版社、1998年1月。
- 李又寧編『胡適与民主人士』紐約天外出版社、1998年2月。
- 李又寧編『胡適与他的家族和家鄉』紐約天外出版社、1999年8月。
- 劉篠紅『嘗試者—胡適』湖北教育出版社、2000年1月。
- 李敖『胡適評伝』中国友誼出版公司、2001年2月。
- 莫高義『書生大使—胡適出使美国研究』廣東人民出版社、2006年5月。
- 歐陽哲生編『胡適文集』（全12卷）北京大學出版社、1998年11月。
- 歐陽哲生編『解析胡適』社会科学文献出版社、2000年10月。
- 歐陽哲生『自由主義之累—胡適思想之現代闡釋』上海人民出版社、1993年12月。
- 秦孝儀編『中華民國重要資料初編—对日抗戰時期』第3編『戰時外交』（全3卷）中国国民党中央委员会党史委员会出版、1981年9月。
- 榮劍華『胡適与中国文化轉型』黑龍江教育出版社、1997年6月。
- 上海古籍出版社編『胡適紅樓夢研究論述全編』上海古籍出版社、1988年3月。
- 沈寂『胡適の政論与近代中国』香港商務印書館、1994年5月。
- 沈寂『胡適研究』安徽教育出版社、2000年7月。
- 沈衛威『文化・心態・人格—認識胡適』河南大学出版社、1991年9月。
- 沈衛威『百年家族—胡適』立緒出版社、2000年8月。
- 沈衛威『胡適周圍』中国工人出版社、2003年1月。
- 唐德剛『胡適雜憶』廣西師範大學出版社、2005年8月。
- 聞繼寧『胡適之的哲学』上海三聯書店、1999年9月。
- 小田・季進『胡適伝』團結出版社、1999年4月。
- 余英時『中国近代思想史上的胡適』聯經出版社、1998年6月。
- 余英時『重尋胡適歷程』廣西師範大學出版社、2004年9月。
- 楊沐喜『胡適的海外生涯』安徽人民出版社、2000年2月。
- 周谷編集『胡適・葉公超使美外交文件手稿』聯經出版社、2001年12月。
- 中国社会科学院近代史研究所中華民國史組編『中華民國史資料叢稿 胡適任駐美大使期間往來電稿』中華書局、1978年3月。
- 中華民國外交研究会編『中日外交史料叢編4』「盧溝橋事變前後的中日外交關係」1966年。
- 周質平編『胡適英文文存』台灣遠流出版社、1995年5月。
- 周質平『胡適与葦蓮司—深情五十年』北京大學出版社、1998年11月。
- 周質平『胡適与中国現代思潮』南京大學出版社、2002年9月。
- Jerome B. Grieder, (中国名は賈祖麟) Hu Shih and the Chinese Renaissance: Liberalism in the Chinese Revolution, 1917-1937, Cambridge:Harvard University Press, 1970. 張振玉訳『胡適之評伝』南海出版社、1992年3月。
- 猪野慧君「日中戦争期における駐米大使胡適の講演活動の研究」『研究論集』北海道大学大学院文学研究科出版、2011年第11号、170-197頁。
- 今井駿他篇『中国現代史』山川出版社、1990年4月。
- 緒形康「記憶は抵抗する—駐米大使胡適の抗日戦争」『現代中国研究』現代中国学会出版、2003年第12月号、14-23頁。
- 加瀬俊一『日本外交史 23』『日米交渉』鹿島平和研究所、1983年12月。
- 佐藤一樹「国民使節胡適の対米宣伝活動に関する工作—1937~1938」『中国研究月報』中国研究所、2006年5月号、17-28頁。
- 佐藤一樹「中国の対米工作と胡適大使（1938-1939）—対日軍需物資禁輸の活動を中心に」『現代中国』現代中国学会出版、2006年第80号、139-146頁。
- 産経新聞社編『蒋介石秘録』（全13巻）産経新聞社、1977年5月。
- 新川健三郎『ルーズベルト ニューディールと第二次世界大戦』清水書院、1988年11月。
- 野村浩一『近代中国の思想世界—「新青年」の群像』岩波書店、1990年12月。
- 野村浩一『近代中国の政治文化』岩波書店、2007年10月。
- 藤村道生『日本現代史』山川出版社、1981年9月。
- 丸山松幸・陳正靚訳『中国の思想的危機—陳独秀・胡適・魯迅』林毓生、研文出版、1989年11月。
- 山口榮『胡適思想研究』言叢社、2000年2月。

[書評]
 上野千鶴子、蘭信三、平井和子編『戦争と性暴力の比較史へ向けて』
 岩波書店、2018年、344頁

Book Review: Ueno Chizuko, Araragi Shinzo, and Hirai Kazuko eds. (2018),
 Toward a Comparative History of Sexual Violence and War,
 Tokyo: Iwanami Shoten

権 香淑 KWON Hyangsuk

早稲田大学
 (Waseda University)

This article is a review of a book which discusses the comparative history of war and sexual violence edited by Ueno Chizuko, Araragi Shinzo, and Hirai Kazuko. How is it possible to problematize war and sexual violence against a narrative that naturally includes sexual violence in war without denying women's agency to be exercised as a survival strategy? In order to answer this question, this book focuses on the gradation of relationships between the parties of sexual violence; for example, it includes "enemy ally/allies/occupied territory/colony" and "rape/prostitution/trading/romance/marriage." It also analyzes how various narratives are tolerated by society and how the narratives and understanding change over time, by comparing various cases. Ultimately, this book gives readers a relative view of case studies on sexual violence in war and suggests how to face it.

キーワード：戦争と性暴力、比較史、女性のエイジェンシー、オーラルヒストリー

1. はじめに

「戦争と性暴力研究はアジア発だった」。この一文で始まる本書は、タイトルに示されているとおり、「戦争と性暴力の比較史」に向けて編まれた学術研究書である。しかしながら、冒頭の行にある「アジア発」の意味は、単に研究の物理的な開始を意味するに留まらない。周知のとおり、1991年8月、元日本軍「慰安婦」の金学順による名乗り出にはじまり、同年12月、匿名の元「慰安婦」および軍人軍属らとともに日本政府を相手取った損害賠償請求の裁判が提訴されたが、今日に至るまでの間、金による告発のインパクトが各界各人にもたらした影響たるや筆舌に尽くし難い¹⁾。それは、様々な地域や問題領域への飛び火となり、社会変化と省察を促す起爆剤となった。とりわけ学問分野に突き付けた問題提起は、本書の随所で確認できるように、四半世紀以上が経った今もなお、その威力を保ち続けている。

本書は、戦争と性暴力、比較史、女性のエイジェンシー²⁾、オーラルヒストリーの四つをキーワードにした二つのシンポジウムを土台とする共同研究の成果である。当初、これらは京都（立命館大学）と東京（一橋大学）において、本書の編者たちが別の枠組みで企画したものであった。前者はドイツ、フランス、日本における戦争と性暴力の比較史という視座を据え、占領軍/日本軍「慰安婦」を位置づけ、それらを女性のエイジェンシーと関連付ける、いわば「慰安婦」問題の固有性と普遍性を視野に入れた比較史へ向けた挑戦であった。後者は日本軍「慰安婦」問題を、韓国、フィリピン、日本における事例から取り上げ、広義のオーラルヒストリーの視点から対象化することを目指した試みであった。ただし、両者は、従来の日本軍「慰安

1) 編者の一人である上野千鶴子は、この金学順のカミングアウトの衝撃について、①性暴力被害の当事者が実名をさらして証言台にたったこと、②性暴力被害のなかでも、もっともスティグマ性の強い経験を告発したこと、③そこに植民地経験が関わっていたこと、という三つの重なりから記述している。(本書4頁)

2) エイジェンシーとは、「近代の主客二元論を克服するために、完全に自由な[負荷なき主体]でもなく、完全に受動的な客体でもない、制約された条件のもとでも行使される能動性」(本書11頁)を指している。本書では、フェミニズム以後の女性史が「歴史に女性のエイジェンシーを取り戻す」ことを課題とした結果、「女性の歴史は犠牲者であっただけでなく、加害者や共犯者であった」(本書12頁)ことを踏まえながらも、「構造と主体の隘路をたどって構造にも主体にも還元されないエイジェンシーを尊重しつつ、かといって構造の暴力を免責しないような複合的なアプローチ」(本書13頁)をもって論を進めている。

婦」問題の捉え方になかった視点を打ち出し、認識枠組みを共有していたという点において共通していた。二年間に亘る検討過程を経た今回の共同執筆は、必然の成り行きだったのかも知れない。

「はじめに」で示された編者の説明によると、戦争と性暴力の比較史は、記憶と証言の問題系というべき、次の三つの分野、すなわち、①性暴力を不問に付してきた戦争研究、②文書資料中心かつ実証主義を伝統とする歴史学、③女性に対して抑圧的な、ジェンダー非対称的な性規範への挑戦である。さらにこの記憶と証言の問題系には、①証言を可能にする条件、②聞き手の存在、③被害者のエイジェンシー（行為主体性）といった二次的かつ複雑な問題がある。したがって、これらの研究には、「文脈と状況のふくぞつさに応じた繊細で綿密な分析がもとめられる」のみならず、「ふくぞつたことをふくぞつたままに」語る話法が必要である。このような問題意識が込められた本書には、その「文脈と状況のふくぞつさ」に応じた分析を含め、多岐にわたる論考が収められている。

では、それらは、どのように紡がれたのか。以下において、まずは本書の構成を確認し（2）、概要を紹介したうえで（3）、その特徴や意義などについて述べることにする（4）。

2. 本書の構成

本書は、全三部、序章を含めた12章（「はじめに」と「あとがき」を除く）から構成される。章立ておよび各章の執筆者は以下の通りである。

- 序章 戦争と性暴力の比較史の視座（上野千鶴子）
- 第I部 「慰安婦」の語られ方
- 第1章 韓国の「慰安婦」証言聞き取り作業の歴史：記憶と再現をめぐる取り組み（山下英愛）
- 第2章 「強制連行」言説と日本人「慰安婦」の不可視化（木下直子）
- 第3章 日本軍「慰安婦」制度と性暴力：強制性と合法性をめぐる葛藤（岡田泰平）
- 第4章 兵士と男性性：「慰安所」へ行った兵士／行かなかった兵士（平井和子）
- 第II部 語り得ない記憶
- 第5章 セックスというコンタクト・ゾーン：日本占領の経験から（茶園敏美）
- 第6章 語り出した性暴力被害者：満洲引揚者の犠牲者言説を読み解く（猪股祐介）
- 第7章 引揚女性性の「不法妊娠」と戦後日本の「中絶の自由」（樋口恵子）
- 第8章 ナチ・ドイツの性暴力はいかに不可視化され

たか：強制収容所内売春施設を中心として（姫岡とし子）

第III部 歴史学への挑戦

第9章 性暴力と日本近代歴史学：「出会い」と「出会いそこね」（成田龍一）

第10章 戦時性暴力被害を聞き取るということ：『黄土の村の性暴力』を手がかりに（蘭信三）

第11章 戦争と性暴力：語りの正統性をめぐって（佐藤文香）

3. 本書の概要

序章（上野論文）では、本書を貫く理論的概念が提示され、比較史の可能性が示される。主な概念としては、「女性の異性間性行為の経験は〔……〕圧力による選択から力による強制までの連続体上に存在する」というリズ・ケリーの「性暴力連続体」（Kelly 1987=2001:96）を採用し、その連続性が戦時において何を問題化し／問題化しないのかを問う。一連の問題の引き金となった日本軍「慰安婦」金学順の証言を含む被害者の発話は、何よりも①韓国国内外における国際フェミニズムの高まり、②「慰安婦」の解釈枠組みのパラダイムシフト、③冷戦崩壊とグローバル化による国際秩序の再編の下でのナショナリズムの台頭、④被害者の高齢化と家族の不在という、四つの条件が備わったことで可能になった。一方で、これらの条件は、特定の発話以外を抑制する側面、すなわち、性暴力被害をめぐるパラダイム・シフトが強制性に焦点化されることで、家父長的な性の二重基準による娼婦差別を補完したほか、それらが民族の境界と重ね合わさることにより、日韓での「慰安婦」問題の評価や認識への差異をもたらした。このような記述を通して、語りの定式化における両義性の問題が浮き彫りにされ、「構造にも主体にも還元されないエイジェンシー」を軸に、戦時下における性暴力の連続性とその分断が論じられている。

第I部では、本書の視座である「戦争と性暴力の比較史」研究の発端ともいえる日本軍「慰安婦」問題について、これまでの研究蓄積と課題が示される。

第1章（山下論文）では、戦時性暴力の被害の実態を明らかにするためには当事者の証言が欠かせないという大前提のもと、1990年代初めから2000年代中頃にかけて韓国で行われた日本軍「慰安婦」被害者の証言の聞き取り作業について、その歴史を振り返ることを目的としている。そして、韓国挺身隊問題対策協議会と韓国挺身隊研究会（のちに研究所）が刊行した証言集（全8冊）のうち、主に韓国在住者を対象とした6冊を分析している。この複数の証言集が、誰によって、

どのように作られ、その過程において聞き取り方法が如何に変化していったのか。この問いに丹念な記述で答えているのだが、その変化は「真実を真実のまま明らかにする」立場で調査者たちが最初に挑んだ第1集に対し、フェミニズムの視点による批判を受け止める形で、第2、3集が編まれていく。第4集では、「日本軍性奴隷制を捌く2000年女性国際戦犯法廷」（2000年12月）の開廷を受けて、新しいメンバーによる聞き取りが行われるなか、意識的にオーラルヒストリーの手法が採用され、従来の「尋ねる」から「聞く」といったアプローチの変化が記される。そして、証言者の内的状況に目配りをし、証言から物語へと方法論的な模索を重ねながら紆余曲折を経て、第5、6集の刊行にまで漕ぎつける。

第2章（木下論文）では、朝鮮人「慰安婦」の被害がクローズアップされる一方、日本人「慰安婦」の存在が不可視化されてきた歴史的経緯に着目し、それらが言説生産活動の所産であることが示される。と同時に、日本人「慰安婦」の被害が十分に語られずにきたことの問題点も明らかにされる。「慰安婦」問題が社会問題化するにあたっては、影響力をもった運動や調査研究活動の流れがあり、それらが「慰安婦」制度をどのように理解していたのかについて、「強制連行」というキーワードから読み解かれる。すなわち初期運動における韓国の運動家や被害者に共振した日本の運動関係者が、日本の過去と真摯に向き合い、日本政府に働きかける脈絡が示されるとともに、「慰安婦」制度の全体的な把握や検証が難しくなるにつれ、朝鮮人「慰安婦」の被害が全面的に前景化されたことも指摘されている。「慰安婦」の語られ方においては、「強制連行」説が日本の加害性を告発する枠組みとして機能し、日本人「慰安婦」の不在を浮き彫りにする一方で、その語りを抑圧している状況が描かれる。結果的に「慰安婦」問題における歴史像が、民族の境界によって分断されるといった事態について指摘している。

第3章（岡田論文）は、フィリピンのセブ・マクタン島のコルドバという町で生じた集団性暴力事件が、「慰安婦」制度と複雑に関係していたことを踏まえ、地域研究の立場から「慰安婦」制度を論じている。主として戦争犯罪裁判資料を検討しつつ、①日本軍「慰安婦」研究においてどのように強制性が立証されてきたのか、②この制度の合法性や違法性がどのように論じられてきたのか、③性暴力としての記録が残され、歴史となる条件は何かについて考察を行っている。そのプロセスのなかで、どのようにして「慰安婦」になったのかとは無関係に、募集一徴集の過程から「慰安所」の状況までを通して、被害者たちの様々な自由がはく奪されたうえで過酷な暴力の対象になったことから、

制度そのものに強制性が認められること、またかかる制度は、凄惨な性暴力を引き起こしたから違法なのではなく、合法だったからこそ、かくも無残な性暴力と併存できたこと、そして何よりも、合法であったがゆえに、違法行為についてのみ記述が蓄積していく裁判資料には記録が残らず、日本軍「慰安婦」制度はその合法性によって不可視化されていったと結論づけられている。

第4章（平井論文）は、軍隊と戦争が作り出す「男性性」に着目し、「兵士と性」という普遍的課題を想定しつつ、日本軍兵士の個別具体的な体験記からその全体像に迫っている。分析対象は、日本の戦争責任資料センターによる「慰安婦」に関する元日本兵の手記・回顧録（1950年代から2007年まで計1250冊）のうち1992年以前のもので、兵士自身が「慰安所」について記している117点と、著者（平井）が収集した3点の計120点である。分析に際しては、「慰安所」を作った側とそれを利用した兵士側に分け、それぞれの体験記を提示している。前者については概ね「慰安所」必要論に立っていること、後者については兵士がレイプ神話を強固に持っていたことが指摘されるほか、「慰安所」をレイプセンターから売春「稼業」のグラデーションのなかで考える必要性も強調されている。

「慰安婦」問題の語り方に焦点を当てた第I部にに対し、第II部では、「語り得ない記憶」を取り上げ、語りを抑圧する側面から問題を炙り出している。

第5章（茶園論文）では、日本占領の経験を背景に、「コンタクト・ゾーン」（Pratt 2008:8）³⁾ という概念を用いて、占領兵と性接触する占領地女性との出会い空間に注目する。支配/被支配の圧倒的な権力の非対称性が顕著な占領地において、占領兵に対して占領地女性が単に無力な被害者としてではなく、限りなく制約された状況下においてもエイジェンシーを駆使し、自らに不利な状況をコントロールする様子が描かれる。レイプの「モデル被害者」（被害者が性的に無垢であり、なおかつ激しく抵抗したか抵抗を奪われたと語ることができる被害者）として、占領地において彼女らが自らエイジェンシーを獲得していくさまから、弱者の生存戦略を読み取っている。このような読み取りによって、幾重にもステイグマ化された占領地女性たちの声を歴史に復権させ、「経験の再定義」を施す可能性と当

3) 著者（茶園）は「占領地において勝者側の占領兵と敗者側の占領地女性が出会い、相互交渉を行う空間」と定義している（本書149頁）。これはメアリー・L・プラットが「通常、抑圧状態、圧倒的な非対称、そして手におえない衝突にかかわっている帝国の出会いの空間であり、地理的に歴史的に離れているひとびとが互いに接触し、継続中の関係を確立する空間を指す」とした概念を応用したものである。

為性を示している。

第6章(猪股論文)は、戦後、長らく沈黙を強いられてきた満洲引揚者のなかの性暴力被害者が、その体験を公共空間で語り出すまでに、どのようにエイジェンシーが抑圧され、またその抑圧を逆手にとって対応してきたかを考察している。取り上げているのは、岐阜県加茂郡黒川村(現・白川町)から、満洲国陶頼駅(現・吉林省扶余市)の西一帯に送られた黒川開拓団の事例である。団員の約7割にあたる456名が引き揚げたが、未婚女性のソ連軍との「接待」が団員の命と引き揚げの担保となった。この経験を被害者が語れるまで30年という歳月を要したが、それはモデル被害者以外の語りをあらかじめ排除する検閲、すなわち「被害者は開拓団の犠牲となることを主体的に選んだ」とする犠牲者言説が働いていたからにはほかならない。長い年月を経てかかる構造を攪乱するエイジェンシーが構築されたのは、①「慰安婦」による戦時性暴力の社会問題化、②遺族会幹部の世代交代、③「講演」における聞き手が存在したため、これらの新たな共同性の誕生が被害者の頑なに閉じられた口を開かせる条件となった。

第7章(樋口論文)は、引き揚げ後の出来事のうち、引揚女性の「不法妊娠」と戦後日本の「中絶の自由」を論じている。敗戦から5ヶ月後、釜山からの引揚船で母子が船から身投げをする光景を11歳で目撃した原ひろ子のエピソードについて、著者(樋口)は1994年、カイロ会議(国際人口開発会議)に向けて準備を共にする最中に、初めて原から聞くことになる。近年、ようやく引揚女性の性被害を含む引揚港の検疫で「不法妊娠」と診断された女性たちの過酷な状況や、それに対応した医師たちの証言が公になり始めたが、現在に至っても、当事者たちの声は歴史の闇に埋もれたままである。戦後、引揚女性の犠牲が女性の人権保障という潮流に繋がるには、1970年代、出産の自己決定権をめぐる闘いを経て、1994年のカイロ「行動会議」における性と生殖に関する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が採択するまで、約半世紀の歳月を待たなければならなかった。この章は、戦後、日本における女性運動の一端を担いながら、同時代を生きた著者の実体験と闘いに裏付けられた当事者による記録でもある。

第8章(姫岡論文)は、ナチ犯罪のなかでも可視化された時期がもっとも遅く影が薄いとされる性暴力の不可視化について、その解明が行われるようになった研究の背景を含む実情について切り込んでいる。時期区分として、①限定的ではあるが比較的率直に語られた終戦直後、②1949年ドイツ分割から1980年代まで、③戦時性暴力に関心がむけられるようになった1990年代以降の三つに分け、性暴力の不可視化に絡んでいた、

あるいは現在も不可視化され続ける要因について、時系列に記述・分析を行っている。とりわけ強制収容所を中心に、不可視化の背景に存在した国際的な政治情勢、可視化を促した歴史認識および女性人権認識の変化などと関連付けて、ナチ時代の性暴力が述べられている。研究の進展によって明らかになった状況を明示しつつも、性暴力は大量虐殺に比して感受できるだろうと言わんばかりの、ドイツの記憶の場に登場することのない現状に対し、厳しい問題提起を行っている。

第9章では、伝統的な歴史学に対する方法論的課題に、真正面から向き合った議論が展開されている。

第9章(成田論文)は、日本の近現代史学界において、本書が取り上げる戦争と性暴力が取り上げられてこなかったのはなぜかを問い、その答えは隣接領域との「出会いそこね」であるとして分析する。とりわけ、問題意識、方法、資料、叙述といった歴史学の作法をめぐり、あらゆる点からの検討が必要としながら、①問題意識にかかわって、歴史学と性・性暴力との向き合い方、②方法にかかわって、性暴力をめぐる歴史学の歴史、③史料とかわって、歴史学とオーラルヒストリーとの関係という論点を提示し、問題の所在を批判的に検討している。その結果、日本近代歴史学の動向を七つにまとめ、「戦後歴史学」「民衆史研究」と推移してきた日本近代歴史学は今後も変化せざるをえないことを指摘しつつ、オーラルヒストリーが歴史学の認識を変化させたものの、歴史叙述の転換にまでは及んでいないとして今後の課題を示している。

第10章(蘭論文)は、石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力：大娘たちの戦争は終わらない』を手がかりに、アジア・太平洋戦争時の日本軍による戦時性暴力被害の語り、いかに聞き取られたのかを明らかにしている。とりわけ戦時性暴力被害の語りをめぐる四つの位相、すなわち沈黙、個人の語り、集団/コミュニティの語り、社会の語り、相互規定的な関係にあることを踏まえ、「沈黙から個人の語りへ」「個人の語りから新たな集団/コミュニティの語りへ」という推移過程を明示している。信頼できる聞き手による継続的な聞き取りの実践と、日本での運動や裁判闘争も含めた活動のなかで、被害女性たちはトラウマから解き放たれていき、被害者女性、聞き手、支援者による新たな物語が生まれる。被害者としてついに彼女らは「自分は悪くない」という自信を取り戻し、自らの被害を「解放」の物語として語れるようになっていく。総じて、これらを実現させた石田と内田の仕事が高く評価しつつ残された課題にも触れ、後学に向けて議論を拓いている。

第11章(佐藤論文)は、性暴力という経験が、戦時ないしは紛争に関連して生じた場合のことを考え、戦

争にまつわる性暴力解釈のパラダイムシフトを含めて批判的に概観したうえで、戦争についての集合的な物語が、性暴力を含む戦時の性的関係についての語りをいかように規定しうるのかに迫っている。言い換えれば、戦時性暴力の連続性のうち、何が語られ、何が語られないかをわけ隔てる決定的な要因は、語りをめぐる正当性の有無にあることが示されている。このような問題への切込みは、戦争にまつわる性暴力の語りが当該社会の文脈に規定されるものであることを踏まえ、性的関係を生起させた戦争について、当該社会がどのような集合的記憶を有しているか、という戦争物語の質的差異をもとに、語りの正当性と女性のエイジェンシーをめぐる反転した二つの図として提示される。さらに、ある語りに正当性を与え、そこから逸脱する語りに耳を傾けないのは、当該社会における戦争のマスター・ナラティブ⁴⁾が規定力として働いているからだとして、語る側ではなく、その語りを聞く側の姿勢と共犯性を指摘する鋭い問いを投げかけている。

4. 本書の特徴と意義など

本書の特徴とは何か。比較史へ向けた書物であるだけに、何よりも異なるディシプリンを背景とする研究者によって執筆されたことが挙げられる。人文社会科学の領域に属する歴史学や社会学といった分野を両極に、近年、ますます双方からの接近の重要性が指摘されている歴史社会学、これまでの学問領域における「女性の不在」を根底から捉えなおす女性学の視点がふんだんに織り交ぜられながら、戦争と性暴力というテーマに迫っている。否、経緯を辿って記せば逆の説明がより適切であろう。1990年代以降、日本軍「慰安婦」問題が被害当事者の告発によって明るみになり、戦争と性暴力の問題が社会化するにつれ、その問題提起の重さと深さが既存の学問領域に省察をもたらした。冒頭での指摘があるように、アジア発の研究ということ踏まえれば、地域研究としての側面と広がりも持っている。

執筆者の構成も、本書のもう一つの特徴である。年齢層でいえば、1930年代から1970年代、正確には1932年生まれから1978年生まれまで、その幅は約半世紀に及ぶ。世代にして二世帯、場合によっては三世帯の差がある。また、テーマの特殊性から、往々にして偏りがちなジェンダーバランスも、執筆者12人中4人が男性で全体の三分之一を占めており、決して悪くない。

ただし、このような年齢や性別による差異性が認められる一方で、執筆者全員が、日本で生まれ育ち、日本で高等教育を受けたことが推察され、日本の大学や研究機関に属している／いた研究者であるという共通性もある。したがって、本書は、日本の学問的土壌を背景に、多様な年代、性別の執筆者が、それぞれ向き合ってきた問題領域において、戦争と性暴力をめぐる論考を書き記したという特徴があると言えよう。

では、本書の意義はどこにあるのか。それは、前述の特徴を踏まえつつ、①当事者の多様性と関係性、②加害／被害の両義性と克服、③方法論的課題への挑戦という側面から、必然的に浮かび上がるように思われる。以下、この三つの角度から整理しよう。

まず、本書の意義は、何よりも、戦争における性暴力を許容する語りを退ける一方で、生存戦略として行使される女性のエイジェンシーを肯定しつつ、戦争と性暴力を問題化するという、きわめて困難な課題について、真正面から取り組んだ点にある。なかでも、決して一枚岩ではない性暴力の当事者を多様で複雑なままに記述し、相互の関係性におけるグラデーション(敵味方／同盟国／占領地／植民地、強姦／売買春／取引／恋愛／結婚)を踏まえたくて、さまざまな時代背景のなかで、加害・被害の語りがどのように受容あるいは抑圧されてきたのか、どのような条件のもとでそれらが社会的に許容され又は退けられるのか、その語りの正当性はもちろん、それらを規定する社会(共同体)にまで目配りをしながら、論点が提示されている。本書では、当事者の多様性と関係性に着目したことで、事例を相対的に把握する視点を読者に提供している。

次いで、各章において取り上げられる文脈はそれぞれ異なっているものの、加害と被害の両義性、言い換えれば、敵と味方の分断、移行、反転という加害者が被害者となりその逆もありうるという論点が、個別事例の分析や記述において明示されている。もちろん、この両義性の問題に言及する際は十分な留意が必要であろう。性暴力の被害が重く、深刻であればあるほど被害者は容易には語れない⁵⁾。また、語りそのものが、当該社会の「記憶の共同体」によるドミナント・ストーリーや、戦争をめぐるマスター・ナラティブに規定されることは、本書において繰り返し指摘されているところである。にもかかわらず、この両義性と関係変化の指摘が重要な意義をもつのは、加害や被害といった敵対関係の分断を乗り越えて、あるいは被害のトラウマ

4) 桜井厚は、「全体社会の支配的言説(支配的文化)を、マスター・ナラティブまたはドミナント・ストーリーとよんで、社会的規範やイデオロギーを具現する語りに位置づけている」(桜井2002:36)。

5) 被害内容が重く、それによってもたらされた症状が重い人ほど語れないことを指摘しつつ、そうであるがゆえに法的な救済がされにくくなるという問題について、精神科医かつ人類学者でもある宮地尚子は、〈内海〉のある環状島モデルを使って分析している(宮地2007:21-38)。

を克服し、「新しい共同性」を拓く可能性が示されているからであろう。直接的な性暴力はもとより、構造的暴力の根絶を目指すための遙か遠くも不可避な筋道が、本書において示されている点が意義深い。

さらに、方法論的課題への挑戦がある。記憶と証言の違い、そこに当事者自身のエイジェンシーの意思を見いだそうとする執筆者たちの試みはもちろん、すでに刊行されている聞き取りの記録が、どのようなプロセスと方法論で聞き取られたのかについて解き明かした試みは、特記に値する。日本軍「慰安婦」をめぐる記録は、韓国で出版された証言集の一部(1章)や石田らによる成果(10章)を一般の読者も日本語で共有できるが、その学問的プロセスが本書によって明示されたことで、さらなる研究の進展が期待できる。「尋ねる」(ask)のではなく「聴く」(listen)、あるいは長い時間をかけ証言者の全人生を踏まえた聞き取りを行う、といった、現時点におけるオーラルヒストリー研究の知見と到達点は、歴史学との「出会いそこね」(9章)の蹉跎をきたすことなく、紙媒体を通して読者が証言者と出会える豊かな場を与えてくれるはずである⁶⁾。

以上、三つの意義からも分かるように、本書の刊行により、戦争と性暴力の比較史へ向けた第一歩が着実にスタートした。あえて、残念な点を述べるならば、比較史を謳っているだけに、各章を横断的に読むための索引が付されていれば、読者にとってはより学びやすい書物になったと思う。例えば、本書でも多用されているモデル・ストーリー⁷⁾は、文脈によっては、肯定的にも否定的にも、またそのニュアンスも異なってくる。そのあたりを比較してより明晰に読めるような索引の手引きは、「慰安婦」問題の受け止め方をめぐる日韓両社会の相違をはじめ、史実のなかで歴史文化を読み取るより多くの選択肢を、読者に示していたに違いない。

目下、韓国での出版を目指して翻訳作業が進められているというが、本書が日本のみならず韓国その他の

地域でも広く読まれ、「新しい共同性」を築く対話の礎になることで、文字通りの、そして名実ともに「アジア発」研究になることを願いたい。

【参考文献】

- 大門正克『語る歴史、聞く歴史：オーラル・ヒストリーの現場から』岩波書店、2017年
 川田文子『赤瓦の家：朝鮮から来た従軍慰安婦』筑摩書房、1987年
 宮地尚子『環状島＝トラウマの地政学』みすず書房、2007年
 桜井厚『インタビューの社会学』せりか書房、2002年
 Kelly Liz, 1987=2001, *The Continuum of Sexual Violence*, In: Hanmer J., Maynard M. (eds) *Women, Violence and Social Control*, Palgrave Macmillan, London, pp.46-60 (=2001 喜多加実代訳「性暴力の連続体」、ジャーナル・ハマー／メアリー・メイナード編、堤かなめ監訳『ジェンダーと暴力：イギリスにおける社会学的研究』明石書店、83-106頁)
 Pratt, Mary L., 2008, *Imperial Eyes: Travel Writing and Transculturation*, Revised edition, Routledge.

6) この方法論と関連して、1970年代から聞き取りを続けている大門正克は、Ask から Listen へと「聞く」姿勢の根本的な態度を変更するに至った経緯を詳細に記している(大門 2017:165-173)。さらに日本軍「慰安婦」への聞き取り記録のうち、2001年に刊行された証言集4を中心的にまとめた梁鉉娥による報告および川田文子の仕事(川田 1987)についてコメントを行った際、「Ask から Listen へ」と態度の変更がなされた聞き取り作業の後には、語り手と聞き手のtalkの場が表れると示唆的な説明を施している。2018年度VAWW RAC 総会シンポジウム「[慰安婦]被害はどう聞き取られたか〔第2弾〕：証言からオーラル・ヒストリーへ」(2018年11月4日、韓国YMCA 3階304・305)における評者の参加記(フィールドノート)より。

7) モデル・ストーリーとは、特定のコミュニティ内で特権的な地位を占める語りを指す(桜井 2002:36)。

『コスモポリス』投稿規定

(2011年6月15日改訂)

1. 本誌は年 1 回発行される。論文内容は国際関係論・国際比較の分野で、国際政治、国際政治経済、国際経済、開発経済、国際法、国際関係史、国際社会などの理論、実証を主とし、未公開のものに限る。(多重投稿を禁ずる)。本誌の論文としては、原著論文のほか、研究ノート・資料紹介・書評なども受け付ける。原著論文は、国際関係論における独創性のある理論的または実証的な本格論文とする。研究ノートは、理論的な発展が有望視される分野や問題の提起、既存の理論の小規模な発展など、主として理論的、実証的な観点からの定式化と解析に新しい視点をいれる小論文とする。資料紹介は、国際関係論の分野における、主として理論的、実証的な視点から重要な意義を有するものとする。また、書評は書籍の単なる紹介ではなく、関連分野のレビューの中で当該の書籍の位置づけを明らかにする研究論文とする。論文は原則として邦文、英文とし、和英両語の表題および和英いずれかの要約を付ける。締切期日は毎年 9 月 30 日とする。
2. 論文投稿者は原則として国際関係論専攻に所属する者、もしくは所属していた者とする。その他、編集委員会において適当と認めた者とする。
3. 投稿原稿は、別に定める執筆要領に従って作成する。
4. 論文は、図・表、要約等を含めハードコピー 2 部を郵送し、その PC ファイル (Word や Pdf 形式など) を誌名編集委員長へ電子メールで送付する。これらは原則として返却しない。
5. 論文は二人以上の査読者によって独立に審査され、その結果によって採否、一部書き直し等の決定を、編集委員会が行う。なお、表記等は統一のために編集委員会で一部改める場合がある。
6. 掲載論文の著作権は上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻に帰属する。掲載された論文は、当専攻のホームページ、あるいは当専攻が委託する機関において電子化された電子媒体で公開される。

執筆要領

1. 投稿原稿は、ワープロを利用する場合には用紙サイズは A4 版、900 字 (=36 字×25 行、英文にあっては語間スペースを含め概ね 2000 字=80 字×25 行) 詰めを用い、原著論文は 25 枚程度 (図表を含めて刷り上がり 10 ページ程度)、研究ノート・資料は 15 枚、書評は 10 枚程度を一応の目安とする。但し、長さの適否は論文の内容やジャンルを勘案して判断する。原稿には、(1) 表題・英文表題、著者名とそのローマ字名を付して、連絡先、所属名と () 内にその正式英語名、(2) 本文が英文、和文に応じ

- て、和文、英文要約（155語以内）、（3）キーワード5語を付すること。
2. 記述は簡潔、明確にして現代かなづかい、常用漢字によることを原則とする。
 3. 本文において章・節等の記号をつける場合には、章にあたるものは1.、2.、…とし、第1章第1節にあたるものは1.1のようにする。以下これに準ずる。
 4. 本文中における外国人名等の固有名詞は、現地綴りあるいは英語綴りを原則とするが、公式の名称等として著名なものはカタカナでもよい。
 5. 脚注は一連番号を参照箇所の右肩に（1）（2）と表し、内容文は原稿末尾にまとめる。
 6. 図・表のトレースが必要な場合、制作実費は著者負担とする。
 7. 図・表が原稿本文にない場合、挿入箇所は原稿本文の右横欄外に赤字で指定する。
 8. 参考文献は欧文・和文を一括し、著者の姓のアルファベット順に並べる。

[文献リストの表記]

和書・和雑誌論文

- （1）単行本 武者小路公秀（1972）『行動科学と国際政治』東大出版会、201-202頁。
- （2）雑誌論文 柚正夫（1958.4）「日本における統治の効率」『中央公論』143頁。
- （3）講座・論文集所収論文 高橋徹（1958）「イデオロギー」『講座社会学』第3巻（社会と文化）所収、東大出版会、26頁。
- （4）翻訳書 D.ベル編、斉藤真・泉昌一訳（1958）『保守と反動』（Daniel Bell (ed.) (1955) *The American Rights*, New York, Criterion Books) みすず書房、212頁。
- （5）翻訳論文集所収論文 ルシアン・W・パイ（1970）「新興諸国の形成」I・デ・ソラ・プール編、内山秀夫ほか訳『現代政治学の思想と方法』（Ithiel de Sola Pool (ed.) (1967) *Contemporary Political Science: Toward Empirical Theory*, New York: McGraw-Hill) 勁草書房、285頁。

外国書・外国雑誌論文

- （6）単行本 Daniel Aaron (1951) *Men of Good Hope: A Story of American People*, New York, Oxford University Press, 38, p. 1-68.
- （7）論文集 J. N. D. Anderson (ed.) (1950), *The World's Religions*, London, Inter Varsity Fellowship, pp. 143-162.
- （8）雑誌論文 L. A. Weissberger (1927) "Machiavelli and Tudor England," *Journal of Political Economy*, (43: 2), p. 589.
- （9）論文集所収論文 Roger Hilsman (1956), "Strategic Doctrines for Nuclear War," in William W. Kaufmann (ed.) *Military Policy and National Security*, Princeton, NJ, Princeton University Press, pp. 39-74.

『コスモポリス』13号執筆者紹介

- 上野 俊彦 (上智大学 外国語学部ロシア語学科/グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻教授)
- 安達 祐子 (上智大学 外国語学部ロシア語学科/グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻教授)
- 阿部 純一 (霞山会常任理事・研究主幹)
- 六鹿 茂夫 (霞山会事務局長・主席研究員)
- 兵頭 慎治 (防衛省防衛研究所地域研究部長)
- 伊藤 愛 (日本放送協会)
- 大澤 傑 (防衛大学校総合安全保障研究科・特別研究員)
- 須田 祐子 (東京外国語大学・非常勤講師)
- 劉 紅 (武蔵野大学・非常勤講師)
- 権 香淑 (早稲田大学 地域・地域間研究機構)

編集後記

今年には長年本学で研究教育に貢献された上野先生がご退職されます。先生の益々のご健勝をお祈り致します。今号はご退職を記念するにふさわしい優れた論考が集まりました。さらに、小特集の『「一带一路」と世界秩序』では、「一带一路」構想に関する議論を深めることができました。刊行にご尽力いただいた皆様に感謝いたします。

(編集委員長)

COSMOPOLIS No. 13 2019

平成 31 年 3 月 22 日 発行

上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻
『コスモポリス』編集委員会

委員長 廣里 恭史
委員 蘭 信三
委員 渡辺 紫乃

Graduate Program in International Relations, Sophia University

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1

TEL 03-3238-3562

gdintrel@sophia.ac.jp

印刷・製本 チヨダクレス株式会社